

羽生市地域防災計画

令和 7 年 3 月

羽生市防災会議

羽生市地域防災計画

令和 5 年 3 月 作成
令和 6 年 3 月 一部修正
令和 7 年 3 月 一部修正

編集・発行 羽生市防災会議
事務局 羽生市 総務部 地域振興課
〒348-8601 羽生市東 6 丁目 1 5 番地
T E L 048-561-1121
F A X 048-563-2322
E-mail chiki@city.hanyu.lg.jp

目次

第1編 総 則

第1章 総 則 総-1

第1節 計画の基本的考え方 総-1

第2章 羽生市地域防災計画の概要 総-7

第1節 市の概況 総-7

第2節 被害想定 総-14

第3節 防災対策の基本方針 総-23

第3章 防災体制の強化 総-25

第1節 防災関係機関の役割 総-25

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 総-27

第3節 市の防災体制 総-39

第4節 地域の防災体制の強化 総-57

第5節 防災活動拠点とネットワークの整備 総-61

第6節 防災教育計画 総-64

第7節 防災知識普及計画 総-67

第8節 防災訓練計画 総-68

第2編 共通編

第1章 災害予防・被害軽減 共-1

第1節 災害に強い都市づくり 共-1

第2節 情報の収集・伝達に対する備え 共-11

第3節 火災の予防 共-16

第4節 水害予防 共-19

第5節 地盤災害の予防 共-22

第6節 危険物施設等における備え 共-24

第2章 市民の安全確保に対する備え 共-27

第1節 避難に対する備え 共-27

第2節	救急・救助に対する備え	共-35
第3節	医療救護に対する備え	共-37
第4節	要配慮者の安全確保	共-41
第5節	帰宅困難者支援への備え	共-50

第3章 災害時の生活安定に対する備え 共-53

第1節	食料・生活必需品等の備蓄・調達	共-53
第2節	応急給水に対する備え	共-57
第3節	環境衛生に対する備え	共-60
第4節	住宅確保に対する備え	共-65
第5節	文教対策	共-68

第4章 受援・応援への備え 共-71

第1節	応援の受入れ	共-71
第2節	災害応援	共-83

第5章 災害復旧・復興対策 共-89

第1節	生活再建等への支援	共-89
第2節	災害復旧	共-101
第3節	計画的な災害復興	共-105

第6章 複合災害への対応 共-107

第1節	埼玉県地域防災計画による記載事項	共-107
第2節	予防・事前対策	共-109
第3節	応急対策	共-111

第3編 震災対策編

第1章 応急活動の体制 震-1

第1節	災害時の活動体制	震-1
第2節	災害救助法の適用	震-11
第3節	応援要請の実施	震-15
第4節	自衛隊の災害派遣要請	震-21
第5節	要員の確保	震-25

第2章 情報の収集・伝達・広報体制 震-27

- 第1節 情報の収集・伝達・報告 震-27
- 第2節 災害広報・広聴活動 震-38

第3章 市民の生命の安全確保 震-41

- 第1節 消防活動 震-41
- 第2節 救出・救助活動 震-48
- 第3節 医療救護活動 震-53
- 第4節 水防活動 震-58
- 第5節 避難対策 震-59
- 第6節 避難行動要支援者等に対する支援 震-71
- 第7節 交通対策 震-76
- 第8節 緊急輸送 震-80
- 第9節 帰宅困難者への対応 震-82

第4章 市民の生活の安定 震-85

- 第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給 震-85
- 第2節 環境衛生 震-92
- 第3節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い 震-98
- 第4節 障害物の除去 震-102
- 第5節 公共施設等の応急対策 震-105
- 第6節 住宅対策 震-117
- 第7節 文教施設等の防災対策 震-123

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 震-129

- 第1節 計画の趣旨 震-129
- 第2節 実施計画 震-130

第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 .. 震-132

- 第1節 計画の趣旨 震-132
- 第2節 実施計画 震-133

第4編 風水害対策編

第1章 応急活動の体制 風-1

- 第1節 市の活動体制 風-1
- 第2節 災害救助法の適用 風-10
- 第3節 応援要請の実施 風-11
- 第4節 自衛隊の災害派遣要請 風-11
- 第5節 要員の確保 風-11

第2章 情報の収集・伝達・広報体制 風-13

- 第1節 情報の収集・伝達・報告 風-13
- 第2節 災害広報・広聴活動 風-30

第3章 警戒段階の活動 風-31

- 第1節 水防活動 風-31
- 第2節 避難対策 風-36
- 第3節 避難行動要支援者に対する支援 風-45

第4章 発災時の活動 風-47

- 第1節 救急・救助活動 風-47
- 第2節 医療救護活動 風-47
- 第3節 交通対策 風-47
- 第4節 緊急輸送 風-47

第5章 市民の生活の安定 風-49

- 第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給 風-49
- 第2節 環境衛生 風-49
- 第3節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い 風-51
- 第4節 障害物の除去 風-51
- 第5節 公共施設等の応急対策 風-51
- 第6節 住宅対策 風-53
- 第7節 文教施設等の防災対策 風-53

第6章 大規模水害対策 風-55

- 第1節 大規模水害に係る被害想定 風-55

第5編 大規模事故等対策編

第1章 大規模事故対策 大-1

第1節 大規模火災対策.....	大-1
第2節 危険物等事故対策.....	大-3
第3節 放射性物質事故災害対策.....	大-8
第4節 道路事故対策.....	大-21
第5節 鉄道事故対策.....	大-25
第6節 航空機事故対策.....	大-28

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策 大-31

第1節 農作物等災害対策.....	大-31
第2節 竜巻等突風災害対策.....	大-33
第3節 火山噴火降灰災害対策.....	大-36
第4節 雪害対策.....	大-39

資料編

資料1 条例・規程・規則 資-1

1-1 羽生市防災会議条例.....	資-1
1-2 羽生市防災会議運営規程.....	資-3
1-3 羽生市災害対策本部条例.....	資-4
1-4 羽生市災害対策本部規程.....	資-5
1-5 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	資-6
1-6 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	資-10
1-7 災害救助法の適用基準.....	資-14
1-8 災害救助被災者調査原票.....	資-15
1-9 被害報告判定基準.....	資-16
1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	資-19
1-11 被災者生活再建制度の概要.....	資-22

資料2 応援協定 資-23

2-1 災害時における相互応援に関する協定書（友好都市）.....	資-23
2-2 災害発生時における羽生市と羽生市内郵便局の協力に関する協定.....	資-25
2-3 災害時における相互応援に関する協定書（北埼玉地区）.....	資-27
2-4 大規模災害時の相互応援に関する協定.....	資-29
2-5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定.....	資-31
2-6 埼玉県下消防相互応援協定書.....	資-33

2-7	消防相互応援協定書（行田市）	資-36
2-8	消防相互応援協定書（埼玉東部消防組合消防局）	資-37
2-9	救急業務相互応援協定書（行田市）	資-40
2-10	東北高速道路管内市（組合）間の消防相互応援協定	資-41
2-11	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	資-43
2-12	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	資-45
2-13	協定書一覧	資-47
資料3	防災関連施設・設備・資機材等	資-52
3-1	現有消防無線	資-52
3-2	羽生市防災行政無線子局設備設置場所一覧	資-53
3-3	施設設備及び資機材の現況	資-58
3-4	防疫用資材の現況	資-62
3-5	清掃機材の状況	資-62
3-6	指定緊急避難場所一覧	資-63
3-7	指定避難所一覧	資-65
3-8	福祉避難所一覧	資-67
3-9	医療機関一覧	資-68
3-10	建設型応急住宅設置予定場所	資-69
3-11	し尿汲取許可業者一覧	資-70
3-12	遺体の収容所及び火葬場	資-71
3-13	市有車一覧	資-72
資料4	災害時に配慮すべき施設等	資-73
4-1	危険物施設一覧	資-73
4-2	指定文化財一覧	資-73
4-3	要配慮者利用施設関係	資-76
資料5	避難所運営マニュアル	資-82
資料6	羽生市受援計画	資-137
資料7	各種様式集	資-157
7-1	発生速報	資-157
7-2	経過速報	資-158
7-3	被害状況調	資-159
7-4	緊急消防援助隊の応援要請のための連絡事項（要請要綱）	資-161
7-5	自衛隊派遣要請依頼書	資-162
7-6	避難者カード	資-163
7-7	罹災証明書申請書	資-164
7-8	罹災証明書	資-165
7-9	ペット同行避難状況調査票	資-166
7-10	市町村行政機能チェックリスト	資-167

羽生市地域防災計画

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の基本的考え方

本節においては、計画策定の趣旨や構成、計画の効果的推進など、計画の基本的な考え方を明らかにする。

第1 計画策定の趣旨

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽生市防災会議が策定する計画であり、本市に係る災害について、災害の予防及び減災対策、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策などに関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成と内容

1 計画の構成

本計画は、本市の地域に係る災害に対処する防災活動の指針として、「総則」、「共通編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故等対策編」の5編及び「資料編」により構成する。

なお、差し迫った危険への対応や発災時の対応、国や県等から広域的な応援を受け入れるための受援体制等の発災後の応急対策に関する具体的活動については、別に作成する「災害時個別対応マニュアル」や「羽生市受援計画」などに記載する。

2 計画の内容

(1) 総則

総則では、本計画の基本的考え方や防災体制の強化、相互応援・協力体制、地域の防災力を高めるための防災教育、防災訓練等に関する計画を示した。

これらは、災害の種別にかかわらず防災対策の基本となるものである。

(2) 共通編

共通編では、地震や風水害への備えとして、被害の発生を予防・軽減するための計画、災害発生後に国や県等から広域的な応援を受け入れるための計画（羽生市受援計画より引用）、及び本市域以外での災害発生に対し応援要請に対応するための計画を示した。

また、応急対策後に引き続き取り組むことになる災害復旧・復興計画、さらに、地震や風水害といった災害が複合的に発生した場合の対策を示した。

これらは、地震及び風水害のいずれにも共通して対応するものである。

(3) 震災対策編

震災対策編では、最新の知見に基づいて行った「埼玉県地震被害想定調査結果」（平成25年度）を踏まえ、地震発生直後の対応やその後の二次災害に対応するための計画を示した。また、南海トラフ地震臨時情報に伴う市の対応措置は震災対策の一部として計画した。

(4) 風水害対策編

風水害対策編では、利根川、荒川、小山川、中川、福川の破堤による洪水の発生により、本市域の多くが浸水想定されていることを踏まえ、浸水の危険が差し迫った場合の対応や浸水被害発生後の応急対策を計画した。

また、近年集中豪雨により各地で発生している大規模水害への対応についても、県計画の改定を踏まえた市の対応を計画した。

(5) 大規模事故等対策編

大規模事故等対策編では、人為的災害とされている大規模火災、危険物等事故、放射性物質事故災害、道路事故、鉄道事故、航空機事故災害に対する対策を計画した。

また、地震や風水害以外の自然災害の中で、農作物等災害対策や、県内でもたびたび発生している竜巻等突風災害対策のほか、火山噴火降灰災害対策、雪害対策を計画した。

第3 計画の理念

本市は、羽生市におけるまちづくりの最高規範として、「市民参加、市民参画、市民協働」を基本理念とした『羽生市まちづくり自治基本条例』を平成22年4月1日に施行し、市民と行政が対等な関係における「協働のまちづくり」を推進している。

羽生市まちづくり自治基本条例は、「市は、災害その他の不測の事態に際しては、市民の生命及び財産を守る責務を有する」としている。しかし、市民の生命・身体・財産の保護、社会生活の維持及び災害時の被害の防止、軽減を図るためには、都市構造の強化、都市環境の整備や、防災体制の整備、地域との連携の強化といった体制づくりの両面から災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災を契機として、災害対策基本法が改正され、「災害を防ぎきることは不可能である」との認識に立ち、防災対策を通じて被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底することが求められている。

そこで本計画では、災害の発生を未然に防ぐ“防災”とともに、人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する“減災”の考え方を基本とする。

また、“減災”を実現するためには、市民が、「自らの生命は自ら守る」という認識に立ち、積極的に防災対策を行い、行政と市民が一体となって防災体制の強化を図る“協働”の理念を重視する。

さらに、いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による“公助”はもとより、個人の自覚に根ざした“自助”、身近な地域コミュニティ等による“共助”が必要であり、個人や家庭、地域、団体、事業者等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開するものとする。

また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「羽生市国土強靱化地域計画」の基本目標等と整合を図るものである。

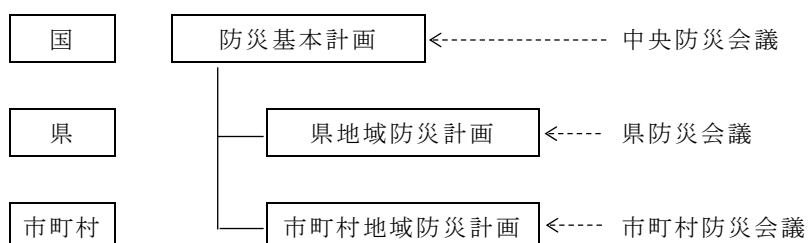
国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、地域防災計画とともに災害発生というリスクに対する計画である。それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

第4 計画の運用

1 計画の策定及び修正

本市は、羽生市防災会議を設置し、羽生市地域防災計画を策定する。また、市防災会議は、羽生市地域防災計画に毎年検討を加え、常に有効な防災業務の遂行を図れるよう必要な修正を行うものとする。

災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は以下のとおりである。なお、指定行政機関である中央省庁及び指定公共機関である日本赤十字社などは防災業務計画を作成することとなっている。



2 平時の運用

市関係部局は、本計画に基づき、地震や風水害等の各種災害への備えに関する施策・事業を進める。危機管理・防災を担当する課においては、関係部局が各種災害に備えた施策・事業が適切に進められるよう、必要に応じて助言・協力する。

また、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、関係部局及び防災上重要な施設においてもマニュアルなどを事前に整備し、適宜更新する。

3 発災時の運用

発災時には、本計画及び災害時個別対応マニュアルなどを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

4 計画の効果的推進

(1) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地訓練又は図上訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、市職員、関係機関職員に対し常に周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

（２）男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災を推進するために、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

（３）計画の周知

本計画の特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、防災に寄与するよう努める。

５ 計画の用語

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

① 災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
② 災害救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
③ 激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
④ 警職法	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）
⑤ 市	羽生市
⑥ 消防本部	羽生市消防本部
⑦ 県	埼玉県
⑧ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	災害対策基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定によるそれぞれの機関
⑨ 防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災計画に基づき作成する防災に関する計画
⑩ 本計画	羽生市地域防災計画
⑪ 県地域防災計画	埼玉県地域防災計画
⑫ 市防災会議	羽生市防災会議

第2章 羽生市地域防災計画の概要

第1節 市の概況

第1 概 況

1 位 置

本市は関東地方のほぼ中央、埼玉県北東部に位置し、東京へは60km、さいたま市（浦和区）へ40kmの距離にある。市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64k㎡である。

市役所の位置は、東経139度32分、北緯36度10分で、海拔は16mである。

市の北部は、利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接している。

道路は、市の西部を国道122号が南北に通る、市の南部を国道125号が東西に通っている。また、市の東部を東北縦貫自動車道が南北に貫通している。

<図一位置図>



平成24年10月1日現在

2 地 形

地形は、かつて利根川の氾濫によって形成された自然堤防や河畔丘陵が多く、一様に平坦ではない。自然堤防上は畑や宅地に利用され、中心市街地も自然堤防上にある。自然堤防と自然堤防の間は後背湿地で、泥炭又は黒泥土で構成されている。

市内で最も高い地域は、北西隅の昭和橋付近の利根川沿いで、標高20m、最も低いのは三田ヶ谷、手子林の加須市境付近で、標高12mである。

また、かつて利根川の幹川であった会の川の自然堤防の高さは上流の川俣地先で20m、下流の町屋地先で16mであり、その内、砂山、岩瀬、小須賀地先には22～25mの砂丘が散在し、地域を通じて自然にできたもっとも高い土地になっている。

会の川の自然堤防を境として、沖積地は西側の新郷地区と東側の羽生領とに分断されている。

なお、北辺を流れる利根川は、右岸に人工堤防が作られており、堤防頂は地盤よりも約10m高くなっている。（羽生市史上巻より）

3 気 象

本市は内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬はからっ風といわれる北西の乾燥した風が吹くことが多いが、一般的には温暖な気候である。

平年値（1991～2020年）は、平均気温15.4度、降水量1305.8ミリ、日照時間2106.6時間、平均湿度65%である。

令和5年の1年間では、平均気温17.2度、降水量1028.5ミリ、日照時間2545.5時間、平均湿度65%であった。（熊谷地方気象台観測記録より）

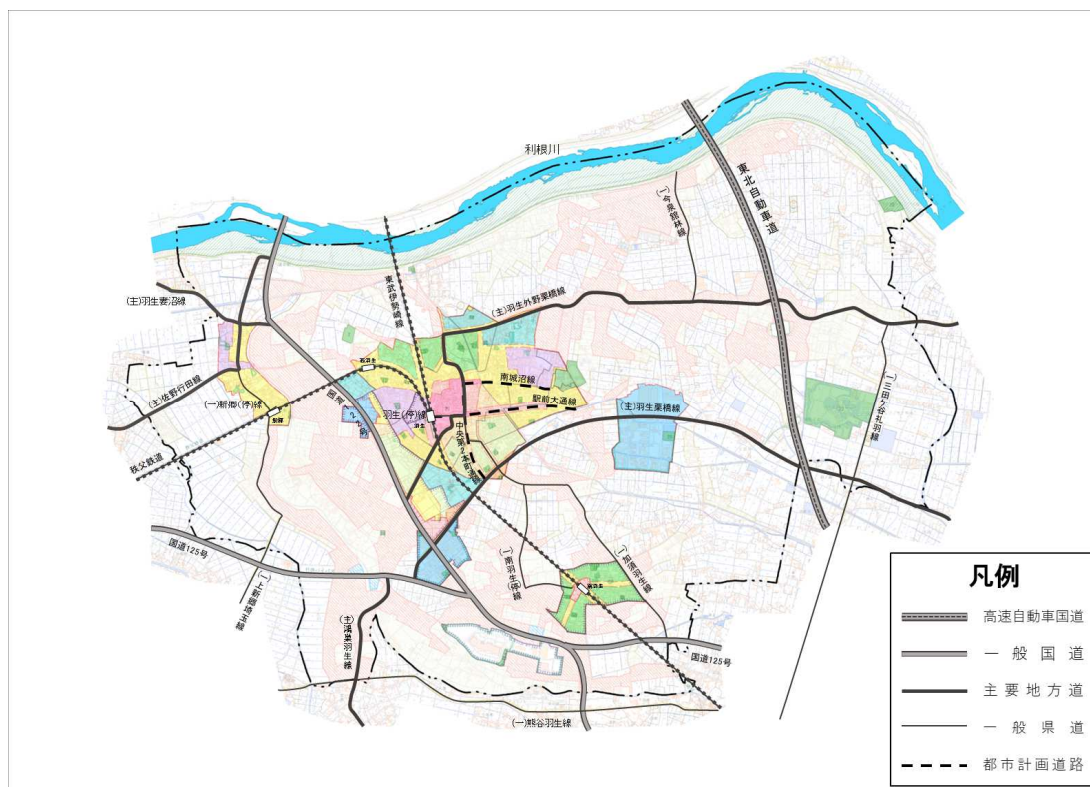
4 交通環境

東武伊勢崎線は、市の中央西寄りの地区をほぼ南北に走り、羽生駅から浅草駅までは約80分、また、JR 久喜駅を経由して大宮駅までは約40分、東京駅までは約80分で結ばれている。

秩父鉄道は羽生駅を起点とし、熊谷駅でJR高崎線に連絡し、寄居を経て秩父市に通じている。

道路は、市の西部を国道122号が南北に通じ、市の南部を国道125号が東西に通っている。平成4年（1992年）に東北縦貫自動車道に羽生インターチェンジが開設され、東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれている。これらの幹線道路を中心に県道及び市道によって道路網が形成されている。

<図—道路網図>



5 人口・世帯

本市の人口は、平成13年（2001年）の2月及び3月の58,161人をピークに減少傾向で推移しており、令和6年1月1日時点で53,855人となっている。

一方、世帯数は、核家族化の進行に伴い、人口が減少する中でも増加傾向にあり、令和6年1月1日時点で、24,468世帯となっている。

第2 災害履歴

1 県、市の地震災害履歴

埼玉県及び羽生市における主な地震被害の履歴は次のとおりである。

発生年月日	震源	M	概 要
1855. 11. 11 (安政 2)	江戸	6. 9	県内の推定震度大宮 5 浦和 6。荒川沿いに土手割れ、噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害
1859. 1. 11 (安政 6)	岩槻	6. 0	岩槻城等に被害発生
1894. 6. 20 (明治 27)	東京湾北部	7. 0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出
1923. 9. 1 (大正 12)	関東南部	7. 9	関東大震災。埼玉県で死者 316 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9,268 戸。羽生市では、家屋全壊 47 戸、半壊 22 戸
1924. 1. 15 (大正 13)	丹沢山地	7. 3	関東大震災の余震
1931. 9. 21 (昭和 6)	埼玉県北部	6. 9	西埼玉地震。埼玉県で死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸。
1968. 7. 1 (昭和 43)	埼玉県中部	6. 1	東京都で負傷者 6 人
1989. 2. 19 (平成元)	茨城県南西部	5. 6	熊谷で震度 3。茨城県、千葉県で負傷者 2 人
2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県中越地方	6. 8	羽生市震度 4
2005. 7. 23 (平成 17)	千葉県北西部	6. 0	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5 弱、羽生市震度 3。埼玉県で負傷者 9 人。
2011. 3. 11 (平成 23)	三陸沖	9. 0	東日本大震災。宮代町での震度 6 弱をはじめ、県内でも多数の被害が発生。羽生市震度 5 強、全壊家屋はなし、半壊家屋 4 戸。屋根瓦の落下 1,055 件、ブロック塀倒壊 40 件、電線切断 2 か所、道路損壊 8 か所、人的被害（救急搬送 4 件：すべて軽傷）、市内全域停電、水道漏水 18 か所。市役所の敷地液状化、植栽 60cm 陥没、庁舎中央階段ひび割れ、その他、体育館、学校施設、公民館などに被害あり。

2 県、市の風水害履歴

近年、埼玉県又は羽生市で被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

発生年月日	要因	主な被害
1947. 9. 15-16 (昭和 22)	カスリーン台風	秩父で 40 時間に 611mm の大雨。利根川の東村（現加須市）で破堤し、逆流が三田ヶ谷、須影、手子林に侵入した。荒川でも鴻巣市田間宮地域、熊谷市久下新田で破堤。県全体で死者 86 人、負傷者 1,394 人、全壊家屋 726 戸、流失家屋 392 戸、床上浸水 44,610 戸、床下浸水 34,647 戸、羽生市の被害は、床上浸水 199 戸、床下浸水 468 戸。昭和橋（木橋）も一部が押し流された。
1966. 6. 27-28 (昭和 41)	台風第 4 号	6 月としては異常な豪雨。川越 331mm、浦和 267mm。県内の被害は、死者 6 人、負傷者 7 人、全壊家屋 10 戸、流失家屋 2 戸、床上浸水 17,500 戸、床下浸水 57,825 戸。
1966. 9. 25 (昭和 41)	台風第 26 号	県内の被害は、死者 28 人、負傷者 727 人、被災世帯数 99,492 世帯、被災者数 442,358 人。全壊家屋 1,242 戸、半壊家屋 6,699 戸、床上浸水 740 戸、床下浸水 10,548 戸、道路損壊 708 箇所、橋流失 102 箇所、破堤 101 箇所。
1983. 8. 14-17 (昭和 58)	台風第 5・第 6 号	県内、死者 1 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 147 戸。
1983. 9. 28 (昭和 58)	台風第 10 号	県内、床上浸水 3 戸、床下浸水 198 戸。
1986. 8. 4-5 (昭和 61)	台風第 10 号	県内 200mm を超える大雨。草加市で救助法適用。負傷者 1 人、床上浸水 6,060 戸、床下浸水 20,275 戸。
1987. 8. 18-19 (昭和 62)	寒冷前線	寒冷前線の通過により、雷を伴った強雨、県内、床上浸水 87 戸、床下浸水 1,719 戸、
1993. 8. 26-28 (平成 5)	台風第 11 号	県内、負傷者 2 人、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2,060 戸、床下浸水 15,787 戸。
1995. 8. 5-6 (平成 7)	雷雨	県内、全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸。
1998. 9. 16 (平成 10)	台風第 5 号	県内、負傷者 2 人、一部損壊 15 戸、床下浸水 585 戸、床下浸水 1,651 戸、与野市で救助法適用。
1999. 8. 13-16 (平成 11)	大雨	県内、負傷者 2 人、全壊 2 戸、半壊 10 戸、床上浸水 462 戸、床下浸水 2,628 戸。
2000. 9. 12 (平成 12)	大雨	県内、床上浸水 63 戸、床下浸水 431 戸。

発生年月日	要因	主な被害
2007. 9. 5-7 (平成 19)	台風第 9 号	県内、重傷者 1 人、軽傷者 4 人、住家一部破損 14 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 51 戸、荒川の熊谷水位観測所では、氾濫危険水位（危険水位）を超え、観測開始以来の最高水位を記録。
2011. 7. 19-20 (平成 23)	台風第 6 号	県内、床上浸水 7 戸、床下浸水 139 戸、橋梁被害 2 箇所、崖崩れ 8 箇所。
2013. 10. 16 (平成 25)	台風第 26 号	（東京都大島で大規模な土砂災害あり） 県内、負傷者 12 人、家屋一部損壊 15 戸、床上浸水 109 戸、床下浸水 933 戸など。市内、床上浸水 24 件、床下浸水 190 件、道路冠水 40 か所、その他公共施設被害、風による車の横転事故あり。
2015. 9. 9-10 (平成 27)	台風第 18 号	（関東・東北豪雨。鬼怒川堤防決壊。茨城県及び栃木県、宮城県等で被害多数） 県内、負傷者 3 人、床上浸水 374 棟、床下浸水 1, 482 棟。
2016. 8. 21-22 (平成 28)	台風第 9 号	県内、軽傷 6 人、床上浸水住家 33 棟以上、床下浸水住家 230 棟以上、道路損壊 1 件、道路冠水 9 件、道路陥没 1 件。市内、床上浸水 2 件、床下浸水 3 0 件、その他倒木あり。
2017. 10. 21-23 (平成 29)	台風第 21 号と前線の影響	県内、軽症者 5 人、家屋一部破損 4 棟、床上浸水 84 棟、床下浸水 125 棟、非住家被害 公共建物 7 棟、その他 4 棟、河川溢水 20 箇所、土砂崩れ 6 箇所、道路陥没・破損 4 件。市内、床上浸水 7 件、床下浸水 1 3 4 件。
2019. 10. 12-13 (令和元)	台風第 19 号 (令和元年東日本台風)	県内、死者 4 人、重傷者 4 人、中等症 7 人、軽傷 25 人、全壊 134 棟、半壊 541 棟、一部損壊 699 棟、床上浸水 2, 370 棟、床下浸水 3, 388 棟。市内、床下浸水 24 棟、道路冠水 30 か所
2020. 7. 3-31 (令和 2)	大雨 (令和 2 年 7 月豪雨)	県内、一部破損 77 棟、床下浸水 2 棟
2020. 8. 12 (令和 2)	大雨	県内、一部破損 1 棟、床上浸水 68 棟、床下浸水 54 棟

3 その他の災害

地震や風水害以外では、浅間山の噴火による被害がある。また近年では、市内及び近隣地域において、竜巻被害や大雪の被害が発生している。

発生年月日	要因	主な被害
1783. 7. 5～9 (天明 3)	降灰被害	浅間山の噴火により市内の地域でも降灰があり、1坪当たり6斗との記載があり、翌年に飢饉が発生した。
2001. 8. 22 (平成 13)	竜巻被害	羽生市下川崎で竜巻が発生し、屋根瓦や物置が飛ばされるなど、住家被害 46 件、非住家被害が 28 件あった。東京管区気象台の調査で竜巻と推定され、風の強さを示す「藤田スケール」では「F0～F1」とされた。
2013. 9. 2 (平成 25)	竜巻被害	埼玉県越谷市等で竜巻が発生し、負傷者 64 人、全壊 21 棟、半壊等 1,134 棟の被害が発生した。風の強さを示す「藤田スケール」では「F2」とされた。
2013. 9. 16 (平成 25)	竜巻被害	埼玉県熊谷市等で竜巻が発生し、負傷者 4 人、全壊 26 棟、半壊等 411 棟の被害が発生した。風の強さを示す「藤田スケール」では「F1」とされた。
2014. 2. 14～15 (平成 26)	大雪被害	関東甲信越地域で大雪。県内の積雪は秩父 98cm、熊谷 62cm などとなり観測史上最高を記録し、秩父市など 2 市 5 町に救助法が適用された。また、埼玉県内では雪の影響により 3 人が死亡し、305 人がけがを負った。

第3 羽生市において予想される災害

本計画において、本市に発生が予想される災害は、概ね次に掲げるとおりである。

- ① 地震による災害
- ② 台風又は集中豪雨による水害
- ③ 大規模な火災による災害
- ④ 危険物及び放射性物質の大量放出による災害
- ⑤ 鉄道及び道路交通等交通災害
- ⑥ 航空機の墜落による災害
- ⑦ 降雨、降ひょう、霜及び雪害
- ⑧ 竜巻、突風による災害
- ⑨ その他、多数の生命、身体、財産に危険が伴う災害

第2節 被害想定

第1 地震災害

市の防災対策の前提条件となる地震及び風水害に関する被害想定について、国や埼玉県の行った調査結果に基づき、市の被害想定を整理した。

本計画の前提となる被害想定としては、埼玉県が平成25年度に発表した「埼玉県地震被害想定調査」に基づく被害想定を用いるものとする。

今回の調査の特徴としては、「東京湾北部地震」の震源の深さが従来よりも浅いという知見、「茨城県南部地震」の震源の深さが従来の想定よりも部分的に深いという知見、さらに最新の地下構造の研究成果を反映した結果、埼玉県内の震度6弱の範囲が縮小したこと、また、深谷断層と綾瀬川断層を一体化した最大級の地震として「関東平野北西縁断層帯地震」を想定したことである。

1 想定地震

最近の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、下表の5つの地震を想定している。

本市では、これまで首都直下型地震として切迫性を有している「茨城県南部地震」や「東京湾北部地震」に対する対策を基本としてきた。今回の埼玉県の調査結果では、本市における最大震度は、2つの地震とも5強であるが、「茨城県南部地震」の方が震度5強の揺れが予想されている地域が広いことから、本市においては、「茨城県南部地震」を想定地震とする。

しかし、「関東平野北西縁断層帯地震」の発生の可能性も否定できないため、関東平野北西縁断層帯地震により最大被害が起きた場合の対応について、応援要請（受援）を含めて検討する対象とする。

<表－５つの想定地震の概要>

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定のかえ方
海溝型地震	茨城県南部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映
	東京湾北部地震	M7.3	※今後 30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

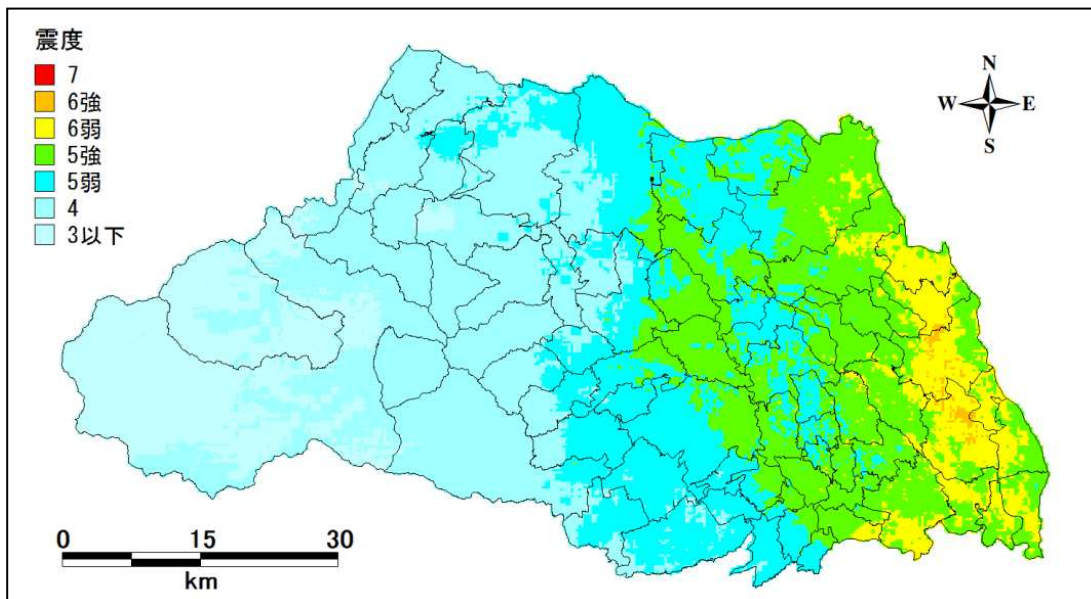
注：※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照

（１）茨城県南部地震

茨城県南部地震は、県東部の中川低地において大きな揺れが想定され、県東部に震度 6 強の地域が散在し、震度 6 弱の領域が集中して分布している。

本市内の震度は最大で 5 強であり、震源の深さが従来の想定よりも部分的に深いという知見、さらに最新の地下構造の研究成果を反映した結果、前回調査（平成 19 年埼玉県発表）の市内の最大想定震度 6 弱よりも小さくなっている。

<図－茨城県南部地震震度分布図マグニチュード 7.3>



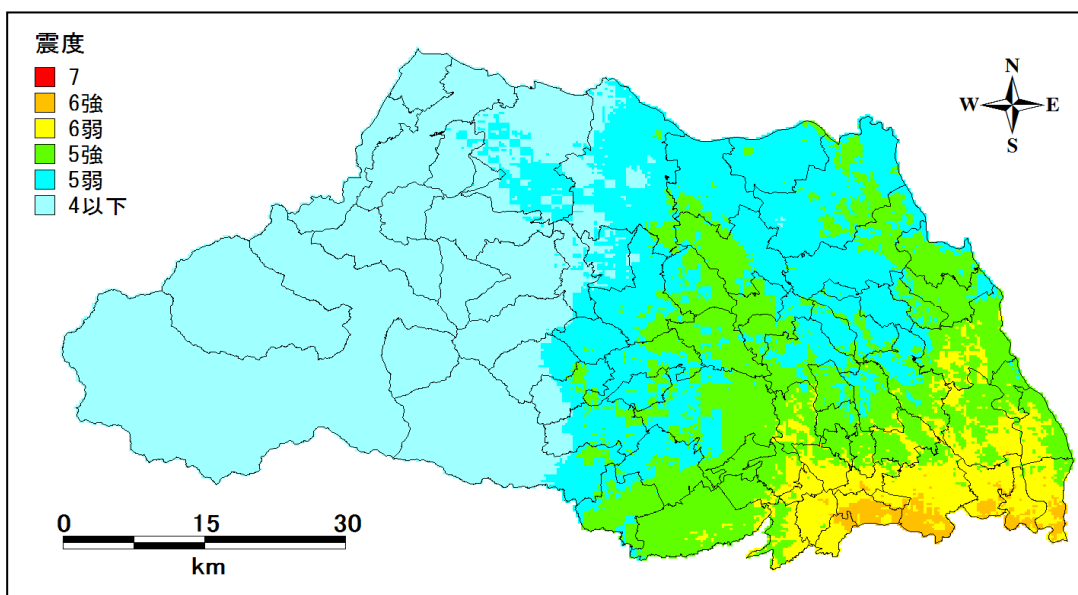
資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

（２）東京湾北部地震

東京湾北部地震は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定され、県南東部に震度6弱の地域が集中している。

一方、本市内の震度は最大で5強であり、前回調査（平成19年埼玉県発表）の市内の最大想定震度と同様であった。埼玉県は、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存しており、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害のおそれもあることから、県地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけている。

<図－東京湾北部地震震度分布図マグニチュード7.3>



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

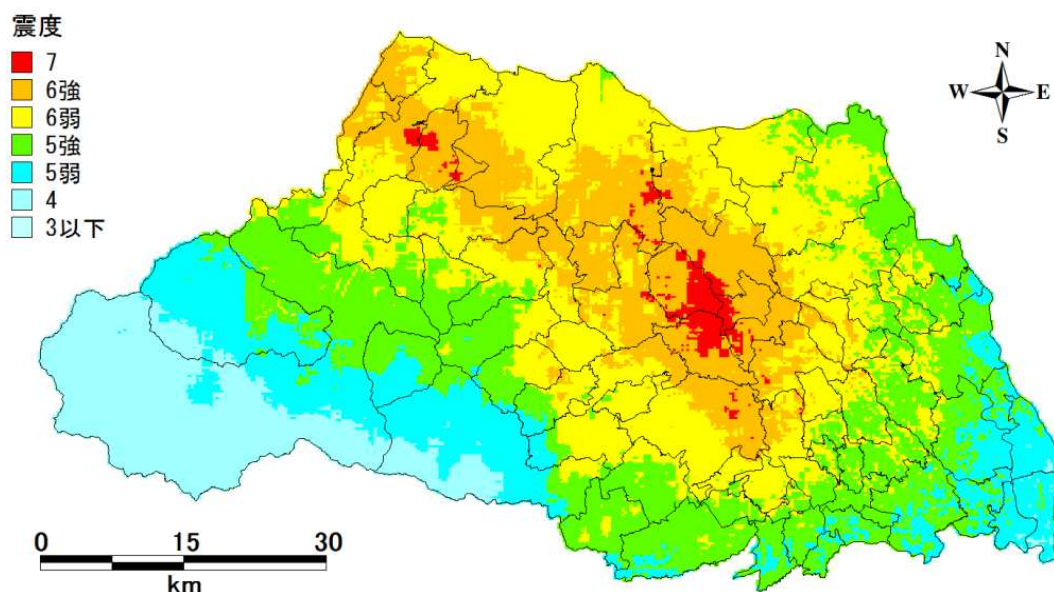
（３）関東平野北西縁断層帯地震

関東平野北西縁断層帯地震は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱ったものであり、県中部から北部にかけて最大震度は7や震度6強の地域が分布している。

市内では、一部で震度6強があり、震度6弱の地域が広く分布し、5つの想定地震の中では最大震度となっている。

県地域防災計画では、関東平野北西縁断層帯地震について、今後30年間の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と低いため、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの応援を検討すべきとしている。

＜図一関東平野北西縁断層帯地震：マグニチュード8.1 破壊開始点：中央＞



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

（４）元禄型関東地震

震源（相模湾～房総沖）が遠いため、地震動は東京湾北部地震に比べて小さい。県南部の一部に震度6弱があるが、本市の最大震度は5弱である。

（５）立川断層帯地震

断層周辺で最大震度6強となる。特に県南西部を中心に震度6強や6弱が分布しているが、本市の最大震度は5弱である。

2 予測される被害の概要

今回の震災対策は「埼玉県地震被害想定調査」における5つの想定地震のうち、現在、切迫性を有し、市内での最大震度が5強となる地域が多い「茨城県南部地震」に対応する対策を基本とする。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」についても、想定外に置くことなく、中長期的対応及び県や他市町村との連携を視野に入れた対策を講じていく。

元禄型関東地震は、建物の焼失被害：最大15棟、負傷者：最大1人、停電数：1日後に9世帯(27人)、不通回線数：6回線、下水道機能支障人口：3,993人、1週間後の避難者：7人（うち避難所避難者：3人）、休日12時の帰宅困難者数：3,652人、災害廃棄物：0.3万トンという被害が想定されている。

立川断層帯地震は、下水道機能支障人口：46人、休日12時の帰宅困難者数：2,119人という被害が想定されている。

< 表－被害想定 >

項目		被害内容		茨城県 南部地震	東京湾 北部地震	関東平野北西 縁断層帯地震	備考
最大震度				5 強	5 強	6 強	
地震の規模				M7.3	M7.3	M8.1	
建物被害	建物棟数			木造：107,806 棟、非木造：22,718 棟			
	木造	ゆれによる 被害	全壊数	0 棟	0 棟	819 棟	
			半壊数	33 棟	1 棟	6,828 棟	
		液状化による 被害	全壊数	107 棟	0 棟	141 棟	
			半壊数	175 棟	0 棟	233 棟	
		小計	全壊数	107 棟	0 棟	960 棟	
			半壊数	208 棟	1 棟	7,061 棟	
	非木造	ゆれによる 被害	全壊数	0 棟	0 棟	52 棟	
			半壊数	4 棟	0 棟	326 棟	
		液状化による 被害	全壊数	36 棟	0 棟	46 棟	
			半壊数	47 棟	0 棟	60 棟	
		小計	全壊数	36 棟	0 棟	97 棟	
			半壊数	51 棟	0 棟	386 棟	
	建物 被害	ゆれによる 被害	全壊数	0 棟	0 棟	871 棟	
			半壊数	37 棟	1 棟	7,154 棟	
		液状化による 被害	全壊数	143 棟	0 棟	187 棟	
			半壊数	222 棟	0 棟	293 棟	
		小計	全壊数	143 棟	0 棟	1,058 棟	
			半壊数	259 棟	1 棟	7,447 棟	
	物的被害	火災	焼失棟数		16 棟	15 棟	139 棟
焼失率			0.05%	0.05%	0.44%		
ブロック塀倒壊数（箇所）			572 か所	4 か所	4,895 か所		
自動販売機倒壊数（箇所）			0 か所	0 か所	25 か所		
落下物発生建物数（棟）			0 棟	0 棟	229 棟		
人的被害	死者			0 人	0 人	56 人	冬 5 時、風速 8m/s
	負傷者			6 人	0 人	1,138 人	
		うち重傷者		0 人	0 人	72 人	
避難者	避難者（1 週間後）			83 人	7 人	1,494 人	冬 18 時、風速 8m/s
		うち避難所避難者数		42 人	3 人	747 人	
電力	停電世帯数			552 世帯	9 世帯	4,087 世帯	1 日後、冬季 18 時・風速 8m/s
	停電人口			1,594 人	27 人	11,795 人	
	停電率			2.84%	0.05%	20.99%	
通信	不通回線数			8 回線	6 回線	74 回線	冬季 18 時・風速 8m/s
	不通率			0.04%	0.03%	0.34%	
1 日後断水人口				5 人	0 人	8,009 人	
下水道機能支障人口				4,495 人	4,032 人	8,267 人	
廃棄物	災害廃棄物（万トン）			3.4 万トン	0.3 万トン	19.7 万トン	冬 18 時、風速 8m/s
	災害廃棄物（万 m³）			2.2 万 m³	0.2 万 m³	12.8 万 m³	
帰宅困難者数				9,621 人	7,750 人	10,575 人	休日 12 時

注 1：関東平野北西縁断層帯地震は破壊開始点：中央

注 2：四捨五入により、合計値が合わない場合がある。

第2 浸水被害

1 風水害の要因及び危険性

近年の市域における水害の発生形態は、集中豪雨等による内水害であり、市街化の進展や水田等の埋め立てによる宅地化などにより、地下浸透や遊水機能が減少したことが主要な原因となっている。

市域の雨水は、最終的に中川、会の川などに排水される構造になっているが、台風や集中豪雨など大量の降雨となると、前述の要因により排水路への流入量が著しく増大し排水能力を超えるため、市街地の一部地域において床下浸水や道路冠水等が発生している状態である。

また、令和4年3月に作成した「羽生市洪水ハザードマップ」によると、利根川、荒川、小山川、中川、福川の5河川の浸水想定を考慮した場合、市域のほとんどが浸水想定区域となることが想定されている。また、昭和22年のカスリーン台風による被災時には、東村（現加須市）付近で利根川の破堤により逆流した水が、井泉、手子林、三田ヶ谷など市域の多くで浸水した記録が残っている。（羽生市史下巻より）

堤防等の改良、ダム・水門等整備による河川管理能力の向上により、近年このような破堤による洪水災害は発生していないが、万が一発生した場合には、社会システムの混乱、停滞により市民生活の安全に重大な危機となりうる。

従って、利根川の上流地域の降雨状況や河川の増水状況などの河川情報には、常時十分注意を払う必要があり、的確な情報を収集・伝達するため一層の体制の充実・強化に努めなくてはならない。

2 浸水想定区域

（1）想定条件等

各河川管理機関が作成している洪水浸水想定区域図（1/1,000年の確率の想定最大規模降雨）の想定条件等を以下に示す。

河川	作成主体	指定年月日	想定条件
利根川 小山川	利根川上流河川事務所	H29. 7. 20	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm
荒川	荒川上流河川事務所	H28. 5. 30	荒川流域の 72 時間総雨量 632mm
中川 福川	埼玉県県土整備部河川砂防課	R2. 5. 26	中川流域 48 時間総雨量 596mm 福川流域の 24 時間総雨量 671mm

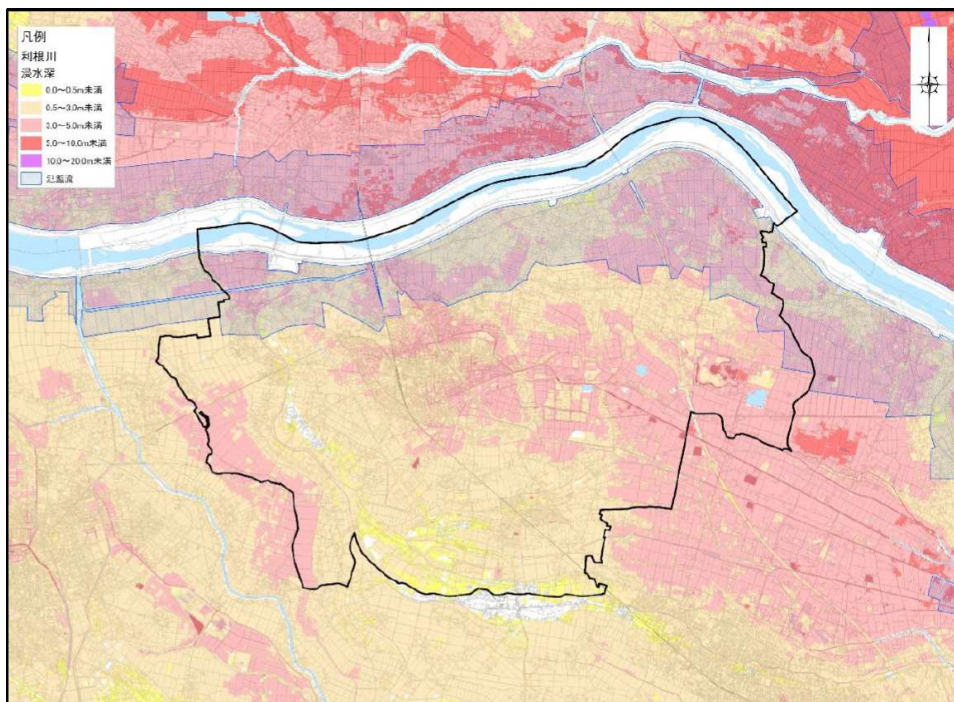
※シミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していない。

(2) 浸水区域

① 利根川

本市においては、市内のほぼ全域が浸水区域となっている。

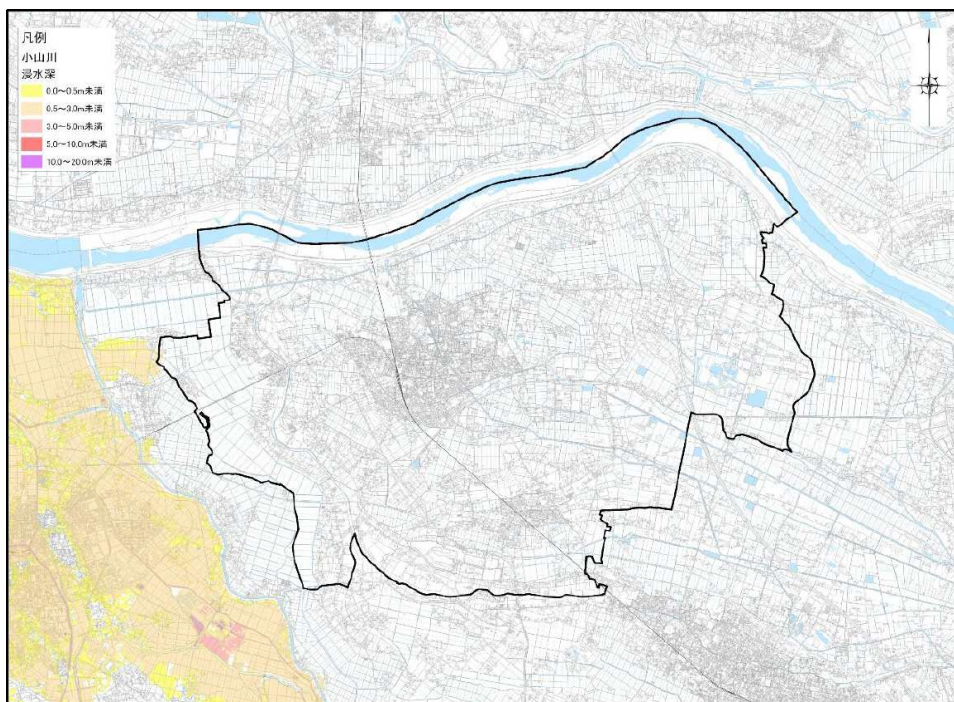
< 図一利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



② 小山川

本市においては、新郷地区の一部（上新郷）が浸水区域となっている。

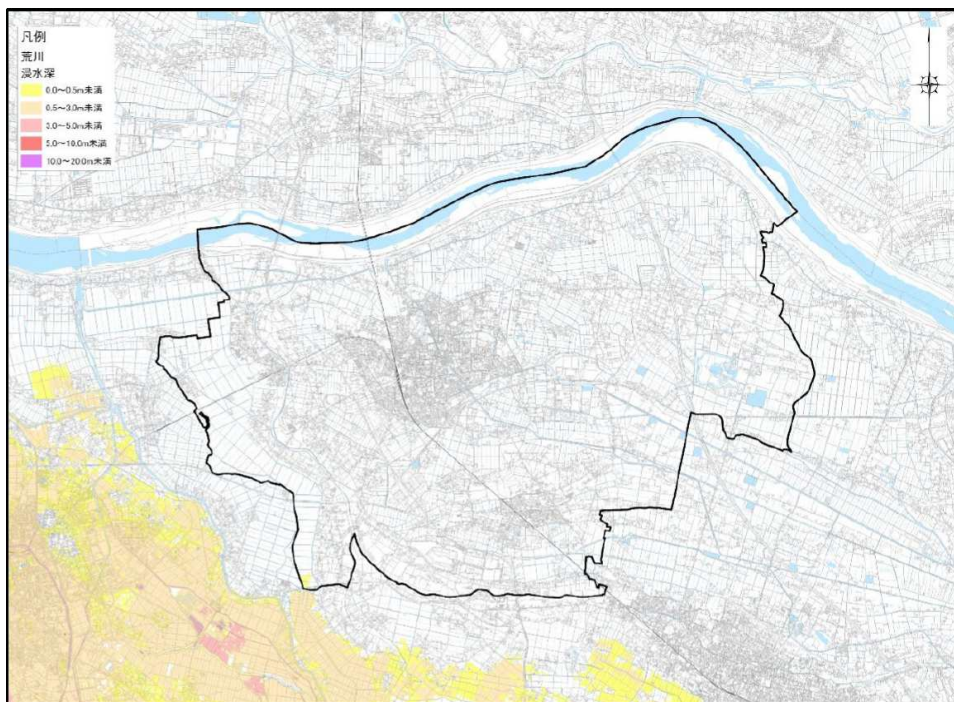
< 図一小山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



③荒川

本市においては、新郷地区の一部（下新郷）が浸水区域となっている。

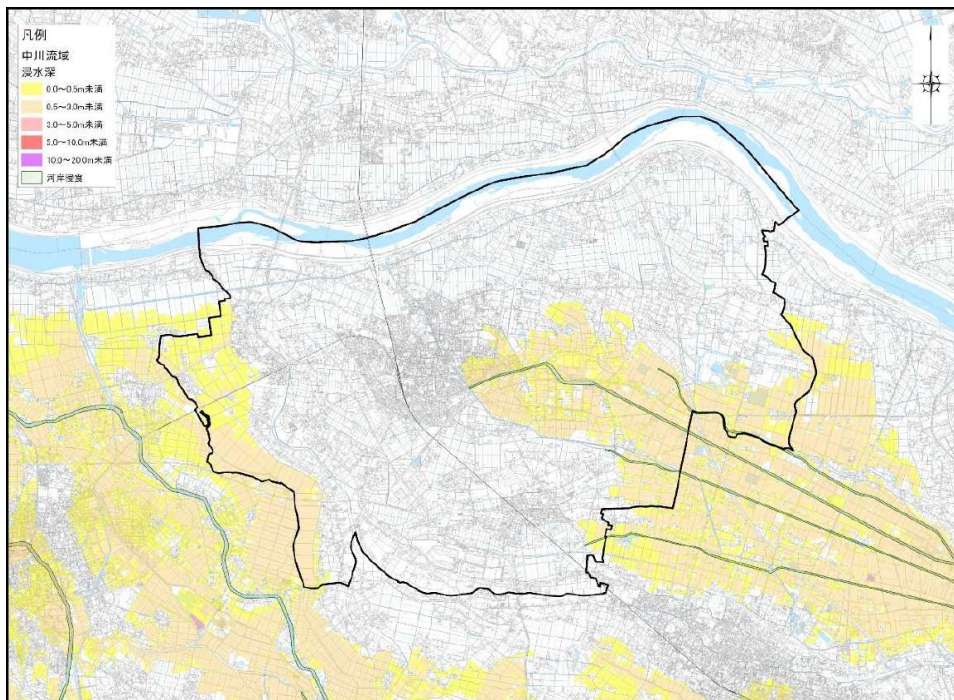
＜図―荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）＞



④中川

本市においては、羽生地区、新郷地区、岩瀬地区、井泉地区、手子林地区及び三田ヶ谷地区の一部が浸水区域となっている。

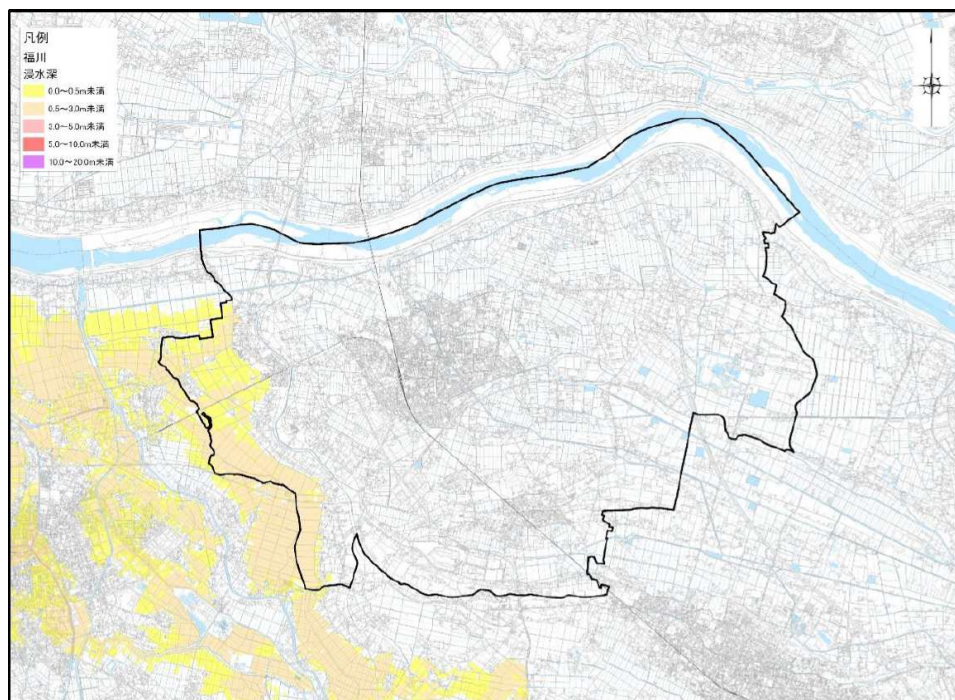
＜図―中川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）＞



⑤福川

本市においては、新郷地区及び岩瀬地区の一部が浸水区域となっている。

< 図—福川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



第3節 防災対策の基本方針

本市では、第6次羽生市総合振興計画の政策の一つとして「安全・安心 ～いのちと暮らしを守るまちをつくる～」を掲げ、その実現をめざし、危機管理体制の充実、消防力や救急体制の強化を図り、地震や洪水等の災害対策を推進するとしている。

東日本大震災といった大規模な災害を経験する中で、甚大な被害の軽減を実現するためには、行政が行う防災活動だけでは限界があることがより一層明らかになってきた。

市は、想定した被害の軽減を図るため、地域と行政が一体となって安全で安心なまちづくりの実現をめざし、「自らの安全は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「自助・共助」の理念のもと、市民による災害教訓の伝承や自発的な防災活動を促進するとともに、民間ボランティアや民間の物資供給事業者等との連携・協力、他市町村との相互応援、広域での被災住民の受け入れを想定する措置など平時の備えを積極的に推進する。

また、災害が発生するおそれがある場合及び発災初動期には、市民の安全かつ迅速な避難支援、被災者保護対策の円滑な推進を図る。

さらに、復旧・復興段階においては、被災者の生活再建を支援するとともに、国や県の協力を得ながら、迅速な復旧・復興事業を推進する。

第3章 防災体制の強化

第1節 防災関係機関の役割

第1 市及び防災関係機関の役割

1 羽生市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の協力機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、当該県の地域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 市民及び自主防災組織、事業所の役割

1 市 民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織の活動の活性化など積極的に自主防災活動を行う。

2 地域の自主防災組織

地域は、災害時には支援が必要となる要配慮者がいること、同時多発的な災害時には公助による支援が及ばない可能性があることに備え、自主防災組織を中心として地域での支え合いによる「共助」の取組を活性化させるなど、災害対応力の高い防災コミュニティづくりを推進する。

3 事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動へ積極的に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 羽生市

羽生市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を図る。

機関名	事務又は業務の大綱
羽生市	1 羽生市防災会議に関すること 2 災害予防 (1) 防災に関する啓発及び教育に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備に関すること。 (3) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 (4) 防災に関する物資や資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (5) 防災に関する施設や設備の整備及び点検に関すること。 (6) 市内の公共的団体や住民及び事業所の自主防災組織の育成指導に関すること。 (7) その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 (1) 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (2) 警報の発令及び避難の指示に関すること。 (3) 消防、水防その他災害の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 被災を受けた園児、児童・生徒の応急の保育及び教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること。 (10) 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 (11) 農産物、家畜等に対する応急措置に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 (13) その他、災害の防御又は拡大防止に関すること。 4 災害復旧対策 (1) 被害施設の復旧に併せ、災害の再発を防止するための施設の新設や改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。

第2 羽生市消防本部

機関名	事務又は業務の大綱
羽生市消防本部	1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事。 2 救助及び救援施設体制の整備に関する事。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 4 消防知識の啓発、普及に関する事。 5 火災発生時の消火活動に関する事。 6 水防活動の協力、援助に関する事。 7 災害発生予防及び被害の拡大防止に関する事。 8 被災者の救助、救援、救急救命処置及び傷病者の緊急搬送に関する事。 9 避難の誘導に関する事。 10 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第3 埼玉県

埼玉県は、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、又は災害の規模が大き
く、市町村で対処することが困難なとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなど
に公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び防災関係機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資や資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (4) 防災に関する施設や設備の整備及び点検に関する事。 (5) その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支 障となる状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 (4) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (7) 犯罪予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関 する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) その他、災害の防御又は拡大防止に関する事。 3 災害復旧対策

第4 埼玉県の関係機関

機関の名称	事務又は業務の内容
埼玉県利根地域振興センター [行田市]	1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する こと。 2 市町村の被害情報の把握及び整理に関すること。 3 地域機関の被害情報の収集及び整理に関すること。 4 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 地域機関が実施する災害応急対策の把握に関すること。 6 防災拠点との連絡調整に関すること。 7 防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 市町村災害対策活動の支援に関すること。 9 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関すること。
埼玉県加須保健所 [加須市]	1 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 2 災害救助食料の衛生に関すること。 3 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する こと。
埼玉県行田県土整備 事務所 [行田市]	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 3 水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 管理河川、道路、橋梁等の災害状況調査及び応急対策に関す ること。 5 管理河川、道路、橋梁等の維持管理及び災害復旧に関するこ と。 6 管理道路の除雪に係る情報発信に関すること。
埼玉県加須農林振興 センター [加須市]	1 農産物被害状況の調査に関すること。 2 農業災害融資に関すること。 3 農作物の生産・指導に関すること。 4 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。 5 農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関す ること。
埼玉県警察羽生警察 署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
埼玉県東部教育事務所 [春日部市]	1 教育関係の被害状況の調査に関すること。 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び応急時の指導に関すること。 3 災害給付及び災害貸付けに関すること。 4 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 5 教育実施者の確保に関すること。 6 応急教育の方法及び指導に関すること。 7 教科書及び教材等の配給に関すること。 8 国及び県の指定文化財の保護に関すること。 9 災害地学校の保健指導に関すること。 10 災害地学校の給食指導に関すること。
埼玉県東部中央福祉事務所 [春日部市]	1 住居及び人的被害状況の取りまとめ、救援に関すること。 2 災害時における生活困窮者及び要配慮者の援助に関すること。 3 災害救助法の適用に伴う応急対策に関すること。 4 福祉関係被災状況の調査に関すること。 5 福祉関係各法に基づく保護に関すること。 6 日本赤十字社県支部との連絡に関すること。
県立高等学校	1 生徒の安全確保並びに学校の保健衛生に関すること。 2 市の避難所に指定されている高校については、その初期対応及び後方支援に関すること。

第5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の内容
関東財務局 [さいたま市]	1 災害査定立会に関すること。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3 地方公共団体に対する融資に関すること。 4 国有財産の管理処分に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局 [さいたま市]	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。
関東農政局 埼玉県拠点 [さいたま市]	1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係わる管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3 災害復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東経済産業局 [さいたま市]	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
埼玉労働局 [さいたま市]	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること

機関の名称	事務又は業務の内容
厚生労働省 行田労働基準監督署 [行田市]	1 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。 2 災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。 3 労働者の賃金立替払に関すること。
国土交通省関東地方 整備局 [さいたま市]	管轄する河川についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 災害対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究・観測等の推進 (4) 防災教育等の推進 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直前の対策 (2) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (3) 活動体制の確保 (4) 災害発生直後の施設の緊急点検 (5) 災害対策用資機材、復旧資機材の確保 (6) 災害時における応急工事等の実施 (7) 二次災害の防止対策 (8) ライフライン施設の応急復旧 (9) 地方公共団体等への支援 (10) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (11) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (12) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 復旧・復興資機材の安定的な確保
熊谷地方気象台 [熊谷市]	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 6 災害時等に地方自治体に職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。 （気象庁防災対応支援チーム：JETT）

機関の名称	事務又は業務の内容
関東総合通信局 [東京都千代田区]	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東地方測量部 [東京都千代田区]	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
関東地方環境事務所 [さいたま市]	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局 [さいたま市]	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第6 自衛隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等広範囲な活動が可能である。

市及び関係機関だけでは災害時に必要とされる資機材、特殊技能、労力等の結集が困難な場合には、県に対して自衛隊派遣を要請する。

機関の名称	事務又は業務の内容
陸上自衛隊第32普通科連隊 [さいたま市]	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の内容
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 [さいたま市]	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における重要通信の確保に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。 4 市災害対策本部への対策要員の派遣及び協調（災害情報の提供及び収集、サービス提供状況及び復旧状況の共有）
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店 [さいたま市] KDDI(株) [東京都千代田区] ソフトバンク(株) [東京都港区]	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便(株) 羽生郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社 [熊谷市]	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガスネットワーク（株） 埼玉支社 [さいたま市]	1 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
東武鉄道（株） 羽生駅 秩父鉄道（株） 羽生駅	1 鉄道施設等の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救援助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本高速道路（株） 関東支社加須管理事務所 [加須市]	〔高速自動車国道に係わる〕 1 災害防止に関すること。 2 被災点検、応急復旧工事等に関すること。 3 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。 4 災害復旧工事の施工に関すること。
日本赤十字社埼玉 県支部 [さいたま市]	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字ボランティア（奉仕団）の組織を通じ、各種赤十字ボランティア（奉仕団）の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の受付、配分についての協力に関すること。 4 避難所設置の支援に関すること。
NHKさいたま 放送局 [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運（株） 埼玉支店 [さいたま市]	1 災害応急活動のため、埼玉県知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

第8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の内容
(一社) 埼玉県トラック協会北埼玉支部 [加須市]	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救援助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
加須市・羽生市水防事務組合（加須市役所治水課内）	1 水防を行う区域中、羽生市の区域に関する洪水時の水害警戒、防御に関すること。 2 水防施設資材の整備に関すること。 3 水防計画の策定と水防訓練に関すること。 4 水防活動に関すること。
土地改良区	1 農地、農業用施設の災害復旧計画の策定及び実施に関すること。 2 水路、ため池等の施設の整備及びその防火管理並びに災害復旧、災害時における農地、農業用施設の災害対策に関すること。
(一社) 埼玉県医師会 (一社) 埼玉県歯科医師会 (公社) 埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(一社) 埼玉県L P ガス協会北埼玉支部	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による災害時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関すること。
(株) テレビ埼玉 [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(株) エフエムナックファイブ [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(一社) 埼玉県バス協会 [さいたま市]	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防の整備に努め、災害時には直ちに災害応急措置を実施する。

また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関の名称	事務又は業務の内容
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 地震等に関する災害予防に関すること。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 4 防災訓練の実施に関すること。 5 防災資機材等の備蓄に関すること。
羽生市消防団 羽生市水防団	1 災害時の消防、水防活動に関すること。 2 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。 3 非常警戒及び防火診断に関すること。 4 災害時における応急復旧作業に関すること。
ほくさい農業協同組合	1 市が行う農作物の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋に関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。 6 米穀等の調達に関すること。
羽生市商工会等商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 2 物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
市内金融機関	1 被災事業等に対する資金の融資に関すること。
羽生交通安全協会	1 道路交通の安全確保についての協力に関すること。
羽生市防犯協会	1 防犯及び治安維持援助に関すること。
羽生市建設業協会	1 救援物資の確保についての協力、斡旋に関すること。 2 災害復旧に関すること。 3 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。 4 災害時における水道等施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
羽生市電気工事店組合	1 公共施設、家庭電気の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
羽生市社会福祉協議会	1 生活福祉資金の貸付に関する相談及び災害による生活困窮者、要配慮者の援助に関すること。 2 災害時におけるボランティアの調整（コーディネート）に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
羽生市民生委員・児童委員協議会	1 生活困窮者及び要配慮者の援助に関すること。
羽生市医師会 羽生市歯科医師会 羽生市薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
埼玉県石油業協同組合羽生支部	1 燃料の調達に関すること。
羽生市防災協議会	1 災害時における応急対策の協力に関すること。 2 災害時における建設資機材等の提供に関すること。
その他の公共的団体	1 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・ 災害時における広報等に協力すること
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ・ 被災者の救助業務に協力すること
- ・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ・ 被害状況の調査に協力すること

第10 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

現在の協定締結先は、資料編 資料2 の通りである。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平時から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

第3節 市の防災体制

第1 市の防災組織

1 羽生市防災会議

地域振興課

羽生市防災会議は、羽生市防災会議条例に基づき、平時において羽生市地域防災計画を作成するとともに、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する。

市は、羽生市防災会議の機能強化を図るため、多様な意見を反映するように努める。

＜表－羽生市防災会議名簿＞

区分	機関名	職名
会 長	羽生市	市 長
第一号委員	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 厚生労働省埼玉労働局行田労働基準監督署 農林水産省関東農政局埼玉県拠点 気象庁東京管区気象台熊谷地方気象台	所 長 署 長 地方参事官 (埼玉県担当) 台 長
第二号委員	埼玉県利根地域振興センター 埼玉県加須保健所 埼玉県加須農林振興センター 埼玉県行田県土整備事務所	所 長 所 長 所 長 所 長
第三号委員	羽生警察署	署 長
第四号委員	羽生市 羽生市 羽生市 羽生市	副市長 総務部長 会計管理者 女性職員代表
第五号委員	羽生市教育委員会	教育長
第六号委員	羽生市消防本部 羽生市消防団	消防長 団 長
第七号委員	日本郵便㈱ 羽生郵便局 東日本電信電話(株)埼玉事業部 東京電力パワーグリッド㈱ 熊谷支社 (一社)埼玉県LPガス協会北埼玉支部 (一社)羽生市医師会 朝日自動車㈱加須営業所 東武鉄道㈱ 羽生駅 日本赤十字社埼玉県支部	局 長 執行役員 (埼玉事業部長) 支社長 支部長 会 長 所 長 駅 長 救護・講習課長

区分	機関名	職名
第八号委員	自主防災組織 自主防災組織	代 表 代 表
第九号委員	埼玉県立羽生実業高等学校 井泉地区女性防火クラブ 羽生市女性会議 羽生市民生委員・児童委員協議会	事務室長 会 長 会 長 代 表

2 羽生市災害対策本部

市は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合は、災害対策基本法第23条の2、羽生市災害対策本部条例及び羽生市災害対策本部規程に基づき災害対策本部及び各機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

(1) 実施責任者不在時の対応

本部長が、不在の場合対応は以下の順位で行う。

代理順位	代理者
第1順位	副市長（副本部長）
第2順位	教育長（本部長付）

(2) 災害対策本部の設置場所及び代替施設

災害対策本部は、羽生市役所本庁舎に開設する。もし羽生市役所本庁舎が被災した場合は、市長の指示する次の公共施設に災害対策本部を開設する。

災害種別	代替施設
地震の場合	消防本部庁舎
風水害の場合	中央公民館

(3) 災害対策本部設置に関わる備品類等

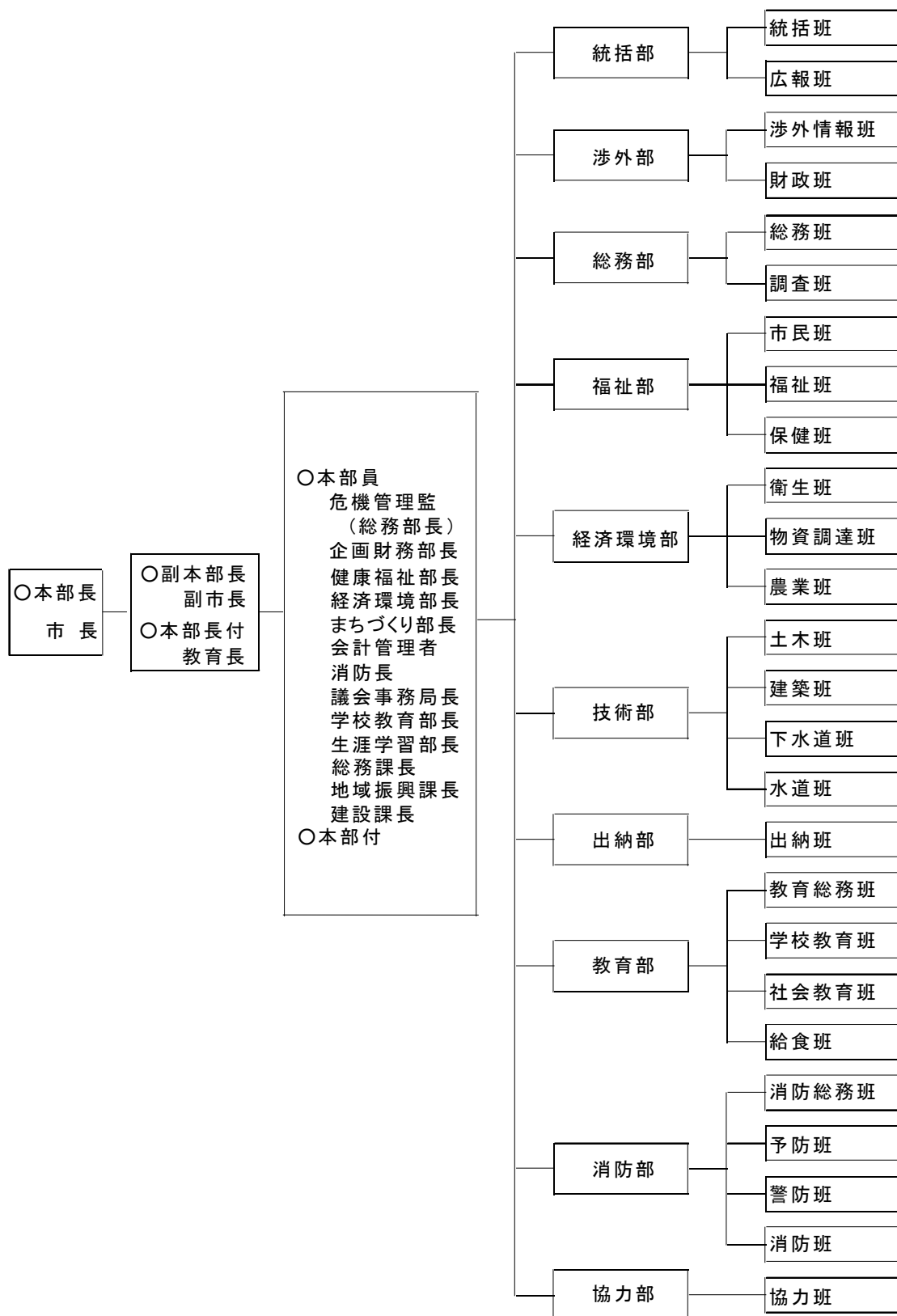
関係各課

災害対策本部設置にあたり必要な備品類は、各課分担して準備する。

備品類	担当課
・ 災害対策本部の標識	地域振興課
・ 職員名簿	総務課
・ 掲示板	地域振興課
・ 消防団（水防団）の連絡先名簿	消防総務課
・ 各防災関係機関連絡先	地域振興課
・ 会議記録簿	地域振興課
・ 被害状況連絡票その他の報告・様式類	地域振興課
・ 防災行政無線（移動系無線）、災害対応臨時電話	地域振興課
・ 情報通信手段 （テレビ、ラジオ、庁内放送設備）	財政課
・ 事務機器の設置 （パソコン、プロジェクター、コピー機器、FAX等）	企画課
・ 広報車両	地域振興課
・ 市域全体の図面及び住宅地図	まちづくり政策課
・ 道路管内図	建設課
・ 危険物等施設台帳	予防課

(4) 災害対策本部の系統図

< 図－災害対策本部の系統図 >



(5) 災害対策本部の組織と役割**① 構 成 員**

災害対策本部は、次に定める災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付、災害対策本部員及び災害対策本部付をもって充てる。

構 成 員	職 名
災害対策本部長(以下「本部長」という。)	市長
災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)	副市長
災害対策本部長付(以下「本部長付」という。)	教育長
災害対策本部員(以下「本部員」という。)	羽生市行政組織条例等に規定する部等の長及び総務課長、地域振興課長、建設課長
災害対策本部付(以下「本部付」という。)	官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを委嘱

② 災害対策本部の分掌事務

- ア 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- イ 災害対策の総合的調整に関すること。
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 避難指示・緊急安全確保の発令及び伝達方法の検討に関すること。
- オ 県、政府機関、公共機関、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- カ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- キ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ク 隣接市町との相互応援に関すること。
- ケ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
- コ 公用負担に関すること。
- サ 県災害対策本部との連絡に関すること。
- シ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ス 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

③ 本部員会議

- ア 本部員会議は本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付をもって構成する。
- イ 本部員会議の庶務は、統括班が処理する。

関係各部課

関係各部課

地域振興課

関係各部課

④ 本部の役割分担

構成員	職名	役割
本部長	市長	・ 本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	・ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	・ 本部長を補佐する。
本部員	危機管理監 (総務部長) 企画財務部長 健康福祉部長 経済環境部長 まちづくり部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 学校教育部長 生涯学習部長 総務課長 地域振興課長 建設課長	・ 本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地におもむき各班の指揮をとる。
本部付	本部長が必要と認めるものを委嘱	・ 対策本部の活動に万全を期するための任務を担う。

※危機管理監は総務部長をもって充てる。(羽生市危機管理監の設置に関する規程第3条)

また、危機管理監は代理を置くことができる。

⑤ 本部組織

全課

＜表－本部組織表＞

部	部 長	班	班 長	班 員
統括部	危機管理監 (総務部長)	統括班 広報班	地域振興課長 秘書広報課長	地域振興課に属する職員 秘書広報課 //
渉外部	企画財務部長	渉外情報班 財政班	企画課長 財政課長	企画課に属する職員 財政課 //
総務部	総務部長	総務班 調査班 //	総務課長 税務課長 収納課長	総務課に属する職員 税務課 // 収納課 //
福祉部	健康福祉部長	市民班 福祉班 // // // 保健班 //	市民生活課長 社会福祉課長 児童保育課長 こども家庭課長 高齢介護課長 健康づくり推進課長 国保年金課長	市民生活課に属する職員 社会福祉課 // 児童保育課 // こども家庭課 // 高齢介護課 // 健康づくり推進課 // 国保年金課 //
経済 環境部	経済環境部長	衛生班 物資調達班 // 農業班 //	環境課長 商工課長 観光プロモーション課長 農政課長 農業委員会事務局長	環境課に属する職員 商工課 // 観光プロモーション課 // 農政課 // 農業委員会事務局 //
技術部	まちづくり 部長	土木班 // // 建築班 下水道班 水道班	建設課長 まちづくり政策課参事 企業誘致推進課長 まちづくり政策課長 下水道課長 水道課長	建設課に属する職員 まちづくり政策課 // 企業誘致推進課 // まちづくり政策課 // 下水道課 // 水道課 //
出納部	会計管理者	出納班	会計課長	会計課に属する職員
教育部	学校教育部長 生涯学習部長	教育総務班 学校教育班 社会教育班 // // 給食班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 郷土資料館長 スポーツ振興課長 学校教育課参事	教育総務課に属する職員 学校教育課 // 生涯学習課 // 郷土資料館 // スポーツ振興課 // 給食センター //
消防部	消防長	消防総務班 予防班 警防班 消防班	消防総務課長 予防課長 警防課長 消防署長	消防総務課に属する職員 予防課 // 警防課 // 消防署 //
協力部	議会事務局長	協力班 // // // //	人権推進課長 契約検査課長 議会事務局総務課長 図書館長 監査委員事務局長	人権推進課に属する職員 契約検査課 // 議会事務局 // 図書館 // 監査委員事務局 //

⑥ 各部の任務分担

＜表－任務分担表＞

部	班	事務分掌
統括部	統括班 (地域振興課)	1 本部の開設、廃止に関する事。 2 本部の運営、庶務に関する事。 3 各部、各班の連絡調整に関する事。 4 情報の収集整理に関する事。 5 防災及び救助業務の総合企画に関する事。 6 被災情報の集約、分析、報告に関する事。 7 避難指示等の発令に関する事。 8 各部所管の避難所開設の指示に関する事。 9 災害警備に関する事。 10 安否確認、搜索、救助の総括に関する事。 11 水防活動の総括に関する事。 12 市防災行政無線の管理及び運用に関する事。 13 災害救助法適用の適用に関する事。 14 激甚災害指定手続きに関する事。 15 班応援の総合調整に関する事。
	広報班 (秘書広報課)	1 災害情報等住民に対する広報に関する事。 2 災害対策本部長の秘書に関する事。 3 緊急労力の調達に関する事。 4 視察者等に関する事。 5 国等への陳情及び関係資料の作成に関する事。 6 災害広報及び記録の編集保存に関する事。 7 災害写真の撮影収集及び記録作成に関する事。 8 報道関係機関との連絡調整に関する事。 9 災害対策従事者の表彰に関する事。 10 災害見舞に関する事。 11 他班任務の応援に関する事。 12 部の庶務に関する事。 13 その他の災害対策に関する事。
渉外部	渉外情報班 (企画課)	1 被災情報の収集及び被害状況報告の取りまとめに関する事。 2 他の機関及び他の団体との連絡に関する事。 3 県、消防、警察、自衛隊、応援協定市町村等に対する応援出動(派遣)の要請(要請要求)及び連絡に関する事。 4 県その他防災関係機関との連絡調整及び被害状況等の報告、提供に関する事。 5 他市町村との連絡調整に関する事。 6 救援物資、資機材の数量調査の総括に関する事。 7 災害復旧の総合計画に関する事。 8 インターネットによる災害情報発信に関する事。 9 部の庶務に関する事。 10 他班任務の応援に関する事。

部	班	事務分掌
	財政班 (財政課)	1 緊急予算編成及び資金調達に関すること。 2 災害対策に必要な財政措置に関すること。 3 救助費の支給及び救助費予算に関すること。 4 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 5 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 6 災害に係る市費の出納に関すること。 7 災害に係る物品の購入契約に関すること。 8 義援金の募集、受入れ、配分に関すること。 9 資機材及び輸送手段の調整確保に関すること。 10 臨時電話の確保に関すること。 11 公用車両等の管理及び配車に関すること。 12 公有地の活用に関すること。 13 庁舎の復旧に関すること。 14 庁舎の警備に関すること。 15 市有財産の保全及び被害調査に関すること。 16 他班任務の応援に関すること。
総務部	総務班 (総務課)	1 職員の動員及び報告に関すること。 2 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに給与に関すること。 3 職員の人事及び宿所名簿に関すること。 4 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 5 庁舎への食料、物資保管に関すること。 6 部の庶務に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	調査班 (税務課) (収納課)	1 被災家屋の調査に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 市税等の減免及び納税延期に関すること。 4 延滞金の減免等に関すること。 5 他班任務の応援に関すること。
福祉部	市民班 (市民生活課)	1 被災者の被害状況調査並びに被災証明書の発行に関すること。 2 被災者台帳に関すること。 3 遺体の捜索援助、埋火葬の許可に関すること。 4 避難住民の総合的把握に関すること。 5 安否情報の収集及び提供に関すること。 6 被災者相談窓口設置に関すること。 7 生活相談に関すること。 8 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 9 不明者の身元確認に関すること。 10 他班任務の応援に関すること。

部	班	事務分掌
	福祉班 (社会福祉課) (児童保育課) (こども家庭課) (高齢介護課)	1 要配慮者等の援護に関する事。 2 災害弔慰金に関する事。 3 被災者生活再建支援法に関する事。 4 災害見舞金、救援物資の募集、受入及び配分に関する事。 5 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付に関する事。 6 遺体の捜索援助、収容に関する事。 7 社会福祉施設、団体との連絡調整に関する事。 8 福祉避難所の運営に関する事。 9 各種福祉施設の応急対策に関する事。 10 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 11 応急保育に関する事。 12 その他災害時の救援に関する事。 13 部の庶務に関する事。 14 他班任務の応援に関する事。
	保健班 (健康づくり推進課) (国保年金課)	1 医療救護班の編成、出動要請及び協力活動に関する事。 2 医薬品の調達、補給に関する事。 3 遺体の捜索援助、収容に関する事。 4 医療救護所の設置に関する事。 5 妊産婦の救護並びに傷病者の収容及び応急手当に関する事。 6 傷病者の後方医療機関への搬送に関する事。 7 巡回サービスに関する事。 8 保健所や医療機関等との連絡に関する事。 9 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 10 医療関係の要望等の緊急処理に関する事。 11 防疫・保健衛生に関する事。 12 飲料水、食品の衛生管理に関する事。 13 飼養動物の保護に関する事。 14 その他保健指導及び医療全般に関する事。 15 被災者に対する国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証の再交付、国民年金等の保険料の免除等に関する事。 16 福祉班との連絡調整 17 他班任務の応援に関する事。

部	班	事務分掌
経 済 環境部	衛生班 (環境課)	1 処理施設の被害調査及び応急対策・復旧に関するこ と。 2 防疫班の編成等防疫活動に関すること。 3 仮設トイレに関すること。 4 し尿汲み取り等に関すること。 5 消毒及び清掃の実施に関すること。 6 その他衛生指導に関すること。 7 環境に係る要望等の緊急処理に関すること。 8 ゴミ処理に関すること。 9 災害による廃棄物対策に関すること。 10 災害時における公害対策に関すること。 11 井戸水の水質検査等に関すること。 12 避難所の衛生等に関すること。 13 死亡獣畜の処理に関すること。 14 他班任務の応援に関すること。
	物資調達班 (商工課) (観光プ ^ロ モーション課)	1 主要食料の調達に関すること。 2 衣料、燃料その他生活必需品の調達に関すること。 3 被災者、職員の必要物資等の輸送に関すること。 4 物資集積地の指定及び管理に関すること。 5 救援物資の受入、集積、配分に関すること。 6 その他救護物資の調達に関すること。 7 帰宅困難者の行動援護に関すること。 8 事業所等の被害状況の調査報告に関すること。 9 事業所等に対する融資措置及び経営相談に関する こと。 10 他班任務の応援に関すること。
	農業班 (農政課) (農業委員会事務局)	1 農業関係被害状況の調査報告に関すること。 2 主要食料の調達に関すること。 3 農畜産関係の応急救助に関すること。 4 農業関係資材のあっせん供給に関すること。 5 飼料等のあっせん供給に関すること。 6 営農資金の貸付に関すること。 7 J Aほくさい等農業関係機関との連絡調整に関す ること。 8 部の庶務に関すること。 9 他班任務の応援に関すること。

部	班	事務分掌
技術部	土木班 (建設課) (まちづくり政策課) (企業誘致推進課)	1 交通途絶時、箇所及び交通迂回路線の表示に関する こと。 2 土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告に関 すること。 3 交通途絶に伴う交通規制、交通安全対策に関する こと。 4 道路、河川、堤防、橋梁等の危険予防及び応急修理 に関する こと。 5 水防活動に関する こと。 6 緊急物資輸送路及び避難路に関する こと。 7 道路障害物等の除去に関する こと。 8 住居及びその周辺の障害物等の除去に関する こと。 9 建設関連業者との連絡調整に関する こと。 10 建設機械、車両の借上げ、配車及び建設資材の確保 調達に関する こと。 11 土木建設に係る救援労力の要請及び受入れに関 すること。 12 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関する こと。 13 都市計画施設の災害対策に関する こと。 14 その他土木施設に関する こと。 15 部の庶務に関する こと。 16 他班任務の応援に関する こと。
	建築班 (まちづくり政策課)	1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関 すること。 2 公共施設、設備等の被害状況の調査報告、応急修理 に関する こと。 3 避難所その他仮設建物の建築に関する こと。 4 応急仮設住宅に関する こと。 5 被災住宅の応急修理に関する こと。 6 建築制限等を行う可能性がある区域の建築物被害 状況把握 7 被災者の住宅相談に関する こと。
	下水道班 (下水道課)	1 下水道施設の被害状況調査報告に関する こと。 2 下水道施設の復旧計画、復旧資材の調達及び総合調 整に関する こと。 3 下水道の危険予防及び応急修理に関する こと。 4 他班任務の応援に関する こと。
	水道班 (水道課)	1 上水道施設の被害状況調査報告に関する こと。 2 応急給水及び給水計画に関する こと。 3 給水についての広報に関する こと。 4 水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関する こと。 5 他班任務の応援に関する こと。
出納部	出納班 (会計課)	1 物資及び金銭の出納に関する こと。 2 部の庶務に関する こと。 3 他班任務の応援に関する こと。

部	班	事務分掌
教育部	教育総務班 (教育総務課)	1 避難所の管理・運営に関すること。 2 避難所における物資の配給に関すること。 3 教育関連部門と本部との連絡及び伝達に関すること。 4 教育関係被害状況の調査報告に関すること。 5 教育関係災害復旧、応急救助予算要求に関すること。 6 部の庶務に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 児童・生徒の把握及び安全確保に関すること。 2 教育関係施設を避難所に開設することについての協力に関すること。 3 学用品の給付に関すること。 4 被災児童・生徒の教育に関すること。 5 学校の保健及び衛生指導に関すること。 6 その他学校教育に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	社会教育班 (生涯学習課) (スポーツ振興課) (郷土資料館)	1 避難所の管理・運営に関すること。 2 民間諸団体の連絡調整に関すること。 3 公民館等社会教育施設の災害対策及び被害の調査報告、応急措置に関すること。 4 文化財の安全確保に関すること。 5 その他社会教育に関すること。 6 他班任務の応援に関すること。
	給食班 (学校教育課給食センター)	1 災害時における学校給食対策に関すること。 2 炊出し等に関すること。 3 児童・生徒の健康保持に関すること。 4 他班任務の応援に関すること。
消防部	消防総務班 (消防総務課)	1 職員、団員の招集に関すること。 2 消防施設の被害応急措置に関すること。 3 消防関係施設の応急復旧等に関すること。 4 部の庶務に関すること。 5 他班任務の応援に関すること。
	予防班 (予防課)	1 災害予防措置に関すること。 2 被害情報の収集及び被害状況調査報告に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること。 5 放射性物質の安全確保に関すること。 6 高圧ガス、火薬類の安全確保に関すること。 7 毒劇物の安全確保に関すること。 8 その他予防に関すること。 9 他班任務の応援に関すること。

部	班	事務分掌
	警防班 (警防課)	1 各種警報発令に関すること。 2 緊急消防援助隊に関すること。 3 消防応援協定に関すること。 4 その他警防に関すること。 5 他班任務の応援に関すること。
	消防班 (消防署)	1 災害予防警戒に関すること。 2 被害調査及び記録の収集に関すること。 3 災害防御活動に関すること。 4 人命救助及び救急・救護活動に関すること。 5 消防機械器具の活用に関すること。 6 その他環境保全、危険物対策に関すること。 7 他に属さない消防に関すること。 8 他班任務の応援に関すること。
協力部	協力班 (人権推進課) (契約検査課) (議会事務局) (図書館) (監査委員事務局)	1 他班任務の応援に関すること。

(6) 廃止の基準

発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(7) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を公表するとともに、県危機管理防災部及び関係機関に通報する。

(8) 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認める時は、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下、「現対本部」という。）を設置することができる。

① 実施の責任者

現対本部長は、本部長が指名し、現対本部長は、本部長の命を受け、現対本部の事務を統括し、所轄の職員を指揮する。

② 組織体制

現対本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長又は現対本部長が定める。

関係各部課

統括班

第2 職員の配備体制

市は、災害時に的確に応急対策が実施できるよう、必要に応じて市職員の人数、職制等をふまえ、配備体制区分、班体制を見直すとともに、災害時の職員の交替、人員の確保等について十分検討しておく。

1 地震の場合

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (警戒体制)	① 原則として、市内で震度4の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の組織をもって、主に被害状況の調査及び報告を任務として活動する体制
第2配備 (緊急体制)	① 原則として、市内で震度5弱の揺れが発生し、相当規模の被害が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	応急対策の活動に即応できるよう、危機管理監（総務部長）の指示により必要と認める職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 原則として、市内で震度5強以上の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

2 風水害の場合

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (初動体制)	・大雨注意報、洪水注意報、雷注意報のいずれかが発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合	通常の体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認など情報の収集及び伝達を任務として活動する体制
第2配備 (警戒体制)	① 気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認、浸水予想区域の巡視、被害状況の調査等の応急対策を任務として活動する体制

配備区分	配備基準	配備体制
第3配備 (緊急体制)	① 大雨警報、洪水警報が発表され、統括責任者の判断により第3配備（緊急体制）に移行した場合 ② 気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合 ③ その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の体制を維持しつつ、応急対策の活動に即応できる体制
第4配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合 ② 大雨に関する特別警報が発表された場合 ③ 指定河川が避難判断水位を超えた場合 ④ その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

※市では集中豪雨時等の体制についてマニュアルを作成しており、集中豪雨時等は同マニュアルにより対応する。

なお、その他の災害の場合の配備体制については、被害の状況に応じて本部の指示による。

関係各課

第3 活動の円滑化のための備え

1 マニュアルの整備・更新

市は、市職員が災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、災害時の活動マニュアルや受援計画を整備するとともに、必要に応じて見直しを図り、より実践に適したマニュアルの整備・更新に努める。

2 業務継続計画（BCP）の作成

市は、災害発生直後には、応急対策や復旧・復興対策に人的・物的資源の多くを投入することが想定されるが、通常業務の中で災害によって停止や休止ができない業務を明らかにし、これらを含めた非常時優先業務を最優先に実施するため、重要な情報や機能を損なうことがないようあらかじめバックアップ対策を講じる。

また、重要な行政機能が被害を受けた場合には、短時間でその復元をするとともに、通常の行政サービスを再開できるよう、業務継続計画（BCP）を作成・更新する。

全課

3 活動体制等の周知・徹底

地域振興課

市は、災害時に市職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、市職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアル等必要な事項の周知、徹底を図る。

4 地区防災計画作成への支援

地域振興課

市は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るため、地区居住者等に対し地区防災計画制度について周知し、地区防災計画の策定を支援する。

5 デジタル化の推進

地域振興課

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（S I P 4 D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 適切な避難行動に関する普及啓発

地域振興課

市は、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第4 応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

1 県や地方行政機関との連携強化

地域振興課

災害時の応急活動において県との連携は不可欠であるため、日ごろから通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

また、市町村情報連絡員及び市町村情報連絡係として県から派遣される職員や関東地方整備局から派遣される連絡情報員（リエゾン）の受入れに備える。

地域振興課
消防本部**2 緊急消防援助隊の派遣要請**

大規模な災害等により、周辺市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を、県を通じて要請する。

そのため、市は、災害時に迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

地域振興課

3 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則として県に対して行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

地域振興課

4 他市町村との相互応援協力

市は、福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・津島市等と災害時の相互応援協定を締結しているほか、県内市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

今後とも、災害時に他市町村から応援を受けられるよう、県内外の市町村と応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

地域振興課

5 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ごろから連携の強化に努める。

地域振興課
社会福祉課
健康づくり推進課
建設課**6 公共的団体との協力体制の確立**

災害時は、ボランティア連合会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、建設業協会、防災協議会、JAほくさい、商工会、青年会議所等の公共的団体との連携が非常に重要となるため、防災訓練や協定の締結等により日ごろから連携の強化に努める。

地域振興課

7 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

第4節 地域の防災体制の強化

第1 自主防災組織の育成

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の普及を図り、自主防災組織の結成を促進した結果、市内すべての自治会において自主防災組織が結成されている。今後とも、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等の育成に努める。

また、日ごろから自主防災組織に女性の役員を置くことや、女性の参画の促進、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成、円滑な避難所運営が行えるよう自主防災組織の育成強化に努める。

1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

時期	活動内容
平常時	・ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・ 日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 ・ 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材 救助用資機材 救護用資機材 ・ 地域の把握
発災時	・ 初期消火の実施 ・ 情報の収集・伝達の実施 ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・ 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・ 避難所の運営活動の実施

地域振興課

地域振興課

2 活動の支援・育成

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。併せて、男女共同参画の視点に立った防災を推進するため、女性の参画の促進や女性リーダーの育成に努める。

また、資機材等の整備に対する支援、資機材の使用訓練等を実施し、組織への指導・助言等を行う。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、市は、事業所等の防災組織の整備に努める。

地域振興課
消防本部

1 防災組織の組織化指導

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所においては、消防法又はその他の法令により、自衛消防組織の設置が義務付けられている。その他の事業所については、防災活動のために、事業者が自主的に防災組織を設置する。

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

地域振興課

2 防災教育の推進

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

地域振興課
社会福祉課

3 企業等における防災体制の充実

市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（事前の損失の抑制対策）とリスクファイナンス（災害発生後の企業の財務面におけるリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメント（損失を最小化し、企業の価値を維持・増大するための経営管理手法）の実施を図る。具体的に、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保

等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動を推進する。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動を推進する。

4 危険物等関連施設の防災対策

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

地域振興課
消防本部

第3 ボランティアの活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、NPOやボランティアの活動支援と環境の整備に努める。

1 ボランティアセンターの設置体制の整備

市は、発災後、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」を設置するため、平常時から、日本赤十字社、市社会福祉協議会等の協力のもとに、ボランティア関係団体との連携の強化を図り、災害時の協力体制の確立に努める。

地域振興課
社会福祉課

2 ボランティア活動の環境整備

ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県および県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

市は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）を通じて県や県社会福祉協議会及びボランティア団体と日ごろから連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、防災ボランティア活動の受入れや

地域振興課
社会福祉課

調整を行う体制、活動に必要な環境及び拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 ボランティアの育成への協力

市は、県、市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアの育成研修・講習等に協力する。

4 県災害ボランティアの登録制度の協力

市は、県及び市社会福祉協議会が実施しているボランティアや地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業の登録制度について周知し、登録の促進に努める。なお、県が登録を行っているボランティアは次のとおりである。

種別	主な活動内容
砂防ボランティア	・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・ 土砂災害に関する知識の普及活動 ・ 土砂災害時の被災者の援助活動
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	・ 建築物の応急危険度判定 ・ 被災宅地危険度判定
災害時動物救護活動ボランティア	・ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 ・ 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 ・ 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス ・ 支援物資の運搬

種別	登録制度の概要
埼玉県地域防災サポート企業・事業所	・ 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。 ・ 県は、登録内容を市へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。 ・ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。 ・ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。 ・ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。 ・ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。 ・ 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。 ・ この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第5節 防災活動拠点とネットワークの整備

災害時に、迅速かつ適切な応急対策を行うためには、応急活動の拠点となる防災活動拠点を明確にし、これらの整備を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路に位置づけ、安全性の確保に努める。

第1 防災活動拠点の整備

1 拠点施設の位置づけと強靱化

関係各課

市は、本庁舎、消防本部をはじめ、市の防災対策及び広域からの応援が必要となった場合に必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の耐震・不燃化、風水害への対策等、施設の強靱化に努める。

<表一 防災拠点施設の位置づけ>

位置付け	想定施設	内 容
市防災拠点	羽生市役所本庁舎	災害対策本部を設置し、市の統括的防災活動を行う。
	第1代替施設 (地震) 消防本部庁舎 (風水害) 中央公民館	
地域防災拠点	地域活動センター (9地域)	各地区の応急・復旧活動の拠点となり、市防災拠点をバックアップする。
広域防災拠点	羽生市役所本庁舎 羽生中央公園 羽生市消防本部	自衛隊、応援部隊の活動拠点
救出・救護活動拠点	消防本部、西分署、市内の病院・診療所	救急・救助活動や医療救護班の活動拠点
物資の備蓄・集積拠点	防災倉庫 (備蓄) 羽生市体育館 (集積)	非常用物資の備蓄や供給、支援物資の集積
臨時ヘリポート	羽生中央公園陸上競技場 羽生市消防本部 上新郷地区河川防災ステーション	緊急患者搬送、物資等の輸送

地域振興課

2 防災用資機材の備蓄

市は、防災活動拠点が災害時に機能を発揮するように、応急活動用資機材、救助用資機材、移送用資機材、水防用資機材等の備蓄に努める。なお、資機材等の設置、管理においては、転倒防止、浸水被害の防止等の安全対策を実施する。

財政課

3 災害対応に必要な電源等の確保

市は、大規模災害による長期停電に備え、防災活動拠点における災害対策活動を継続するため、必要な非常用電源（エンジン式及び太陽光式）及び燃料を多重化する。

非常用発電設備の燃料については、災害時応援協定締結先等から迅速に重油等の供給を受ける体制を確保する。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県に国（経済産業省）、電気事業者等との調整による電源車等の確保を要請する。

第2 緊急輸送体制の整備

建設課

1 緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的に緊急輸送を実施するため、埼玉県が指定した緊急輸送道路の他に、県、隣接市町村、関係機関等と協議の上、緊急輸送道路を指定する。なお、緊急輸送道路の指定においては、県指定路線と次に示す施設等を結ぶ道路とする。

- ・羽生市役所
- ・市内の関係機関施設
- ・避難所、避難場所
- ・場外離発着場
- ・地域活動センター
- ・応援部隊等活動拠点
- ・市内の防災倉庫、物資集積拠点

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の道路管理者は、緊急輸送道路の防災点検を実施し、道路施設の耐震強化に努める。

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、道路の閉塞の防止に努める。

緊急輸送道路が被害を受けて通行に支障が生じた場合には、市建設業関係団体との協定の締結等により重機等の特殊な機材の確保等、応急復旧体制の整備に努める。

道路管理者
建設課
まちづくり政策課

3 緊急輸送体制の整備

災害時に必要物資等の円滑な緊急輸送が実施できるよう、緊急車両の確保、緊急車両としての事前登録等、緊急輸送体制の整備に努める。

建設課
財政課
消防本部

4 場外離発着場の指定

大規模な災害が発生した場合、ヘリコプターによる人員、物資の輸送が行われるため、市は、あらかじめ指定した場外離発着場を、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

地域振興課

第6節 防災教育計画

防災業務に従事する者の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災意識のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を行うため防災教育を行う。

第1 市職員に対する教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため以下に示すような防災教育を行う。

1 防災マニュアルの配布

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を示した災害時職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。災害時職員初動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- ・初動参集
- ・参集途上の情報収集
- ・救助、応急手当
- ・初期消火
- ・避難誘導
- ・避難所の開設、運営
- ・災害情報の取りまとめ
- ・広報活動
- ・個人情報の取扱いについて（特定個人情報を含む）
- ・その他必要な事項

※特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報。

2 現地訓練の実施

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等災害時に地域で活動する要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を、講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

通信機器、発電機等の災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟のための研修を実施する。

地域振興課

全課

地域振興課
総務課地域振興課
総務課
消防本部

第2 消防（水防）団員に対する教育

消防本部
建設課

関係機関と連携し、消防（水防）団員に対し、消防（水防）の責務、学術技能等に関する教育を実施する。

第3 防災上重要な施設に対する教育

地域振興課
消防本部

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

そのため、市は県と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第4 市民・事業所等に対する教育

地域振興課

関係機関、団体等と連携して、市民・事業所等を対象として、随時適当な機会を通して、講演会、講習会、実演、出前講座等により防災知識の向上を図る。

また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難となった場合、取るべき措置、日ごろからの準備等についても啓発を行う。

第5 学校における教育

学校教育課

学校における防災教育は安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練、消防団員等が参画する学習といった実践的な体験学習を実施する。

2 教科による防災教育

社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてICT等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

教職員に対する防災研修（災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修など）を行い、防災に対する意識の啓発を図る。

第7節 防災知識普及計画

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を高めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立を図る。

第1 防災知識の普及内容

地域振興課

防災に関する知識として普及する内容は次のとおりとする。

< 防災知識の普及内容 >

- ・ 災害の種別、特性、一般的知識
- ・ 災害対策基本法及び関連法の主旨
- ・ 災害時における心得
- ・ 本計画の概要
- ・ 被害報告及び避難方法
- ・ 過去の災害の状況
- ・ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- ・ 緊急地震速報

以下に具体的な活動例を示す。

< 平常時の活動 >	< 災害時の活動 >
①防災に関する学習 ②火災の予防 ③防災用品、非常持出品の準備 ④3日分（推奨1週間）の飲料水及び食料の備蓄 ⑤生活必需品の備蓄 ⑥家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修 ⑧震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル等） ⑨県や市等の実施する防災訓練への参加 ⑩近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑪住宅の耐震化 ⑫地震保険の加入	①初期消火 ②避難時には電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③自主防災組織への参加、協力 ④避難所でのゆずりあい ⑤県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥風評に乗らず、風評を広めない ⑦的確な情報の選別・収集・決裁

第2 防災知識の普及方法

地域振興課
秘書広報課

防災に関する知識を普及させるため、防災の日、火災予防運動等、最も効果的な時期に広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種メディア
- ・ 広報誌、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- ・ 地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ
- ・ 講習会、講演会、座談会、出前講座等の開催
- ・ 防災訓練

第8節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員や防災活動に係る市民及び事業所等の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災意識の向上を図る。

第1 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、総合防災訓練を実施する。

第2 個別訓練の実施

市及び消防本部は、総合防災訓練と併せ、又は単独で次の個別訓練を実施する。

1 災害情報収集・分析・加工・共有・伝達訓練

災害時において、災害及び被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達できるよう、災害情報収集・伝達訓練を適宜実施するとともに、通信設備を円滑に運用できるよう通信に関する訓練を定期的実施する。

また、リアルタイムで災害情報の収集・伝達を可能とする埼玉県災害オペレーション支援システムによる関係機関との情報伝達についても、様々な訓練の際に活用する。

【訓練の種類】

- ・ 災害情報収集伝達訓練 ・ 通信連絡訓練
- ・ 非常通信訓練

【実施の方法】

- ・ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する

2 非常参集訓練

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、職員の迅速な参集が欠かせないため、市及び防災関係機関の必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

3 水防訓練

市及び消防本部は、災害時に水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防法第32条の2の規定に基づき、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

建設課
消防本部
全課

4 応急復旧訓練

市は、県が県土整備部震災対策活動指針に基づき実施する、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練に、警察、消防、協定締結団体等とともに協力する。

建設課
消防本部
全課

5 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等消防訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

6 避難・救助・救護訓練

市は、災害時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所等の管理者に対し、児童・生徒・利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

さらに、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

地域振興課
消防本部
全課

7 図上訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼすおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、市、県及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

第3 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

市及び消防本部は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

第4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。

そのため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

【訓練の種類】

- ・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

- ・自主防災組織等の訓練

市及び消防本部が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

第5 訓練の検証

市及び消防本部は、訓練後、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行い、実施報告書を作成するとともに、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映する。

羽生市地域防災計画

第 2 編 共通編

第2編 共通編

第1章 災害予防・被害軽減

第1節 災害に強い都市づくり

地震や風水害による被害を最小限に止めるため、建築物の耐震改修を推進するとともに、治水対策を推進する。

第1 建築物・構造物の安全化

1 公共建築物の耐震性の強化

(1) 耐震改修の推進

市は、昭和56年6月の建築基準法改正以前の基準で建築された公共建築物について、耐震診断を実施し、耐震性能が不十分と判断されたものは、順次計画的に耐震改修等を実施してきた。その結果防災上重要となる市役所、避難所となる学校や公民館、体育館等の公共建築物については耐震化を完了している。

今後は、これら公共建築物内の備品等の転倒防止対策を実施するとともに、その他の公共建築物についても計画的に耐震化を推進する。

さらに、平成25年度に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震性が確保された公共建築物の認定表示を行う。

(2) 建物以外の公共構造物の補強及び整備

① 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

② 飛散しやすい機器等の格納、固定化

飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

③ 消防設備の整備

消防設備等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

地域振興課
まちづくり政策課
施設管理者

施設管理者

施設管理者

消防本部

施設管理者

④ 建築物の窓ガラス飛散対策

普通ガラスなど外部からの飛散物により、破壊の恐れのある場合は、事前に必要な対策を講じておく。

建設課
施設管理者

⑤ 建物以外の施設の点検

橋・トンネル・高架・アンダーパスなど建物以外の構造物について、定期的な点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 民間建築物の安全対策の促進

（１）耐震耐火性の強化

まちづくり政策課

① 防火、準防火地域の指定

火災等による建築物の災害を予防し、被害を最小限にするための耐火性能の高い建築物の建築促進を図るため、防火、準防火地域の指定を推進する。

まちづくり政策課

② 耐震性の向上

民間建築物の所有者に対して、耐震性を把握するために簡便な耐震診断や補強方法を広報誌やパンフレットの配布等により周知する。また、耐震化対策に対する相談窓口を設置し情報提供を行う。

まちづくり政策課

（２）窓ガラス等の落下防止対策

① 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

地域振興課
建設課

② 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

市は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

（３）宅地等の安全対策

県及び市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査を行う。

さらに、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

（４）空き家の実態把握及び措置

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

地域振興課
環境課**（５）ブロック塀対策の実施****① 市街地内のブロック塀の実態調査**

市は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努める。

まちづくり政策課

② ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

地域振興課
まちづくり政策課**③ ブロック塀の点検・改修等に関する指導**

市は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、①の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

まちづくり政策課

（６）自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト締め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、市は、県及び関係機関と連携し、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、市内の通学路、避難所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査の実施を検討する。

地域振興課

（７）屋内の安全対策

屋内の安全対策について広報による啓発活動を行い、次の例に示すような家庭でできる防災対策を促進する。

地域振興課

- ① 固定金具の普及促進
- ② ガラス飛散防止フィルムの普及促進
- ③ 内容物の散乱防止のため、両開き扉の固定方法などの知識普及
- ④ 建物一体型の作り付け収納家具の普及

3 緑地・農地の保全

緑地や農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、市は緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

4 市耐震改修促進計画の推進

国は、阪神・淡路大震災による直接的な死者の8割以上が、地震による住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、耐震改修促進法を制定し、その後平成25年度に改正した。

改正された「耐震改修促進法」では、一定規模以上の病院や店舗、劇場など不特定多数の者が利用する建築物、避難時に配慮が必要な者が利用する一定規模以上の小学校や老人ホーム、一定量の危険物を扱う建築物、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、県が指定する防災拠点建築物については、耐震診断が義務化された。

市では平成22年3月に「羽生市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内建築物の耐震化に取り組んできた。

今後は、改正された「耐震改修促進法」の内容を加え、耐震診断・改修等に関し、ホームページへの掲載、広報誌、掲示物などの活用により、一層の知識の普及・啓発に努める。

5 ハザードマップの作成・周知・広報

市は地震ハザードマップ、洪水ハザードマップを公表している。

ハザードマップは、地震や風水害が起こった場合にも市民が迅速かつ的確に避難できるよう、地域の災害危険度及び避難所等を明確にしたものである。今後とも、災害における地域の危険性を市民に伝えるため、ハザードマップの周知・広報を進める。

また、市は県の技術的支援のもとで大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水（浸水）ハザードマップの作成を図る。

第2 ライフライン施設の予防対策

1 電気施設の予防対策

電力事業者

市は、電力事業者に対し、電力施設の耐震化を要請するとともに、市の防災拠点となる施設について地震発生時における代替電源及び燃料の確保を進める。

電力事業者は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来経験を生かして万全の予防措置を講じるものとする。

2 ガス施設の予防対策

ガス事業者

市はガス事業者に対し、ガス供給施設・供給設備・導管・配管等の耐震化、緊急遮断装置の設置等を要請し、災害時の重要施設への供給体制を確保する。

ガス事業者は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

特に、LPガス事業者は、関係機関との連携確認、応急対策活動の習熟のため、災害時情報収集伝達訓練及び中核充填所等稼働訓練を継続して実施する。

上記の施策・訓練等により、災害の防止、災害発生時における二次災害の防止、早期復旧等の対策が迅速に行える体制整備に努めるものとする。

3 上水道施設の予防対策

水道課

市は、地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管について、耐震性を有する管に布設替えする等、配水管の耐震化及び災害時における飲料用貯水槽の整備、また、浄水施設等耐震強化対策を実施していく。

また、緊急時における職員の招集と適切な対応を図るとともに、給水資材の備蓄や隣接市との協力など復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。

4 下水道施設の予防対策

(1) 施設の安全化

下水道課

水質浄化センター及び羽生中継ポンプ場については、新耐震基準対応の施設ではあるが、耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震化工事を実施する。

また、管路施設については、緊急輸送道路のマンホール浮上防止対策を実施している。

(2) 応急資機材の確保

下水道課

震災時における応援復旧活動を円滑に実施するため、市内民間業者と施設の応急復旧に関する協定を締結し復旧資材の確保が出来る体制を整備している。

下水道課

(3) 応援協力体制の整備

震災時に迅速かつ円滑な応急復旧が図れるよう県、市、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を締結している。また、平常時より下水道工事関連業者等との応援協力体制づくりに努める。

地域振興課
通信事業者

5 通信設備の予防対策

市は、通信事業者に対し、電気通信設備の耐震化及び緊急・災害時のバックアップ体制の整備を要請する。

通信事業者は、地震発生時においても通信の確保ができるよう、平時から設備の防災構造化、通信伝送路の整備・拡充、災害時における体制整備を図る。

第3 交通施設の予防対策

地域振興課
鉄道事業者

1 鉄道施設

市は、東武鉄道(株)、秩父鉄道(株)に対し、既存の鉄道施設の点検、診断及び耐震補強が必要なものについては耐震補強工事又は取替工事を行うなど、万全の予防措置を講じるよう要請する。

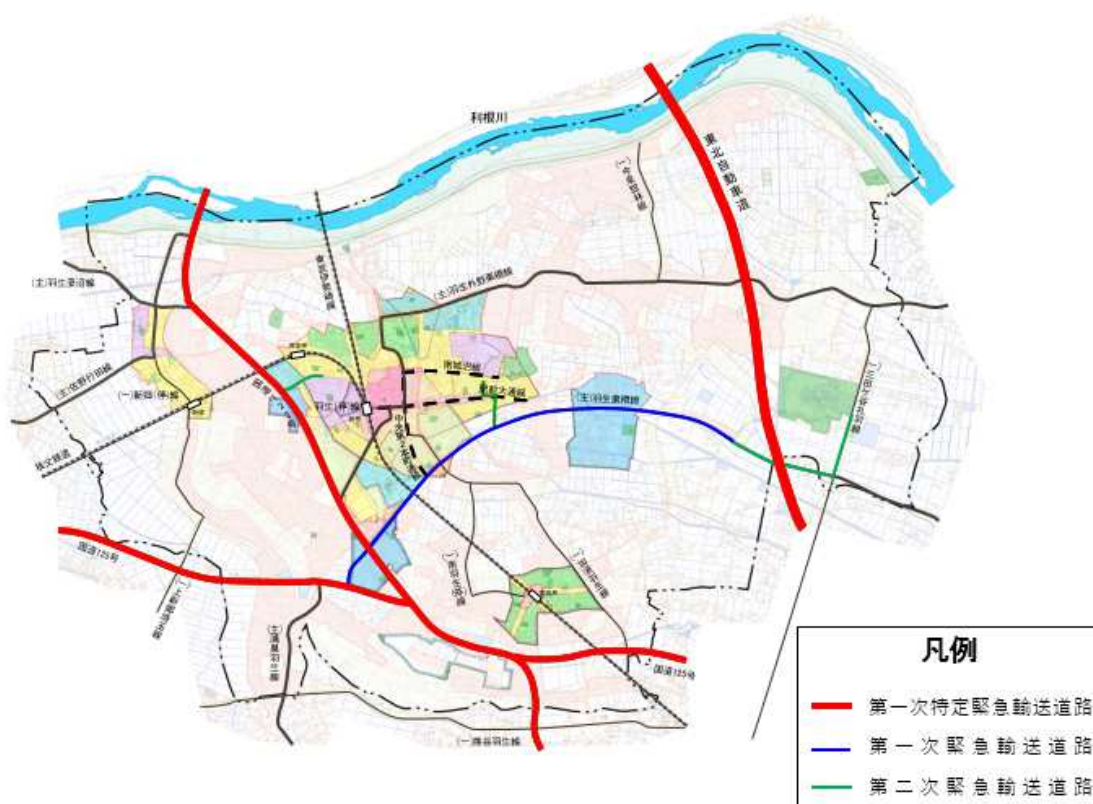
道路管理者
建設課

2 道路施設

各道路管理者は、震災時における緊急輸送道路及び避難路としての機能が確保されるよう、老朽化した橋梁に対する架け替え、補強及び既設橋梁の落橋防止対策等安全対策を講じる。

また、市は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

<図一緊急輸送道路図>



第4 河川施設

1 市管理水路の安全対策

市は、災害の発生による管理水路等の被災や二次災害の発生を未然に防止するため、市管理水路等の整備を計画的かつ継続的に実施するとともに、災害時における水路等の被害状況等の情報収集体制をあらかじめ整備する。

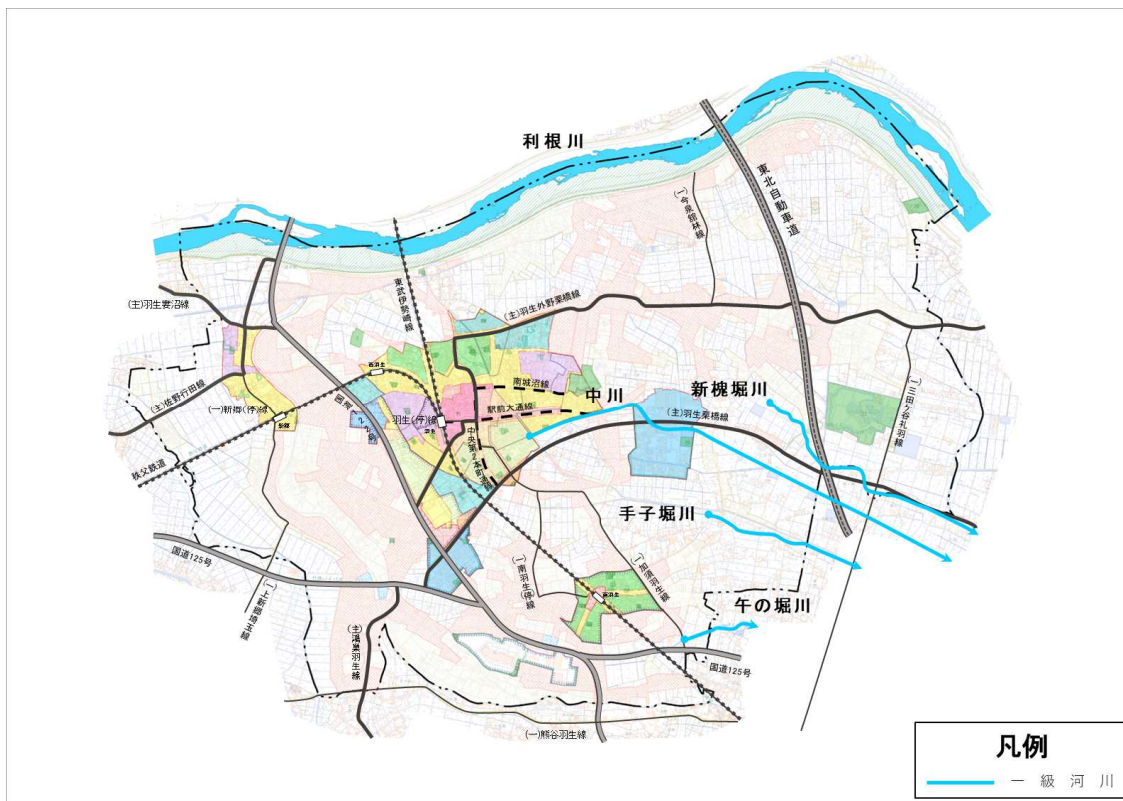
2 国・県管理河川の安全対策

市は、国・県管理河川については、各河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設の安全対策を促進する。また、災害時における国・県管理河川の被害状況等の情報提供についてもあらかじめ協力体制を整備する。

建設課
農政課

河川管理者

<図―河川図>



第5 災害に関する調査研究

1 基礎調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害予防・被害軽減に関する調査研究の基礎となるものであり、防災面からみた市の自然的・社会的特性を明らかにする。また、実際の震災事例を調査研究し、防災対策に役立てる。

(1) 自然条件に関する調査研究

国・県のデータを活用しつつ、市内の自然条件を把握し、地域別のデータを収集・分析する。

- ① 地盤及び地質に関する調査研究（国・県の調査データ活用）
- ② 活断層に関する調査（国・県の調査データ活用）
- ③ 地震観測に関する調査（国・県の調査データ活用）

(2) 社会条件に関する調査研究

市内の社会条件を把握し、地域別のデータを収集・分析する。

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- ② 公共土木施設の現況調査
- ③ 地下埋設物の調査
- ④ 危険物施設等に関する調査
- ⑤ 要配慮者の分布に関する調査
- ⑥ 市民の防災意識調査

地域振興課
企画課
建設課
まちづくり政策課
消防本部
社会福祉課

(3) 災害事例の調査研究

わが国及び諸外国において発生した、災害及びその後の社会的混乱や対策等に関する国・県の調査データを活用し、災害事例の調査研究を行い、防災対策に役立てる。

地域振興課

(4) 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

地域振興課

防災アセスメントを実施する際には、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」によって構成する。

なお、市では、既に作成した地震ハザードマップや洪水ハザードマップを作成しており、地域の災害危険性については、当面これらを活用する。

2 被害想定に関する調査研究

地域振興課

災害に関する被害想定は、災害対策を有効に具体化するため、実際の災害により近いことが要求される。

したがって、工学的実験実証をおりませた、既往災害の研究も参考にし、対策の万全を確保するため、最悪の条件下における災害を考慮して行うものとする。

3 災害対策に関する調査研究

地域振興課
全課

災害は、自然現象と地域の社会的条件が複合し、複雑な連鎖に基づいて発生する。こうした災害を完全に予防することはむずかしいが、被害を軽減するための対策を事前に検討することは有効である。市は、様々な分野からの科学的研究成果を活用するとともに、過去の震災例を研究して災害の防止策の向上を図る。

まちづくり政策課
ライフライン事業者
鉄道事業者

（１）公共施設等の耐震性に対する調査

災害発生時、公共施設の損壊はその後の応急活動に重大な影響を及ぼすため、十分な点検調査を行う。

- ① 公共建築物の耐震に関する調査
- ② ライフライン施設の耐震に関する調査
- ③ 交通施設の耐震に関する調査

消防本部

（２）地震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発火災に対処するため、市は、出火防止、初期消火、拡大防止及び避難の安全確保等、基本的事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立する。

地域振興課
建設課
教育総務課
生涯学習課

（３）避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所及び指定避難所は、災害に際して安全性の確保が要求されるが、現在指定されている公園などの避難場所、学校や公民館などの避難所には、本来の使用目的がある。このため、避難場所及び避難所について、指定後も一定期間毎にその安全性について調査確認する。

建設課

（４）効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震や風水害といった災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた輸送対策に関する調査研究を行う。

地域振興課

（５）災害時の情報伝達に関する調査研究

災害発生時においては、地震情報や気象情報、被害の発生及び避難に関する情報等を、市民へ正確かつ迅速に伝えることが重要になる。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、情報伝達において最も効果的な情報伝達の調査研究を行う。

第2節 情報の収集・伝達に対する備え

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーション支援システムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

第1 災害通信網の整備

大規模な災害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、種々の通信設備の整備に努める。

1 情報伝達体制の整備

市は、地域住民及び事業所等に対し、災害情報や避難指示等の情報を迅速に伝達するための体制を整備する。こうした情報伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、緊急速報メール、SNS、Lアラート等を有効的に活用する。

また、災害対策の拠点となる市役所本庁舎や消防本部庁舎と、避難所となる学校や公民館及び主な公共施設との連絡手段を確保する。

2 市防災行政無線の強化

市は、防災行政無線設備のデジタル化への対応を図るとともに、順次、聞き取りにくい地域の解消に努める。また、防災関係機関への迅速な情報伝達のために戸別受信機の増設を含め、防災行政無線による情報を在宅の高齢者等が確実に把握できるよう、自動応答電話サービス等の利用啓発に努める。

さらに、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

加えて、防災関係機関からの迅速な情報伝達のために新たな整備した防災アプリの普及を推進する。

3 県が行う情報通信設備の整備との連携

県は、県全域の広域的な被害状況を把握するため、次のシステムの整備及び導入を図ることとしている。そこで、市は、当該システムの整備及び導入に協力するものとする。

- ・埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・震度情報ネットワークシステム

地域振興課
秘書広報課
企画課

地域振興課

地域振興課

- ・埼玉県防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・県土整備部川の防災情報システム
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・緊急情報ネットワークシステム（Em - Net）
- ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム

4 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、防災行政無線や消防無線といった情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第2 情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策を実施する。

1 非常用電源、非常用通信手段等の確保

停電や屋外での活動に備え、自家用発電設備やバッテリー及び可搬型電源装置等の無停電電源装置の確保を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備し、定期的なメンテナンスを行う。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信、公共安全LTE（P S - L T E）、M C A無線等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

2 転倒防止対策

災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

地域振興課

財政課

地域振興課
企画課

3 浸水防止対策

企画課

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、想定される浸水深を考慮し設置する。

4 通信回線のバックアップ

企画課

通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

第3 情報収集・共有・伝達体制の整備

消防本部

1 市内の情報伝達体制の強化

地域振興課
秘書広報課
企画課

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、マニュアルの整備により、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、自主防災組織や市民への情報伝達を円滑に行えるよう、市防災行政無線やメール配信サービスさらには防災アプリによる情報伝達手段の整備に努める。

2 国及び県への報告体制の強化

地域振興課

市は、災害時に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておく。

リアルタイムで情報収集・伝達が可能となる埼玉県災害オペレーション支援システムを活用する。

3 防災関係機関との連携強化

地域振興課

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

4 気象情報の伝達体制の整備

地域振興課

市は、必要に応じ、防災行政無線等の通信手段を用いて、市民及び防災関係機関に警報、注意報などの気象情報を伝達するため、これらの情報が、確実に伝達できるよう、伝達体制の整備に努める。

5 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（本市は埼玉県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

市は、熊谷地方気象台とも連携し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場合では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

6 安否不明者の捜索に係る手続き等の整備

発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

第4 情報処理・分析・加工体制の整備

1 情報処理・分析・加工体制の整備

災害時は、情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、災害時に円滑に情報処理・分析・加工が行えるよう、事前に準備すべき情報、災害時に必要となる情報を整理しておく。

災害時に必要となる情報	観測情報	震度計、雨量計等からの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

事前に準備すべき 情報	措置情報	県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報
	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	防災組織、対策手順、基準等の情報

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2 災害情報データベースの整備

地域振興課

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

地域振興課

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

4 人材の育成

地域振興課

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

第3節 火災の予防

災害時の火災、特に地震発生時の火災は気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第1 地震火災の予防

1 出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

地震における出火要因として最も大きいものがガスコンロやガス、石油ストーブ等の一般火気器具である。市は、市民や事業者に対し、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、地震時における一般火気器具からの出火を防止するために、対震自動燃料遮断装置、感震ブレーカーの普及を図る。

(2) 化学薬品からの出火防止

地震時の出火要因として化学薬品がある。化学薬品は学校、研究機関、工場等において容器の破損により混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

そのため、市は、化学薬品の管理者に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品を、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止対策を行うなど適正な管理について指導する。

(3) 危険物取扱施設等の安全化

市、県及び消防本部は、消防法及び関係法令に基づく危険物取扱施設、毒劇物取扱施設、火薬類取扱施設の実態把握を行うとともに、事業所等に対し、安全対策、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 文化財の安全化

市、市教育員会、消防本部及び県は、文化財の安全を確保するため、管理状況を調査し、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部
郷土資料館

2 初期消火

地域振興課
消防本部

地震直後は、電力、通信、水道管及び橋梁の破損並びに道路寸断等により、消防活動は困難な状況となることが予想される。そのため市は、自主防災組織の協力による消火器消火、バケツリレー等の重要性を啓発し、初期消火体制の強化に努める。

3 消防力の強化

(1) 常備消防体制の強化

地域振興課
消防本部

消火活動の中心となる消防本部においては、訓練、研修等により職員の充実強化に努めるとともに、複雑多様化する災害に対応するため、通信指令施設等の消防施設や車両資機材（緊急消防援助隊登録車両等を含む）の機能強化と計画的な整備・更新に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は、広域的な支援が必要となるため、災害時に円滑な応援が受けられるよう、協定等の締結や活動拠点等の整備を図り、応援・受援体制の強化に努める。

(2) 耐震性防火水槽の整備強化

地域振興課
消防本部

地震による水道管の破裂や電力の送電不能による送水圧力の低下により消火栓は使用不能となることが予想されるため、耐震性防火水槽を市街地の公園をはじめ各地域の公共施設等に計画的に整備し消防水利の確保に努める。

(3) 小型消防ポンプ及び電源車の整備

地域振興課
消防本部

地震発生時は、道路の地割れ、家屋、立木等の倒壊、避難する自動車等により、交通状態は予想以上に最悪の状態となり、消防ポンプ車の活動は極端に制限されると見込まれる。

そのため、市は、可搬動力ポンプを十分活用できるよう、常時整備する。また電源車の整備を検討する。

(4) 消防団の充実強化

地域振興課
消防本部

現在、消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数は年々減少傾向にある。市は、消防団活性化総合計画（平成27年4月1日制定）に基づき、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

また、平時及び災害時の双方に重要な機能を果たす市内消防センターについては、地域の避難所施設の機能を維持するための活動拠点として位置付け、消防車両や放水器具のほか、必要な資機材等の充実及び整備・更新に努める。

地域振興課
消防本部**(5) その他の消防組織の強化****① 民間防災組織の確立**

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、民間防災組織の育成強化に努める。

② 事業所の自衛消防組織の育成・強化

大規模な工場、事業所等は、災害を排除して安全体制を確立するため、自衛消防組織の育成強化を図る。

地域振興課
消防本部**第2 火災発生原因の制御**地域振興課
消防本部**1 防火管理者制度の効果的な運用**

消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、商業施設等30人）以上の防火対象物に、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

また、防火管理者を育成するため、県が主催する防火講習会の開催に協力し指導し、防火管理能力の向上を図る。

消防本部

2 予防査察指導の強化**(1) 消防署の行う予防査察**

警戒査察	火災警報発令又は、一時的な催物会場等で、火災予防上特に必要と認めた場合実施する。
特別査察	火災発生の恐れが著しく、人命危険がある場合実施する。

(2) 消防団の行う予防査察

警戒査察	火災警報発令又は、一時的な催物会場等で、火災予防上特に必要と認めた場合、消防職員と協力し査察を実施する。
特別査察	火災発生の恐れが著しく、緊急の必要がある場合、及び必要に応じ消防職員と協力し査察を実施する。

第4節 水害予防

水害による被害を未然に防止するため、県、関係機関と連携し、河川整備の促進、雨水の流出抑制、排水路改修、下水道の整備等を推進する。

また、加須市・羽生市水防事務組合を組織しており、水害の発生に備えた体制の整備・充実に努める。

第1 治水対策の推進

1 河川・水路の整備

氾濫時に市域に浸水を及ぼすおそれがある河川等の堤防強化対策及び調節池・河道改修を促進し、治水・流出抑制機能の保全・強化を図る。また、市が管理している水路等の計画的な整備を推進する。

2 内水対策の推進

市は、自ら管理している排水路や調整池の適正な維持管理に努めるとともに、市街地の雨水浸水対策として、河川管理者や下水道事業と連携した効果的な雨水出水対策を推進する。

特に、水防法の一部改正（平成27年5月20日公布）に基づき、国・県と連携して雨水出水浸水想定区域を検討するとともに、雨水出水を抑制する貯留施設等の対策や水田の湛水能力を利用した田んぼダムの導入など、さらなる治水対策の推進、雨水出水を想定した避難所の検討などを進める。

また、改正によりソフト・ハードの両面からの水害対策を強化する制度となったことから、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標を定めた「雨水管理総合計画」を策定し、対策に取り組んでいる。

なお、台風又は集中豪雨等により家屋又は道路等に浸水のおそれがある場合は、すみやかに排水その他の処置を行うものとする。

3 施設の整備と機能維持対策

平時からポンプ場及びポンプ施設・設備の点検整備に努め、災害発生時に備えるとともに、梅雨時期や台風時期には集水桝のゴミや落葉等の除去を行うとともに、広報誌等を活用して市民に対して協力を呼びかけ、内水被害発生の未然防止に努めるものとする。

河川管理者
農政課
建設課

建設課
農政課
河川管理者
下水道課
地域振興課

建設課

第2 水防体制の強化

1 水防組合による水害対策

利根川の水害対策は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」と協力して推進を図るものとする。

2 水害対応マニュアルの整備

水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難指示等の発令・伝達などの応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。

また、国、県、関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

3 水害危険箇所の周知

市は、水害発生時における市民の迅速かつ確実な避難を支援するため、利根川、荒川、小山川、中川、福川の浸水予想範囲や浸水程度、避難場所等の情報を図示した洪水ハザードマップを作成している。

今後とも、水害発生危険箇所等の周知を図るため、洪水ハザードマップの活用努めるとともに、随時その内容を見直すものとする。

4 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

市は、ホームページ「マイ・タイムラインで逃げ遅れゼロへ」での公開やハザードマップを活用して、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努める。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域を絞り、国や県の助言を得ながら避難指示等の発令対象区域を設定する。

建設課

地域振興課
建設課

地域振興課
建設課
秘書広報課

地域振興課

5 防災意識の向上

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

第1 液状化対策

1 液状化現象・対策の調査研究

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象の調査研究やその予防対策に関する成果を踏まえ、液状化危険地域における危険度予測を予防対策に反映させる調査研究を実施する。

2 液状化対策工法の普及

土木施設構造物、建築物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤そのものを改良する工法）と、液状化の発生を前提とした構造的な対策（杭等構造物の一部を堅固な支持地盤まで到達させる工法）がある。

同様に、地下埋設物（上下水道施設）の液状化対策工法にも、地盤改良工法と地下埋設管路の対策工法に大別される。市は、これらの液状化対策工法の普及を図り、施設整備に反映させる。

3 耐震診断・耐震強化の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

第2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目的とし、地下水採取の規制及び地盤沈下に関する調査を行っている。

市は、県と連携協力し、市域内の地盤沈下の状況の把握に努め、災害による被害の軽減を図るための対策を検討する。

地域振興課

地域振興課
まちづくり政策課
下水道課
水道課

地域振興課
まちづくり政策課

地域振興課
環境課

第3 宅地の安全対策

地域振興課
まちづくり政策課

市は、盛土による災害防止に向けた国の総点検を踏まえ、危険が確認された盛土については各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、国の総点検を踏まえて県が実施する宅地造成の災害防止に関する指導に対して、必要に応じて協力し、災害発生の未然防止に努める。

大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況や、地盤調査、地盤補強、地盤改良等の実施状況を公表し、宅地の安全性強化に関する啓発に努める。

第6節 危険物施設等における備え

第1 危険物取扱施設の把握

市は、関係機関と連携及び消防機関による予防査察等を通じて、市内の危険物施設取扱い施設の実態把握に努める。

第2 危険物施設における災害予防

1 消防法に定める危険物施設の予防対策

過去の震災例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、液状化等による要因で危険物施設が損傷を受けることがある。

このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び事故防止の啓発を図る。

2 高圧ガス施設の予防対策

過去の震災例に基づき、高圧ガス保安法及び関係法令が改正されるとともに、施設の耐震設計基準も年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。

このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び事故防止の啓発を図る。

3 毒劇取扱施設の予防対策

毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、市は監視指導を行っている。

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく管理の徹底や事業所に対する事故防止の啓発を図る。

消防本部

消防本部

消防本部

消防本部

4 火薬類施設の予防対策

消防本部

火薬類は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、県及び市は実態把握に努めるとともに、法令に基づく管理の徹底や事業所に対する普及啓発を図る。

5 その他の危険物施設における予防対策

消防本部

放射性物質、その他の危険物事故を考慮し、市は県と連携し、その実態把握に努めるとともに、管理の徹底及び各所に対して事故防止の啓発を図る。

第2章 市民の安全確保に対する備え

第1節 避難に対する備え

災害による家屋の倒壊、焼失、流出、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を作成する。

第1 避難計画の作成

避難誘導の方法、避難者の行動の状況等を踏まえて計画を作成する。

1 一般市民の避難計画の作成

地域振興課

市は、市民の避難誘導を迅速かつ適切に実施するための避難計画を策定するとともに、自主防災組織（自治会）等と連携し、避難組織の確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを作成し、あらかじめ避難所を指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

（1）避難計画作成の留意事項

- ① 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ② 指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び高齢者、障がい者等要配慮者の状況
- ③ 指定避難所への経路及び誘導方法
- ④ 高齢者、障がい者等要配慮者の適切な避難誘導體制
- ⑤ 指定避難所における施設・設備の整備
- ⑥ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑦ 指定避難所の管理に関する事項
- ⑧ 災害時における広報
- ⑨ 人権への配慮
- ⑩ 避難時及び避難所における感染症対策

地域振興課
健康づくり推進課
病院管理者

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管
理者

地域振興課
鉄道事業者
施設管理者

地域振興課
消防本部
施設管理者

教育総務課
児童保育課
学校等管理者

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

（１）病院

病院管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、搬送の実施方法等に関する計画を定める。

計画の策定時には他の医療機関や市の保健・福祉部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

（２）要配慮者関係施設

高齢者、障がい者及び児童施設等の管理者は、地域特性や要配慮者の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに、福祉避難所の確保・移送、給食等の実施方法等について定める。

（３）不特定多数が利用する施設

大規模集客施設や駅等管理者は、不特定多数の人々が入り出る施設であることに留意し、地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法について定める。

（４）工場、危険物保有施設

工場や危険物保有施設の管理者は、従業員、近隣住民の安全確保のための避難方法、市、警察、消防との連携等に関する計画を定める。

3 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を定める。

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒等の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

市内小・中学校はすべて避難誘導マニュアルを策定しており、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童及び生徒に災害時の行動について周知しておく。

また、市内の保育園、幼稚園等についても、小・中学校に準じて避難誘導マニュアルを整備するとともに、避難訓練等を実施する。

なお、本計画に基づき、消防、警察、市及び行政区（自治会）等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所については保護者に連絡し周知徹底を図る。

4 私立保育園等の避難計画

施設管理者

市及び県は、私立保育園・認定こども園・幼稚園が、公立学校等に準じて自主的に避難対策をたてるよう助言する。

第2 避難所等の指定・整備

1 避難場所の指定

（1）指定緊急避難場所

地域振興課
建設課

市は、地震等による大火災が発生した場合、近隣住民が一時的に避難して様子を見る場所として、市内の小・中学校、高等学校及び公園の計59か所を指定緊急避難場所として指定している。今後、公園には、防災機能を有する施設・設備の設置を進める。

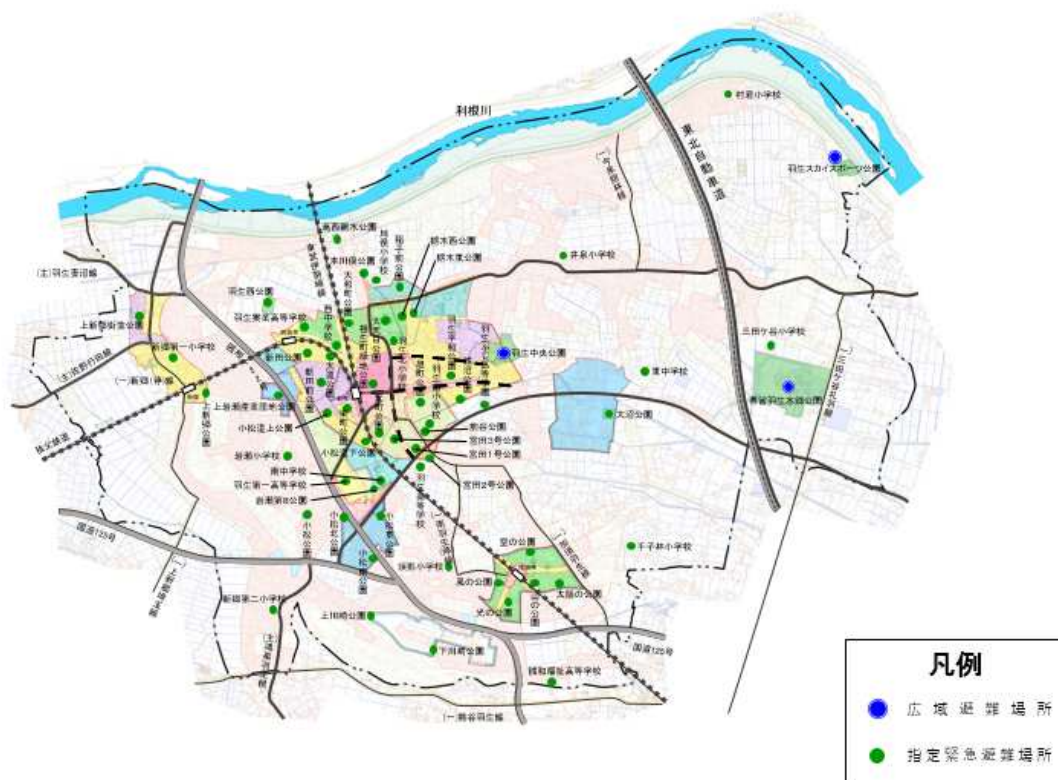
都市部周辺や農村部は地震等による大火災が発生した場合、市民の判断で近くの空き地や田畑などへ一時的に避難することも有効であることを周知する。

また、洪水等による浸水被害に備え、学校の校舎の2階などを指定することを検討する。

さらに、今後、指定緊急避難場所の指定に当たっては、避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

なお、埼玉県地域防災サポート企業・事業所として、避難場所の提供に関し協力できるとして登録している企業・事業所もあることから、これら企業・事業所との防災協定などの締結を進める。

<図―指定緊急避難場所位置図>



注：上図のほかに、指定避難所である学校等のグラウンドも位置づけられる。

(2) 広域避難場所

市は、地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次被害の危険から市民の安全を確保する場所として、以下の3か所の公園を広域避難場所として指定している。

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井下組地内	10.69
2	羽生水郷公園	三田ヶ谷、与兵エ新田ほか地内	53.60
3	羽生スカイスポーツ公園	常木1175	15.27

注：広域避難場所は、指定緊急避難場所も兼ねている。

2 避難所の指定・整備

(1) 指定避難所の指定

市は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、また、災害が一段落したあと、住家を失った市民や帰宅できない人などが臨時に生活する拠点として、市内の小・中学校、高等学校、公民館及び体育館など33か所を指定避難所として指定している。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、指定避難所には、防災備蓄品の保管場所を整備し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等必要な資機材を整備する。

凡例

● 指定避難所

市は、介護が必要な高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者などの要配慮者が、指定避難所では避難生活が困難となった場合の避難先として、市内14か所の社会福祉施設と協定を締結し、福祉避難所として指定している。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

共-31

3 避難路の選定と確保

市は、市街地の状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- ① 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ② 避難路沿いには、火災・爆発等のおそれがある建築物等がないよう配慮する。
- ③ 住民の理解と協力を得て、住民にわかりやすい通学路を避難路に選定する。
- ④ 避難路については、幹線道路を含む複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

第3 避難体制の整備

1 避難所及び避難場所、避難行動の周知

(1) 避難経路、避難先

事前の避難又は災害発生時の避難において、市民が迅速に安全な場所に避難するためには、日頃から市民自らが指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を認識しておくことが重要である。

このため、市は、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を配布し、避難所等の周知を図る。

また、市は、避難所の案内標識や誘導標識について、日本工業規格に基づく図記号を使用して、災害の種別に対応した表示にするよう努めるほか、文字の大きさや標識板の高さ等に配慮し、かつ必要に応じて、外国語及びやさしい日本語や点字による標記を行い、適切な避難誘導が実施できるよう避難路等に配置する。

(2) 安全確保行動

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（３）意識醸成

市は、過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要であり、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

２ 避難誘導への備え

（１）避難誘導組織の整備促進

市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立する。

地域振興課

（２）避難誘導用資機材の整備

市は、トランジスタメガホン、投光機、発電機、ロープ、懐中電灯等の誘導用資機材の備蓄を図るとともに、自主防災組織に対し、前記資機材の整備を図るよう指導する。

地域振興課

（３）要配慮者の避難誘導

市は、要配慮者、中でも避難行動要支援者の避難誘導に際して、羽生市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自主防災組織と民生委員・児童委員や福祉関係機関等と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を確立するよう努める。

地域振興課
社会福祉課

（４）要配慮者関係施設における避難誘導

市は、病院や福祉施設の入所者・通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管理者

（５）地震火災に備えた避難誘導への配慮

地震により同時発生する火災や延焼火災からの避難誘導に際しては、一時的応急的には公園等指定緊急避難場所を利用し、指定避難所へ移動するなど段階的な避難を行うことを原則とする。

また、避難所を開設した場合には正しい情報を伝え、避難住民に対し余震等に関する不安を与えないようにする。

地域振興課

地域振興課

（６）洪水被害に備えた避難誘導への配慮

洪水等による浸水被害などの場合に、市は早めの避難に心がけるように周知する。

また、避難所等への避難が遅れた場合、市民の判断により高い建物への移動や建物内の安全な場所での待避を含め、災害の種別、事象に応じて、命を守るための行動が柔軟にとれるような備えを周知する。

3 避難所運営体制の整備

地域振興課
教育総務課
学校管理者
生涯学習課
スポーツ振興課

（１）マニュアル等の整備

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき「羽生市避難所運営マニュアル」を作成しており、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の事情に応じて順次更新する。

なお、指定緊急避難場所や避難所への避難では、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（２）地域との連携した避難所運営の訓練

市は、自主防災組織や学校の教職員等と連携し、避難所の運営について、静岡県が開発した「HUG（ハグ）」（避難所運営ゲーム）等を活用した研修等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

地域振興課
教育総務課
学校管理者
生涯学習課
スポーツ振興課

4 広域避難、一時滞在への対応

地域振興課

東日本大震災の経験を踏まえると、本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、市域外（県外）に長期間の避難や一時滞在を余儀なくされる場合を想定する必要がある。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市では、埼玉県内や友好都市との間で大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。今後も、こうした広域避難に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定を締結しておくとともに、県外への広域避難に関して、県の協力を得る。

さらに、避難が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等の各種支援についても検討しておく。

第2節 救急・救助に対する備え

市は、災害時における救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、連携して救急・救助活動体制の整備に努める。

第1 救急・救助体制の整備

1 救急・救助資機材の整備と訓練

市と消防本部は、平時から互いに協力して消防署、西分署、消防団機械器具置場における救急・救助資機材などの整備を行う。

また、建築物等の下敷きとなった住民を敏速安全に救出するため、自主防災組織にバール、ノコギリ等の簡易工具を整備する。

地域振興課
消防本部

2 救急・救助訓練の実施

災害時には、道路交通確保が困難になることが想定されるため、市と消防本部は、消防団及び住民等に対する救急救助訓練を行い、各地域における救急・救助体制の整備を図る。

地域振興課
消防本部

第2 傷病者の搬送体制の整備

1 緊急車両等による搬送体制の整備

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防本部は、本署及び分署に配置の救急車に対応するほか、非常招集参集職員による救急予備車を活用することとする。

消防本部

2 ヘリコプターによる搬送体制の整備

重症者などの緊急を要する搬送、浸水被害により孤立した被災者の救助においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、場外離着陸場の設置場所等、必要な事項を定めておく。

消防本部

3 災害時広域医療搬送体制への対応

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備している。

市は、市内の医療機関等で対応できない重症者等については、災害時広域医療搬送計画の内容を確認し、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

また、平時において、DMAT（災害派遣医療チーム）、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できるよう努める。

第3節 医療救護に対する備え

大規模な災害が発生した場合、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。

そのため、初期医療体制、後方医療機関及び広域的な保健医療の応援体制について整備を図るとともに、自主防災組織等による救護活動の体制の整備に努める。

第1 初期医療体制の整備

1 関係機関との連携強化

市は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と連携を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

大規模な災害が発生した場合の医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で行うことを原則とするが、傷病者が多数の場合、もしくは医療機関が被災して機能していない場合には、医療救護班の編成や医療救護所を設置して医療活動を行うため、医療救護所設置予定場所をあらかじめ指定するとともに、必要な資機材の整備に努める。

震災時に同時多発する救助事象に対応するため、救助体制の強化を図り、傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

（市内医療機関は資料編に記載）

2 医薬品等の確保

市は、医療救護所の設置に備え、医薬品、医療救護資機材等の備蓄に努めるとともに、定期的に点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。また防災上重要な施設については、AEDの設置を推奨する。

また、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。

さらに、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

さらに、災害時には特にトリアージの実施が重要となるため、トリアージタグや筆記用具など消耗品を確保しておく。

※ランニング備蓄：災害時に必要な医薬品を薬剤師会員の担当薬局の在庫で賄い、期限切れやロス等の軽減を図るシステムのこと。

地域振興課
健康づくり推進課

健康づくり推進課

3 応急手当の普及

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、又は道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は消防機関、医療機関、自主防災組織と連携し、救護所などにおいて負傷者に対し、市民による応急救護活動ができるよう、止血、人工呼吸、心肺蘇生、AEDの使用方法等の応急手当に関する講習会等を実施する。

4 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

<羽生市内の救急病院・救急診療所>

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人徳洲会 羽生総合病院	下岩瀬 446	562-3000

<東部北地区第三次救急病院>

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

<東部北地区第二次救急病院一覧表>

名 称	所 在 地	電話番号
《病院群輪番制病院》		
医療法人社団彩優会 栗橋病院	久喜市小石衛門 714-6	0480-53-8686
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
医療法人社団弘人会 中田病院	加須市元町 6-8	0480-61-3122
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
医療法人徳洲会 羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
蓮田病院	蓮田市根金 1662-1	048-766-8111
医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
《小児救急輪番制病院》		
医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21-0766
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
医療法人徳洲会 羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000

第2 応援体制の整備

大規模な災害等により、医師・医薬品等の不足により市内の医療機関で対応できない場合、後方医療機関にて重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行ってもらうため、市は県、赤十字に応援を要請することになる。そのため、あらかじめ災害時に迅速かつ円滑に要請できるよう、要請方法等の整備を図る。

なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とし、災害による傷病者の受入れのほか、既存入院患者などの治療の継続や救護班の派遣を行うものである。

また、市は、県が指定している災害拠点病院に関し、診療科目や病床数などを把握しておき、緊急時の搬送方法についても検討する。

<災害拠点病院>

災害拠点 病院区分	病院名	所在地
基幹災害 拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
地域災害 拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
	（社福）恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
	（社福）恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
	（独法）国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446
	（地独）埼玉県立病院機構埼玉県立小 児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3

令和6年11月1日現在

地域振興課
消防本部
健康づくり推進課

＜災害時連携病院＞

病院名	所在地
熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭2-1671
埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
入間川病院	狭山市祇園17-2
埼玉石心会病院	狭山市入間川2-37-20
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32
東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525
彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町1522
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
埼玉協同病院	川口市木曾呂1317
秩父市立病院	秩父市桜木町8-9
TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼1340-1
新座志木中央総合病院	新座市東北1-7-2
八潮中央総合病院	八潮市南川崎845
皆野病院	秩父郡皆野町皆野2031-1
公平病院	戸田市笹目南町20-16
春日部市立医療センター	春日部市中央6-7-1
東松山市立市民病院	東松山市松山2392

令和6年11月1日現在

第4節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、医療的ケアを必要とする者等災害時の避難所生活等に当たって大きな支障があり、特段の手助けが必要な者は、災害の発生時において被害を受ける危険性が高いため、これらの要配慮者等の安全確保対策を推進する。

また、要配慮者の中で、自ら避難することが著しく困難である者（以下「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

第1 基本的な考え方

1 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいく必要がある。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者に要配慮者がいることを前提として、施設の整備や避難計画の策定を行う必要がある。

（1）対象者の定義

要配慮者及び避難行動要支援者の区分は次のとおりである。

要配慮者	高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、医療的ケアを必要とする等、災害時の避難所生活等に当たって大きな支障があり、特段の手助けが必要な者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援を行う地域の関係者

※その他の特に配慮を要する者とは、地理に不案内な旅行者や言葉に不自由な外国人を指す。

地域振興課
社会福祉課
施設管理者

(2) 避難行動要支援者

本計画の避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、次に掲げるものであって市内に住所を有し災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であるものとする。ただし、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしている場合はこの限りでない。

① ひとり暮らしの75歳以上の高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯の方
② 身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている方
③ 療育手帳（㉠・A・B）の交付を受けている方
④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
⑤ 要介護認定（3・4・5）の認定を受けている方
⑥ その他避難支援が必要と認められる方

(3) 避難支援等関係者

本計画の避難支援等関係者とは次に掲げるものとする。

① 自主防災組織（自治会）	② 民生委員・児童委員
③ 社会福祉協議会	④ 羽生警察署
⑤ 前①～④号のほか、避難支援等の実施に携わる関係者（指定特定相談支援事業者、指定居宅介護支援事業者等）	

第2 避難行動要支援者への避難支援の備え**1 名簿の整備と活用****(1) 避難行動要支援者名簿の整備**

市は、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備に活用するため、平時から市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年更新する。

また、名簿登載者の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。転入等の事由により、新たに避難行動要支援者となったものに対しても同様とする。

さらに、難病患者に関する情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められる情報については、県及び関係機関に対し、情報の提供を求める。

なお、避難支援等関係者に対し名簿を提供する際、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう周知徹底する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

① 氏名	⑤ 電話番号その他の連絡先
② 生年月日	⑥ 避難支援等を必要とする事由
③ 性別	⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
④ 住所又は居所	

【避難行動要支援者名簿に係る留意事項】

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- ② 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査すること。
- ③ 個別避難計画作成において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査すること。

（２）個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難、方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への

社会福祉課

必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

2 平時における支援体制

市は、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応を定めた避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を作成する。

自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからコミュニケーションづくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに努める。

また、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られること、及び訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難支援に関する備え

(1) 避難支援等関係者への対応

災害発生時及び災害発生のおそれのある場合に、市から避難情報の伝達を受けた自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等は、お互いに連携し、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認のほか、避難支援の方法等を周知する。

- ① 避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。
- ② 避難支援等関係者が、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。
- ③ 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

(2) 避難行動要支援者への対応

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることについて、十分に理解を得るよう周知する。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 ユニバーサルデザインの推進

市及び県は、災害時に車いす使用者等が円滑に避難できるよう、路面の段差の解消、有効幅員の確保等、ユニバーサルデザインの推進に努める。

また、避難所等を示す防災標識の設置においては、明るく大きめの文字を用いる等、要配慮者に配慮する。

社会福祉課
まちづくり政策課
建設課

第3 避難所運営における要配慮者への対応

1 避難所運営体制等の整備

市は、避難に関する情報伝達において、要配慮者等に十分配慮し、電光掲示板、フラクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記に努める。

また、避難所においては、一般の避難者と施設を別にする、物資の供給を優先的に行う、配給品目に十分留意する等、要配慮者が良好に避難生活を送れるよう、体制の整備等に努める。

地域振興課
社会福祉課
教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

2 相談体制の確立

要配慮者は、被災により身体及び精神的な負担を受けやすいため、被災した要配慮者に対して、メンタルケア、各種相談等に的確に対応できるよう、医師・看護師・保健師・教育関係者・福祉関係者・相談援助職等の専門職員と平常時からの連携を深め、人権に十分配慮しながら災害時に状況に合った相談体制が取れるよう支援体制の整備に努める。

社会福祉課
健康づくり
推進課
高齢介護課
学校教育課
こども家庭課

第4 社会福祉施設、病院等の対策

1 施設の安全確保

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市はこれを指導する。

消防本部
社会福祉施設管
理者

社会福祉施設管理
者

（２）緊急連絡体制の整備

① 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

社会福祉施設管理
者

（３）避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

社会福祉施設管理
者

（４）施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

社会福祉課
高齢介護課
社会福祉施設
管理者

（５）被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

社会福祉施設管理
者

（６）食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

- ① 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む）（３日分）
- ② 飲料水（３日分）
- ③ 常備薬（３日分）
- ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分）
- ⑤ 照明器具
- ⑥ 熱源
- ⑦ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、市はこれを促進する。

社会福祉施設管理者
地域振興課
消防本部

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会やボランティア団体及び近くの高校・短期大学等との連携を図っておく。

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管理者

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

(9) 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

社会福祉施設管理者

第5 在宅の要配慮者対策**1 緊急通報システムの整備**

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムを整備しており、高齢者及び障がい者に対して、緊急通報システムへの加入を促進している。

社会福祉課
高齢介護課
消防本部

2 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難場所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を推進する。

地域振興課
建設課

3 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

地域振興課
秘書広報課
社会福祉課

社会福祉課
高齢介護課

4 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な要配慮者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、要配慮者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 地域住民との連携

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの活動と連携し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

第6 外国人の安全確保

地域振興課
市民生活課

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、市は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

地域振興課
建設課
まちづくり政策課

地域振興課
秘書広報課
市民生活課

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

地域振興課

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

社会福祉課
秘書広報課

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第5節 帰宅困難者支援への備え

災害時に交通機関の運行停止により帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県、東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の定義

風水害や地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

2 都県における帰宅困難者対策の周知

埼玉県や東京都では、大災害時に自宅への帰宅が困難な者への情報提供等の対策を講じることとなっている。市は、これらの対策について市民に周知していく。

3 市民への啓発

(1) 徒歩帰宅の心得7カ条の普及

大規模な災害が発生した直後には「むやみに移動を開始しない」といった災害時の行動ルールとともに、日ごろから「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

徒歩帰宅の心得7カ条	
<留まる>	1 連絡手段、事前に家族で話し合い
	2 携帯も、ラジオも必ず予備電池
<知 る>	3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
	4 災害時の味方、帰宅支援ステーション
<帰 る>	5 職場には、小さなリュックとスニーカー
	6 帰宅前には、状況確認
	7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

地域振興課

埼玉県

地域振興課
秘書広報課

（２）災害用伝言ダイヤル等の周知

N T T東日本では、被災地への安否確認電話の殺到に対処するため、「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」も整備している。

また、携帯電話事業者（エヌ・ティ・ティ・ドコモ、K D D I、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル）は、災害時に家族・親類・知人などの安否確認に利用するための災害用伝言板サービスを提供している。

市は、これを広報誌等で積極的に周知していく。

地域振興課
秘書広報課

４ 事業所等への要請

市は、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

- ・施設の安全化 ・災害時のマニュアルの作成 ・飲料水、食料の確保
- ・情報の入手手段の確保 ・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供 ・仮宿泊場所等の確保

地域振興課

５ 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

地域振興課

６ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

地域振興課
鉄道事業者

第3章 災害時の生活安定に対する備え

第1節 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

第1 備蓄物品等の確保

1 備蓄量の検討

市は、被害想定等をもとに、備蓄計画等を策定し、備蓄が必要な品目、数量等を検討し、市が備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。なお備蓄計画等の策定においては次の点に留意する。

- ・ 想定される災害の種類と対応
- ・ 備蓄すべき品目と事業者の協力により対応する品目
- ・ 発災時の人口、昼間の人口と夜間の人口の差
- ・ 備蓄場所
- ・ 乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資

本市が想定している主な災害は、地震と風水害であるが、防災対策における被害想定については、過去の被害事例等を踏まえた最悪の事態を想定した。その結果、昭和22年のカスリーン台風と同程度の浸水被害が起きた場合が最大となった。そのため、被災想定人口は3,519人となるが、平成26年1月1日の人口を基に想定していた被災人口3,655人を、引き続き備蓄計画における対象人数とする。

想定災害	想定	罹災者数
地震	茨城県南部地震で、冬18時、風速8mのケース、1週間後の避難者数	83人
地震	関東北西縁断層帯地震で、破壊点：中央 冬18時、風速8mのケース、1週間後の避難者数	1,494人
地震	茨城県南部地震による帰宅困難者数	9,621人
水害	カスリーン台風と同程度の浸水被害から推計した罹災者数	3,519人

注1：罹災者とは、災害により避難を余儀なくされた者である。

注2：カスリーン台風では、旧羽生町、旧井泉村、旧手子林村、旧三田ヶ谷村で合計3,358人の罹災人口であった。当時の人口から罹災率を算定し、令和4年10月1日現在の人口に乗じて罹災者数を推定した。

注3：帰宅困難者は、羽生市内に外出していて自宅に帰れなくなる人である。

地域振興課

(1) 食料の備蓄

市・県及び市民は、それぞれ分担し、6日分に相当する食料を目標に備蓄するものとする。なお、避難しない場合でも災害時には食料や生活必需品の入手が難しくなるため、市民に対しては最低3日分（推奨1週間）の備蓄を働きかける。

市民は、食料や飲料水などは普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

なお、災害時の食料給与の対象者は、避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者とする。

市及び県が備蓄する食料は、主食品（アルファ米等）、乳児食（粉ミルク等）、その他とし、保存期間が長くかつ調理不要のものとする。

<表－食料備蓄算定基礎>

供給対象者	市・県	市民	合計
避難住民	3日分 (市と県が1.5日分ずつ)	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	6日分	－	6日分
帰宅困難者	1日分	－	1日分

<表－食料備蓄想定量>

項目	避難住民	災害救助従事者	帰宅困難者
供給対象者	3,655人	500人	9,621人
供給対象者食数 (1人/1日)	3食	3食	3食
備蓄目標数量	3,655人×3食×1.5日分＝16,447食	500人×3食×6日分＝9,000食	9,621人×3食×1日分＝28,863食

地域振興課

(2) 毛布の備蓄

被災想定人口3,655人分の毛布を手当てすることを目標とする。

地域振興課

(3) 生活必需品の備蓄

避難所等で一時的に生活するために必要な生活必需品等については、被災想定人口3,655人分を備蓄する。

また、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレなどの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

2 備蓄庫、防災倉庫の整備

(1) 計画目標

- ① 備蓄庫の設置を検討する。また、緊急用食料、生活必需品、その他の資機材等について必要な備蓄を行い、円滑かつ効率的な救援活動を図る。
- ② 避難所となる小・中学校の使用可能階以上に防災備蓄品の保管場所を設け、被災者の一時的な生活に必要な生活必需品、資機材等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

地域振興課

第2 食料・生活必需品等の調達

1 調達方法

長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努める。

また、食料については、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品、生活必需品については、男女共用だけでなく、女性専用など、性差を考慮した調達に努める。

商工課
農政課

◆生活必需品

・毛布、タオル	・下着、靴下	・簡易食器	・懐中電灯	・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）	・生理用品	・石鹸	・ウェットティッシュ	
・使い捨てトイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品				
・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り				
・マスク、防塵マスク、消毒液等感染症拡大防止に必要な物資 等				

商工課

2 食料・生活必需品等の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した食料、生活必需品等が生産者、販売業者等から市の集積地、避難場所等に円滑に輸送できるよう、輸送に関して、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

市及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておく（共通編 第4章 第1節 第2 及び羽生市受援計画を参照）とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

地域振興課
商工課

3 燃料調達体制の整備

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から災害時応援協定締結先等と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

地域振興課
商工課

4 災害時他市協力協定の推進

（1）計画目標

必要物資は、災害時にどの程度の救護を実施するかによって質・量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄とする。それ以外のものについては、あらかじめ関係団体（企業）、相互協力市との間で協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける。

第2節 応急給水に対する備え

災害時には広範囲にわたって、配水管の破損や停電による断水が発生する。そのため、飲料水確保を最優先とし、さらに生活用水と給水等についての措置を講じる。

市は埼玉県と協力して、以下により飲料水の供給体制を確立する。

第1 給水体制

1 応急給水体制の整備

(1) 計画目標

飲料水及び最低限の生活用水として、1人当たり災害発生時から3日目までは1日3ℓ、4日目以降は1日20ℓの水を7日目まで（応急復旧に要する日数）確保するものとし、給水人口については53,836人（市の人口：令和5年12月1日現在）を対象と考える。（最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度をいう。）

また、給水資機材の整備を図り、円滑な給水活動ができるようにしておく。

(2) 飲料水等の確保の方法

応急給水用には、耐震性貯水槽及び市浄配水場を補給水源とする。なお、生活用水の水源としては、学校や民間のプール等を活用する。

【参考】必要給水量の算定方法（災害発生の日から7日分：1ℓ=0.001m³）

・ 3日目まで $3\ell \times 53,836 \text{ 人} \times 3 \text{ 日分} = 485 \text{ m}^3$

・ 4日目以降 $20\ell \times 53,836 \text{ 人} \times 4 \text{ 日分} = 4,307 \text{ m}^3$

合 計 = 4,792 m³

<表－水道貯水施設の状況>

給水施設名	所在地	貯水量（m ³ ）
第2浄水場	下羽生134	8,000
中岩瀬配水場	中岩瀬150-1	6,000
計		14,000

平成27年3月現在

地域振興課
水道課

水道課

地域振興課
水道課

（３）給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備、充実を図る。

- 給水タンク ○ 組み立て水槽 ○ 飲料水給水袋 ○ 給水ポリ容器
- 三角バケツ ○ 可搬式ろ水機 ○ 可搬式発電機 ○ 次亜塩素酸カルシウム
- 燃料（固形）（飲料水を加熱し、レトルト食品による給食に使う。）

地域振興課
水道課
消防本部
教育総務課

（４）給水箇所

指定避難所を拠点給水箇所とする。

被災地域（断水地域等）の住民に対しての給水箇所は、井戸及び受水槽等の所在地とし、状況によりプール及び消防水利の所在地等をあてる。

水道課
地域振興課
消防本部

（５）給水活動

指定避難所では備えてある学校の受水槽等を使用し、避難者による給水班を編成して円滑な給水を行う。被災地域（断水地域等）においては受水槽、井戸等の所有者、管理者を中心とした、地域住民の自主的管理による給水を行う。

また、指定避難所や被災地域の飲料水量に限界が生じたときは、浄配水場及び付近の受水槽並びに井戸から取水し、タンク、水槽、給水袋等の給水用資機材によって搬送給水を行う。

なお、車両輸送が困難な場合は、付近の消防水利及びプールの水をろ水機でろ過し、次亜塩素酸カルシウムで消毒してから給水する。

地域振興課
水道課

（６）その他

市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導により災害時給水の知識を高める。

井戸等の水質検査を実施し、飲料水の安全性を平常時から確保する。

日本水道協会、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

地域振興課

2 ろ水機の配備

市内小・中学校等のプール、消防水利の水をろ過し、飲料水として使用するため、無菌浄水器等を配備する。

3 耐震性井戸等の整備

地域振興課

道路の破損、その他により、被災地への飲料水、生活水の搬送が困難になる事態を想定し、初期応急生活水の給水施設として、地区防災避難所拠点となる小・中学校及び公共施設に順次整備を進める。

4 震災対策用井戸の指定

地域振興課

現に有効に使用されている民間所有の井戸を震災時に活用するため、下記基準により震災対策用井戸として指定し、近隣間での生活用水を確保する。

(1) 選定基準

- ① 現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。
- ② 震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあるもの。

(2) 整備事業計画

- ① 停電時における井戸の電源として、携帯用発電機の備蓄を進める。
- ② 事業所等の井戸について調査し、協力を求めていく。

5 検水体制の整備

地域振興課
水道課

市は、県の指導や助言を受けながら、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

第3節 環境衛生に対する備え

第1 遺体の埋・火葬に対する備え

1 資材の確保

市は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

2 遺体収容所の確保

大規模な災害時には死者が多発し、検視・検案等の処理や火葬が追いつかない場合が想定される。そのため、市は市内の寺院を遺体収容所とし、一時的に遺体を収容し、適正な取り扱いができるよう、資材などを備蓄するとともに、寺院と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

ただし、災害による死者が少ない場合には、民間の葬祭業者の協力を得て遺体収容所を確保できるように協定等の締結を検討する。

第2 防疫に対する備え

1 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように、県の組織に準じて、防疫班の組織を明確にした組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫対策及び食品衛生や動物愛護等保健衛生対策を適切に実施できるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。

また、埼玉県ペストコントロール協会と協定を締結し、協力体制の確立に努める。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用資機材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

また、防疫用資機材の調達や実施体制等について、民間事業者等との連携を進める。

第3 し尿処理に対する備え

大規模災害では、下水道の機能支障や避難所における仮設トイレや簡易トイレの配置も重要な課題である。

災害時においても適正な処理を実施するため、平時より以下の施策を実施する。

1 災害用組立トイレの確保

地域振興課

下水道機能支障及び避難者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、各指定避難所等の防災倉庫に組立トイレ（障がい者用を含む）を確保する。

また、組立トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討する。

2 し尿処理対策

（1）し尿処理施設の機能確保

環境課

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備、災害発生直後の施設の安全確認などに関する災害時維持管理マニュアルの作成を検討する。

また、被害想定の見直し等により、発生する想定量の変動がある場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

（2）収集体制の確保要請

地域振興課
環境課

市は、災害時に、通常時のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、仮設トイレのくみ取り作業が予想されることから、収集作業における収集・搬入道路の確保、作業車の燃料確保手段等の検討を行う。

そのため、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内くみ取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制を整備し、収集作業を迅速に行えるように努める。

（3）広域処理体制の確保

環境課

し尿処理施設の破損及び処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内くみ取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市町や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市町からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。

第4 廃棄物処理への備え

1 災害廃棄物処理計画の策定

地震や洪水等の大規模災害発生時には、建物損壊等による、災害廃棄物が発生する。また、災害時でも平常時と同様に排出される一般廃棄物についても併せて処理する必要があるため、「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑に廃棄物の処理を行う。

なお、本項における廃棄物に関する用語の定義は、以下の通りである。

＜表－廃棄物関連用語の定義＞

災害廃棄物	災害により全壊、半壊、流失などした家屋の解体撤去などに伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物で、市が処理する廃棄物
ごみ	災害により発生した一般ごみ及び粗大ごみ並びに資源物

2 ごみ処理対策

（１）一般ごみ仮置場の確保

災害時には、処理施設的能力を超える一般ごみの発生が予想されるため、あらかじめ公有地等を活用して、選別・保管のできる仮置場を選定しておく。

（２）分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

3 災害廃棄物処理対策

（１）広域処理体制への備え

市の廃棄物処理体制は、市のごみ処理施設で対応しているが、災害発生時には当該施設の処理能力を超える災害廃棄物の排出も想定し、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支援要綱や、同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと連携を図る。

環境課

環境課

環境課

環境課

（２）災害廃棄物仮置場の確保

環境課

災害時において発生する倒壊建物や浸水建物などからのがれきは、仮置場に搬入する必要があるため、市では公有地の活用を検討する。

災害廃棄物の発生量予測を踏まえ、仮置場として、民有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

（３）放射性物質に汚染された一般廃棄物の処理

環境課

市内で放射性物質に汚染された一般廃棄物が発生した場合に備え、国、県、関係機関等と連携した適正な処理に必要な措置が講じられるよう検討を進める。

（４）仮置場の運営管理への備え

環境課

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備するとともに、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

第5 動物愛護への備え

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や、避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

1 所有者明示に関する普及啓発

市は、県及び関係団体と連携し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発する。

平時における所有者明示の方法として以下の方法がある。

- ① 首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付ける。
- ② 脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着する。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市は、県及び関係団体と連携し、飼い主に対して以下の内容を日頃から行うよう普及啓発を行う。

- ・ ケージやキャリーバッグを準備し、動物が中に入ることに慣らしておく
- ・ 緊急時の餌や飲み物、薬などはすぐに持ち出せるようにまとめておく。
- ・ 普段から最低限のしつけをしておく。（おすわり、待て、トイレトレーニング）

3 災害時動物救護活動ボランティア

県では、「災害時動物救護活動ボランティア登録制度」として、災害時に協力可能なボランティアを募集・登録している。市は、この制度について普及啓発を行い、発災時に動物の救護活動が円滑に進められる態勢を整える。

【活動例】

- ・ 避難所などで飼育されるペットの世話（食餌の提供、散歩など）
- ・ 被災動物の適正飼育などに関する飼い主へのアドバイス
- ・ 避難所などでの飼育場所の清掃管理など

第4節 住宅確保に対する備え

第1 応急措置等の備え

1 被災住宅などの応急措置体制の整備

市は、地震で被災した建築物の応急危険度判定、地震や風水害により被災した宅地危険度判定及び被災した公共建築物の被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等について、事故防止のため住民への広報活動等を行う。

また、関係機関と連携し、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

さらに、庁内で被災建築物応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得を奨励し、判定士の確保に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

2 応急危険度判定用資材の整備

地震で被災した建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に使用するため、建築物や宅地の「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」、ヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄するとともに、使用方法の習熟を図る。

地域振興課
まちづくり政策課

3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努め、不足する場合に備え、市内建設業者との資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

4 関係機関との協力体制の確立

市建設業協会と協定を締結し、協力して公共建築物等の応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

地域振興課
まちづくり政策課

5 災害による住家の被害調査体制の確立

被害家屋調査の実施に備え、必要備品、地図などの携行品を確保するとともに、ボランティア調査員(民間建築士など)の確保のための体制整備に努める。

地域振興課
税務課
まちづくり政策課

第2 建設型応急住宅の建設体制の準備

1 建設型応急住宅の事前計画

(1) 用地選定

市は、県及び市独自の建設型応急住宅適地の基準に従い、県zaise、市公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

(2) 設置及び供給計画

市は、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画等を策定する。

- ① 建設型応急住宅の着工時期
- ② 建設型応急住宅の入居基準
- ③ 建設型応急住宅の管理基準
- ④ 要配慮者への対応

(3) 必要とする建設型応急住宅適地

市又は地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、市は必要とする建設型応急住宅適地を確保する。

(4) 適地調査

市は建設型応急住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について県に対して報告する。

(5) 建設型応急住宅の設置体制の整備

市は建設型応急住宅の設置について知事より委任された場合は、迅速に建設型応急住宅用資機材を調達し、仮設住宅の建設に着工できるよう、市内建設業者及び関係団体等との協力体制の強化を図る。

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

<表—建設型応急住宅設置予定場所及び適地選定の基準>

設置予定場所	適地選定の基準 参考) 平成 28 年 6 月 23 日付消第 528 号「応急仮設住宅建設適地の調査について(照会)」における別紙「調査票記載要領 2-適地選定の基準」
羽生中央公園	(1) 原則、市町村有地とする。ただし、契約や協定により
羽生西公園	
大和町公園	
旭町公園	
元町公園	(2) 校庭やヘリポートなど、明らかに応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設に不適当な用地は、除外する。(ただし、学校教育等に支障のない範囲であれば、校庭の一部を応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設適地として選定する。)
新田公園	
新田前公園	
宮田 1 号公園	
栃木西公園	(3) その他、次の基準のいずれにも該当する敷地を選定する。 ① 近隣 100m 以内に給水管が敷設されていること。 ② 公共下水管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道管接続不可の場合には、生活雑排水放流可能な水路等に接する敷地であること。 ③ 近隣に電気が敷設されていること。 ④ 4 t 車以上の工事車両が進入可能な敷地であること。(敷地の出入り口に面する道路幅員 6m 以上) ⑤ 高低差の少ない敷地であること。(約 2/10 以内) ⑥ 今後造成する必要のないこと。 ⑦ 今後概ね 3 年を超えて空地として存することが確実なこと。 ⑧ 10 戸以上の建設が可能な敷地であること。 ※建設型応急住宅建設に必要な敷地面積: 1 戸当たり 90 m ² 応急仮設住宅建設敷地内に次の附属施設が必要になることが想定される。: 駐車場、集会場、多目的広場、ごみ置き場など ただし、近隣に駐車場が確保できるため敷地内に駐車場の設置を必要としない場合や交通利便性を考慮し、駐車場確保が不要な場合は、1 戸当たり 70 m ² とすることができる。 ⑨ 二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること。 ⑩ 交通の便等利便性を考慮した敷地であること。
小松南公園	
小松北公園	
空の公園	
太陽の公園	
光の公園	
上川崎公園	
下川崎公園	
前谷公園	
城沼公園	
計 18 箇所	

※詳細は「資料編 資料 3-10 建設型応急住宅設置予定場所」に記載

第5節 文教対策

災害時において、園児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

第1 学校等における災害への備え

1 市及び市教育委員会の行う対策

(1) 学校等防災マニュアルの確認・指導・助言

所管する学校等を指導及び支援し、災害時の教育活動を速やかに再開するための応急教育計画の策定、防災マニュアルの確認、指導、助言を行う。特に洪水時の対応についての事前の備えについて指導する。

(2) 教材等の確保の備え

市は、教材用品の調達及び配給の方法については、市内業者と協定を締結し、災害時の供給に備えており、さらに協力体制を維持・強化するため、災害時の教材供給に関して適宜確認・協議を行う。

(3) 私立学校等への対応

私立学校等に対しては、公立学校の例に準じて防災マニュアル等を作成するよう指導及び支援していくものとする。

2 校長等の事前措置

校長等施設管理者は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

- ① 市防災計画における学校等の位置付けを確認し、役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ② 園児、児童及び生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ③ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡方法や非常招集の方法を職員に周知する。
- ⑤ 学校等においては、予測できない災害発生に対処する訓練を行うものとする。

地域振興課
教育総務課
学校教育課

教育総務課
学校教育課

教育総務課

学校教育課

3 施設、設備の安全確保

市は、学校及び社会教育施設等の管理者に対して、災害に対する事前措置として以下の点に留意しておくよう指導する。

- ① 学校及び社会教育施設等の管理者は、大地震の発生に備え危険箇所の補強、消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検し、整備しておく。
- ② 学校等においては、ガス、実験用薬品等の安全保管に留意し、震災時の出火防止に努める。
- ③ 負傷者の救急処置のため医薬品を常備し、緊急時に備える。
- ④ 学校及び社会教育施設は、避難所として緊急使用されることを想定し、あらかじめ必要な措置を講じておく。
- ⑤ プール及び貯水槽は、消火用及び飲料水として利用するため常時貯水しておく。

第2 文化財等の保護

市、市教育委員会及び文化財の所有（管理）者は、国、県その他関係機関と連携し、貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策を行う。

1 文化財の防火対策

（1）火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

（2）防火設備の整備強化

- ① 自動火災報知設備及び非常警報設備の整備強化
- ② 消火器、放水銃、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ、屋内消火栓設備等の適切な整備・強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

郷土資料館
消防本部

(3) その他

- ① 文化財に対する防火対策の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ② 所有者、管理者に対する助言・指導
- ③ 管理保護に関する助言・指導
- ④ 防災施設に対する助成

郷土資料館

2 収蔵資料の安全確保

(1) 防災

- ① 防火設備の整備
- ② 埼玉県博物館連絡協議会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会などの関連団体による連絡体制の整備・支援対策の把握

(2) 災害時の対応

- ① 被害状況の把握（所有者、管理者、文化財保護審議委員、郷土資料館運営委員会、自治会、社寺管理者などとの連携）
- ② 埼玉県文化財・博物館課、埼玉県博物館連絡協議会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会等へのレスキュー要請

第4章 受援・応援への備え

第1節 応援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、国や地方公共団体、公共団体からの組織的応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

第1 人的応援の受入れ

災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

1 市の受入れ体制

市は、「羽生市受援計画」に定める庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者ごとの役割に沿って対応する。

渉外情報班
各班

<表－各業務の受援担当者>

分類	(班名)・業務名	区分	担当部署・役職
受援担当者 庁内全体の	(渉外情報班) 総合受援窓口	責任者	企画課 課長
		受援担当者	企画課 企画政策係 係長
			企画課 情報政策係 係長
各業務の受援担当者	(統括班) 災害マネジメント	責任者	地域振興課 課長
		受援担当者	地域振興課 地域振興係 係長
			地域振興課 地域振興係
	(教育総務班) 避難所運営	責任者	教育総務課 課長
		受援担当者	教育総務課 総務係 係長
			教育総務課 総務係
	(社会教育班) 避難所運営	責任者	生涯学習課 課長
		受援担当者	生涯学習課 生涯学習係 係長
			生涯学習課 生涯学習係
	(建築班) 応急危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長
		受援担当者	まちづくり政策課 建築係 係長
			まちづくり政策課 建築係
	(建築班) 被災宅地危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長
		受援担当者	まちづくり政策課 開発指導係 係長
			まちづくり政策課 開発指導係

分類	(班名)・業務名	区分	担当部署・役職
各業務の 受援担当者	(物資調達班) 支援物資に係る業務	責任者	商工課 課長
		受援	商工課 商工振興係 係長
		担当者	商工課 商工振興係
	(衛生班) 災害廃棄物対策	責任者	環境課 課長
		受援	環境課 清掃係 係長
		担当者	環境課 清掃係
	(調査班) 被災家屋調査	責任者	税務課 課長
		受援	税務課 資産税係 係長
		担当者	税務課 資産税係
	(水道班) 応急給水業務	責任者	水道課 課長
		受援	水道課 工務係 係長
		担当者	水道課 工務係
	(福祉班) 要配慮者等への支援	責任者	社会福祉課 課長
		受援	社会福祉課 地域福祉係 係長
		担当者	社会福祉課 地域福祉係
	(総務班) 被派遣職員の人事	責任者	総務課 課長
		受援	総務課 職員係 係長
		担当者	総務課 職員係
	(社会福祉協議会) ボランティアセンターの運営	責任者	社会福祉協議会 事務局長
		受援	社会福祉協議会 企画総務係 係長
		担当者	社会福祉協議会 企画総務係

<表－各受援担当者の主な役割>

	主な役割
庁内全体の 受援担当者 (渉外情報班)	- 埼玉県や応援職員等派遣機関、相互応援協定に関する自治体等へ応援職員等の受入れの調整 - 各業務の受援担当者と応援職員等の受入れ調整 - 各業務の人的応援のとりまとめ - 受援に関する庁内全体の調整会議の運営
各業務の 受援担当者	- 渉外情報班との応援職員等の受入れの調整 - 各業務における応援職員等の受入れ状況の把握及びサポート等

<表－人的応援の受入れの基本的な流れ>

業務と主な内容	対応する受援担当者	
	庁内全体	各業務
①県との調整	◎	
災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、埼玉県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性やその内容、規模等を伝達・相談する。		

業務と主な内容	対応する受援担当者	
	庁内全体	各業務
②県職員等の受入れ	◎	
受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。		
③必要人数等の把握	◎	○
各業務の受援担当者が応援側に求める業務内容等と必要人数を整理、庁内全体の受援担当者が把握する。		
④応援職員等の要請	◎	○
応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、埼玉県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。（ルールによっては各業務の受援担当者が要請を行う場合もある）		
⑤応援職員等の受入れ	○	◎
応援職員等の執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明する。		
⑥受援業務の開始・状況把握	○	◎
【各業務の受援担当者】 ・業務の実施方針や見通しについて調整し、状況認識の統一を図る。 ・応援職員等に市災害対策本部における方針や指示を伝達する。 ・応援職員等の活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。 【庁内全体の受援担当者】 ・応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。		
⑦撤収調整（応援の終了）	○	◎
応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。終了時期は庁内全体の受援担当者と共有する。		
⑧清算	◎	
埼玉県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。		

【人的応援受入れに関する留意点】

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ② 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施に努める。
- ③ 食料の調達、移動手段の確保、健康管理等に配慮する。
- ④ リエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう、県に準じた配慮を行う。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、応援職員等の執務スペースは、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用などにより適切な空間を確保する。
- ⑥ 受入れが長期にわたる場合、本市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じる。

＜表－活動拠点の想定施設＞

国・県の活動拠点	・ 自衛隊	羽生中央公園・羽生市体育館 羽生市消防本部
	・ 緊急消防援助隊	羽生市消防本部
	・ 埼玉SMART	羽生市消防本部
地方公共団体	・ 応援協定団体	羽生市産業文化ホール
公共的団体及びボランティア		羽生市民プラザ

2 国からの応援受入れ

国は大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市、及び県は、国の応援受け入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

＜表－国等による支援＞

名 称	活動内容	関係機関	派遣要請先
自衛隊 (災害派遣部隊)	・ 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・ 人員や物資の輸送 ・ 給水	防衛省	市から県へ派遣要請を依頼する。
警察災害派遣隊	・ 検視、死体見分及び身元確認の支援 ・ 緊急交通路の確保	警察庁	市から県及び羽生警察署へ派遣要請を依頼する
緊急消防援助隊	・ 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・ 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	消防庁	市から県へ派遣要請を依頼する。
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・ 被災状況の迅速な把握 ・ 被害の発生及び拡大の防止 ・ 被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
	・ 気象解説による市の防災対応を支援 (気象庁防災対応支援チーム (JETT))	国土交通省	市から熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。
全国被災建築物応急危険度判定協議会	・ 被災建築物の応急危険度判定	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
被災宅地危険度判定連絡協議会	・ 被災宅地の危険度判定 ・ 擁壁等の宅地の危険度判定	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。

名 称	活動内容	関係機関	派遣要請先
災害派遣医療チーム (DMAT)	- 急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 - 病院の医療行為を支援 - 被災地の外に搬送する広域医療搬送	厚生労働省	埼玉県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	- 医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント - 既存の精神医療システムの支援 - 被災地での精神保健活動への専門的支援 - 被災した医療機関への専門的支援	厚生労働省	埼玉県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	- 一次仮設置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 - 生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援	環境省	市から県へ派遣要請を行う。

3 地方公共団体からの応援受入れ

地方公共団体による支援については、災害時相互応援協定等【資料編 資料2-13 協定書一覧（1） 参照】に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

また、民間企業等との応援協定に基づく支援【資料編 資料2-13 協定書一覧（2）～（8） 参照】については、自治体では手の届かないサービスや資機材等を有しており、発災時には民間企業等に対する応援要請が不可欠となる。

市は、災害時の応援要請手続き円滑化のために、協定書等において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

また、資機材の提供に関する協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく。

4 ボランティアの応援受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの支援を得ることが必要である。このため、市は羽生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の円滑化を図るものとする。

(1) 災害支援ボランティア活動内容

① ボランティア活動の種類

区分	活動内容
一般 ボランティア	① 救援物資の運搬、整理、仕分け、配分
	② 避難所の運営補助（炊き出し等）
	③ 清掃、防疫
	④ 要配慮者等の介護、生活支援
	⑤ 広報資料の作成
	⑥ その他危険のない軽作業
専門 ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） …救急救護、心のケア
	② 福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士、乳幼児保育等）
	③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤ 通訳（外国語通訳）
	⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
	⑨ ボランティアコーディネート業務

② 砂防ボランティア

- ア 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- イ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ウ 土砂災害時の被災者の援助活動
- エ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

(2) 災害ボランティアセンターの設置と運営

① 災害ボランティアセンターの設置

羽生市社会福祉協議会は、市の決定に基づき、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点施設や資機材等を提供し、活動する者の安全・衛生面にも配慮する。

②災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、羽生市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、以下のとおりとする。

- ア 被災者ニーズの把握
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受入・受付
- オ ボランティア活動情報の集約・管理
- カ 市災害対策本部との連絡調整
- キ その他ボランティア活動に関すること。

福祉班
社会福祉協議会

③災害ボランティアセンターとの調整

市は、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員（福祉班）を配置し、市災害対策本部とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集、提供活動等を行う。

また、羽生市災害対策本部規程に基づき、必要に応じてボランティアセンター関係者を本部付として委嘱する。

福祉班
社会福祉協議会

（３）ボランティア関係機関とのネットワーク化

ボランティアを円滑に受け入れるため日頃からボランティア関係機関とのネットワーク化の促進に努める。

また、市民に対し、県の災害ボランティア登録制度について、ポスター、広報誌等により周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

福祉班
社会福祉協議会

５ 公共的団体からの応援受入れ

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

（１）本市が行う対策

市内の団体又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を結ぶなど、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

統括班
福祉班

（２）公共的団体と活動の例示**①公共的団体**

ボランティア連合会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、JAほくさい、商工会、青年会議所 等

統括班
福祉班

②求められる公共的団体の活動

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関に連絡すること。
- イ 震災時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導及び、避難所内での救護に協力すること。
- オ 被災者の救助業務に協力すること。
- カ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。

第2 物的応援の受入れ

市、県が保有している備蓄物資が不足する場合においては、必要な物資を調達し、被災者へ供給するものとする。

原則として本市が「協定企業等からの提供による供給」及び「相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給」を試み、それでは対応できない場合は県へ要請するものとする。

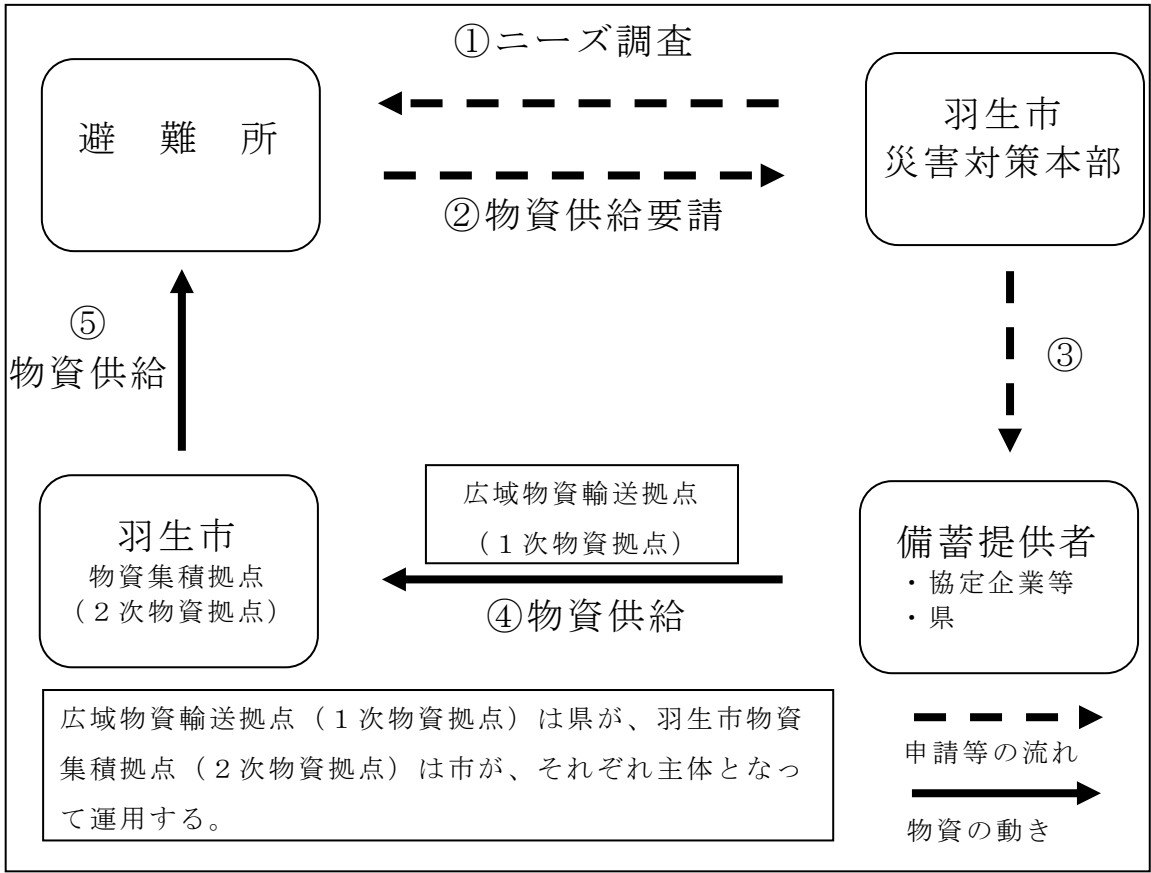
また、政府の緊急災害対策本部により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

1 市の受入れ体制

＜表－物的応援受入れ関係部署＞

（班名）・業務名	担当部署
（物資調達班）物資の調達に関する事	商工課
	観光プロモーション課
（財政班）燃料の供給要請	財政課
（土木班）緊急物資輸送路の確保	建設課

2 物資の受入れ及び供給フロー



3 物資集積拠点（2次物資集積拠点）の選定

物資集積拠点（2次物資集積拠点）は、2次集積場所として、広域物資拠点（1次集積場所）から割り振られた物資のほか、協定を結んだ自治体や事業者からの物資が集められる。2次物資集積拠点は下表のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

<表—物資集積拠点（2次物資拠点）>

名 称	住 所	区分	責任者
羽生市産業文化ホール	下羽生 8 7 6	公共施設	物資調達班長
羽生市体育館	東 9 - 1 - 1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所 (協定に基づくもの)	川崎 1 - 3 7 1 - 8	民間施設	

4 2次物資集積拠点の運営

物資集積拠点（2次物資集積拠点）の運営は、物資調達班が行う。また、本市では、物流事業者と物資の輸送のほか、物資集積拠点（2次物資集積拠点）の運営について協定を締結している。事業者の被災状況を確認の上、可能な限り要請を行い、効率的な拠点の運営を行う。拠点での役割分担は、下表のとおりとする。

＜表―拠点での役割分担＞

担 当	業務内容
拠点総括	・ 2次物資集積拠点の運営総括 ・ 対応方針の決定
情報管理	・ 市災害対策本部との連絡調整
物資等の出入管理	・ 物資等の受入れ ・ 受入れた物資等の振り分け ・ 在庫の把握、管理
警備	・ 拠点の警備 ・ 車両誘導

第3 店舗・工場などの事業者との協力

1 事業者との応援協力協定の締結

大規模災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

2 地域防災貢献事業所登録制度等の活用

（1）市内登録事業所との協力体制の強化

県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。

市内では75の企業・事業所がこの制度に登録しており、平時よりこうした市内事業所との協議・調整を図り、災害時の協力体制の強化に努める。

統括班

統括班

＜表－地域防災サポート企業・事業所数（羽生市内）＞

業種	登録企業数	業種	登録企業数	業種	登録企業数
製造業	27	飲食・宿泊サービス業	1	分類不能	1
建設業	8	その他サービス業	4	総 計	74
運輸・郵便業	2	医療・福祉事業	9		
金融・保険業	2	教育事業	4		
小売業	12	情報通信業	1		
光熱水供給業	2	不動産業	1	令和5年2月7日現在	

（２）「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要

- ① 県は、災害時に県内の地域と協力して、防災活動などを実施する県内外の企業などの登録を受け付ける。
- ② 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業などとの間で防災協定などを締結するよう指導する。
- ③ 県は、登録企業及び登録した活動内容をホームページなどにより広く広報する。
- ④ 県は、登録した企業などに対し、防災に関する研修会を実施する。
- ⑤ 登録企業などは、地域との防災協定などを締結するよう努める。
- ⑥ 登録企業などは、防災に関する研修会への参加などにより、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- ⑦ 登録企業などは、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供など、事前に登録した活動を地域の要請、又は自主的・自発的に実施する。
- ⑧ この制度により、災害時に実施した登録企業などの活動に係る費用は、登録企業などが負担する。

第2節 災害応援

第1 災害応援の基本的考え方

地域振興課

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援対策会議を設置し、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することにより、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第2 災害応援の準備

1 災害情報の収集

地域振興課

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や指定緊急避難場所・指定避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

被災地支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する市の各部及び防災関係機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう対応しなければならない。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

2 被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

(1) 被災地支援対策会議設置基準

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- ① 災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したとき。
- ② 市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害による被害が発生したとき。

(2) 被災地支援対策会議の組織・運営

- ① 被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定するもの及び関係する部長で組織する。
- ② 会議は、副市長が座長となる。
- ③ 被災地支援対策会議に関する事務は、地域振興課が所管する。
- ④ 被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。
- ⑤ 被災地支援対策会議の組織及び運営については、別に定める。
- ⑥ 被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

(3) 被災地支援対策会議の解散

座長は、次の全てに該当する場合は、被災地支援対策会議を解散する。

- ① 被災地域において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれなくなったとき。
- ② 災害応援活動の必要がなくなったとき。

(4) 被災地支援対策会議の協議事項

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- ① 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ② 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ③ 支援（応援）内容の決定
- ④ 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- ⑤ 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

地域振興課

地域振興課

地域振興課

地域振興課

3 市の各部における災害応援活動の準備

全課

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、市の各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に市の各部が行う支援の内容は、原則として本計画に示した「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものとするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、市の各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時には、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。

第3 災害応援活動の展開

1 支援物資の確保・搬送

地域振興課
商工課
観光・レジャー課

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。

また、一般市民からの支援物資を受け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

2 災害応援活動の広報

地域振興課
秘書広報課

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人の行う被災地支援のボランティア活動の留意点を広報し、市民の支援活動についての知識の啓発・普及を図る。

- ・ボランティア活動は自己完結型（衣食住を自分で確保）で行う。
- ・支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する。
- ・支援を受ける側の心情に配慮する。 等

3 義援金等の募集

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

4 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も考えられる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

5 民間ボランティアの派遣

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

6 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

財政課

総務課

社会福祉課
社会福祉協議会

総務課

7 災害廃棄物の受入れ等

環境課

災害時に、がれきや指定緊急避難場所・指定避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域だけでは処理ができない場合がある。

市は、これらのがれき等災害廃棄物について、被災地域等から要請があった場合は、可能な範囲での受入れを検討する。

8 派遣従事者のメンタルケア等

健康づくり推進課

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第4 相互応援協定の発動

地域振興課
関係課

災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時応援協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

現在、市の相互応援協定の締結状況は以下のとおりとなっている。

応援協定	応援協定の締結先	締結年月日
災害時における相互応援に関する協定(友好都市)	鴻巣市及び福島県金山町	平成9年3月22日
災害時における相互応援に関する協定書(北埼玉地区)	行田市、加須市	平成10年5月8日
大規模災害時の相互応援に関する協定	群馬県藤岡市・富岡市、埼玉県春日部市・富士見市、愛知県江南市・津島市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市	平成16年9月1日
大規模災害時の相互応援に関する協定	山梨県富士河口湖町	平成25年4月20日
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	平成30年12月25日

応援協定	応援協定の締結先	締結年月日
災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、明和町、千代田町	平成31年2月4日

令和5年3月1日現在

地域振興課
関係課

第5 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設における高齢者・障がい者などにおいて被災者の受入れや、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第一原子力発電所の事故の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対応していくものとする。

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 生活再建等への支援

住宅や家財の喪失など災害により多くの市民が被災した場合、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

社会混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

第1 被害の調査と証明書の発行

1 建物被害調査

調査班

調査班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

2 被災者台帳の整備

市民班

市民班は、本部に集約された被害情報に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認を行う。

3 罹災証明書の発行

調査班

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

調査班は、建物被害調査結果に基づき、罹災証明発行手続により罹災証明書を速やかに発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

効率的な罹災証明書の交付のため、市は事前に当該業務を支援する被災者支援システムの活用について検討し、県が実施する住家被害の調査の担当者のための研修等への参加を通じて、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。併せて、住民に対し、家屋が被災した際には片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。

(1) 交付事務体制

罹災証明書の発行手続は、調査班が行うものとする。

市民班

（２）交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は「罹災証明申請書」を申請窓口に提出する。

（３）証明事項の確認及び発行

調査班が被災結果を「罹災世帯調査票」、「罹災者調査原票」にとりまとめ、「罹災台帳」を作成し、台帳に基づき証明を希望する事項の被害状況を確認し発行する。

4 被災証明書の発行

市民班は、建物以外の動産の被害に関する証明を求められた際は、被災証明発行手続により被災証明書を速やかに発行する。

（１）交付事務体制

被災証明書の発行手続は、市民班が行うものとする。

（２）交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は「被災証明申請書」を申請窓口に提出する。

（３）証明事項の確認及び発行

申請者の立証資料をもとに証明を希望する事項の被害状況を確認するとともに、被災者台帳を確認し、客観的に被害を判断できるときは、「被災証明書」を発行する。

第2 義援金及び義援物資の取扱い

財政班

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救済物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報することとする。

一方、企業や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救済物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れるものとする。

2 義援金、物資の受付

財政班

市は、義援金を全国的に受け付ける必要があると認められるときは、市福祉協議会と連携して、日本赤十字社本社を通じて各都道府県支部に受付を依頼する。

日本赤十字社埼玉県支部は、義援金の受付方法及び受付期間等を県及び関係団体と協議し義援金の受付を実施する。

また、市は、義援金及び義援物資（企業等による）の受付窓口を開設し、直接義援金、物資を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の受付専用口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

3 義援金、物資の受入

財政班

市に寄託された義援金は、財政班で受け付ける。企業等による義援物資であっても、避難所等に直接送付する事は避けてもらうよう広報する。

義援金、物資の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

4 義援金、物資の保管

出納班

義援金の保管は、出納班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。企業等による義援物資については、安全な場所に一時保管する。

5 義援金、物資の配分

財政班

日本赤十字社埼玉県支部や各都道府県支部からの義援金については、設置された関係機関等による義援金配分委員会が定める配分基準に基づいて配分する。

市に直接寄託された義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、災害対策本部長の決定による配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。

配分計画の立案は、財政班において行う。また、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

なお、応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長と協議のうえ有効に活用する。

第3 被災者の生活安定への支援

1 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成19年11月の被災者生活再建支援法の改正により、これまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額渡し切り方式となった支援金は、使い途の制限もなくなり、被災者にとって大変利用しやすい制度になった。

支援金は、「基礎支援金」として全壊、解体、長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（いずれも世帯人数が複数の場合）となっている。

◆被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる被害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 a. 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る） b. 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
支 援 金 の 支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)				
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	＜全壊、解体、長期避難、大規模半壊＞				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	＜中規模半壊＞				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	
支給額	100万円	50万円	25万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給					
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付				
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付				
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告				
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等				

2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

平成25年9月に発生した竜巻災害において、被災者生活再建支援法では救済されない地域があるなどの不均衡が生じた。そこで、県と63市町村が共同で埼玉県独自の総合的な支援制度を創設し、平成26年4月1日以降に発生した災害から適用（ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）している。また、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、半壊のうち、住家の損害割合30%台の中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられたことに伴い、令和3年4月1日から本制度においても、中規模半壊世帯に対する支援を拡大している。

福祉班
調査班

制度の概要は以下のとおりである。

◆ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の主な柱

埼玉県・市町村生活再建支援金 ＜被災者生活再建支援法の補完＞	住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）
埼玉県・市町村半壊特別給付金 ＜災害救助法の補完＞	住宅が半壊し、住宅を補修した世帯に50万円、賃借した世帯（公営住宅以外）に25万円を給付 ※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円
埼玉県・市町村家賃給付金 ＜災害救助法の補完＞	「特別な理由」（※）により、公営住宅等に入居せず民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給（対象1世帯当たり月6万円を限度に最長12か月（5人以上世帯は月9万円を限度）） ※最寄りの公営住宅に入居すると、子供の学区が変わる、かかりつけ病院が遠くなり通院が困難となる、などの理由
埼玉県・市町村人的相互応援	罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定をできる職員などの相互派遣

※ 特別な理由とは、「近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がない」、「最寄りの公営住宅に入居すると子供の通学区が変更になる」、「かかりつけ病院が遠くなり、通院が困難となる」などの理由

郵便事業者

3 被災者等に対する郵便局の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- ① 郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、通常葉書及び郵便書留の無償交付を行う。
- ② 被害者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- ④ 利用の制限及び業務の停止

統括班
広報班

4 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、市は、その制度の普及促進に努める。

5 生活必需品等の安定供給の確保

統括班
物資調達班

市は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

県は、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

また、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

6 人権侵害等防止のための措置

統括班
広報班

市は、災害時の人権侵害等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- ・インターネットによる情報提供
- ・リーフレット、ポスターの作成及び配布
- ・市広報紙への掲載

第4 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金の貸付

福祉班
社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、被災したことによって困窮する世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、民生委員・児童委員の協力を得て、県社会福祉協議会による生活福祉資金を貸付ける事務処理を行う。

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

市は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する相談を受ける。

また、災害復興住宅融資には、建設資金、購入資金又は補修資金がある。

◆建設資金融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者
資金使途	被災した住宅の復旧のための災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	制限なし
貸付金額	2,700万円(土地を取得する場合は3,700万円)又は所要額のいずれか低い額(10万円以上1万円単位)。
貸付条件	利率…加入する団体信用生命保険の種類に応じて融資金利が異なる。 【以下は、令和4年10月1日現在の利率】 ・新機構団信：年1.16% ・新機構団信(デュエット)：年1.34% ・新3大疾病付機構団信：年1.40% ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資は利用でき、その場合の融資金利：年0.96% 償還期間…35年以内(完済時年齢80歳制限あり) 「災害復興住宅融資等に関する確認書」を提出

◆購入資金融資

貸付対象者	(建設資金と同じ。)
資金使途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	制限なし
貸付金額	3,700万円又は所要額のいずれか低い額
貸付条件	(建設資金と同じ。)

◆補修資金融資

貸付対象者	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者。
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
購入する住宅の規模	制限なし
貸付金額	1,200万円又は所要額のいずれか低い額
貸付条件	償還期間…20年以内(完済時年齢80歳制限あり) (償還期間以外は建設資金と同じ。)

(3) 災害弔慰金の支給

福祉班

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び「羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金を支給する。

制 度	対 象	支給額
災害弔慰金の支給	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円
	② 生計維持者以外が死亡した場合	250 万円

(4) 災害障害見舞金の支給

福祉班

市は、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金を支給する。

制 度	対 象	支給額
災害障害見舞金の支給	① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合	250 万円
	② 生計維持者以外が重度の障がいを受けた場合	125 万円

(5) 災害援護資金の貸付

福祉班

市は、自然災害により世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯について、所得が一定未満の場合、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

制 度	対 象	貸付額
災害援護資金の貸付 (所得制限あり)	災害で被害を受けた世帯の世帯主 (被害の程度によって貸付額が変わる)	150～350 万円

商工課

2 被災中小企業への融資

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施しているほか、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように埼玉県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

- ① 埼玉県の災害復旧貸付
- ② 日本政策金融公庫の災害復旧貸付
- ③ 商工組合中央金庫の災害復旧資金

農政課

3 被災農林業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、災害復旧関係資金、埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業保険法による融資等を行っている。

市は、農林業関係団体と連携して被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。また、農業災害補償（農業共済事業）の周知に努める。

商工課

4 被災者に対する職業あっせん等

市は、被災者の就職を支援するため、県の制度を活用し、高等技術専門校における職業訓練の実施や、埼玉労働局に対し、臨時職業相談窓口の設置等の再就職を促進するための措置、雇用保険の失業給付に関する措置を要請する。

第5 市税の減免等

1 市税等の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に、申告その他書類の提出又は市税等を納付又は納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、地方税法第20条の5の2により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付すること、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、申請により更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免する。

税 目	減免の内容
個人の市税 (個人の県民税を含む)	・被災した納税義務者の状況に応じて減免する。
固定資産税	・災害により著しく価値を減じた固定資産について減免する。
都市計画税	・災害により著しく価値を減じた都市計画税について減免する。
国民健康保険税 軽自動車税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免する。

2 後期高齢者医療保険料の減免

被災した後期高齢者医療被保険者又は生計維持者が災害によって財産に損害を受けた場合や、収入が著しく減少した場合などで、保険料を納付することが困難な事情にある時は、申請に基づき埼玉県後期高齢者医療広域連合に免除申請書等を提出する。

税務課
国保年金課

収納課
国保年金課

収納課
国保年金課
税務課

国保年金課

国保年金課

3 国民年金保険料の免除

被災した国民年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

児童保育課

4 保育料の減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免をする。

高齢介護課

5 介護保険法による措置

災害により財産に損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合などで、納付や負担が困難な場合には、申請により、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額を減免する。

社会福祉課

6 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対して、その実状を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

第2節 災害復旧

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を定め、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

全課

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、各部局が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の基本方針を以下に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

復旧事業計画の種類を以下に示す。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令同施行規則、同事務取扱要綱及び公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

(1) 法律に基づき一部負担又は援助される事業

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

(2) ふるさと納税を通じた復興支援

災害に係る経費の予算措置や、特別交付税の算定基盤となる経費のとりまとめ、災害復旧事業債の申請などと並行して、災害復興支援に係るふるさと納税の寄附の受入れや活用を検討する。

第3 激甚災害指定の手続き

市長は災害が発生したとき、速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を公布することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

1 激甚災害に関する被害状況等の報告

（1）県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生したとき、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

（2）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次にあげる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2 財政援助措置の対象

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する条例の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の財政援助及び助成

3 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県へ提出する。

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急と言えども関係市民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう、準備する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第1 対策の体系

1 災害復興対策本部の設置

全課

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興計画の策定

全課

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のため行政上の手続きの実施

まちづくり政策課

① 建築物被害概況調査の実施

市は、災害発生後速やかに市街地の建築物被害概況を把握し、大きな被害が発生していることが確認されたときは、現地調査を行う。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続

現地調査により土地区画整理事業等の必要が認められる場合には、県の建築制限区域の指定を経て、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第6章 複合災害への対応

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になることが懸念される。

このため、県では、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることとしていることから、市においても複合災害対策を計画する。

特に、複合災害は、単独の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1節 埼玉県地域防災計画による記載事項

1 基本方針

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市町村が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

3 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

4 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

○パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

○パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

○パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第2節 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

地域振興課

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関の間で共有するとともに、市民に対して周知する。

2 複合災害発生時の被害想定の実施

地域振興課

県及び市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

地域振興課

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。また、県及び市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

地域振興課
企画課

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

地域振興課
教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、災害の想定等により必要に応じて、近隣の自治体の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣自治体に設ける。

6 災害医療体制の整備

健康づくり推進課

市は複合災害を想定し、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

社会福祉課

7 災害時の要配慮者対策

市は、必要に応じて、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

建設課

8 緊急輸送体制の整備

市は、県及び防災関係機関と連携し、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、場外離発着場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第3節 応急対策

1 情報の収集・伝達

統括班

県及び市町村は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

土木班
警察

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

土木班

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

統括班
教育総務班
社会教育班

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

羽生市地域防災計画

第 3 編 震災対策編

第3編 震災対策編

第1章 応急活動の体制

第1節 災害時の活動体制

市の地域に地震による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、市は第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

1 配備基準

市は、地震発生時等においては、以下の配備基準に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

(総則 第3章 第3節 第2の1の内容を再掲)

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (警戒体制)	① 原則として、市内で震度4の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の組織をもって、主に被害状況の調査及び報告を任務として活動する体制
第2配備 (緊急体制)	① 原則として、市内で震度5弱の揺れが発生し、相当規模の被害が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	応急対策の活動に即応できるよう、危機管理監（総務部長）の指示により必要と認める職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 原則として、市内で震度5強以上の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

地域振興課

2 配備体制

(1) 警戒体制（第1配備）

① 配備の基準及び手続

市内で震度4の揺れが発生した場合、危機管理監（総務部長）の判断により配備を実施する。

動員発令者	職員の動員
危機管理監 (総務部長)	・通常の体制を維持しつつ、必要な職員の動員を指示する。ただし、被害の発生状況に応じ、動員計画表（本節 第3 2 各部各班の動員計画表）に基づき必要な職員を動員する。

注：必要な職員は、動員計画表（本節 第3 2 各部各班の動員計画表）に基づき関係各課の課長等の判断により決定する。

② 災害対策会議

危機管理監（総務部長）の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。

ア 災害対策会議の構成

災害対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監（総務部長）
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者
- ・消防長
- ・議会事務局長
- ・学校教育部長
- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長

イ 災害対策会議の協議事項

災害対策会議は、以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

- ・地震に関する情報のとりまとめ
- ・市内の被害状況のまとめ

③ 警戒体制（第1配備）における活動内容

警戒体制（第1配備）を実施した場合、動員された職員は、以下の活動を行う。

ア 地震に関する情報の収集

イ 被害状況の把握及び報告

被害なしの場合、勤務時間中は被害状況を地域振興課へ報告後通常業務に戻る。勤務時間外の場合は被害状況を地域振興課へ報告後に解散する。

④ 解除・移行基準

ア 警戒体制（第1配備）の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制（第1配備）を解除する。

イ 二次災害が発生し、緊急体制（第2配備）、さらには非常体制（第3配備）への移行が必要となったときは、警戒体制（第1配備）を解除して、緊急体制（第2配備）又は非常体制（第3配備）の実施へ移行する。

（2）緊急体制（第2配備）

関係部課

① 配備の基準及び手続

市内で震度5弱の揺れが発生した場合、危機管理監（総務部長）が副市長の承認を得て配備を実施する。

動員発令者	職員の動員
危機管理監 (総務部長)	・ 通常の組織をもって、必要な職員の動員を指示する。 ・ 主に被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制。ただし、被害の発生状況に応じ、動員計画表(本節 第3 2 各部各班の動員計画表)に基づき必要な職員を動員する。

注：必要な職員は、動員計画表(本節 第3 2 各部各班の動員計画表)に基づき関係各課の課長等の判断により決定する。

② 災害対策会議

危機管理監（総務部長）の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。

ア 災害対策会議の構成

災害対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・ 危機管理監（総務部長）
- ・ 企画財務部長
- ・ 健康福祉部長
- ・ 経済環境部長
- ・ まちづくり部長
- ・ 会計管理者
- ・ 消防長
- ・ 議会事務局長
- ・ 学校教育部長
- ・ 生涯学習部長
- ・ 総務課長
- ・ 地域振興課長
- ・ 建設課長
- ・ その他必要な職員（危機管理監（総務部長）の判断で参加を要請する）

イ 災害対策会議の協議事項

災害対策会議は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

・ 市内の被害状況のまとめ ・ 避難指示の伝達の検討 ・ 避難所開設準備などの応急活動内容の指示	・ 応急活動担当職員の現地派遣 ・ 資機材・食料の供給と輸送 ・ 応援職員の派遣

緊急体制（第2配備）を実施した場合、動員された職員は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を行うとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。具体的活動内容は以下のとおりとする。

ア 地震情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 避難指示の検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設準備	

ア 緊急体制（第２配備）の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、緊急体制（第２配備）を解除する。

イ 二次災害が発生し、非常体制（第３配備）への移行が必要となったときは、緊急体制（第２配備）を解除して、非常体制（第３配備）の実施へ移行する。

市内で震度５強以上の揺れが発生した場合、全職員が自主参集し、同時に災害対策本部を設置する。なお、職員は以下の行動をとるものとする。

- ① 速やかな参集
② 参集途上での状況把握
③ 参集場所（勤務場所）での報告
④ 応急対策業務への従事

震度６弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第１報は原則として発災後１２時間以内。第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。)

チェックリストは、資料編 資料6-10 を参照する。

動員発令者	職員の動員
・災害対策本部長（市長）	・災害対策副本部長（副市長） ・災害対策本部長付（教育長） ・災害対策本部員 危機管理監（総務部長）、企画財務部長、健康福祉部長、経済環境部長、まちづくり部長、会計責任者、消防長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長、地域振興課長、建設課長 ・必要に応じて災害対策本部付 ほか全職員が自主参集

第2 災害対策本部の体制

市長は、災害対策基本法第23条の2第8項、市災害対策本部条例、市災害対策本部規程の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置場所

総則 第3章 第3節 第1の2（2）を準用する。

2 代理順位

総則 第3章 第3節 第1の2（1）を準用する。

3 災害対策本部の機構

総則 第3章 第3節 第1の2（4）及び（5）①、④を準用する。

4 災害対策本部の班編成及び事務分掌

総則 第3章 第3節 第1の2（5）⑤、⑥を準用する。

5 本部員会議の運営

（1）本部員会議の構成

総則 第3章 第3節 第1の2（5）③を準用する。

（2）本部員会議の協議事項

総則 第3章 第3節 第1の2（5）②を準用する。

（3）災害対策本部設置に関わる備品類等

総則 第3章 第3節 第1の2（3）を準用する。

6 廃止の基準

総則 第3章 第3節 第1の2（6）を準用する。

7 設置又は廃止の公表

総則 第3章 第3節 第1の2（7）を準用する。

8 現地災害対策本部

総則 第3章 第3節 第1の2（8）を準用する。

全班

第3 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員

非常体制（第3配備）の実施が発令された場合、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- ・常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ・正規の勤務時間が終了しても災害対策本部の指示があるまでは退庁しないこと。
- ・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

2 各部各班の動員計画表

部	班	動員区分		
		第1配備 (警戒体制)	第2配備 (緊急体制)	第3配備 (非常体制)
統括部	統括班（地域振興課）	○	○	○
	広報班（秘書広報課）	○	○	○
渉外部	渉外情報班（企画課）	○	○	○
	財政班（財政課）	○	○	○
総務部	総務班（総務課）	○	○	○
	調査班（税務課、収納課）		○	○
福祉部	市民班（市民生活課）			○
	福祉班（社会福祉課、児童保育課、こども家庭課、高齢介護課）		○	○
	保健班（健康づくり推進課、国保年金課）			○
経済 環境部	衛生班（環境課）		○	○
	物資調達班（商工課、観光プロモーション課）			○
	農業班（農政課、農業委員会事務局）		○	○

部	班	動員区分		
		第1配備 (警戒体制)	第2配備 (緊急体制)	第3配備 (非常体制)
技術部	土木班（まちづくり政策課、建設課、企業誘致推進課）	○	○	○
	建築班（まちづくり政策課）		○	○
	下水道班（下水道課）	○	○	○
	水道班（水道課）	○	○	○
出納部	出納班（会計課）			○
教育部	教育総務班（教育総務課）		○	○
	学校教育班（学校教育課）			○
	社会教育班（生涯学習課、スポーツ振興課）			○
	給食班（学校給食センター）			○
消防部	消防総務班（消防総務課）	○	○	○
	予防班（予防課）	○	○	○
	警防班（警防課）	○	○	○
	消防班（消防署）	○	○	○
協力部	協力班（人権推進課、契約検査課、議会事務局総務課、監査委員事務局、図書館・郷土資料館）			○
合計	26班	12	18	26

備考

- (1) 第1及び第2配備の動員は、動員区分欄に記したとおりとする。ただし、第2配備動員にあつては、必要に応じ他の部に属する職員をも動員できるものとする。
- (2) 第3配備動員は、災害対策活動に必要な人員とし、状況に応じ全職員を動員できるものとする。

3 勤務時間外及び休日における動員

(1) 当直体制

夜間・休日等における初動対応機能の充実を図るため必要に応じ、地域振興課職員及び関係課職員は、当直を行う。

(2) 自主参集

① 勤務場所への参集

- ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、自主参集する。
- ・本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害対策本部に自主参集する。
- ・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、まず家族の安否確認後、速やかに所属する勤務場所に自主参集する。

地域振興課
関係課

全班

② 参集が困難な場合の対応

- ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、市内の最寄りの避難所となるべき施設等へ参集し、班長への連絡に努める。
- ・当該施設にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

③ 参集の報告

- ・班長は、班員の参集状況を総務班に報告する。

(3) 一次被害情報の把握

各班員は、参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(4) 一次被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した一次被害情報を渉外情報班に報告する。

4 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ① 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- ② 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ③ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ④ 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。
- ⑤ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑥ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ⑦ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

全 班

全 班 長

第4 指定地方行政機関などの初動期の活動

1 警察署

警察署

(1) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは次の措置を行う。

- ① 警戒区域の設置（災害対策基本法第63条第2項）
- ② 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第2項、同法第65条第2項）

(2) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行う。

- ① その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。（警職法第4条第1項）
- ② 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは退避させる。（警職法第4条第1項）
- ③ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。（警職法第4条第1項）

2 指定行政機関及び指定地方行政機関

防災関係機関

指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災害対策基本法第77条第1項）

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

防災関係機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事及び市長の実施する

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講じる。（災害対策基本法第80第1項）

また、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長に対して、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。（災害対策基本法第80条第2項）

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用事務は、本部長の指示のもと統括班が行う。

第1 災害救助法の手続き

統括班

1 原則

市長は、被害の調査、把握に努め、知事に対し災害救助法の適用を要請する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

<申請時に報告する事項>

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び今後行う予定の救助措置

2 災害事態が急迫している場合の対応

災害の事態が急迫して、知事による救助を待つことができないときは、市長は、委任されている範囲外の救助であっても、その状況を直ちに知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

第2 災害救助法の適用基準

統括班

災害救助法の適用基準は、被害の程度や人口規模に応じて、災害救助法施行令第1条の規定による。（1～3号）

ただし、大規模災害については、基準の適用に至らない場合であっても直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合には、内閣府令で定める基準に該当すれば適用される。（4号）

また、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（災害救助法第2条第2項）

1 羽生市における災害救助法適用世帯数の基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家滅失（被災）世帯数	80 以上	令第1条第1項第1号
県内の住家滅失（被災）世帯数	2,500 以上	令第1条第1項第2号
その内、市内の住家滅失（被災）世帯数	40 以上	
県内の住家滅失（被災）世帯数	12,000 以上	令第1条第1項第3号
その内、市内の住家滅失（被災）	多数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準	令第1条第1項第4号

2 被災世帯の算定

（1）被災世帯数の算定

住家が滅失した世帯の算定にあつては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊した世帯などについては、みなし換算を行う。

滅失住家 1 世帯	= 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯
滅失住家 1 世帯	= 半壊（半焼）住家 2 世帯
滅失住家 1 世帯	= 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯

（2）住家の損失などの認定基準

被害認定は市が行うものであり、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理に際しての支援措置などの際の基礎となるものである。

被害の認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府（防災担当））などに基づいて行う。

＜表―住家の被害の程度と住家の被害認定基準等＞

被害の区分	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

注1：全壊、半壊は、被害認定基準による。

注2：大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注3：中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注4：準半壊は、「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

（3）世帯及び住家の単位

- ① 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。
- ② 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ1住家として取り扱う。

第3 救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は以下に示すとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）の供与	[建設型] 災害発生の日から20日以内に 着工 [賃貸型] 災害発生の日から速やかに 民間賃貸住宅を借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年 以内	対象者、設置箇所の 選定＝市 設置＝県（ただし、 委任した場合は、 市）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (助産は分娩日より7日以内)	県又は日赤埼玉県 支部に委託
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具及び通学用品15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
被災した住宅の応急修理	3か月以内に完了（ただし、国 の災害対策本部が設置された場 合は、災害発生の日から6ヵ月 以内に完了）	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

第3節 応援要請の実施

第1 応援協力の要請

1 他市町村への応援要請

市町との応援協定は、次の事項について明らかにして、とりあえず口頭、電話等をもって応援を要請し、事後に文書を提出する。なお、応援に要した費用の負担については、協定に基づき行う。

(1) 応援要請の判断

市は、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災害対策基本法第67条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは充分に行えないと判断されるとき。
- ② 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 夜間であったり、地震により通信が途絶したりといった要因で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、市民からの被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、市は、福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市、富岡市などと災害時の相互応援協定を締結し、食料・飲料水・生活物資の提供、応急資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れといった災害時の応急活動に関する相互応援を実施することとしている。

また、北埼玉地区内の市や県内の市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

さらに市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

(2) 応援要請の方法

応援の要請手続などについては、覚書や協定書の定めるところによる。

それ以外の場合、市、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援などは、次に掲げる事項について、まずは口頭又は電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。

統括班

渉外情報班

渉外情報班

- ① 災害（混乱）の状況及び応援を求める事由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所及び日時・期間
- ④ 応援を必要とする活動内容及び人員など
- ⑤ 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
- ⑥ その他必要な事項

（３）応援要請の内容

応援要請の内容については、覚書や協定書の定めるところによるが、おおむね以下の内容が想定される。

- ① 飲料水の供給及びその供給に必要な資機材の提供
- ② 食料及び生活必需品の提供並びにその食料及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供
- ③ 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の派遣
- ⑤ 避難所及び避難場所の提供
- ⑥ その他、災害に際して特に必要と認めて要請した事項

渉外情報班

２ 知事等への応援要請又はあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関、公共機関等に応援又は応援斡旋を求める場合は、県（災害対策課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請について、知事に要請するいとまがない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

緊急消防援助隊の要請について、県（消防課）に電話で直ちに行い、後日文書で所定の手続きを行う。県と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に要請する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条

要請の内容	事 項	備 考
自衛隊災害派遣要請の要求	自衛隊に対する災害派遣要請を参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は幹旋	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	地方自治法第252条の17 災害対策基本法第30条
NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱

3 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は人的相互応援実施マニュアルに定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④立川断層帯地震
羽生市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。

4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

涉外情報班

＜表―派遣対象業務＞

項 目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体によるルールのある職種	DMA T、DPA T、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	<u>対象とする</u>
中・長期派遣		—	原則、対象としない

※ 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。なお、県は応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めることに留意する。

①埼玉DMA T (Disaster Medical Assistance Team)

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMA T」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMA Tは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMA Tは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMA Tの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

・DMA T県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMA T県調整本部」を設置し、県内外からのDMA Tの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

②埼玉DPA T (Disaster Psychiatric Assistance Team、埼玉県災害派遣精神医療チーム)

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉DPA T」を、県立精神医療センター及び県とDPA T派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

・埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉DPATのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

渉外情報班

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

（１）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

（２）被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

5 事業所等への応援協力要請

市長は、市内の建設関連事業者、食料販売事業者、生活必需品販売事業者、輸送関連事業者等への応援を求める。

第2 応援の受け入れ体制

応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受け入れ体制を整える。

具体的な内容は、共通編 第4章 第1節 を準用する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生した場合には、市及び防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。災害に際して人命又は財産の保護を図る必要があると認める場合、県は、自衛隊の派遣を要請する。

第1 派遣要請の方法

1 自衛隊災害派遣の三要件

統括班

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

要件	内容
①緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
②公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 依頼要領

渉外情報班

本部長（市長）は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県に依頼し、事後速やかに以下「（2）記載事項」の内容を記載した文書を伝達する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県（知事）に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

また、緊急避難、人命救助の場合などで事態が急迫し、通信等の途絶により知事に要請できない場合は、直接最寄りの部隊（陸上自衛隊第32普通科連隊：大宮駐屯地）に通報する。この場合、事後所定の手続きを速やかに行う。

（1）提出（連絡先）

危機管理防災部危機管理課（災害対策本部立上げ時には、統括部）

(2) 記載事項

自衛隊派遣要請依頼書（資料編6-5）に下記項目を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、本部長（市長）が不在等の場合で連絡が取れないときは、副本部長（副市長）にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。この場合、本部長（市長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災害対策基本法第68条の2）

<連絡先>

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241 内線：439 時間外：402

第2 災害派遣活動の範囲

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

被害状況の把握	避難者の誘導、輸送
避難者の搜索、救助	水防活動
消防活動	道路又は水路等交通上の障害物の除去
診察、防疫、病虫害防除等の支援	通信支援
人員及び物資の緊急輸送	給食及び給水支援
入浴支援	救援物資の無償貸付又は贈与
交通規制の支援	危険物の保安及び除去
その他	

第3 災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

渉外情報班

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や、必要な現地資材等の使用協定等に関する受け入れ体制を確保する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

統括班

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を調整する。

3 作業計画及び資材等の準備

統括班

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。

そのため、作業実施に必要とする資料等の準備を整える。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

統括班

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受け入れ

統括班

市は、派遣された部隊の受け入れに対し次の施設等を準備する。

① 災害対策本部 本部事務室	羽生市役所本庁舎
② 宿舎	羽生中央公園
③ 材料置き場（野外の適当な広さを有する）	羽生市消防本部
④ 駐車場（車一台の基準3 m×8 m）	羽生市消防本部
⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）	羽生中央公園陸上競技場

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

<経費の負担区分の内容>

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する

第5節 要員の確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、作業員の雇上げを行い、労務供給の万全を図る。

第1 実施方法

統括班
総務班

1 実施者

災害時における要員の確保は、市長が行う。

2 実施の基準

応急救助の実施に必要な労務の供給は、災害救助法を適用に準じて行う。

(1) 労務の供給

災害応急対策を実施する際には不足する労力について民間団体の協力を得て、労務の供給を図る。

(2) 労務の雇上げ

応急救助の実施に必要な労務の雇上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行う。

① 被災者の避難	⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
② 医療及び助産における移送	⑥ 遺体の搜索
③ 被災者の救出	⑦ 遺体の処理
④ 飲料水の供給	⑧ 緊急輸送路の確保

(3) 要員の雇上げ先

要員の雇上げは、原則として行田公共職業安定所を通じて行う。ただし、緊急を要する場合は市内より雇上げるものとする。

第2 災害救助法が適用された場合の費用等

財政班

応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において市が県に請求できる。

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 情報の収集・伝達・報告

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断又は焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する。

また、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用により、関係機関等との円滑な情報収集伝達体制を構築する。

第1 災害情報の収集

市は、地震災害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 災害時の情報連絡体制

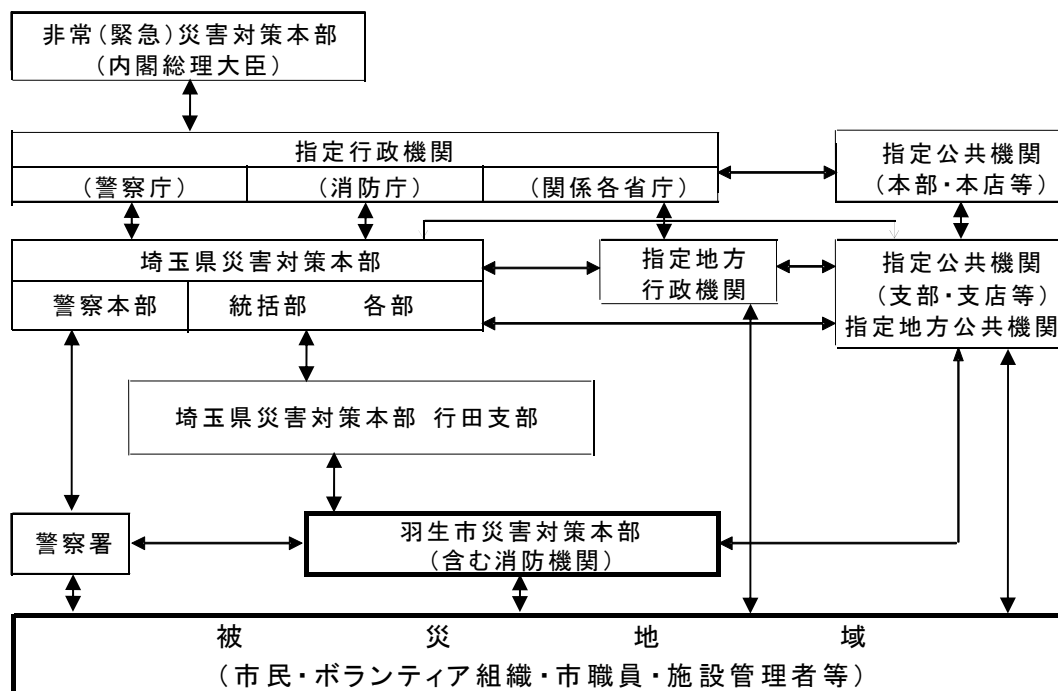
(1) 総括的連絡系統

非常体制（第3配備）の実施において、市は、地震発生後の的確な応急対策活動や広報活動を行うため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び渉外情報班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすることが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（行田支部（利根地域振興センター）又は現地対策本部（利根地域振興センター）の場合もある）が連絡系統の軸となる。

統括班
渉外情報班



(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

① 防災行政無線

市と県内市町村及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

③ 使用者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使用者を派遣して行うものとする。

2 被害報告の系統

(1) 災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

統括班

涉外情報班

統括班

統括班
涉外情報班

(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・ 県災害対策本部行田支部 (利根地域振興センター)	
	・ 被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・ 農林振興センター ・ 家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・ 県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・ 県下水道事業課	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・ 羽生警察署	

(3) 無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は県防災行政無線により利根地域振興センターに報告する。

3 地震災害時に収集する情報

地震が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 発災情報	・ 発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の 覚知後即時	・ 市、消防機関等の警戒担当職員 ・ 警察 ・ 各公共施設管理者など ・ 自主防災組織、市民 (被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に)	土木班
	・ 防災拠点施設の被害状況	発災状況の 覚知後即時	・ 市、消防本部などの警戒担当職員 ・ 各施設管理者 ・ 自主防災組織、市民	土木班 教育総務班 社会教育班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		土木班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害 ・文化財の被害	発災状況の 覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	社会教育班
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況	被災状況が把握された後	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	土木班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	物資調達班 農業班
	・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 渉外情報班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育総務班 学校教育班 社会教育班

4 災害情報の収集

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

(1) 被害情報の収集体制の整備

被害報告の迅速かつ正確を期するため、次の情報収集体制を整備する。

- ① 情報の収集及び報告に関する責任者の選任及び調査班の設置
- ② 報告様式の配布
- ③ 調査要領、連絡方法の周知及び現場写真の撮影等
- ④ 情報収集機器の設置
- ⑤ 情報機器操作マニュアルの配備等

(2) 情報総括責任者の選任

渉外情報班

すべての災害情報の責任者は、渉外情報班長とし、災害情報を収集し、総括する。市民への避難指示等の情報伝達は、統括班長が行い、県への報告は、渉外情報班長が行う。

区別	責任者所属課名	職名	電話番号
班長	企画課	課長	5 6 1 - 1 1 2 1 (代)
副班長	〃	課長補佐又は情報政策係長	〃

(3) 情報の収集

関係各班

- ① 被害情報の収集に当たっては、羽生警察署と緊密に連絡する。
- ② 被害の調査にあたっては、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整後県に報告する。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、市民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、羽生警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑥ 必要に応じ、市の保有する無人航空機（ドローン）及び災害時のドローン使用に関する協定締結団体の協力により、ドローンを活用した情報収集を行う。

5 災害情報の報告

渉外情報班

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 市域において、人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊)被害のいずれかが発生するに及んだもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- ⑧ 地震が発生し震度5強以上を記録した場合には、直接消防庁に報告する。

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分し、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係の公共土木施設の被害を優先して、県に報告する。

発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下、「県要領」という。）様式第1号の発生速報により防災行政無線、FAX等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「県要領」様式第2号の経過速報により防災行政無線、FAX等で報告する。

② 確定報告

「県要領」様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

③ 報告先

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

④ 総務省消防庁への報告先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである。

回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

6 異常現象の発見者の通報と措置

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報があった場合、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報内容を渉外情報班が集約し、統括班に報告するとともに、警察官と情報共有を図る。

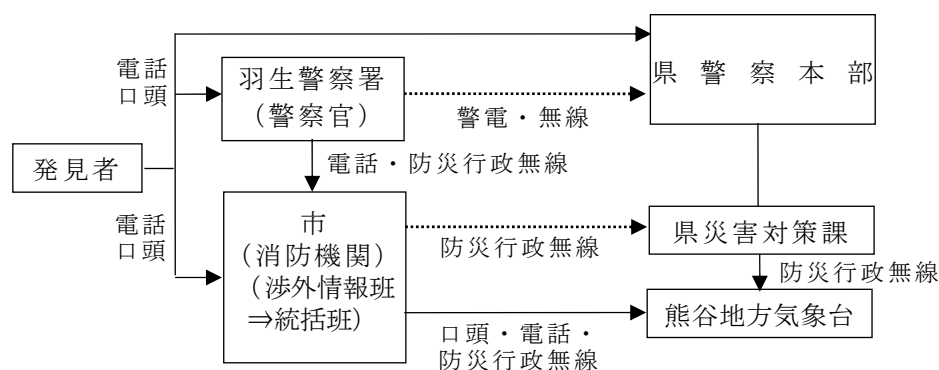
一方、通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報する（同条第3項）。

統括班は通報内容を遅滞なく、県（災害対策課）、熊谷地方気象台に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知する。

◆気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

○ 地震等に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震



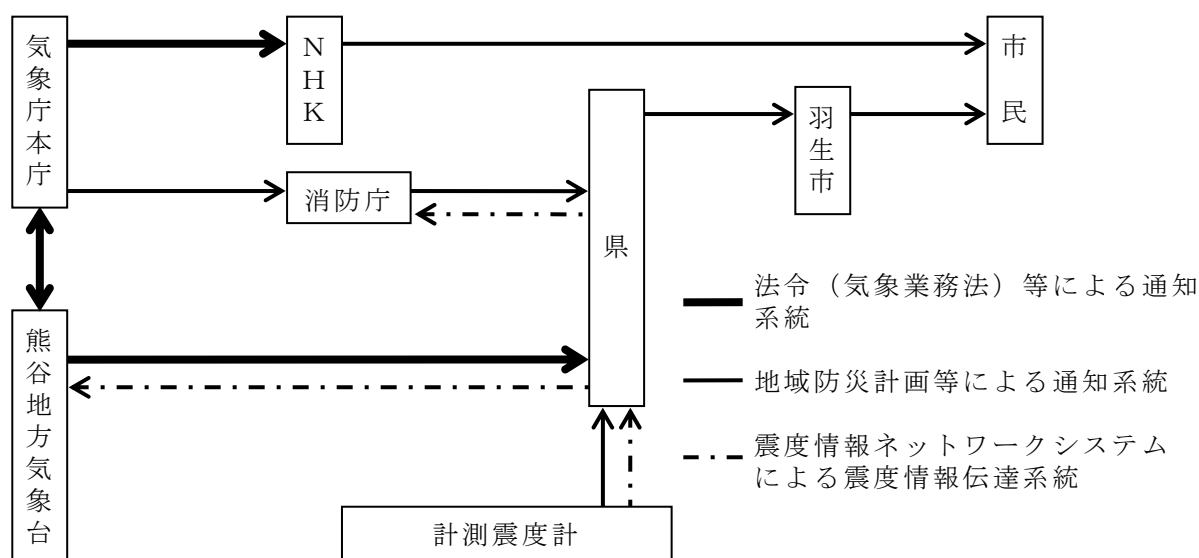
第2 災害情報の伝達・報告

市は、市域内に地震が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 地震情報の収集伝達系統図

< 図一地震情報の収集伝達系統図 >



2 市民への情報伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線や緊急速報メールを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内で震度4以上の揺れを観測した場合、防災行政無線の一斉FAXにより県内市町村に震度分布図と震度一覧を送信することになっている。

第3 災害通信計画

1 災害情報のための電話の指定

統括班

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにし、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に実施する。

2 災害情報通信に使用する通信施設

渉外情報班

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

① 報告又は通報先

ア 県（本庁・出先機関）

イ 市出先機関

ウ 防災関係機関

② 通信施設の種類

ア 埼玉県災害オペレーション支援システム

イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）

ウ 市防災行政無線（固定系・移動系）

エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

渉外情報班

市が、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、次のとおりである。

（1）有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

・警察機関	・鉄道事業者
・消防機関	・電気事業者
・水防機関	・自衛隊

（2）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる場合

関係機関が有する通信設備を、緊急を要する際に使用できる条件は以下のとおりである。

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

（３）有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、市は、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

4 非常通信の利用

各種災害、事故等非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行う。

（１）非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ア 人命の救助に関すること。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- エ 電波法第74条の規定に基づく、実施の指令及びその他の指令に関すること。
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ク 遭難者救援に関すること。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。

サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事。

シ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。

ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュースに関する事。

② 非常通信文の要領

ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

イ かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ 簡単で要領を得たものとし1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし通数に制限はない。

エ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

カ 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼し、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記に行う。

○関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 関東地方非常通信協議会事務局

電 話 03-6238-1776 (直通) F A X 03-6238-1769

第2節 災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。併せて関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 渉外情報班の撮影記録担当を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 市職員、県の地域機関、報道機関その他の機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他
- ⑤ 埼玉県災害オペレーション支援システムにより収集した情報

第2 市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

1 広報媒体

- ① 防災行政無線（サイレン含む）
- ② メール配信サービス、防災行政無線の自動応答電話サービスでの伝達
- ③ 防災アプリ
- ④ ホームページ
- ⑤ 広報車、消防車両、水防団車両
- ⑥ 自主防災組織などを通じての伝達
- ⑦ 公共施設などへの掲示
- ⑧ テレビ・ラジオ（放送事業者に連絡）
- ⑨ 緊急速報メール

広報班

統括班
広報班
消防班

- ⑩ SNS (X、Facebook、LINE 等)
- ⑪ 避難情報等電話一斉配信サービス
- ⑫ Lアラート (災害情報共有システム)
- ⑬ 埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、
県LINE公式アカウント「埼玉県庁」

2 広報内容

統括班
広報班

- ① 市域の被害状況に関する情報
- ② 市における避難に関する情報
 - ・避難指示に関すること。
 - ・避難施設の開設に関すること。
- ③ 応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ・電気、水道等の復旧に関すること。
- ④ 被災者生活再建支援に関する情報
- ⑤ その他市民生活に必要な情報 (二次災害防止情報を含む。)
 - ・応急給水及び給食に関すること。
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること。
 - ・スーパーマーケット、ガソリンスタンドに関すること。等

3 相談・情報提供窓口の設置

市民班

市は、市役所本庁舎及び公民館等の玄関ホールなどの一角に相談・情報提供窓口を設置し被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を提供する。

4 要配慮者に配慮した広報

広報班
福祉班

市は、広報を実施するにあたっては、視聴覚障がい者に対してのファクシミリやメールによる広報の実施、外国人に対する多言語による広報など要配慮者の情報の受け取り方の特性にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

市民班

第3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供、広報を行う。

統括班
広報班

第4 報道機関への情報提供

1 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

2 報道依頼

広報班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオ放送の報道機関へ報道を依頼する。

広報班

第5 被災者に対する広聴の実施

市は、市民からの問い合わせや各種相談を受け、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。

統括班
広報班

第6 災害情報相談センターへの協力

市は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

第3章 市民の生命の安全確保

第1節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、市及び市消防本部は限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

第1 消防部（消防本部）の活動

1 情報収集及び伝達

消防班

（1）災害状況の把握と通信

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

なお、119番通報は、同時に複数を受信しなければならない状況が予想されるとともに、出動車両との無線交信や救急病院の収容依頼等、混乱が予想されるため、非常招集による参集職員を配置して対応する。

○119番受付	災害時 4名
○消防用無線統制係	災害時 1名
○連絡調整係	災害時 1名

（2）把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

2 消防部の初動対応

消防班
統括班
広報班

（1）出火防止及び初期消火

地震発生と同時に、市防災行政無線を活用して地域住民に対し出火防止を呼びかけるとともに、火災が発生した場合の初期消火について自主防災組織や付近住民に徹底を図る。

(2) 消防職員の招集及び配置

地震等により、大災害の発生が予想される場合、消防長は消防部各班の職員に非常招集を発令することとし、連絡不能の場合は自主参集することとする。また、招集を受けた職員は、直ちに所属部署へ参集し担当業務に従事する。

3 火災の対応

(1) 消火活動

- ① 地震発生時に、全消防職員を招集し消火活動を実施するとともに、必要により消防相互応援協定に基づき隣接する消防機関の応援を要請する。
- ② 初期段階での消火活動には成功したとしても、市街地における道路狭隘の建物密集地域火災で延焼阻止線を突破されることも予想され、市内11箇所に配置の消防団ポンプ車の消火活動に期待するとともに、非常招集参集職員による臨時編成隊をできるだけ早く活動できるよう体制を整える。
- ③ 消防水利についても、消火栓の使用不能による消火活動は困難を極めることが予想され、耐震防火水槽をはじめ消防井戸やプールを活用した消防署、消防団の中継送水等、臨機応変なる活動を実施する。

(2) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

（３）火災現場活動の原則

① 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

③ 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

なお、地震による道路をはじめ橋梁の損壊による緊急車両の走行不能により、火災現場への到着の遅延による延焼拡大も予想されることから、橋梁の耐震度等の把握、災害時の被害情報を早期把握に努め、臨機応変に対応する。

また、家屋の倒壊による延焼拡大や引火性危険物の散在等による延焼拡大、さらには、乾燥注意報等の異常気象による延焼拡大も予想されるため自主防災組織等、地域住民の協力を得るとともに現有消防力を最大限に活用して効果的な活動を実施する。

（４）救出・救助

火災現場における要救助者の救出・救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 消防団

消防班

（１）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火活動を行う。

（２）消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（３）救出・救助

消防部による活動を補佐し、要救助者の救出・救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

第2 消防機関等への応援要請

消防組織法第39条の規定に基づき、市町村等の消防相互応援協定を締結しており、災害発生時には相互の消防力を活用して被害の軽減を図る。

1 隣接市消防相互応援協定による対応

隣接市の相互応援は、普通応援と特別応援に区分している。

(1) 普通応援

応援協定書に基づいてその区域内に発生した火災、地震等の災害を認知したとき、被応援地の要請を待たずに出動する。

(2) 特別応援

普通応援以上の応援を必要とする場合に、被応援地の市長から応援要請のあった場合に出動する。

(3) 消防隊の指揮

応援出動した消防隊の指揮は、被応援地の消防長等が行う。

(4) 報告

応援出動した場合、署長又は分団長は、現場到着及び引揚時に現場最高指揮者へ報告するとともに、帰署の後、直ちに口頭又は電話により、災害発生場所、規模、関係者の氏名、出動人員及び事故の有無を消防長又は消防団長に報告するものとする。

2 埼玉県下消防相互応援協定（26団体）

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ埼玉県下消防相互応援協定に基づき地域代表消防機関の長に要請する。

(1) 応援要請の手続き

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入体制

県下応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防機関は、警防本部を設け受入体制を整えておく。

区 分	団体数	代表消防機関
埼玉県	26	さいたま市消防局
区 分	団体数	地域代表消防機関
第1ブロック	6	川口市消防局
第2ブロック	7	埼玉西部消防局
第3ブロック	5	熊谷市消防本部
第4ブロック	8	埼玉東部消防組合消防局

3 東北高速道路管内市町（組合）内の消防相互応援協定（6団体）

高速道路における災害については、東北高速道路沿線市（組合）の相互の消防力を活用して対応する。

川口市消防局	羽生市消防本部
さいたま市消防局	埼玉東部消防組合消防局
蓮田市消防本部	館林地区消防組合消防本部

第3 緊急消防援助隊の応援要請

消防部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援の要請を行う場合は、知事に応援要請する。

この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

消防班
統括班

1 情報の収集・伝達

大規模地震災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

市長は県知事を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模地震災害を覚知した消防本部の消防長及び市長は、次の措置をとる。

- ・災害状況の把握
- ・情報等の提供
- ・応援要請手続の実施

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第5 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

事業所における自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

統括班
広報班

統括班
市民

統括班
事業所

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 市民の活動

市民

市民は、以下の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の水のくみ置き等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止に努める。

第2節 救出・救助活動

大規模な地震発生時には、建物の損壊や家具の落下等により、救出・救助及び医療救護を必要とする傷病者が同時に多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救出・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 消防機関の救出・救助の考え方

1 地震災害の特性

消防機関は、地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、以下に示す地震災害の特性を把握したうえで活動する。

- ① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。
- ② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなど規模の大きい救助事象が発生する。
- ③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

2 救急・救助における出動の原則

(1) 救急・救助の必要な現場

救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、努めて救急隊と他の隊（救助隊・消防隊）が連携して出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救出・救助における活動の原則

(1) 傷病者の優先

傷病者の救急搬送は、人命救助を最優先するものであり、救命・救急処置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、出来る限り自主的な処置を行わせる。

（２）火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出・救助活動を行う。

（３）救助効率の重視

同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、少数の隊員で多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救出・救助活動を行う。

（４）救命処置必要者の優先

小規模な救出・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救出・救助活動を行う。

第2 救急・救助の実施

1 情報の収集等

消防班

消防機関は、地震発生直後の初期段階において、消防団、警察、市民からの通報等から集められた救出・救助に関する要請情報を集約する。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を行うものとする。

2 救出・救助体制

（１）消防本部の体制

消防班

消防本部は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

消防本部が行う救出・救助活動は、消防団、警察、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救出・救助方法を決定して行う。

消防本部は、救出・救助事案の数、その他被災現場の情報を可能な限り速やかに市災害対策本部に連絡する。

（２）市の体制

統括班

市は、消防本部や警察と連携し、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織等の協力を得て救出・救助を行う。

警察署

(3) 防災関係機関等の活動

警察は、把握した被災状況に基づき、市や消防本部、自主防災組織と連携しつつ、必要な場合には、機動隊等を出動させて救出・救助に当たる。

自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、二次被害の防止に配慮しつつ、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。

自主防災組織

(4) 自助・共助による活動

地震発生直後は、自身と家族の安全を確保するとともに、近隣住民での助け合いにより、出火防止や初期消火、住民の安否確認を行う。

また、二次被害の防止に配慮しつつ、要救助者の救出・救助、傷病者の応急手当や搬送を自主的に行う。

統括班
消防班**(5) 協定締結団体との連携**

市及び消防本部は、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合、協定締結団体等と連携を図り、救出・救助活動にあたる。

渉外情報班

3 他機関への応援要請

市や消防本部の救出・救助体制で措置できない多数の事案が生じた場合は、以下の事項に基づき、市又は消防本部が他機関に応援を要請する。

- ① 消防相互応援協定による応援要請
- ② 知事による応援出動の指示
- ③ 要請上の留意事項
 - ・ 要請の内容
 - ・ 応援隊の受け入れ体制

消防班

4 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

市長は、市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより、救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時には、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

消防班

5 救助資機材などの活用**(1) 建設機械の活用**

消防本部は、大規模建物の倒壊や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあつては、要救助者の身体防護に留意させ、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

(2) 資機材の集結

消防本部は、大規模救助事象の災害について、早期に各種救助資機材を集結し効率的な活用を行う。

(3) 資機材の調達

消防本部は、救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において市が県に請求する。

財政班

第3 傷病者搬送**1 傷病者搬送の手順****(1) 傷病者搬送の判定**

消防本部は、災害現場において救出・救助された負傷者等について、応急措置を行った後、医療救護班又は医療機関によるトリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判定する。

救急搬送が必要と判定された負傷者等については、直ちに救急車等によりその疾患に応じた医療機関へ搬送する。

消防本部の救急車等での搬送が困難な場合には、市が搬送用車両を用意する。

消防班

＜表―羽生市内の救急病院・救急診療所＞（再掲）

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人徳洲会羽生総合病院	下岩瀬446	562-3000

(2) 傷病者搬送の要請

市は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

消防班
渉外情報班

消防班
保健班

（３）傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

保健班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

２ 傷病者搬送体制の整備

消防班
保健班

（１）情報連絡体制

市は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

消防班
保健班

（２）搬送順位

市は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

消防班
保健班

（３）搬送経路

市は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

消防班
保健班

（４）ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

第3節 医療救護活動

第1 医療・助産救護活動

1 市の医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

保健班

市は、必要に応じ羽生市医師会、羽生市歯科医師会、羽生市薬剤師会及び看護ボランティアの協力により医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により埼玉県医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により市で対応できないと認めるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

◆医療救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

(2) 医療救護活動の原則

保健班

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ体制を整え診療を継続する。

また、地震により被災し、診療不能となった医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

(3) 帳簿等の準備

保健班

出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を市災害対策本部に提出する。

第2 県の医療救護活動

1 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

2 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

第3 指定地方行政機関等の医療救護活動

1 日本赤十字社埼玉県支部

日本赤十字社埼玉県支部の医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの医療救護班の行動等については、県支部医療救護班と同様の取り扱いとする。

2 埼玉県医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、北埼玉医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北埼玉医師会長が指揮する。

◆ J M A T : Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。J M A Tは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

- ・被災地 J M A T…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事する J M A T
- ・支援 J M A T…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣する J M A T
- ・チーム構成例：医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名
（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

3 埼玉県歯科医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、北埼玉歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北埼玉歯科医師会長が指揮する。

4 埼玉県薬剤師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、羽生市薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として北埼玉医師会長又は北埼玉歯科医師会長が指揮する。

5 埼玉県看護協会

埼玉県看護協会策定「災害対策マニュアル」に基づき、県看護協会にあっては災害対策本部を設置し、災害支援ナース登録施設に対して、災害支援ナースの派遣を要請することとしている。

第4 その他の医療救護活動

1 助産の活動

助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんするものであって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(1) 活動内容

助産は、次の範囲内において行う。

- ・分べんの介助
- ・分べんの前及び分べんの後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(2) 費用

助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とすること。

(3) 期間

助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

3 透析患者等への対応

市は、人工透析等継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

医療関係機関
医療関係団体

保健班

保健班

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

財政班

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第4節 水防活動

市は、地震の発生により、道路、河川・水路の堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、水防機関及び消防機関は、直ちに出勤し、警戒、災害防御活動に従事するものとする。

また、河川管理者等が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

1 警戒・監視活動の実施

地震を観測した場合、直ちに重要水防箇所などの警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要な措置を行うとともに、市長又は消防機関の長、関係機関に通報する。

2 資機材の確保及び水防措置の実施

警戒・監視活動により、災害が発生するおそれのあると認めたときは、水防用器具、資材の確保に努めるとともに、水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

土木班
消防班

土木班
消防班

第5節 避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなど二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策を実施する。

避難対策としては、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難指示、避難誘導などと、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活の支援がある。

第1 避難指示等

避難指示とは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立ち退きを指示する行為である。

統括班

1 実施責任者等

地震発生後、余震等により危険が切迫した場合には、市長は、避難指示を発令し、直ちに県知事に報告する。また、現場の警察官や自衛隊員は危険を回避するため避難指示を発令することができる。

加えて、延焼拡大の可能性など必要に応じて高齢者等避難を発令する。

2 避難場所及び避難所の選定

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所などの中から、避難場所及び避難所の選定を行う。

3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

① 発令日時	⑤ 避難先及び避難路
② 発令者	⑥ 避難時の留意事項
③ 要避難対象地域	⑦ 避難理由
④ 立ち退き先	⑧ 担当者、連絡先

＜表―避難指示等の種類と要件＞

	実施責任者	災害の種類	要件
指示	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき及び急を要するとき。
	知事		災害が発生した場合、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官	災害全般	危険が切迫した場合において、市長が避難の指示をすることができないと判断されるとき、又は市長からの要求のあったとき。
	派遣自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。

4 避難の指示の発令基準と伝達

市長は、次の基準により避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

＜表―避難に関する発令の基準と内容＞

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル3	高齢者等避難	・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要があると予想されるとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。	①対象者 ②避難対象地域 ③避難理由 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ、ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等
レベル4	避難指示	・関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき ・急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫しているとき ・火災が拡大するおそれがあるとき	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ、ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

警戒 レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル 5	緊急安全 確保	・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合 ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

注：地震の場合における高齢者等避難情報は、火災の延焼等により二次災害の発生の危険が見込まれた場合などが想定される。

5 関係機関への連絡

市長が避難の指示を発令したとき、また警察官などから避難の指示を行なった旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象区域、日時、避難先等を記録するとともに、直ちに県及び防災関係機関に報告、連絡する。

- ① 消防団（団長・副団長・分団長）・・・電話
- ② 埼玉県災害対策課・・・電話、FAX、埼玉県災害オペレーション支援システム
- ③ 羽生警察署・・・電話、FAX
- ④ 羽生市消防本部・・・電話、FAX
- ⑤ 利根川上流河川事務所・・・電話、FAX
- ⑥ 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊・・・電話、FAX
- ⑦ NHKさいたま放送局・・・FAX
- ⑧ 東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社・・・電話、FAX

6 避難の指示の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、市長は避難指示を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

統括情報班
広報班
消防班

統括班

第2 警戒区域の設定

1 市長が設定する警戒区域

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

2 警察官が設定する警戒区域

警察官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定に関する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）の設定に関する市長の職権を行うことができる。

第3 避難の誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するため、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る。

1 避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、同時多発的に火災等の被害が発生することが見込まれるため、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そこで、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は、自主防災組織等の訓練に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

<表―市民の避難行動及び避難誘導実施者>

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
指定緊急避難場所への避難	・延焼火災の状況から、危険の切迫性を勘案し、一時集合場所が安全でないと判断されるときは、指定緊急避難場所へ避難	自主防災組織 防災リーダー 消防団
指定避難所への避難	・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難	

2 避難誘導の実施

(1) 市民の誘導

市民の避難誘導は、避難の誘導は原則として、自主防災組織及び消防団員が中心となっていく。時間的に余裕がある場合は、警察官、消防職員等の協力により実施する。

統括班
消防班

(2) 学校、事業所等

学校、会社、事業所、その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。

ただし、学校及び夜間多人数が集合している場所等については、災害の規模、態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者等に積極的に協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。

学校管理者
事業者

(3) 交通機関等

東武伊勢崎線、その他交通機関等における避難の措置は、平常時に確立した当該関係機関との組織体制に基づき必要な措置を構ずる。

鉄道事業者

3 避難誘導の順位及び留意事項

統括班

(1) 避難誘導の順位

避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難が概ね終了した後とする。

避難誘導順位は、概ね次の順序で行う。

- ・ 病弱者、障がい者
- ・ 高齢者、乳幼児、児童
- ・ 一般住民

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導する者は、次の事項を避難する市民に周知徹底する。

- ① 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）を完全にすること。
- ② ヘルメットや防災ずきんなどで頭を保護すること。
- ③ 携帯品は、必要最小限のものとすること。
- ④ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。

また、避難誘導を行うにあたって、避難誘導の実施者は以下の点に留意して避難誘導を行う。

- ① 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ② 自主防災組織などと連携を図り、避難者の誘導措置を講じる。
- ③ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行う。
- ④ 危険地点には、ロープなどによる標示を行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- ⑤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用する。
- ⑥ 誘導中は、事故防止に努める。
- ⑦ 避難誘導は、自治会単位など、地域の結びつきの強い単位で行う。

(3) 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとするのを伝える。

① 食料	② 水筒	③ タオル	④ ティッシュ
⑤ 着替え	⑥ 懐中電灯	⑦ 携帯ラジオ	⑧ 常備薬
⑨ マスク	⑩ 健康保険証などの本人確認資料		

第4 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、予定している指定避難所が地震により使用できない場合や、延焼火災等の危険が予測される場合などには、付近の安全が確保された施設に避難所を開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、小・中学校及び公民館、その他公共施設を応急的に使用して開設する。

避難所は、食料・日用品・資機材等の備蓄を安全に管理することができる施設を対象に指定する。

（３）避難所の収容力

指定避難所の収容力は、通路・配給スペース等を考慮し、収容者一人当たり 4 m²として算定する。

（４）福祉避難所

要配慮者の避難生活に対応する特別な配慮がなされた避難所として、一般の避難所とは別に二次避難所として福祉避難所を開設する。福祉避難所が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者スペースを確保するなどの措置を講じる。

福祉班

2 避難所開設の報告と公示

統括班

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し保護する。

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人数
- ③ 開設期間の見込み（福祉避難所については、その対象とする者）

市はホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとするが、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

3 避難所開設の方法

教育総務班
社会教育班

避難所は、原則として市災害対策本部からの避難所開設の指令により、教育総務班、社会教育班が、施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て開設する。

（１）職務内容

① 鍵の開錠

教育総務班、社会教育班は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態にいたったときは、原則として市災害対策本部からの避難所開設の指令により、施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て避難所の開設を行う。

また、休日・夜間においては、事前協議に基づき施設職員（指定管理施設含む）も同時に参集し、施設入口（門）を開錠し、避難所開設の準備を行う。

この際、すでに避難者が集まっているときは、体育館、広間等に誘導し、混乱を防止する。

② 無線局の開局

各避難所には、移動系防災行政無線機等を配備し、無線局を開局する。この場合、災害対策本部に対して開局した旨を報告する。

③ 事務所の開設

避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者が認識しやすいように「事務所」の表示をする。

なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておくこと。
事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

④ 避難所内の区画の設定

避難者の受入れスペースを設置する。この際に、自主防災組織等の意見を聞き、部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等で表示する。

避難者の指定のスペースへの誘導は当初は担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。

⑤ 施設の鍵の保管

避難所の開設を担当する職員は、平常時からそれぞれの施設の鍵（門、建物）の保管場所を確認するとともに、実際に開設の訓練を実施しておく。

第5 避難所の管理運営

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった住民に、速やかに避難所を開設し、安全な避難生活を送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担い運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び運営ができるよう羽生市避難所運営マニュアルに従い、要配慮者への配慮や以下の点に配慮する。

1 避難者名簿の整備等

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市で不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に連絡する。

2 通信連絡手段の確保

教育総務班
社会教育班

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 避難所の運営

教育総務班
社会教育班

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。

また、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性の参画や専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、女性やボランティア等の応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

4 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

教育総務班
社会教育班
福祉班

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所、入浴施設等は開設当初から設置するように努める。

屋外トイレ等の周辺には、夜間照明を設置するなど、周辺環境も整備する。

また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努めるとともに、男女別の警備員、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させたり、防犯ブザーの配布を行ったりし、女性や子育て家庭のニーズに対応できるように配慮する。

併せて、授乳室や子どものプレイルームのほか、女性だけが集まれる部屋などストレスを和らげる場所を確保するとともに、声かけの実施など、女性や子どもを一人で行動させない仕組みをつくる。

さらに、LGBTQなど性的少数者が安心して利用できるよう配慮に努める。

5 要配慮者等に必要な物資等の整備

福祉班

要配慮者等のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

＜表―要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示＞

区分	必要な物資等	
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤	
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等	
肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ	
病弱・内部障がい	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障がい	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障がい	酸素ボンベ
聴覚障がい	補聴器、補聴器用電池、聴覚障がい者マーク（スカーフ）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ	
視覚障がい	白杖、点字器、ラジオ	
知的障がい・精神障がい・発達障がい	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具	
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツなどの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル	
妊産婦	マット、組立式ベッド	
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール	

6 生活環境への配慮（衛生環境の維持、プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者の状況に応じて間仕切りを工夫し、エリアを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施や、医師会と連携した医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行いつつ、必要な場合には福祉避難所への移動支援を行う。また、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

さらに、女性特有の健康面への配慮（産前、産後、月経、更年期障害等）も行う。

教育総務班
社会教育班
福祉班
保健班

8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、統括班、保健班、衛生班、教育総務班、学校教育班、社会教育班が連携し、対策を取るものとする。

統括班
保健班
衛生班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

9 避難者と共に避難したペットの取扱い

避難者と共に避難したペット（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペットの持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

ペットへの給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペットを連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットを連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

市は、県の生活衛生課に対して同行避難の状況を報告（資料編 資料7-9 参照）し、同行避難対応への助言や支援を受けることができるほか、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。

- ・必要資機材の提供について
- ・獣医師の派遣について
- ・動物の預け入れ先について

保健班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

教育総務班
社会教育班
福祉班
保健班

第6 避難所外避難者対策

市は、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、避難所等での食料等必要な物資の配付の案内、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

教育総務班
社会教育班
福祉班

第7 生活環境確保のための連携

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等と定期的に情報交換を行う。

渉外情報班

第8 県職員の派遣要請

市が避難所の運営に関し、自主運営等の運営指導に関する助言を必要とするときは、県職員の避難所への派遣を要請する。

財政班

第9 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」による。

第6節 避難行動要支援者等に対する支援

地震発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者、及び言葉や文化が異なり、災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、避難行動や避難所生活に特別な支援が必要な者を要配慮者（特に、避難行動に支援が必要な者を「避難行動要支援者」という）の安全を確保する。

第1 在宅避難行動要支援者等の安全確保対策

在宅の避難行動要支援者に対する避難支援については、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき実施する。

1 安否確認及び避難支援

（1）安否確認

市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」や避難支援プラン個別避難計画等を活用し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

福祉班

（2）避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の安全を図るため、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力し、在宅者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援プラン個別避難計画に基づき避難行動要支援者に対する避難情報の提供や、優先的な避難誘導を実施する。

福祉班

（3）救助活動の実施及び受け入れ先への移送

市は、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を実施したのち、必要な場合には、在宅からの救助や、一般避難所から福祉避難所等への移送を行う。

福祉班

- ① 市民の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。
- ② 必要な場合には、避難行動要支援者を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等へ移送する。

統括班
福祉班

2 避難行動要支援者の避難生活支援

(1) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により、各種の災害情報を随時提供する。

統括班
福祉班
物資調達班

(2) 生活支援物資の供給

市は、避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける。

保健班
福祉班

(3) 相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、保健師、教育関係者、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、女性相談員及び福祉相談員を巡回させる。

保健班
福祉班

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

福祉班

(5) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である避難行動要支援者を移送し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第2 避難所における要配慮者への配慮

1 避難所における生活支援

教育総務班
社会教育班
福祉班

(1) 生活空間の提供

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

統括班
福祉班
物資調達班

(2) 物資の提供

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 女性等に対する配慮

セクシャル・ハラスメントや性犯罪、配偶者間暴力、高齢者や乳幼児等への虐待等が懸念されるため、避難所の状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。

なお、相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては市職員や民間団体等を積極的に活用する。

保健班
福祉班**(4) 性的少数者に対する配慮**

さまざまな性自認・性的指向があることを踏まえ、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点も持つよう努める。

福祉班

(5) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

市は、県による、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援の取組に協力する。

第3 外国人の安全確保**1 避難誘導等の実施**

統括班

(1) 安否確認の実施

自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等を活用し外国人の安否確認をする。安否確認の調査結果は、とりまとめて県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施するとともに、自主防災組織により、外国人に対する速やかな避難誘導に努める。

2 情報提供及び相談窓口開設統括班
市民班
福祉班**(1) 情報提供**

市は、インターネット通信等を活用して情報提供を行う。また、語学ボランティア等の協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（２）相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

（３）通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

（４）避難施設における情報提供

市は必要に応じて、避難所の多言語音声翻訳機を用いて、情報提供の円滑化を図る。

第４ 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

１ 施設管理者の対応

施設管理者は、入所者に対して次のとおり活動することに努める。

（１）施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

（２）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

施設管理者は、施設の浸水被害等の危険性が予想された場合には、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

（３）物資の供給

施設管理者は、災害により必要な物資の供給が停止した場合に、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

２ 市の対応

（１）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

福祉施設管理者

統括班
福祉班

(2) 巡回サービスの実施

福祉班

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

ライフライン事業者

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第7節 交通対策

市は、災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 交通対策計画

1 道路管理者による応急対策

道路、橋梁等が被害を受けた場合、市道については市長が適切かつ迅速な応急対策を実施する。また、国道及び県道については、県に通報し、速やかに応急対策を実施するよう要請する。

(1) 交通支障箇所の調査及び通報

市長はその管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は職員をして被害の調査に当たらせる。

また、国道、県道についても被害を発見したときは、速やかにその旨を県に通報する。

(2) 応急対策の方法

- ① 道路施設の被害が比較的僅少で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、埋土の除去等必要な措置を講じる。
- ② 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設する。
- ③ 一路線の交通が相当程度途絶する場合は、適当な迂回路を選定するとともに、その旨を交通標識等により表示する。

土木班

土木班

第2 交通規制

1 交通規制等を行う者

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	・災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長 警察官	・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法(第46条)	道路管理者	・道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。

2 交通規制対策等

交通規制等を行う際には、以下の手続きを実施する。

(1) 市が実施する通行制限等

① 道路法による市道の通行の禁止又は制限

市道を、道路法による通行の禁止又は制限を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

② 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

（２）交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

（３）通行禁止区域等における義務及び措置命令

① 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

② 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行う場合）

- a 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げること
で、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有
者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。
- b 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら
当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを
破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げること
により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記ア
の警察官と同じ措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げること
により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの
警察官と同じ措置をとることができる

第3 緊急通行車両等の確認

災害時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優
先して通行させる。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の災害対策基本法第50条で規定する事項に該当するものとする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

土木班

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、羽生警察署で実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。

3 緊急通行車両等の事前届出

土木班

応急活動を円滑に行えるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両について、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請し、「緊急通行車両等事前届出証」の交付を受けるよう努める。

また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して協力を求める。

第8節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の確保に努める。

第1 車両等の調達・活用

1 公用車の活用

市は、財政班において、公用車を有効に活用するための調整を行う。

2 市内での調達

財政班は、市内における輸送業者及び市民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

3 調達あっせん要請

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

4 配車計画

財政班が調達した車両等は、人員及び物資の輸送を担当する物資調達班及び土木班に優先的に配車する。

5 燃料の確保

埼玉県石油業協同組合羽生支部に燃料の確保を要請し、調達を受ける。

第2 緊急輸送計画

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、防災活動拠点にかかる緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行う。

財政班

財政班

財政班

財政班

財政班

1 応急救助のための緊急輸送

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・被災者の避難
- ・疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

2 飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）の開設

市は緊急輸送に必要と判断した場合は、ヘリコプターによる輸送を活用する。その場合、臨時ヘリポートを開設する。

名 称	住 所	本部からの距離	責任者・電話番号
羽生市消防本部	藤井下組 990-1	1,200m	市長・565-1919
羽生中央公園陸上競技場	東 9-1-1	720m	市長・563-0150
上新郷地区河川防災ステーション	上新郷 7066	4,500m	使用時：市長・565-1919 管理者：国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所川俣出張所 ・563-1992

第3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

第9節 帰宅困難者への対応

帰宅困難になった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報の提供

1 情報提供等

市は、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社、その他関係機関等と連携し、徒歩帰宅者の誘導を行うほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。その際、伝える情報（路線ごとの運行状況、一時滞在施設等の開設状況等）を明確化することにより、混乱を防止する。

情報提供の場所は、基本的に避難所、駅、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニ、郵便局でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

なお、避難所においては、テレビ・ラジオ等を設置することにより、帰宅困難者への情報提供を行う（テレビ・ラジオ等による報道については県が実施）。

また、安否を気遣う家族等への安否情報入手手段として災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を広報する。

市は、市内の事業所等の責任者を通じて、帰宅困難者に必要な情報の提供を行う。また、一時滞在施設や避難所の開設状況を広報する。

2 鉄道事業者との連携

市は、鉄道事業者と平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。

第2 帰宅困難者の一時的避難

1 一時滞在施設の確保

市は、平常時から、市民だけでなく市外から来訪した駅周辺の滞在者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設については、公共施設や民間施設を問わず幅広く確保する。

統括班

統括班

統括班

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄するほか、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、地元警察の協力を得る。

2 事業所等への要請

統括班

市は、事業所、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、事業所等に対し、帰宅困難者対策の検討・立案を要請する。

市は、事業所等に対して、自社従業員を一定期間留める重要性和効果について周知するとともに、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成に努めることを要請する。

3 学校等への要請

統括班
教育総務班
社会教育班

学校等においては、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、市は、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成、災害時における学校等と保護者との連絡手段の整備に努めることを要請する。

第3 帰宅活動への支援

1 一時滞在施設の提供

統括班

公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放する。

2 飲料水、食料の配布

統括班
物資調達班

市内まで来た徒歩帰宅者が一時滞在施設に到着した場合、飲料水、食料の配布を実施する。

3 一時休憩所提供の要請

統括班

市内まで来た徒歩帰宅者が一時休憩できるよう、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放するとともに、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションについて、帰宅困難者に提供される品目や情報、サービスなどの項目及び対象店舗をホームページ上で周知する。

4 代替輸送の提供

鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道輸送が停止した場合にはバス輸送の実施に努めるものとする。

第4 災害救助法の適用の検討

市は、大勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

第4章 市民の生活の安定

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水・食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

第1 飲料水の供給

災害のため、飲料水がこぼれ又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

1 必要量の確保

水道班

市は、市民の飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／人・日）の水を確保できないときは、隣接市又は県に速やかに応援を要請する。

2 飲料水の供給基準

水道班

被災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。

（1）対象者

災害により上水道等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼれ、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

（2）供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3 ℓ、4日目以後は約20 ℓ（飲料水及び炊事）を目標とする。

（3）供給方法

飲料水の供給は、指定避難所等必要と認める場所に給水所を設け、臨時給水栓及びタンク車等による浄水の供給を行う。

3 応急給水資機材調達計画

水道班

市は、市内業者及び応援協定締結市町村に要請し、災害時における応急給水資機材の必要量を調達する。

水道班

4 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

市内の上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事は市長が6日以内に完了するように実施する。

なお、資材・技術者が不足する場合は、知事や応援協定締結市町村に応援を要請し早期復旧に努める。

(2) 資材の調達

市長は応急復旧工事を実施するため、県知事に復旧資材のあっせんを要請する。

(3) 技術者のあっせん

市長は、応急復旧工事を実施するため県知事に技術者等のあっせんを要請する。

財政班

5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第2 災害時における食料の供給

災害時における被災者等に対する食料の給与は、市が実施する。

物資調達班

1 災害時における応急配給

(1) 供給対象者

供給対象者は、次のとおりである。

- ① 被災者
- ② 災害救助従事者
- ③ 米穀の供給機関が混乱し、食料の確保ができないもの

(2) 配給品目

米穀（米飯含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても配給するように配慮する。乳児に対しては調製粉乳（ミルク）、要配慮者に対してはおかゆを配給するように配慮する。

併せて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した品目の確保等に努める。

主食は原則として米穀とするが、米穀の供給機関が混乱している場合には、備蓄の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(3) 配給数量

1人当たりの配給量は、次表のとおりである。

品 目	基 準	
米 穀	被災者	1食当たり精米換算200g以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米400g "
	災害救助従事者	1食当たり精米換算300g "
乾パン	1食当たり	1包(115g入)以内
食パン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内
アルファーマ	1食当たり	100g以内
おかゆ缶	1食当たり	1缶(280g入)以内

(4) 配給の方法

物資調達班は、自治会やボランティア等の協力を得て、避難所収容者や被災地域の住民の人員等を把握し、災害対策本部への食料の供給要請及びその配給を行う。

学校が避難所となった場合は、防災備蓄品保管場所から食料を配分するが、公民館等学校以外の避難所が開設された場合には、物資調達班が配備する車両により各避難所等へ輸送する。

2 炊出しの実施方法、実施場所及び可能人員

物資調達班

(1) 炊出し対象者

避難所に収容されている被災者及び炊事のできない被災者を対象とする。

(2) 実施方法

物資調達班は、災害を受けない地域のボランティア又は一般市民に対し、炊出しについて協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊出しを実施する。

なお、市が炊出しを実施できないときは知事に対し炊出し等の協力を要請する。

(3) 配分方法

物資調達班は、避難所又は炊出し対象地区ごとにそれぞれ基準に従い確実なる配分を実施する。

(4) 炊出し実施場所

炊出しは、各避難所で行うとともに、給食施設を有している市内企業等の協力を得て行う。

3 実施状況報告

物資調達班は、炊出し、食品の配分その他食品の配給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

4 主食、副食、調味料等の調達先

(1) 事前協議

物資調達班は、被災者想定（被災者数）に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、「羽生市受援計画」に基づき生産者、販売業者及び輸送業者等と協議し、確保する。

なお市内業者からの調達数量が不足する場合は知事に調達要請する。

(2) 応急米穀の緊急引渡しの要請

物資調達班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等の関する基本要領」（平成21年5月19日付総合食料局長通知、令和4年9月6日最終改正）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) その他の食料の調達

物資調達班は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足が生じる場合は、知事に食料の調達を要請する。

(4) 県の措置

物資調達班が米穀その他の食料の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めたとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

5 食料の調達体制

物資調達班は、災害対策本部が設置され、災害の状況により備蓄物資以外の応急食料が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食料を調達する。

物資調達班

物資調達班

物資調達班

6 食料輸送

物資調達班は、要請を受けた避難所等に迅速かつ的確に物資を輸送するため、輸送手段の確保や適切な輸送ルートを選定する。

（１）輸送の分担

市が他機関への要請により調達した食料の輸送及び移動は物資調達班が行う。

県が調達した食料の市の集積拠点までの輸送は原則として知事が行うこととなっているが、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときには、市に供給する食料については、物資調達班が引き取る。

（２）輸送手段の確保

本市と協定を締結している物流事業者（社）埼玉県トラック協会北埼玉支部、佐川急便（株）に協力を要請する。

また、発災直後のほか、小口等の個別で対応可能な案件は、機動性の高い公用車での輸送を実施する。

（３）良好な輸送環境の確保

迅速・的確に物資輸送を行うため、以下の点に留意する。

①燃料

財政班は、燃料需要を取りまとめ、市の契約している燃料事業者に対し、物資輸送車両及び緊急通行車両に対する燃料の優先供給を要請する。

②道路

道路状況が渋滞等により輸送に著しく支障を来す場合、土木班は、羽生警察署に協力要請し、必要な交通規制及び警察車両による先導を要請し、輸送ルートを確保する。

③その他

道路状況を記した輸送先の地図を用意する。

7 災害時における食料集積拠点

（１）市の集積拠点の選定

災害時における、市の備蓄物資以外の食料集積拠点については、以下の物資集積拠点（２次物資拠点）のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

＜表―物資集積拠点（2次物資拠点）＞（共通編の内容の再掲）

名 称	住 所	区 分	責任者
羽生市産業文化ホール	下羽生 8 7 6	公共施設	物資調達班長
羽生市体育館	東 9 - 1 - 1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所 (協定に基づくもの)	川崎 1-371-8	民間施設	

（2）集積拠点の管理

集積拠点ごとに、物資調達班から管理責任者を定め食料管理を行う。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食料の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の供給

災害時に罹災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給を実施する。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて市長が行う。

2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与等は、次のとおり実施する。

（1）対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。

（２）生活必需品の供給計画

物資調達班は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定する。

（３）給与又は貸与の方法

① 生活必需品の調達

救助物資の調達、給与等は、物資調達班が行う。市内において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給することとなっている。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

② 救助物資の購入計画

物資調達班は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して購入計画を検討する。

（４）生活必需品等の輸送

物資調達班は、調達した生活必需品を集積拠点に輸送し、仕分け後避難所等に移送する。詳細は、震災対策編 第4章 第1節 第2 6 食料輸送 の内容を準用する。

（５）調達、救援物資の集積拠点

調達、救援物資の集積拠点及び管理責任者に関しては、震災対策編 第4章 第1節 第2 7 災害時における食料集積拠点 の内容を準用する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

財政班

第2節 環境衛生

被災地における生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分、し尿処理、防疫対策等を実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

第1 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び収集量の拡大を図る。

遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

1 処理体制の確保

市は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

2 集積場所

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

3 広報の実施

収集方法や集積所等に変更があった場合は、防災行政無線や広報車等により市民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

4 応援要請

市長は、処理できない多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働できない場合、相互支援協定を締結している市町村へ、ごみの処理を要請する。

また、彩の国資源循環工場も活用する。

<表—処理施設>

施設名	所在地	処理能力	電話番号
羽生市清掃センター	三田ヶ谷 1 8 6 3	80 t / 日	5 6 5 - 3 9 7 9

衛生班

衛生班

衛生班
統括班
広報班衛生班
統括班
渉外情報班

第2 災害廃棄物の処理

1 処理体制の確立

衛生班

災害時は、多くの災害廃棄物が発生することが予想されるため、それらに対応できる必要な人員、機材を確保し、処理体制を確立する。

また、県と情報交換を行い、近隣市町と協力しながら、環境面への影響に配慮しつつ、原則として次のように実施する。

収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

処理の主体	方法
住宅・建築物系（個人・中小企業）	市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業が自己処理する。
公共・公益施設	施設の管理者において処理する。

2 仮置場等の確保

衛生班

市は、「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な機材や仮置場の確保を図る。

また、仮置場は以下に確保する。

名 称	所在地
最終処分場拡張予定地	羽生市大字弥勒
水質浄化センター未利用地	羽生市大沼2丁目63番地

3 処理ルート確保

衛生班

市は、危険な物、通行を阻害している物、腐敗性廃棄物等を優先的に撤去・収集する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等を最終処分できるルートを確認する。

4 分別収集体制の確保

衛生班

排出時における分別の徹底を図り、効率よく処理・処分を行う。

衛生班
統括班
渉外情報班

5 広域処理体制の確保

市は、災害廃棄物発生量を推定し、近隣市町の支援や連絡調整及び広域処理体制の確保を図る。

衛生班

6 がれきのリサイクル

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

衛生班
統括班

7 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においては、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そこで緊急時の相互支援や産業廃棄物処理業者の協力のあり方など、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。

土木班
衛生班

8 損壊家屋の解体

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

衛生班

9 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

第3 し尿等の収集処理

衛生班
調査班

1 被害状況の把握

災害発生後、市民及び市の許可業者からトイレの使用が出来ない地域の状況を把握する。

衛生班

2 収集方法

被災地域の状況に応じて市の許可業者と緊密な連携を図り、避難所など被災集中地区を重点的に収集する。

3 仮設トイレの設置と処理

(1) 仮設トイレの設置

被害状況などを勘案して仮設トイレの設置場所を決定し、仮設トイレ設置場所リストの作成を行う。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

設置場所は原則として、避難所等公共施設とする。

(2) 仮設トイレの処理

- ① 市は被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿等のくみ取りを速やかに行うものとする。
- ② 市は水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

4 処理等の方法

収集したし尿等は、処理施設において処理するが、処理施設が被害を受け、処理が不能となった場合は、市長は近隣市町に支援を要請する。

また、彩の国資源循環工場も活用する。

収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

＜表－処理施設＞

施設名	所在地	処理能力	電話番号
汚泥再生処理センター	下村君1252	60k1／日	566－2200

第4 防疫活動

1 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように、保健所、衛生協力会の協力を得て防疫班を組織し、防疫活動を実施する。

また、被害の規模に応じて県及び自衛隊の応援を得る。

衛生班
保健班

2 防疫活動内容

衛生班は、以下の防疫活動を行う。

- ① 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- ② 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- ③ 患者発生情報の収集と県への報告（保健班と連携）
- ④ 患者の収容に係る県との連絡調整（保健班と連携）

衛生班
保健班

3 防疫用資機材の調達

市は、防疫用資機材の調達について次の対応を行う。

- ① 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- ② 防疫及び衛生資機材等の品質の安全確保
- ③ 関係機関との連携による防疫資材の調達
- ④ 災害対策緊急用医療資機材の整備・充実（保健班と連携）

衛生班

4 消毒の実施

市は、防疫活動体制に基づき、消毒及び害虫駆除を実施する。

（１）対象

- ① 家屋
- ② 側溝等

（２）そ族(ねずみ族)・昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤等によるそ族(ねずみ族)・昆虫等の駆除を選択的に実施する。

（３）消毒の要請等

市は、埼玉県ペストコントロール協会と協定書を取り交わし、あらかじめ協力体制を構築する。また、被害の規模が甚大な場合は、県に協力を要請する。

衛生班

5 食品衛生の情報提供

市は、加須保健所からの情報を基に、市民に対し、直ちに食品衛生に関する情報を提供する。

第5 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、他市町村等関係機関や獣医師会、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

保健班

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所におけるペットの適正な飼養

保健班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

震災対策編 第3章 第5節 第5の9 を準用する。

3 情報の交換

保健班

震災対策編 第3章 第5節 第5の9 を準用する。

4 その他

保健班

市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第3節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

市は、関係機関と協力して、災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索又は救出し、及び災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し応急埋葬の実施を図る。

なお、遺体の処理は、警察官の検視（見分）後において行うものとする。また、行方不明者に対する相談窓口の設置及び遺体収容所（検視所及び安置所）の開設を行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施方針

市は、行方不明者の搜索・救出、遺体の収容及び埋葬、遺体収容所（検視所及び安置所）の開設、行方不明者に対する相談窓口の設置を行う。

また、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市は県を通じて安否不明者の氏名等の公表及びその安否情報の収集・精査を行い、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

2 作業班の編成

市職員、消防職員及び消防団員等は協力して搜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。

この場合においては、警察署に連絡して警察官の派遣を受け、若しくは地元自治会に応援を要請する。

3 実施の対象

- ① 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため行方不明の状態にある者
- ③ 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるもの
- ④ 災害により死亡した者
- ⑤ その他、災害により搜索、救出及び収容、埋葬を必要とする者

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

4 遺体の処理

(1) 検視

発見した遺体は、警察官の検視（見分）、医師の検案を行う。検視場所はワークヒルズ羽生を活用する。医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

消防班
警察署
市民班
福祉班
保健班

(2) 遺体収容所の開設

市は、遺体収容所を開設する。（資料編3-12 遺体の収容所及び火葬場 参照）

検視、検案を終えた遺体は、県に報告の上、警察等関係機関及び民間事業者等の協力を得て遺体収容所へ移送し収容する。

市民班
福祉班
保健班

(3) 遺体の取り扱い

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するものとするが、医療機関の霊安室で不足する場合には、葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用するものとする。

それでもなお不足する場合には、被災現場付近の寺院あるいは、被災を免れた寺院に協力を依頼し、当該寺院に遺体収容所を設置して遺体を収容する。

また、被災等により寺院での遺体収容が困難な場合、又は遺体収容所として適当な施設がない場合には、市有地に天幕、幕張り等を設置し対処する。

なお、市は、事前にドライアイス等の調達先、葬祭業者及び寺院との災害時における協力体制の確立を図るものとする。

市民班
福祉班
保健班

(4) 遺留品の整理

収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

市民班

(5) 遺体の保管

検視、検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管を行う。

市民班

第2 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施する。実施基準は、災害救助法の規定を準用する。

1 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

2 他市町村に漂着した遺体の扱い

遺体が他の市町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がない時は、市は知事に遺体の漂着の日時、場所等を直ちに報告するとともに、その指揮を受けて埋葬を行うものとし、これに要する経費は限度額の範囲内で県が支弁する。

3 被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。

4 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 骨つば又は骨箱

5 遺体の埋・火葬の実施

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

市民班

市民班
警察署

市民班
警察署

市民班

市民班

6 埋・火葬の調整及び斡旋

市民班

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、市が埋火葬資材の不足等により、県に協力あっせんの要請を行った場合、県は、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

7 行方不明者に関する相談窓口の設置

市民班

市は、行方不明者に関する相談窓口を市民班に設置し、羽生警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。

また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を記録するものとする。

第4節 障害物の除去

災害に際して、土砂、立木等の障害物が住宅及び道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。放置車両等の障害物についても交通を確保するために除去する。

第1 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

災害救助法が適用されたとき、障害物の除去は、市保有の器具、機械を使用して、衛生班と調整の上、市長（土木班）が実施する。市の労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町村からの派遣を求める。

さらに、相当不足する場合は、市指定関連事業者、建設業協会等からの資機材及び労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

対 象	対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。
障害物除去対象者の選定基準	① 高齢者単身世帯 ② 母子世帯・父子世帯 以上の世帯を優先して障害物の除去を行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

土木班
衛生班
統括班
渉外情報班

土木班
衛生班

財政班

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

土木班
衛生班

市管理の道路上の障害物の除去については、衛生班と調整の上、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者である市長（土木班）が行う。

2 放置車両対策

土木班
道路管理者

大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や放置車両や立ち往生車両等の発生が懸念され、緊急車両の通行のための最低限の通行空間を確保することもしできないといった著しい支障を生じるおそれがあった。

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、道路管理者に対して緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限が付与された。

市は、市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

3 応急復旧による交通の確保

土木班

土木班は、市道にかかる交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

第3 河川における障害物の除去

河川管理者

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

第4 障害物の集積場所

土木班
衛生班

市における障害物の集積場所は、交通に支障を生じない運動場等を予め定めておくものとする。

土木班
衛生班

第5 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、市現有のものを使用するほか、市内建設業者の協力を求めて確保する。

土木班
衛生班

第6 民間建設関連事業者との連携

障害物の除去に必要な資機材の調達、供給については、市指定関連事業者、市建設業協会、防災協議会等との応援協定の締結に努める。

第5節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 施設管理者への応急対策の指導

建築班

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- ① 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- ④ 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

建築班

1 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の地震後における使用の可能性について判断する。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、市施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあつては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

1 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド㈱）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（１）応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。

この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ① 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

（２）災害時における広報宣伝

① 感電事故並びに漏電による出火の防止

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドに通報すること。
- ウ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ 警戒宣言が発せられた場合は unnecessary 電気器具のコンセントを抜くこと。
- キ 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ク その他事故防止のため留意すべき事項。

② 復旧予定に関する広報

震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③ 市民への周知方法

上記①のア及びイについては、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じてPR車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

ア 感電事故防止周知	各現業機関	⇒PR車	⇒直接一般公衆に周知
イ 復旧周知	熊谷支社非常災害対策支部	⇒羽生市災害対策本部	

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

2 ガス施設応急対策

ガス供給事業者

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) LPガス及び燃焼器具等の応急対策（（社）埼玉県LPガス協会）

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

- ① 地震等により被災した市は、必要に応じ、埼玉県災害対策本部に対しその支部を通じてL Pガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
- ② 市からの要請を受け埼玉県災害対策本部は、L Pガスに係る業界団体を通じ、必要なL Pガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内の災害時対応中核充てん所、L Pガス充てん所及びL Pガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。
- ③ 上記の連絡を受けた市は、当該L Pガス充てん所等と連絡し、必要なL Pガス及び燃焼器具等を調達する。

(2) 都市ガスの応急対策（東京ガスネットワーク(株)）

① 災害応急対策に関する事項

ア 通報・連絡

a 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

b 通報・連絡の方法

- ・通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- ・通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

イ 災害時における情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

【気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する気象情報】

【被害情報】

- ・一般情報：一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・対外対応状況：地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

【ガス施設等被害の状況および復旧状況】

【ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報】

【社員の被災状況】

【その他災害に関する情報】

ウ 災害時における広報**a 広報活動**

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

b 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保**a 対策要員の確保**

- ・勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- ・勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

b 他会社等との協力

- ・協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ 事業継続計画の策定・発動**a 事業継続計画の策定**

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- ・ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

b 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

カ 災害時における復旧用資機材の確保

a 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

b 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

② 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

復旧手順および方法	復旧要員の確保および配置	復旧用資機材の調達
復旧作業の期間	供給停止需要家等への支援	宿泊施設の手配、食糧等の調達
その他必要な対策		

イ 復旧作業の実施

a 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

b 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

【高・中圧導管の復旧作業】

①区間遮断 ⇒ ②漏えい調査 ⇒ ③漏えい箇所の修理 ⇒ ④ガス開通

【低圧導管の復旧作業】

①閉栓作業 ⇒ ②復旧ブロック内巡回調査 ⇒ ③被災地域の復旧ブロック化
⇒ ④復旧ブロック内の漏えい検査
⇒ ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
⇒ ⑥本支管混入空気除去 ⇒ ⑦灯内内管の漏洩検査および修理
⇒ ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⇒ ⑨開栓

3 上水道施設応急対策

水道班

（１）被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（２）応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から配水管・給水管の復旧を進める。

なお、応急復旧に当たっては、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

下水道班

4 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合には、下水道BCPに基づき、被害状況の把握とともに、二次災害防止に努めつつ、応急復旧を行う。

- ① 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠、マンホール）の緊急点検を実施し、被害状況応急対策を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- ② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ③ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- ④ 非常災害時に備えて応急資機材を備蓄する。
- ⑤ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

通信事業者

5 電気通信設備の応急対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の各項の対策をとる。

（１）応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

イ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する時は、利用制限等の措置を行う。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく輻輳（ふくそう）の恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ 通信の疎通状況、利用制限を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急措置状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報者による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳（ふくそう）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

② 移動無線機等の出動

必要に応じて、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対応

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策（東武鉄道（株）、秩父鉄道（株））

地震によって列車又は鉄道施設が災害を受けた場合については、最寄りの駅に、その他については当該施設の管理者に通報し、応急対策の実施を促進する。

この場合において、当該路線による輸送が望めない場合は、応急復旧と併行して列車の折返し運転又は自動車輸送の実施を図る。

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ① 迂回又は折り返し運転
- ② バス代行又は徒歩連絡
- ③ 臨時列車の特発

2 道路施設の応急対策

道路管理者

(1) 県（県土整備部）の対応

避難及び緊急物資の輸送路を確保するため、県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

(2) 市の対応

市は、行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

3 交通信号応急対策

警察本部

県警察本部は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- ① 国道122号、125号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送路、第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路を優先して復旧する。
- ② 前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

第5 その他公共施設等

施設管理者

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- ① 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- ① 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- ① 社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第6 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、一般建築物の所有者又は管理者は公共施設に準じて応急措置等を行う。

第6節 住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 被災建築物の応急危険度判定、被災度区分判定

建築班

被災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、被災建築物を中心にその後発生する余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもので、人命に関わる二次災害を防止するために実施するものである。

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部：実施本部長：まちづくり部長）を設け、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施する。

1 判定実施体制の確立

被災建築物の応急危険度判定は、人命に関わるものであり、被災後1週間程度で完了する必要があるため、被災建築物を判定する応急危険度判定士や器材を確保し、危険度判定体制を整える。

（1）判定士の確保

被災建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。

実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

地元判定士では不足すると判断した場合には、県や相互応援協定を締結している市町に応援要請を行う。

（２）危険度判定コーディネーターの配置

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

２ 判定実施順位の決定

応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建物を優先する。

３ 判定の実施

応急危険度判定調査は、次の３段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近にステッカーを掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

＜応急危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤 色	危 険	建物への立ち入りが危険
黄 色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑 色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

４ 被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、市は、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

５ 住民への広報、建築物所有者などへの対応

実施本部長は、被災地の住民及び建築物の所有者に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性、被害認定との相違などについて広報する。

第2 被災宅地の危険度判定

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

＜表―被災宅地危険度判定ステッカーの種類＞

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤 色	危 険	宅地への立ち入り危険
黄 色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青 色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第3 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 応急修理の実施

（１）必要戸数の決定

市は、被害家屋の被害状況等により修理戸数を決定し、応急修理を実施する。

（２）実施基準

① 修理対象者

修理対象者は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者とする。

② 修理の範囲

修理の範囲は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

2 建設業者及び労務

住宅の応急修理は、市が作成する業者名簿にある建設業者等の協力を得て実施する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

1 応急仮設住宅の設置

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等を行い、公営住宅に準じて維持管理する。

（１）設置戸数の算定

市は、必要な応急仮設住宅戸数を県に要請する。

（２）応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地は、原則として事前に予定した応急仮設住宅設置予定場所を活用するが、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定める。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所

- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 浸水、液状化の危険箇所等に配慮した場所

（３）応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従って応急仮設住宅の適地調査を行っており、市公有地に応急仮設住宅設置予定場所を指定している。こうした中から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

（４）応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定する。

（５）維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、市長は、公営住宅に準じ維持管理する。

２ 応急仮設住宅の供給

（１）入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

- ① 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

（２）入居期間

入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする

（３）要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また市は、入居者に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 応急仮設住宅の建設

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定し、応急仮設住宅建設を県に要請する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

4 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

(2) 民間賃貸住宅の利用

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供できるよう県に要請する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

第5 既存住宅の利用

1 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

2 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供できるよう県に要請する。

第7節 文教施設等の防災対策

第1 学校の危機管理

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合には、児童生徒の安全確保を最優先とした危機管理対策を行う。

また、施設・設備の被災又は児童生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合に対処する。

1 発災時の対応

学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じ以下の対応を行い、児童生徒の安全確認を実施するなど、児童生徒の安全確保に努める。また市は、小・中学校長の行う対応に関して、適切な指導・支援を行う。

- ① 児童生徒の避難誘導（避難場所及び避難路の選択）
- ② 学校災害対策本部組織の設置と教職員による応急活動
- ③ 校内の安全確保（初期消火や施設等の巡視点検）
- ④ 情報連絡活動（安否確認、教育委員会との情報連絡など）
- ⑤ 被害状況の把握と報告（児童生徒及び教職員の被害状況、学校施設・設備の被害状況の把握と教育委員会への報告）
- ⑥ 救護活動（避難所となる場合に備えた準備）
- ⑦ 搬出活動（非常持ち出し品の搬出、移動）
- ⑧ 小学校児童の適切な引渡活動と保護者が帰宅困難となった場合の学校における保護の実施
- ⑨ 校舎内の保健衛生（校舎内の清掃、消毒など）

2 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模などによりその対策はそれぞれ異なるが、市は、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

学校教育班

教育総務班

教育総務班

3 応急教育実施施設の確保

市は、災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設などの場所を使用して教育を実施するよう努める。

学校教育班

4 応急教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、学校長は教職員の被災状況を把握し、市と連絡を取り合い、当該学校以外の教職員の臨時配置などにより教育を実施するよう努める。

また、被災教職員に対しては、災害給付・貸付などの救済措置を講じる。

学校教育班

5 応急教育実施の方法

(1) 学校施設がその全部を用途に供し得ない場合

- ① 近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- ② 余裕学校がない場合又は不足する場合
 - ア 他の公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。
 - イ アで対応しきれない場合は、二部授業、短縮授業、野外授業、オンライン学習を実施する。
- ③ 仮校舎の建築を行い、分散授業等の早期終了を図る。

(2) 学校施設がその一部を用途に供し得ない場合

- ① 応急修理又は補強を実施し、できる限り休校を避ける。
- ② なお、必要に応じて仮校舎の建築、又は二部授業、短縮授業を実施する。

学校教育班

6 応急教育実施の留意点

- ① 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。
- ③ 教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

7 教材・学用品等の調達及び配給

学校教育班

(1) 教科書、教材の給与

学用品の給与は、市長が行うが、教科書については、要供給種目、数量を県教育委員会に報告し、これに基づき市長が県から送達を受け、被災児童生徒に配布する。

なお、教科書・教材が地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分まで行う場合もある。

(2) 調達先

市内の業者より調達する。

(3) 給付の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年8月10日埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

8 給食等の措置

給食班

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合

学校給食施設が被害を受けた場合には、県教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じて、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施する。

(2) 保管中の食材料が被害を受けた場合

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。

(3) 避難所として使用される場合

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施する。

(4) 衛生管理

衛生管理には、十分注意し給食に起因する感染症、食中毒の予防に努める。

第2 応急保育

1 災害時の体制

- ① 保育施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じること。
- ② 保育施設長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備などの被害状況を把握するとともに、保育所の管理など万全な措置を講じる。
- ③ 保育施設長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

2 応急保育の体制

- ① 保育施設長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、園児の罹災状況を調査し福祉班と連絡し、復旧に努める。
- ② 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育施設長は、その指示事項の徹底を図る。
- ③ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとの実情を把握し、市に報告する。
- ④ 指定避難所などに保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、市と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- ⑤ 保育施設長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

3 保護者のいない幼児・児童の保護体制

- ① 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の従事者と連絡をとり保護者のいない幼児・児童の実情を把握する。
- ② 市は、保護者のいない幼児・児童を避難所及び前記の保育所で保護するとともに、県に報告し、児童相談所への移送等を協議する。

福祉班

福祉班

福祉班

第3 文化財の応急措置

1 建造物が被災した場合

建造物が被災した場合は、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急措置を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、建造物全体への覆いを設ける。
- ③ 被害の大小に関わらず、防護策などを設け、安全と現状保存が図れるようにする。

2 美術工芸品等の措置

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

3 二次被害の防止

石造物には崩壊するおそれのあるものもあるが、被害程度によっては、復旧も可能であり、保存の処置を進める。

4 文化財防災備品の活用

文化財防災ウィール（災害から収蔵品を守るためのマニュアル。緊急時に回転盤に必要な項目に合わせることで取るべき対応がわかるとともに、基本的なガイドラインが示されている。）による迅速な対応を行う。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

第1節 計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市域は震度5弱から5強程度の揺れが推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

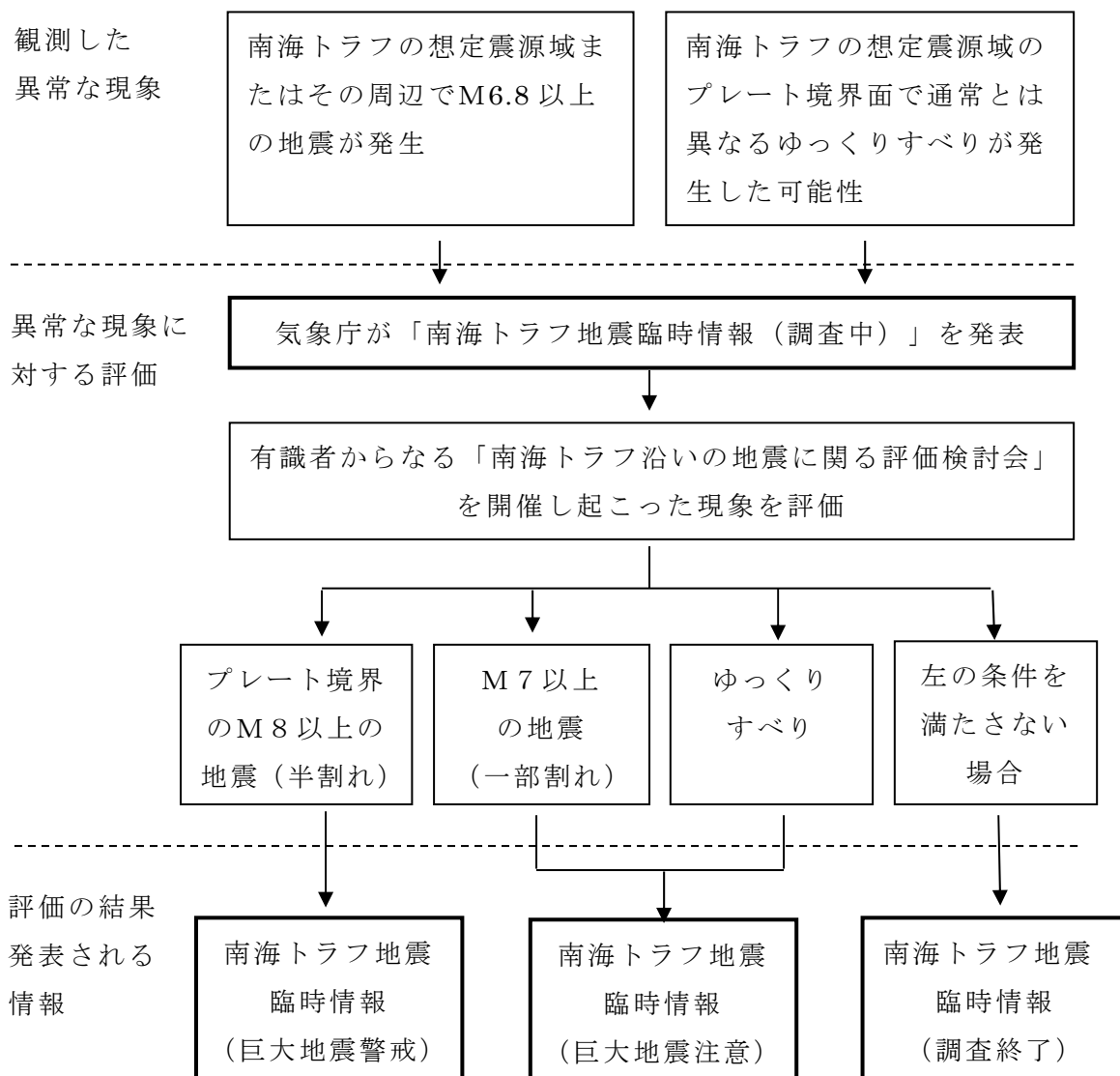
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、市内の企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、震災対策編の第1章～第4章に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1節 計画の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

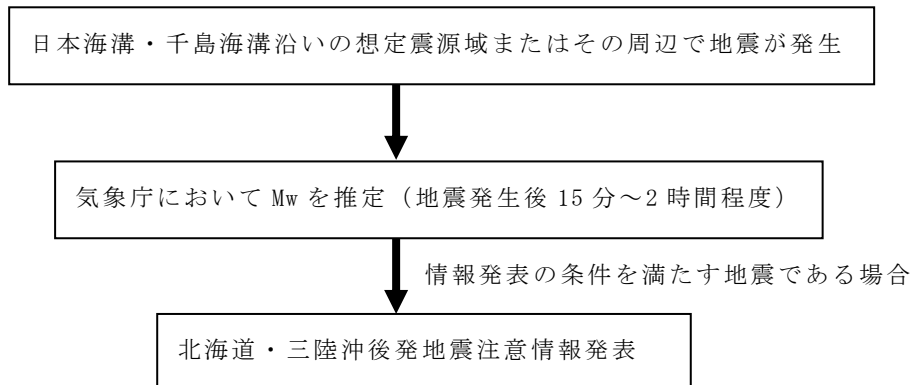
第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応

1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生し、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■ 企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、震災対策編の第1章～第4章に基づき災害対応を行うものとする。

羽生市地域防災計画

第 4 編 風水害対策編

第4編 風水害対策編

第1章 応急活動の体制

市の地域に大雨や洪水などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能の全てを挙げて、以下に掲げる応急対策により市民の安全な生活を確保する。

第1節 市の活動体制

大雨や利根川及び荒川の破堤により市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は第1次的に災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

1 配備基準

市は、水害発生時、又は水害発生のおそれのあるときは、以下の配備基準に合わせ、4段階の配備体制で応急活動を実施する。

(総則 第3章 第3節 第2の2の内容を再掲)

配備区分	配 備 基 準	配備体制
第1配備 (初動体制)	・大雨注意報、洪水注意報、雷注意報のいずれかが発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合	通常のを体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認など情報の収集及び伝達を任務として活動する体制
第2配備 (警戒体制)	① 気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常のを体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認、浸水予想区域の巡視、被害状況の調査等の応急対策を任務として活動する体制

地域振興課

配備区分	配 備 基 準	配備体制
第3配備 (緊急体制)	① 大雨警報、洪水警報が発表され、統括責任者の判断により第3配備（緊急体制）に移行した場合 ② 気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合 ③ その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の体制を維持しつつ、応急対策の活動に即応できる体制
第4配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合 ② 大雨に関する特別警報が発表された場合 ③ 指定河川が避難判断水位を超えた場合 ④ その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

なお、市では集中豪雨時の体制についてマニュアルを作成しており、集中豪雨時は同マニュアルにより対応する。

2 配備体制

(1) 初動体制（第1配備）

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台から、本市域を対象とする大雨や洪水に関する気象注意報が発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合、統括責任者（地域振興課長と建設課長）が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・統括責任者 正：地域振興課長 副：建設課長	・通常の体制を維持しつつ、必要な職員を動員。ただし、被害の発生が予想される場合は集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。会議の構成は以下のとおりとする。

・危機管理監（総務部長）	・企画財務部長	・健康福祉部長
・経済環境部長	・まちづくり部長	・会計管理者
・消防長	・議会事務局長	・学校教育部長

- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長

③ 初動体制（第1配備）における活動内容

初動体制（第1配備）を実施した場合、動員された職員は、以下の活動を行う。

- ア 気象や河川に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握

被害なしの場合、勤務時間中は被害状況を地域振興課へ報告後通常業務に戻る。時間外の場合は被害状況を地域振興課へ報告後に解散する。

④ 解除・移行基準

- ア 初動体制（第1配備）の原因となった雨量や河川水位の上昇により予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、初動体制（第1配備）を解除する。
- イ 二次災害が発生し、警戒体制（第2配備）又は緊急体制（第3配備）、さらには非常体制（第4配備）への移行が必要となったときは、初動体制（第1配備）を解除して、警戒体制（第2配備）、緊急体制（第3配備）又は非常体制（第4配備）の実施へ移行する。

（2）警戒体制（第2配備）

関係部課

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台からの気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合、統括責任者（危機管理監（総務部長）とまちづくり部長）が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・統括責任者 正：危機管理監（総務部長） 副：まちづくり部長	・通常の組織をもって、必要な職員を動員。 ・主に被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制。ただし、被害の発生拡大に応じ集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監（総務部長）
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者
- ・消防長
- ・議会事務局長
- ・学校教育部長
- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長

- ・建設課長
- ・その他必要な職員（統括責任者の判断で参加を要請する）

③ 警戒体制（第2配備）における活動内容

- ア 雨量や河川に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握
- ウ 被害状況の県への報告
- エ 必要に応じて関係機関等への通報
- オ 必要に応じて市長等への報告
- カ 初期段階の軽微な災害応急対策
- キ 被害情報に関する広報

（3）緊急体制（第3配備）

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台から、本市域内に大雨警報、洪水警報が発表された場合、また、気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合は緊急体制（第3配備）を実施する。さらに、指定河川が氾濫注意水位を超えた場合、被害が予想される場合、統括責任者（危機管理監（総務部長）とまちづくり部長）が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・統括責任者 - 正：危機管理監（総務部長） - 副：まちづくり部長	・応急対策の活動に即応できるよう、必要な職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び初期の応急対策を任務として活動する体制 ・ただし、被害の発生拡大に応じ集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により災害対策会議を開催する。

対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監（総務部長）
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者
- ・消防長
- ・議会事務局長
- ・学校教育部長
- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長
- ・その他必要な職員（統括責任者の判断で参加を要請する）

③ 緊急体制（第3配備）における活動内容

緊急体制（第3配備）を実施した場合は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。具体的活動内容は以下のとおりとする。

ア 雨量や河川水位の情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 高齢者等避難の発令検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設・運営	

（４）非常体制（第4配備）

下記の場合、全職員が非常体制（第4配備）を実施し、同時に災害対策本部を設置する。

- ① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合
- ② 気象庁から大雨に関する特別警報が発表された場合
- ③ 指定河川が避難判断水位を超えた場合

動員発令者	職員の動員
・災害対策本部長 (市長)	・災害対策副本部長（副市長） ・災害対策本部長付（教育長） ・災害対策本部員 危機管理監（総務部長）、企画財務部長、健康福祉部長、経済環境部長、まちづくり部長、議会事務局長、会計責任者、消防長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長、地域振興課長、建設課長 ・必要に応じて災害対策本部付 ほか全職員が自主参集

全課

第2 災害対策本部の体制

市長は、災害対策基本法第23条第2項、市災害対策本部条例、市災害対策本部規程の規定に基づき市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置場所

総則 第3章 第3節 第1の2（2）を準用する。

2 代理順位

総則 第3章 第3節 第1の2（1）を準用する。

3 災害対策本部の機構

総則 第3章 第3節 第1の2（4）及び（5）①、④を準用する。

4 災害対策本部の班編成及び事務分掌

総則 第3章 第3節 第1の2（5）⑤、⑥を準用する。

5 本部員会議の運営

（1）本部員会議の構成

総則 第3章 第3節 第1の2（5）③を準用する。

（2）本部員会議の協議事項

総則 第3章 第3節 第1の2（5）②を準用する。

（3）災害対策本部設置に関わる備品類等

総則 第3章 第3節 第1の2（3）を準用する。

6 廃止の基準

総則 第3章 第3節 第1の2（6）を準用する。

7 設置又は廃止の公表

総則 第3章 第3節 第1の2（7）を準用する。

8 現地災害対策本部

総則 第3章 第3節 第1の2（8）を準用する。

第3 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員

(1) 初動体制（第1配備）から緊急体制（第3配備）

大雨・洪水に関する警報や注意報が発表された場合、又は台風が接近し相当の被害の発生が予想される場合などには、配備基準に基づき、必要な配備体制による関係する部の職員動員を行う。

関係各課

(2) 非常体制（第4配備）

市長より、非常体制（第4配備）が発令された場合、職員は必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

全班

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

震災対策編 第1章 第1節 第3の1 を準用する。

2 勤務時間外及び休日における動員

(1) 当直体制

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (1) を準用する。

地域振興課
関係各課

(2) 非常体制（第4配備）における動員・参集

全班

① 勤務場所への参集

- ・本部長は、気象情報などにより、大雨による河川の氾濫や道路冠水などのおそれがあると判断した場合、全職員を動員する。
- ・本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害対策本部に参集する。

② 参集が困難な場合の対応

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (2) ② を準用する。

③ 参集の報告

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (2) ③ を準用する。

全 班

(3) 一次被害情報の把握

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (3) を準用する。

全 班 長

(4) 一次被害情報の報告

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (4) を準用する。

3 動員・参集における注意事項

震災対策編 第1章 第1節 第3の4 を準用する。

統 括 班
土 木 班

第4 市長の事前措置及び応急処置

市長は、気象情報などにより大雨による河川の氾濫や道路冠水などの災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など措置をとる。

1 市長が行う事前措置

(1) 出動命令など

- ① 消防本部などに対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずる。
- ② 警察などの防災関係機関、並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。

(2) 事前措置

① 物件の除去等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（災害対策基本法第59条第1項）

② 避難指示等

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険と見込まれる地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。（災害対策基本法第60条）

2 市長が行う応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災害対策基本法第62条）

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- ② 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用（災害対策基本法第64条第1項）
- ③ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項及び第3項）
- ④ 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。（災害対策基本法第72条第1項）

第5 指定地方行政機関などの措置

1 警察署

警察署

震災対策編 第1章 第1節 第4の1 を準用する。

2 指定行政機関及び指定地方行政機関

防災関係機関

震災対策編 第1章 第1節 第4の2 を準用する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

防災関係機関

震災対策編 第1章 第1節 第4の3 を準用する。

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用事務は、本部長の指示のもと統括班が行う。

第1 災害救助法の手続き

震災対策編 第1章 第2節 第1を準用する。

第2 災害救助法適用基準

災害救助法適用基準については、震災対策編 第1章 第2節 第2を準用するが、浸水被害の場合の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府（防災担当））に基づき、以下の点に配慮して判定する。

<表—浸水被害における被害判定の留意点>

[外観による判定]

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

[浸水深による判定] ※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ

一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

第3 救助の種類と実施者

震災対策編 第1章 第2節 第3を準用する。

第3節 応援要請の実施

応援協力の要請については、震災対策編 第1章 第3節 を、応援の受入れについては、共通編 第4章 第1節 を準用するが、平成27年9月の関東・東北豪雨では、避難場所や避難所を市内の施設で対応することを前提としたことから、避難所となっていた学校周辺が浸水し孤立したケースもあった。

そのため、大雨や河川の洪水被害の場合には、近隣で浸水被害のおそれの少ない地域の避難所の提供について応援を要請することとする。

統括班
渉外情報班
消防班
福祉班

第4節 自衛隊の災害派遣要請

震災対策編 第1章 第4節 を準用する。

ただし、大雨や洪水災害の場合には、気象情報等により、災害発生のおそれの有無を判断し、あらかじめ避難者の緊急避難や人命救助のために、県に対して自衛隊の出動待機を要請することも考慮する。

統括班
渉外情報班
財政班

第5節 要員の確保

震災対策編 第1章 第5節 を準用する。

統括班
総務班
財政班

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 情報の収集・伝達・報告

大規模な洪水等が発生した場合、通信施設の浸水・損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する。

また、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用により、関係機関等との円滑な情報収集伝達体制を構築する。

第1 災害情報の収集

市は、洪水等風水害発生時、または発生のおそれのあるときに災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 災害時の情報連絡体制

(1) 総括的連絡系統

非常体制（第4配備）の実施において、市は、洪水等風水害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を行うため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び渉外情報班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすることが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（行田支部（利根地域振興センター）又は現地対策本部（利根地域振興センター）の場合もある）が連絡系統の軸となる。

総括的連絡系統図は、震災対策編 第2章 第1節 第1の1（1）を準用する。

統括班
渉外情報班

(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、震災対策編 第2章 第1節 第1の1 (2) を準用しながら、通信連絡を実施する。

2 被害報告の系統

震災対策編 第2章 第1節 第1の2 を準用する。

3 洪水等風水害時に収集する情報

洪水等風水害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

(1) 警戒段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 予警報	- 予警報の内容 - 予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台	統括班
② 雨量などの気象情報	降雨量 - 先行雨量（連続雨量） - 他区域の降雨状況 - 時間雨量の変化	随時	- 気象庁アメダス雨量データ、降水短時間予報 - 県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） - 各雨量観測実施機関 - 市及び消防本部の雨量観測所	統括班
	- 河川の水位、流量などの時間変化 - 滞水の状況	随時	- 国土交通省、県河川砂防課、県土整備事務所（川の防災情報など） - 自主防災組織、市民	
	ダム放流量（二瀬、浦山、玉淀ダム、荒川第一調節池）	随時	- 県河川砂防課、県土整備事務所（川の防災情報など） - 国土交通省（川の防災情報）	

統括班
渉外情報班

関係各班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
③ 発災危険箇所などの情報	河川周辺地域などにおける発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所	異常の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・自主防災組織、市民	土木班 下水道班
④ 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	福祉班 教育総務班 学校教育班 社会教育班

(2) 発災段階で収集する情報

関係各班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期など） ・浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	土木班
	・防災拠点施設の被害状況	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	土木班 教育総務班 社会教育班
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		土木班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害 ・文化財の被害	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	社会教育班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況	被災状況が把握された後	・市、消防本部等の担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	土木班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	物資調達班 農業班
	・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 渉外情報班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育総務班 学校教育班 社会教育班

渉外情報班

4 災害情報の収集

震災対策編 第2章 第1節 第1の4 を準用する。

渉外情報班

5 災害情報の報告

震災対策編 第2章 第1節 第1の5 を準用する。

統括班
渉外情報班
警察署

6 異常現象の発見者の通報と措置

震災対策編 第2章 第1節 第1の6 を準用する。

◆気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

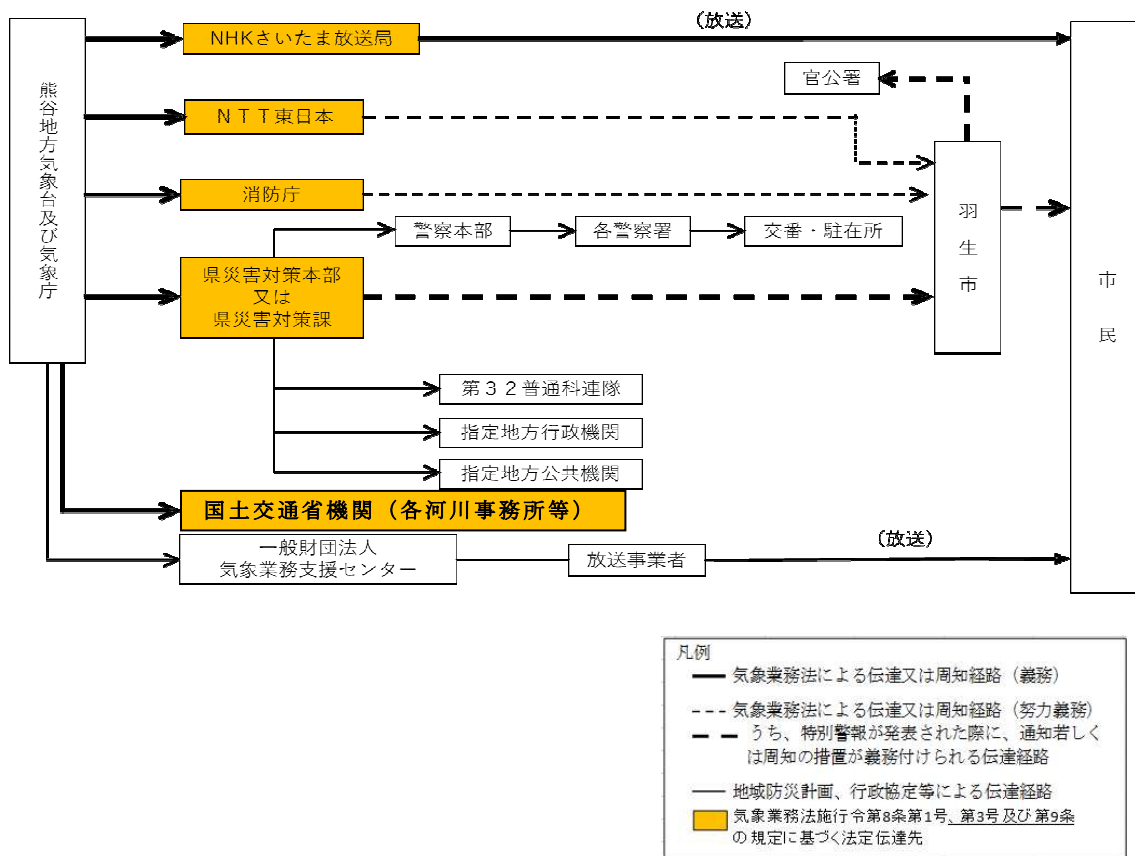
第2 災害情報の伝達・報告

市は、市域内に洪水等風水害が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 気象警報等の収集伝達系統図

＜図―気象警報等の収集伝達系統＞



2 市民への情報伝達

市は、気象特別警報を収集した場合、防災行政無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

統括班
広報班

第3 特別警報・警報・注意報の伝達

1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、特別警報、警報、注意報など

埼玉県 の地域内に大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごと（羽生市）に現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（1）特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報、警報、注意報の種類と基準

＜特別警報・警報・注意報の概要＞

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

特別警報・警報 ・注意報の種類		概要
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

＜特別警報の発表基準＞

種 類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

＜警報・注意報の発表基準＞

種 類		基 準
発表官署／府県予報区		熊谷地方気象台／埼玉県
一次細分区域		北部
市町村等をまとめた地域		北東部
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準：25
	洪水	流域雨量指数基準 会の川流域=5、中川流域=6.9 複合基準 中川流域＝（6, 5.9） 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋]
	暴風	平均風速 20m/ s 以上
	暴風雪	平均風速 20m/ s 以上 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm 以上
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準：8 土壌雨量指数基準：117
	洪水	流域雨量指数基準 会の川流域=4、中川流域=5.5 複合基準 中川流域＝（5, 4.9） 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋]
	強風	平均風速 11m/ s 以上
	風雪	平均風速 11m/ s 以上 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 5cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程 100m以下

種 類		基 準
	乾燥	最小湿度が 25%以下で、実効湿度 55%以下
	低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下（熊谷地方気象台の値）
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm 以上、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

令和 5 年 6 月 8 日現在

（3）大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要

種 類	概 要
	があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（４）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（５）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

（６）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（７）顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

なお、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から呼びかけられる。

（８）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（９）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて羽生市や羽生市消防本部に伝達される。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報など

洪水予報は、気象庁が単独で発表する地域単位の洪水警報とは異なり、水防法に基づき気象庁と協議し、国土交通省や埼玉県が指定した河川（洪水予報指定河川など）の洪水について予報を行うものである。

また、水防警報は、国土交通省や埼玉県が指定した河川について、水防活動を行う必要がある旨を警告するために発表される。

本市関係では、利根川・荒川・小山川・中川が洪水予報河川に指定されている。

(1) 洪水予報

国土交通大臣が指定した利根川・荒川・小山川・中川の洪水予報については、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同して行う。

① 洪水予報の種類と基準及び避難情報との関係

洪水予報指定河川の洪水予報の発表基準及び避難情報との関係は以下のとおりである。また、市は、県からの洪水予報の通知を受けたときは、市民へ周知する。

警戒レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報の 種類)	発表基準	解説	避難情報等	避難行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき	—	・緊急安全確保 【市が発令】	命を守る 最善の行動
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況	・避難指示 【市が発令】	速やかに 全員避難
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	・高齢者等避難 【市が発令】	避難に時間がかかる方とその支援者は避難
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水	水防団が活動して水防活動を行う目安となる水位	・洪水注意報 大雨注意報等 【気象庁が発表】	避難に備え、避難場所や避難経路を確認

警戒 レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報の 種類)	発表基準	解説	避難情報等	避難行動等
		位に到達したが水位 の上昇が見込まれな いとき			
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位か ら氾濫注意水位	水防団が水 防活動の準 備を始める 目安となる 水位	・早期注意情報 【気象庁が発 表】	最新の気 象情報に注 意し、災害 への心構え を高める

② 利根川の洪水予報

利根川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）、栗橋（久喜市栗橋）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

<表―利根川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位>

名称	基準水位観測所					所在地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m	群馬県 伊勢崎市 八斗島町
栗 橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	9.90m	久喜市 栗橋

③ 荒川の洪水予報

荒川については、熊谷（熊谷市榎町）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

<表―荒川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位>

名称	基準水位観測所					所在地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
熊 谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.50m	熊谷市榎町

④ 小山川の洪水予報

小山川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

＜表—小山川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位＞

名称	基 準 水 位 観 測 所					所 在 地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4		
八斗島	0. 80m	1. 90m	3. 10m	4. 10m	5. 28m	群馬県 伊勢崎市 八斗島町

⑤ 中川の洪水予報

中川については、吉川（吉川市平沼）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

＜表—中川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位＞

名称	基 準 水 位 観 測 所					所 在 地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4		
吉川	3. 30m	3. 60m	3. 70m	4. 10m	4. 75m	吉川市平沼

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、市長による避難指示発令の判断の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

市が関係する、水防法第13条第2項に基づき知事が行う水位周知河川は、福川である。

＜表―福川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位＞

名称	基準水位観測所				所在地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
井殿橋	Y. P. 25. 50m	Y. P. 27. 20m	Y. P. 27. 33m	Y. P. 28. 16m	熊谷市西野字宮前

注：Y. P. +m は、東京湾中等潮位（-0. 8402m）を基準とした高さを表す単位。

国土交通省

（３）水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水のおそれがあるとき、水防活動を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮する。

＜表―水防警報の種類と発表基準＞

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告する。	気象予報・警報等あるいは、河川の状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示する。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(4) 市の措置

① 警報及び注意報等の受理及び伝達

ア 市長は、県等関係機関から警報及び注意報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある団体に伝達する。

イ 羽生市における警報及び注意報等の受理及び伝達は、統括班が行う。

② 勤務時間外における注意報等の伝達

勤務時間外に伝達される警報及び注意報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、以下の体制を整備する。

ア 当直者の配置

夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直として当直職員を配置する。

イ 防災担当者への連絡等

当直者は、警報及び注意報が伝達された場合は、配備体制基準に基づいて、あらかじめ指定された、危機管理監（総務部長）、地域振興課長、防災担当指定職員に連絡する。

なお、大雨注意報、洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直者は危機管理監（総務部長）が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

第4 災害通信計画

震災対策編 第2章 第1節 第3 を準用する。

第2節 災害広報・広聴活動

震災対策編 第2章 第2節 第1から第6 を準用する。

なお、市民への広報内容として、風水害発生のある場合には、高齢者等避難に関する広報も行う。

第3章 警戒段階の活動

第1節 水防活動

洪水等の風水害が発生した場合、又発生するおそれのある場合、市は、加須市・羽生市水防事務組合水防計画に基づき堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点をおくものとする。

水害を予防するために必要な事業及び施設の整備は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」と協力して推進する。

第1 水防体制の確立

1 水防活動の担当

利根川における水防活動は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」が担当して行う。

2 水防活動における水防団の配備体制

(1) 利根川関係

利根川の水防管理団体である加須市・羽生市水防事務組合の配備体制は、同組合の水防計画で定められた非常配備及び出動細部計画による。

① 水防非常配備の種類

水防非常配備の種類を次の三種類とする。

第1配備	情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに第2配備の招集その他の活動ができる体制。
第2配備	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制。
第3配備	完全な水防体制。

② 水防非常配備の時期

水防非常配備の時期は次のとおりとする。

土木班
消防班

土木班
消防班

第1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動が必要とするに至るまでにはまだかなりの時間的余裕があると認められるとき。
第2 配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき、水防本部長、副本部長又は水防長が必要と認めたとき。
第3 配備	災害発生が予想される時又は、危険性が大で第2 配備では処理できがたいと認められるとき。水防本部長、副本部長又は水防長が必要と認めたとき。

③ 注意事項

ア 水防本職員及び各水防区職員は常に気象状況の変化に注意し、遅滞なく第1 配備を取らなければならない。

イ 第1 配備発令後はできる限りの外出をさけ待機しなければならない。

第2 水防出動

河川の水位が「氾濫注意水位」（八斗島水位観測所の水位1 m 9 0 cm）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（出動）の通報を受けたときは、水防本部長は内水氾濫等による水防団の出動状態を踏まえて、水防団に対し、出動を要請し次の作業を行う。

- ① 水防資機材の整備点検
- ② 堰、水門等の開閉
- ③ 堤防巡視・警戒・水防活動
- ④ その他水防活動上必要と認める事項

1 出動の要領、種類、時期

出動要領は以下のとおりであり、いずれの段階の出動を行うかは水防本部長が各区水防長と協議して指令する。

	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
要領	水防団長及び副団長は、その後の情勢把握に努め、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。	水防団班長以上は所定の場所に集合し、堤防の巡視・警戒にあたる。	水防団全員が所定の場所に集合し警戒又は水防活動にあたる。	沿川住民が動員し水防活動にあたる。（ただし、住民避難が優先される場合は、沿川住民の動員は行わない。）
種類	水防団長及び副団長は情勢の把握に努め、一般団員は待機する体制。	水防団の一部団員が出動する体制。	水防団が出動し水防活動を行う体制。	水防団及び沿川住民が共同し水防活動を行う体制。
	※本部職員は、情報収集にあたり迅速な対応を図る。			
時期	水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	河川のさらなる上昇により沿川住民の協力の必要を認めるとき。

2 緊急事態の対応

各区水防長は緊急事態が発生し水防のためやむを得ないと認めたときは、水防本部長の指令を待たずに水防作業を開始し、又は地域内居住者を動員することができる。ただし、この旨を直ちに水防本部長に報告する。

3 市民等に対する周知

（1）周知方法

市が組合等から水防開始の連絡を受けた場合は、直ちに消防機関に周知するとともに、消防自動車・広報車・防災行政無線などを活用し、放送、警笛、伝令などのうち最も有効な方法により市民に事態を周知する。

統括班
広報班
消防班

(2) 水防信号

水防信号（警鐘信号、サイレン信号）については、水防に関する県規則第4条の規定信号を用いる。

＜表－水防信号の種別＞

種別	警鐘信号	サイレン信号					
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	5秒 ●—	15秒 休止	5秒 ●—	15秒 休止	5秒 ●—	15秒 休止
第2信号	●—●—●—●—●—●—	5秒 ●—	6秒 休止	5秒 ●—	6秒 休止	5秒 ●—	6秒 休止
第3信号	●—●—●—●—●—●—●—	10秒 ●—	5秒 休止	10秒 ●—	5秒 休止	10秒 ●—	5秒 休止
第4信号	乱打	1分 ●—	5秒 休止	1分 ●—	5秒 休止	1分 ●—	5秒 休止

＜表－水防信号の内容＞

種別	措置事項
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの。

第3 決壊時の処置

1 決壊時の処置

統括班
消防班

(1) 通報

堤防その他の施設が決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を行田県土整備事務所長、利根川上流河川事務所長、荒川上流河川事務所長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

市長又は消防の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

2 避難のための立退き

国土交通省と気象庁が共同発表する洪水予報河川（利根川、荒川、小山川、中川）の氾濫警戒情報・氾濫注意情報や、県が発表する水位周知河川（福川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の市民、要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を周知する。

市長が立退きの通知を指示する場合においては、ただちに知事及び警察署長に通知する。

第2節 避難対策

洪水等の風水害時における避難対策は、地震その他の突発的な災害の場合と比べていくつかの違いがある。

第1は、避難が要請される危険地域がある程度予測可能であり、しかも市域の中でも河川や用排水路沿い地域など、限定されることである。

第2は、大雨や台風などにより生ずるため、気象予報や警報が発表されるなど、避難すべき事態にいたる前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。

第3は、通常の場合、被害発生前に市に災害対策本部体制がすでに確立されており、避難の指示や誘導に際して、市や防災関係機関による必要な体制をとることが十分可能である。避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的猶予が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

このような観点から、避難対策を定めるものとする。

第1 自主避難への対応

局地的集中豪雨や異常気象による災害発生の場合、避難準備情報の伝達等の前に市民が自主的に避難することも想定し、市は、市民が円滑に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

1 避難所等の周知

当該地区の避難所、避難場所について、防災行政無線及び広報車等を通じ市民に知らせる。併せて消防団員、自主防災組織等の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。

2 自主避難所の開設準備

避難所担当職員は、自主避難が開始されると同時に避難所の開設準備を進める。

第2 避難指示等

避難指示とは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立ち退きを指示する行為である。

1 実施責任者等

避難のための立ち退き及び立ち退き先の指示は、次の根拠・責任者の下で行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

<表―避難指示等の発令者>

警戒レベル	避難情報	実施責任者	根拠法令	適用災害
レベル3	高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
レベル4	避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項	災害全般
		知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	災害全般洪水及び地すべり
		水防管理者	水防法第29条	洪水
		警察官	災害対策基本法第61条及び警職法第4条	災害全般
		災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条 (その場に警察官がない場合に限る)	災害全般
レベル5	緊急安全確保	市長	災害対策基本法第60条第3項	災害全般

2 避難すべき区域の設定

浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難すべき区域を設定する。

3 指定避難所の開設準備

避難所担当職員は、高齢者等避難が発令されると同時に指定避難所の開設準備を進める。

統括班

統括班

統括班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

4 伝達内容・発令基準等

(1) 伝達内容等

市長は、次の基準により高齢者等避難を伝達、避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。特に、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図るため、水防団員、自主防災組織の協力を得て実施する。

市は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、気象防災アドバイザー等の専門家や熊谷地方気象台（気象台へはホットラインを利用）に対して気象の状況や今後の見通しについて助言を求めることができる。

なお、夜間において、高齢者等避難の伝達、避難指示の発令が必要となる可能性がある場合には、避難の難しさを考慮し、下記基準に達しない場合でも空振りを恐れず迅速に情報発信を行う。

<表―避難に関する発令の基準と内容>

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル3	高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 1 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れがある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位超過相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	①対象者 ②避難対象地域 ③避難理由 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

警戒 レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レ ベ ル 4	避難指示	次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 1 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したと発表された場合 2 各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達していないものの、各河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 各河川上流部のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル5	緊急安全確保	原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合でも必ず発令するとは限らない。また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合は、居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。 (災害が切迫) 1 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合 (災害の発生を確認) 3 堤防の決壊や越水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合) ※1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等
	避難指示等の解除	・水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。		

(2) 避難指示等発令の判断基準

① 利根川上流部（利根川、小山川）破堤・越水氾濫

警戒 レベル	河川・基準点	利根川及び小山川 (八斗島観測所)	利根川 (栗橋観測所)
	対象地区	羽生市全地区	羽生市全地区
レベル 3	高齢者等 避難	・水位が 3.10m（避難判断水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 4.10m（氾濫危険水位）に達する予想が発表されている場合	・水位が 7.60m（避難判断水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 9.20m（氾濫危険水位）に達する予想が発表されている場合
レベル 4	避難指示	・水位が 4.10m（氾濫危険水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合	・水位が 9.20m（氾濫危険水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合
		・河川管理施設の異常（漏水等、破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合	

○情報の入手先

洪水予報	熊谷地方气象台（発表：気象庁） 埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省利根川上流河川事務所（久喜市）
水位	埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省利根川上流河川事務所（久喜市）
雨量情報	熊谷地方气象台

② 荒川破堤・越水氾濫

警戒 レベル	河川・基準点	荒川（熊谷観測所）
	対象地区	浸水想定区域
レベル3	高齢者等避難	・水位が 5.00m（避難判断水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 5.50m（氾濫危険水位）に達する予想が発表されている場合
レベル4	避難指示等	・河川管理施設の異常（漏水等、破堤につながるおそれのある被災等）を確認 ・水位が 5.50m（氾濫危険水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合

○情報の入手先

洪水予報	熊谷地方気象台（発表：気象庁） 埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省荒川上流河川事務所（川越市）
水位	埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省荒川上流河川事務所（川越市）
雨量情報	熊谷地方気象台

渉外情報班

5 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、関係機関に通知又は連絡する。

（１）市長

市長は、知事及び羽生警察署長に連絡するほか、関係団体に通知する。

（２）知事又はその命を受けた職員（洪水の場合）

知事は、市長及び警察本部長、関係団体に連絡する。市長は、羽生警察署長と相互連絡する。

（３）警察官及び自衛官

警察官は市長及び羽生警察署長に、自衛官は市長に連絡する。

第3 警戒区域の設定

統括班
警察署

震災対策編 第3章 第5節 第2 を準用する。

第4 避難誘導

1 避難誘導に伴う伝達内容

統括班

避難誘導する際には、次の内容を明らかにし伝達する。また、市内の各地域、大型集客施設、駅等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して防災行政無線等により、災害への対応を指示する情報を広報する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- 河川が氾濫する等の災害が発生したこと。
- 災害の拡大についての今後の見通しを伝えること。
- 避難誘導や救助・支援への市民の協力を要請することを伝えること。
- 誤った情報に惑わされないことを伝えること。
- 冷静に行動することを伝えること。

2 避難誘導の流れ

統括班
消防班
福祉班

避難に当たっては、自治会単位とし、指定避難所は、地域の小学校や公民館などの指定避難所を原則とするが、被災状況に応じ最寄りの指定避難所とする。

市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。

なお、既に河川が氾濫している場合、道路が冠水している場合などには、避難所への移動がかえって危険を生じる場合がある。低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等に対しては立退きを指示（災害対策基本法第60条第1項）、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を求めない等、対象者に応じた措置を行う。

また、事態に照らし緊急を要すると考えられるときには近傍の堅固な建物への移動等も求める。

統括班

3 避難順位及び留意事項

震災対策編 第3章 第5節 第3の3 を準用する。

第5 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、市民の自主避難に対応して、避難所を開設する。

1 避難所の開設

統括班

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し避難所開設に留意する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館等を応急的に使用するが、浸水深等によっては、施設の上層階のみを使用する。

指定避難所は、食料・日用品・資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することができる施設を対象に指定する。

(3) 避難所の収容力

震災対策編 第3章 第5節 第4の1 (3) を準用する。

(4) 福祉避難所

震災対策編 第3章 第5節 第4の1 (4) を準用する。

福祉班

(5) 一時集合場所

地域の被害状況の確認、住民の安否確認のため、地域の集会所や寺社、小規模公園等で、自主防災組織や自治会が指定した一時集合場所を活用する。

統括班

2 避難所開設の報告と公示

震災対策編 第3章 第5節 第4の2 を準用する。

統括班

3 避難所開設の方法

震災対策編 第3章 第5節 第4の3 を準用する。

第6 避難所の管理運営

震災対策編 第3章 第5節 第5 を準用する。

第7 避難所外避難者対策

震災対策編 第3章 第5節 第6 を準用する。

第8 生活環境確保のための連携

震災対策編 第3章 第5節 第7 を準用する。

第9 県職員の派遣要請

震災対策編 第3章 第5節 第8 を準用する。

第10 救助法が適用された場合の費用等

震災対策編 第3章 第5節 第9 を準用する。

第3節 避難行動要支援者に対する支援

震災対策編 第3章 第6節 を準用する。

第4章 発災時の活動

第1節 救急・救助活動

風水害においては、早期避難の遅れなどから、浸水による孤立、樹木の倒壊、建物の損壊等により、救出・救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救出・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

その他具体的には、震災対策編 第3章 第2節 を準用する。

第2節 医療救護活動

大規模な風水害の発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

このため、発災時における関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を実施する。

医療救護活動については、震災対策編 第3章 第3節 を準用する。

第3節 交通対策

大規模な風水害の発生時における交通規制及び交通途絶時の被災者の輸送等、応急対策の円滑を図るため緊急交通路の確保を図る。

交通対策については、震災対策編 第3章 第7節 を準用する。

第4節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達及び適切な配車を行い、緊急輸送等に対応するための輸送力の確保に万全を期する。

緊急輸送については、震災対策編 第3章 第8節 を準用する。

保健班
埼玉県
医療関係団体

土木班
警察署
道路管理者

財政班
統括班
土木班
消防班

第5章 市民の生活の安定

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

飲料水・食料・生活必需品の供給については、「第3編 震災対策編 第4章 第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給」を準用する。

第2節 環境衛生

第1 災害廃棄物処理計画

水害により発生する廃棄物についても、地震災害時と同様に「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正な処理を行い、環境衛生の保全を図る。

水害による廃棄物について注意すべき点としては、以下の内容が挙げられる。

(1) 粗大ごみ

…水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ

- ① 水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- ② 水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。
- ③ 土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- ④ ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- ⑤ 便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。

(2) し尿等

…水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿

- ① 公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

衛生班
統括班
広報班
渉外情報班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

（３）その他：流木等

- ① 洪水により流されてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

そのほか、廃棄物の処理については、震災対策編 第4章 第2節 第2 を準用する。

第2 防疫活動

洪水等による浸水被害のあった地域では、衛生環境が一時的に悪化し、下痢などの感染性胃腸炎や食中毒が発生しやすい状況になる。家屋等の浸水被害が発生した際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、県が市町村に指示して実施する。

（１）防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、県と連携し対策の推進を図る。

（２）消毒前の準備に関する広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、家屋や床下、家の周囲等が浸水した場合には、土砂の除去、洗浄・ふき取り及び乾燥後に消毒を行う必要があること、洗浄・ふき取り、乾燥方法などの広報活動の強化に努める。

（３）消毒の実施

感染症の発生を予防するため、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

その他の防疫活動については、震災対策編 第4章 第2節 第4 を準用する。

第3 動物愛護

動物愛護については、震災対策編 第4章 第2節 第5 を準用する。

第3節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い

震災対策編 第4章 第3節 を準用する。

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

第4節 障害物の除去

災害に際して、土砂、立木等の障害物が住宅及び道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。放置車両等の障害物についても交通を確保するために除去する。

震災対策編 第4章 第4節 を準用する。

衛生班
統括班
渉外情報班
財政班
道路管理者
河川管理者

第5節 公共施設等の応急対策

洪水等による浸水被害に対する応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

建築班
電力事業者
ガス供給事業者
水道班
下水道班
通信事業者
鉄道事業者
道路管理者
警察署
施設管理者

第1 施設管理者への応急対策の指導

市は、公共施設等が洪水等による浸水で被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、被災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- ① 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 浸水被害等における混乱の防止措置を講じる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- ④ 避難所になった場所は、浸水防護及び火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

1 被害状況調査

市本庁舎や公民館、小・中学校等の公共施設については、浸水等による建物の被害を調査し、建物の継続使用に際しての補修や補強の応急措置を実施するため行う。

特に、浸水被害等によって、災害対策本部設置の可否、避難所使用の可否要否について、非常用電源、備蓄品使用の可否等を含めて調査する。

2 被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視や浸水深等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の浸水後における使用の可能性について判断する。

なお、洪水等による浸水被害の場合には、被災宅地危険度判定を行うが、建築物の危険度判定は行わない。

3 応急措置

被害状況調査及び被災宅地危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止と応急復旧に努める。

その他の公共施設等の応急対策については、震災対策編 第4章 第5節 を準用する。

第6節 住宅対策

洪水等による流出や浸水被害により家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため応急仮設住宅を設置する。

また、浸水被害による被害認定で半壊、一部損壊とされた住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

第1 被災宅地の危険度判定

建築班

震災対策編 第4章 第6節 第2 を準用する。

第2 被災住宅の応急修理

建築班

震災対策編 第4章 第6節 第3 を準用する。

第3 応急仮設住宅の供給

建築班
統括班

震災対策編 第4章 第6節 第4 を準用する。

第7節 文教施設等の防災対策

震災対策編 第4章 第7節 を準用する。

学校教育班
教育総務班
給食班
福祉班
社会教育班

第6章 大規模水害対策

第1節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

埼玉県では、これを踏まえ県地域防災計画の中に「大規模水害対策」を掲載している。

本市についても利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されている。そのため、本計画においても県計画を基本として大規模水害対策を計画する。

第1 県計画における浸水想定

埼玉県

県計画における浸水想定の詳細は次のとおりである。

1 利根川

（1）首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

（2）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が5mを越え、建物の3階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。（加須市北川辺地区）

（3）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に5m以上浸水する地域がある。

＜表―各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）＞

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km^2)	浸水区域内 人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136km	約 530 ※最大値	約 2,300,000 ※最大値
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約 320mm/3 日

2 荒川

（１）元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200 km^2 と想定される。

（２）荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

（３）荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

（４）江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

＜表―各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）＞

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口（人）
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸 70km	約 200 ※最大値	約 450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸 21km	約 170	約 1,600,000 ※最大値
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸 10km	約 90	約 1,000,000

条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約 550mm/3 日

第2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴があるとされている。

1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530 km²、浸水区域内人口約230 万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3 階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短い。

第3 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方及び応急対応のあり方が検討されている。

県及び市は、大規模水害による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

適時・的確な避難の実現	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
応急対応力の強化と重要機能の確保	防疫及び水害廃棄物処理対策
地域の大規模水害対応力の強化	

1 適時・的確な避難の実現

(1) 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短い、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(2) 市や消防機関の役割

浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析	避難指示等の発令基準の改善
大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	確実な避難の実施
避難に係る情報発信	入院患者等の広域受け入れ体制の確保
広域的な避難指針等の策定	

（３）具体的な取組内容

① 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

国や県及び市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

② 大規模水害リスクに関する情報の普及

県及び市は、住民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

③ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

住民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

④ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

⑤ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

⑥ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

⑦ 広域避難に向けた検討

県及び市は、市域を超える広域避難及び広域一時滞在を円滑に実施するため、市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受け入れ協定の締結や、受け入れ対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

⑧ 孤立者の救助体制の整備

県及び市、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

⑨ 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

県は、浸水が想定される地域にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受け入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県及び市は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 市や消防機関の役割

応急対応力の強化	管理する施設の耐水性の強化
排水施設の耐水性の強化	

(3) 具体的な取組内容

① 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

県及び市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

② 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく影響が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

③ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化**（１）取組方針**

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（２）市や消防機関の役割

自主防災組織の育成強化	事業継続に有効な重要設備の配置見直し
水防団の育成強化	

（３）具体的な取組内容**① 避難行動力の向上**

県及び市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

② 水防活動の的確な実施

県及び市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

③ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

県及び市は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

統括班
消防班
関係各班

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

国、県及び市は、大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい地域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 市や消防機関の役割

総合治水対策の推進	土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進
排水対策の強化	土地利用誘導による被害軽減

(3) 具体的な取組内容

① 治水対策の着実な実施

国や県及び市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの軽減に努める。

② 排水対策の強化

国や県及び市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

③ 土地利用誘導による被害軽減

県及び市は、住民が住宅等を建築する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の想定浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるなどの建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

さらに浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 市の役割

防疫作業の実施	生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施
水害廃棄物の処理体制の整備及び実施	

(3) 具体的な取組内容

① 水害廃棄物の仮置場の候補地の選定

共通編 第3章 第3節 第4の3 (2) を準用する。

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

共通編 第3章 第3節 第4の3 (1) を準用する。

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

共通編 第3章 第3節 第3の3及び第4の2 を準用する。

④ 広域連携による廃棄物処理

共通編 第3章 第3節 第4の3 (1) を準用する。

⑤ 衛生環境の確保

県及び市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

⑥ 広域連携による衛生環境の確保

県及び市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

羽生市地域防災計画

第 5 編 大規模事故等対策編

第5編 大規模事故等対策編

第1章 大規模事故対策

第1節 大規模火災対策

大規模火災が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を守ることを第一に考え、迅速かつ的確な情報並びに対策を図る。

第1 応急対策

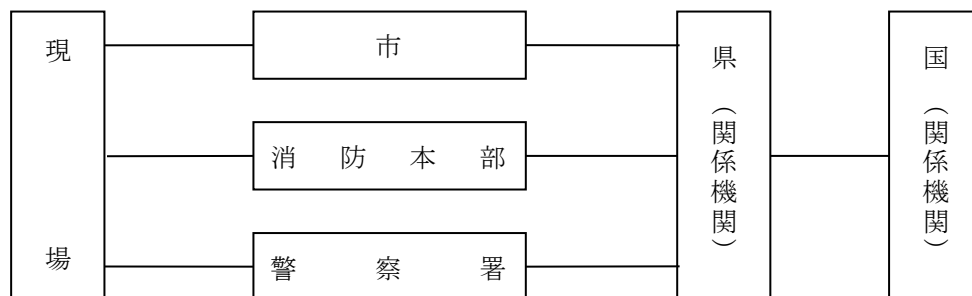
1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集連絡

① 連絡事項

火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から県に連絡する。

② 連絡体制



③ 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し応急の必要性等も連絡する。

(2) 通信手段の確保

- ① 衛星通信ネットワーク
- ② 防災行政無線
- ③ 消防無線
- ④ その他の通信手段

消防本部
地域振興課

地域振興課

2 活動体制

市は速やかに職員の非常招集を行い被害情報の収集に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、災害対策本部を設置し、県に報告するとともに、各関係機関との連絡調整を図る。

消防本部

3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて近隣市に対し、消防相互応援協定等に基づき、応援要請を行うとともに消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

地域振興課

4 緊急輸送活動

市は車両等により輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

消防本部
警察署

5 避難対策

「震災対策編 第3章 第5節」を準用する。

まちづくり政策課
ライフライン事業者
施設管理者

6 施設・設備の応急復旧活動

所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、ライフライン及び施設等の応急復旧を速やかに行う。

地域振興課
秘書広報課
社会福祉課

7 被害者等への的確な情報伝達活動

① 市は大規模火災の状況、医療体制、復旧状況などそれぞれの対策に関する情報を適切かつ迅速に提供する。

② 市は情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

また、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

③ 市は速やかに問い合わせに対応する窓口を設置する。

第2節 危険物等事故対策

市は、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、施設の適正な維持管理及び保安措置を講じるために保安教育並びに防火思想の啓発等の徹底を図り、災害の防止に努める。

第1 危険物災害応急対策

施設管理者
消防本部
地域振興課

1 活動方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

施設管理者
消防本部
地域振興課

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日知事決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。

2 応急措置

（1）施設等の管理者による応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

（2）知事による緊急措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため、必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

（3）周辺住民への周知

市長は、知事が災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合に高圧ガス保安法により緊急措置命令を発したときは、周辺住民への周知等必要な措置を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防本部に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害小隊(毒劇物災害)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ④ 施設周辺の市民の避難措置を講じる。

第5 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

(2) 情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編 第2章 第1節」に準じて行う。

（３）立ち入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

（４）救出、救助

市は、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊(毒劇物災害)及び自衛隊派遣により対処する。

（５）医療救護

県は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

（６）救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターやドクターヘリにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

（７）汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、自衛隊に汚染除去を要請する。

（８）避難誘導

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示及び避難誘導を実施する。避難誘導については、「震災対策編 第3章 第5節」に準じて行う。

第3節 放射性物質事故災害対策

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

第1 災害予防

1 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

（2）災害応急体制の整備

① 職員の体制

放射性事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員に周知を図る。

② 防災関係機関の連携体制

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

（３）緊急被ばく医療体制の整備

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。また、放射線事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他市からの避難住民等に対する健康調査等を実施できるよう、あらかじめ市内の検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

＜表―二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関（関東）＞

区分	医療機関名	所在地	連絡先
二次被ばく 医療機関	北里大学病院救命 救急センター	神奈川県相模原市北里 1-15-1	042-778-9300
	茨城県立中央病院	茨城県笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
	水戸医療センター	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711
三次被ばく 医療機関	放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3189

（４）防護資機材の整備

市及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

（５）放射線量等の測定体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した場合に放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

（６）避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 避難所の指定

市は、放射線関係事故が発生した場合の避難所をあらかじめ検討・指定するとともに市民に周知徹底する。

② 避難誘導

市は、放射性物質事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

（７）飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故の発生により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制の整備に努める。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国・県等と協働して実施する。

（８）住民相談窓口の整備

市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

（９）広報体制の整備

市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

（１０）防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ア 放射線及び放射線物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- キ その他必要と認める事項

② 住民に対する知識の普及

市は、放射線事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ その他必要と認める事項。

③ 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して訓練を実施するものとする。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

核燃料物質等輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設において放射線関係事故が発生した場合、市は迅速に、県に対して通報を行うとともに、事故の状況に応じて国や県と連携し、救急・救助や交通規制を実施する。

また、国や県と連携を密にし、専門家等の指示に従い、国が実施する措置が迅速かつ適切に実施できるよう定める。

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する本市及び安全規制担当省庁などに通報する。

地域振興課
消防本部
関係各課

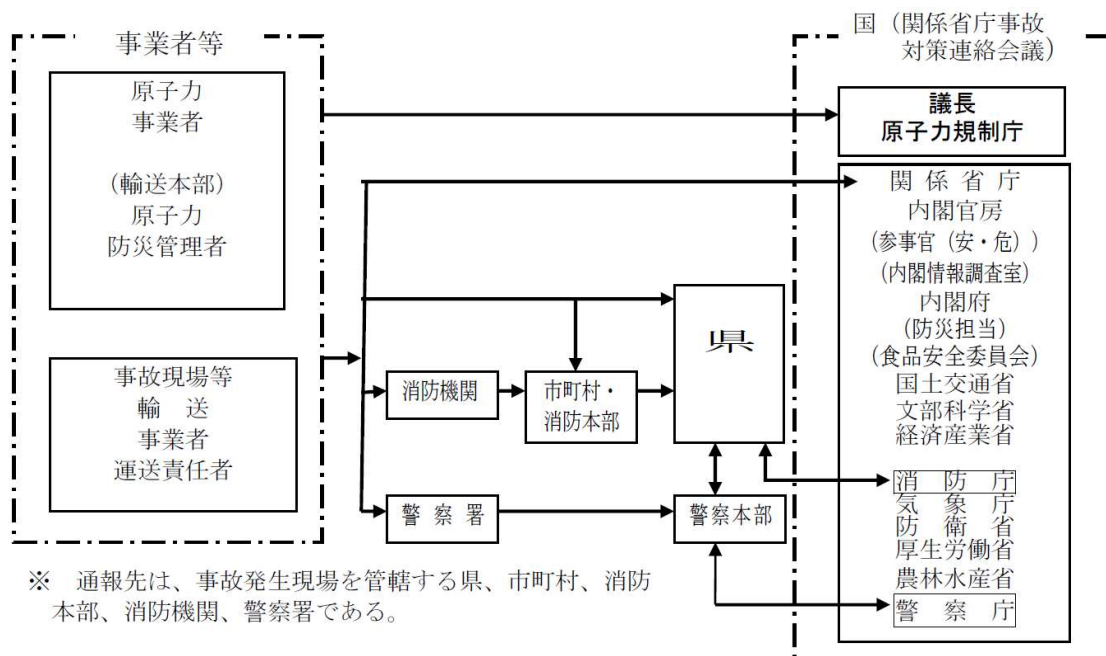
- ① 特定事象発生の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

<図—放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統>



※通報先は、事故発生現場を管轄する県、市、消防本部、消防機関、警察署である。

③ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生直後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部等の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

<警戒区域の設定に係る留意事項>

- ・警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100m を確保する。

(3) 消火活動

消防機関は、核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

（４）原子力緊急事態宣言発出時の対応

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、（５）以下の措置を講ずるものとする。

なお、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を廃止するものとする。

（５）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

② 交通の確保

道路管理者は、警察と連携し、関係機関等からの情報などにより、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

（６）退避・避難収容活動など

① 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊婦等」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人、その他要配慮者にも十分に配慮する。

＜表―屋内退避及び避難等に関する指標＞

屋外にいる場合に予想される 被ばく線量 (予測線量当量)	防護対策の内容（注）	
外部被ばく実行線量	種 別	
10～50mSv	屋内退避	住民は、自宅等の屋内へ退避。 退避の際は、窓を閉め気密性に配慮する。
50mSv 以上	避 難	コンクリート建物への退避又は避難対象区域外への避難。

出 典：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

（注）防護対策の内容は以下のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避 難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

② 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故報告、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内避難、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

イ 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察、その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

③ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

④ 避難所の管理運営

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

⑤ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がい者の避難場所・避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

⑥ 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 各種規制措置と解除**① 飲料水・飲食物の摂取制限**

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

＜表―飲食物摂取制限に関する指標＞

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛 乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

② 農林畜産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

③ 解除

市及び防災機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、各種制限措置の解除を行うものとする。

(8) 被害状況の調査等**① 被災住民の登録**

市は、原則として避難場所・避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

② 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査するものとする。

- ア 退避、避難等の措置
- イ 立ち入り禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の制限措置
- エ その他必要と認める事項

③ 放射線量の測定

市は、放射線関係事故が発生した場合に、県モニタリングポストから情報収集を行うとともに、市内各地点、特に市民の日常生活に密着する場所で、放射線量の状況を把握するものとする。

また、飲料水や農産物等の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、必要に応じて放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するものとする。

（９）市民の健康調査

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ、避難所、保健所、医療機関等において健康調査等を実施し、保健所に健康相談の窓口を開設し、市民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、本節の第1 「災害予防」「2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・伝達

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

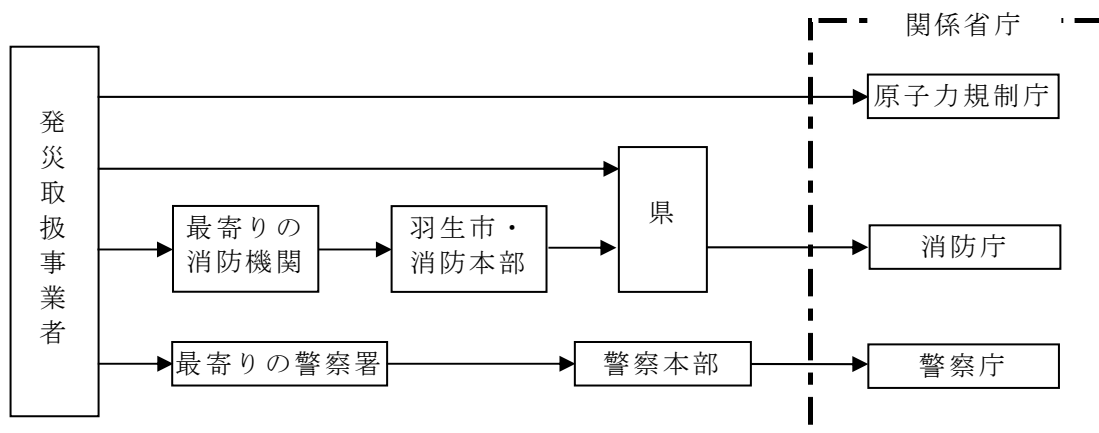
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防及び国の関係機関に通報するものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予測される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

<図一放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統>



③ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

（２）通信手段の確保

県及び市等の防災関係機関は、事故発生直後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

２ 活動体制の確立

市は、県と連携し、「第3節 第2の2 活動体制の確立」に準じ、活動体制の確立を図る。

第4 原子力発電所事故対策計画

本編の「第1章 第3節 第2の2（４）～（９）」については、本項目（第4 原子力発電所事故対策計画）にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

１ 放射線量等の測定体制の整備

（１）校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、地域の放射線量の分布を把握し、公表する。

（２）飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力災害対策指針」（令和元年7月、原子力規制委員会）及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

第4節 道路事故対策

市内には東北縦貫自動車道路や国道122号及び125号が走り、交通の要衝としての機能を果たしている。

東北縦貫自動車道路は、都心と東北方面を結ぶ広域幹線道路で、様々な交通がある。

こうした道路で、大規模な交通事故等により多数の死傷者が発生した場合や、タンクローリー等危険物を積載する車両の事故等による爆発や有毒ガス等が流出した場合には、市は、被害の軽減と二次災害の防止等を図るため、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

なお、各応急活動においては、「風水害対策編」、「震災対策編」に準じて実施する。

第1 事故等の予防措置

道路管理者

道路管理者は、定期的に危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

大雨等の異常気象による事故の発生を防止するため、異常気象時通行規制区間及び特殊車両通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域市民や道路利用者に広報する。

また、異常気象時に道路パトロールを実施し、危険箇所を把握し、事故防止のための予防対策を図る。

第2 応急対策

地域振興課
消防本部
関係各課

1 活動体制の確立

大規模な道路事故が発生した場合、市、県、道路管理者は、関係機関と連携し、事故災害応急対策を実施するための活動体制を確立する。

市及び県は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

2 情報の収集・報告等

(1) 市の対応

大規模な道路事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

(2) 県の対応

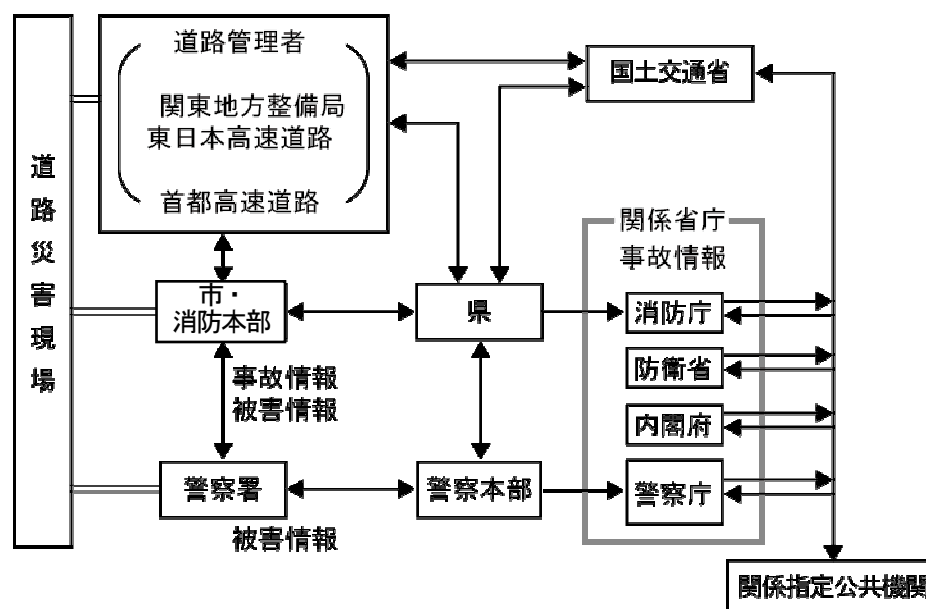
大規模な道路事故が発生した場合、県は、被害状況の把握を行う。必要に応じて、県防災ヘリコプターの活用、現地調査班による現地調査を行う。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

(3) 警察の対応

警察は、現場情報を多角的に収集し、状況を的確に判断して必要な措置をとる。

<図一連絡体制（事故情報）>



関係各課

埼玉県

警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関、警察と協力して被害者の救出、救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、大規模な道路事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。また、必要に応じて近隣市町に対し、消防相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

県及び市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、市及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

6 医療救護活動

市は、県及び関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な救急搬送及び医療救護活動を実施する。

7 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、県及び市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、県及び市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

10 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

11 広報活動

放送事業者は、市、県、関係機関及び報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第5節 鉄道事故対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「震災対策編」、「風水害対策編」に準じて実施する。

第1 活動体制の確立

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、速やかにその被害状況と、すでに措置した応急対策及び今後の措置に関する事項について県に報告する。

3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、必要に応じて鉄道事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

1 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

鉄道事業者
地域振興課
関係各課

鉄道事業者
地域振興課
関係各課

2 市の対応

鉄道事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

3 県の対応

県は、県内で鉄道事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災ヘリコプターを活用するとともに、報道機関からの情報など多角的対応を図る。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客及び周辺住民の安全の確保

1 乗客等の避難

鉄道事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、警察及び消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」に基づき、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

- ① 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出救助活動にあたる。
- ② 協力者の動員を行う。

4 消火活動

鉄道災害は、多数の死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、市は、消防機関を主体とした活動を支援する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、鉄道事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護活動

消防機関及び医療機関は、関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

鉄道事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第6節 航空機事故対策

市域に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、市域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第1 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報し、活動体制を確立する。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 市の活動体制

市は、市域及び周辺に航空機事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、被害の拡大防止、広報、救出救助等の応急対策を実施するため、活動体制の確立を図る。

市は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に航空機事故が発生した場合、必要に応じて航空機事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

航空事業者
地域振興課
消防本部
関係各課

1 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

2 市の対応

航空機事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

3 県の対応

県は、県内に航空機事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災ヘリコプターを活用するとともに、県職員及び航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客等の避難

航空事業者
地域振興課
消防本部
関係各課

1 乗客等の避難誘導

航空機事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 乗客等の避難

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

③ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

- ① 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- ② 協力者の動員を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、市は、消防機関等と連携し人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、航空機事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護

消防機関及び医療機関は、県と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

航空事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策

第1節 農作物等災害対策

本市では、米麦のほか、きゅうり、なすなどが栽培され都市近郊型農業が展開されている。

農業は気象の影響を受けやすく、異常気象や病虫害による農作物被害の防止、風水害による農地・農業用施設の損壊や農作物等に被害を生じる事態が発生した場合の対策が求められる。

第1 予防対策

農政課

1 技術指導

異常気象による被害や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、県農林振興センターや農協など農業関係機関と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。

市は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農作物被害が発生した場合は、関係機関と連携し、被害後の技術対策等の指導をする。

また、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

さらに、市は、畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう指導推進する。また、飼料作物の栽培については、適期播種・追肥・収穫を指導推進する。

2 情報の収集・伝達

市は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、農業関係機関、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。

また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。

3 被害の報告体制の整備

農業被害が発生した場合に市が早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者等との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

第2 応急対策

農作物等災害では、農業生産基盤、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の入荷途絶による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

1 農業施設

農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検・応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物

農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。市は、病虫害防除・応急技術対策・営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。

第2節 竜巻等突風災害対策

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇（ひさし）や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きる。

竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まったとき、気象庁は竜巻注意情報を発表する。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表され、有効期間は発表から約1時間である。竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、発生確度1及び2として表される。発生確度2となった地域で竜巻などの激しい突風が発生する可能性（予測の適中率）は7～14%、捕捉率は50～70%程度である。

こうした災害の特性及び越谷市や熊谷市といった近年の事例等を踏まえ、市民の安全を確保するための措置を講じる。

第1 活動体制

地域振興課
関係各課

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。市は、災害が発生したときは、風水害対策編における緊急体制とし、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

第2 予防対策

地域振興課

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にしておく。

2 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にしておく。

学校や社会福祉施設等については、伝達方法の充実を図る。

3 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等、竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼る、低コスト耐候性ハウス等を導入するなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する。

第3 応急対策

1 気象情報に対する注意

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

2 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が埼玉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

3 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や緊急速報メール等により情報伝達を行う。

4 注意喚起情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対し緊急速報メール等で情報伝達を行う。

5 竜巻発生情報の伝達

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

情報伝達の内容は、竜巻の発生、市民の対処行動の2点について行う。

6 被害が発生した場合の対応

市は、竜巻等突風により生じたがれきや災害廃棄物について、集積場等からの収集運搬を迅速に実施し、早期の生活再建につなげる。また、竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容するとともに、家屋被害が発生した場合は、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

道路上にがれき等が飛散した場合、道路管理者は道路上のがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

災害廃棄物が発生した場合には、「震災対策編 第4章 第2節 第2」を準用する。

第3節 火山噴火降灰災害対策

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には111の活火山（平成29年6月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。平成26年9月に多くの登山者がいる中で突然に起きた御嶽山の噴火では50数名の犠牲者が発生した。

火山噴火は、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、浅間山と富士山がある。

浅間山は、天明3年（1783年）の噴火で、本市付近でも約3cmの降灰が記録されている。（1坪当たり6斗を換算）

なお、国の検討会（内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」）報告では、火山灰の降灰により、一時、道路・鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は木造家屋の倒壊や停電も起こると想定しており、本計画でも噴火による降灰災害に対応する。

被害想定項目	被害内容
健康被害	目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は、症状がさらに悪化するなどの影響を受ける可能性が高い。
物資被害	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
建物への被害	降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の、屋根の勾配が緩い大型の建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
人の移動への被害	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
道路交通網の被害	乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。

被害想定項目	被害内容
鉄道被害	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
電力被害	降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。
通信被害	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
農作物被害	野菜等は 10 cm 以上、稲は 15 cm 以上、果実類は 20 cm 以上で 1 年間収穫できない。
森林被害	10 cm 以上の降灰があった範囲で被害が生じる。（降灰付着による幹の折損、生育不良や枯死等）
上水道被害	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道被害	降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプ施設で非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。

第1 予防対策

地域振興課

1 情報の整理

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

2 対策の準備

市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に2cm程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

3 住民への啓発

火山の噴火に伴う降灰については、本市域でもかつて経験したことのある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

具体の情報については、国や報道機関による噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。）、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説を参考にする。

第2 応急対策

1 火山灰の除去

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。

宅地に降った火山灰の除去については、所有者又は管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、市が対応する。道路における火山灰除去については、道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行う。

2 農作物等被害の軽減

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策を検討する。

3 火山灰の回収・処分

宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

第4節 雪害対策

平成26年2月14日から2月15日にかけての大雪では、秩父98cm、熊谷62cmなど積雪観測史上最高を記録した。

埼玉県内では、雪の影響により、山間部では1,000世帯以上が一時孤立し、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に除雪のため救援要請が行われ、秩父市など2市5町に災害救助法が適用された。

また、県内では積雪によるガレージの倒壊や道路路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生したほか、停電、物流途絶による燃料や物資の不足の事態となった。

鉄道では、東京方面からの帰宅者に大きな混乱が生じた。

たとえ数cmであっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出ることが明らかになっている。

こうした経験を踏まえ、本計画では大雪（降雪及び積雪）による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として雪害対策を計画する。

第1 予防対策

地域振興課
建設課

1 道路交通の確保の備え

各道路管理者は、降雪時の緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行規制に対する備えや放置車両及び立ち往生車両が発生した場合にそれらの移動を行うための訓練への参加、民間事業者等の連携・協力体制の整備に努める。

また、国や県と連携して、あらかじめ緊急通行車両の通行ルートを確認するため、連絡方法や道路啓開候補路線※等について情報の共有を図る。

市は、除雪・融雪資機材の保守点検、器材の確保・調達計画の策定など、除雪体制を整備する。

また、降雪により車が立ち往生し車中に取り残され、運転者が凍死したケースもあったことから、降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ準備する。

※道路啓開候補路線とは、道路啓開（通行ルートの確保）を優先的に実施する路線をいう。

2 雪害の危険性に関する周知

普段雪の少ない地域では、構造物の積雪に対する備えが十分ではないため、カーポートの倒壊や農業用ビニールハウスの下敷きで死傷するケースがあった。

市は、大雪の際には、簡易な構造物に過重な負荷がかかり倒壊の危険があること、道路の通行止め、公共交通機関の停止など普段の生活にはない状態が発生し、場合によっては生命が危険に及ぶことがあることなどについて、防災行政無線を活用しあらかじめ周知する。

3 市民による自助の取組

市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

4 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

市は、県と協力して大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。併せて、市民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。

第2 応急対策

1 警報・注意報等の伝達

市及び関係機関は、「風水害対策編 第2章 第1節」に基づき、降雪に関する気象警報・注意報の把握・伝達に努める。

降雪に関する気象警報・注意報の種類は、「風水害対策編 第2章 第1節 第3の1（2）」を準用する。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

2 市の除雪方針

市は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行う。

3 救出救助活動

市は、県や交通事業者と協力し、滞留車両の乗員保護や孤立地区の応急対策の実施及び支援を行う。

交通事業者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携の上で支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

4 交通の確保

（1）道路交通の確保

市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両があった場合には、必要に応じて移動を行う。

県および高速道路事業者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、東武鉄道や秩父鉄道は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

5 ライフラインの確保

(1) 通信の確保

東日本電信電話(株)埼玉事業部は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

(2) 電気供給の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

羽生市地域防災計画

資 料 編

資料 1 条例・規程・規則

1-1 羽生市防災会議条例

昭和 49 年 3 月 28 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、羽生市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羽生市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議にはかつて会長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の第3条第5項第8号及び第9号の規定により新たに任命される委員の最初の任期は、改正後の第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の残任期間と同期間とする。

1-2 羽生市防災会議運営規程

令和 2 年 3 月 3 1 日

訓令第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、羽生市防災会議条例（昭和 4 9 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長を代理する委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員をもって充てる。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の処理事項)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、地域振興課において処理する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

1-3 羽生市災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 30 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、羽生市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 21 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 8 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 羽生市災害対策本部規程

令和 2 年 3 月 3 1 日

訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、羽生市災害対策本部条例（昭和 3 9 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条の規程に基づき、災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長をもって充てる。

(副本部長)

第 3 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長をもって充てる。

(本部長付)

第 4 条 対策本部に災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）を置き、教育長をもって充てる。

2 本部長付は、本部長を補佐し、本部長及び副本部長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

(本部員会議)

第 5 条 対策本部に災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、その議長となる。

(部及び班)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項に規定する部は、班をもって組織する。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属員を指揮監督する。

4 部の組織並びに条例第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定するそれぞれの本部員は、羽生市地域防災計画のとおりとする。

(部掌事務)

第 7 条 班において分掌する事務は、おおむね羽生市地域防災計画のとおりとする。

(本部付)

第 8 条 本部長は、対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱し、または任命することができる。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

1-5 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例

羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例改正に伴い、改正後の条文を掲載

昭和49年10月1日

条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、次いで実父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合
150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の貸付けの利率は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

(1) 保証人を立てる場合 無利子

(2) 保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める利率

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者が当該債務を履行しなかったときに、当該債務を履行する責任を負うものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月23日条例第17号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第17号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (令和元年7月11日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し法別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(利率)

第6条 条例第14条第2項第2号の規則で定める利率は、年1パーセントとする。

(借入れの申込み)

第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（様式第5号。保証人を立てる場合は、保証人の連署したもの）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 1 1 条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 1 2 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 1 3 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 1 4 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 1 5 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 1 0 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第 1 1 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 1 2 号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 1 6 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（様式第 1 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日規則第3号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和元年12月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

1-7 災害救助法の適用基準

○災害救助法等の制度の対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

< 参考 >

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる。

- ① 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ② 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ③ ①又は②の市町村を含む都道府県で5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10 万人未満に限る）
- ④ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10 万人未満に限る）
- ⑤ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2 以上ある場合に、
- ⑥ 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10 万人未満に限る）
- ⑦ 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5 万人未満に限る）

1-8 災害救助被災者調査原票

- 適用被害世帯数の被害判定は「被害判定基準」を用いて行う。
- 集計に当たっては、「災害救助被災者調査原票」の作成を行い被害の集計を行う。

○災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名				住所				調査者氏名			
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水 cm、									
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名 及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産	
		重傷	軽傷								
		男女									
		男女									
		男女									
		男女									
		男女									
		男女									
		男女									
		男女									
	計	人				小学校 人 中学校 人	人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の 土砂流入状況		有 無		面積 m ²		高さ cm					
住家及び非住家の 棟数及び所有別		住家 棟		自家 貸家		非住家 棟		住民登録状況		有 無	
避難先	縁故先、 所有地等					避難場所、所 在地、名称等					
備考											

● 記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - ア 全壊、全焼、流失とは、延床面積 70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したもの
 - イ 住家の半壊、半焼とは、延床面積 20%以上 70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
 - ウ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの (ア、イは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - ア 重傷とは、1 カ月以上の治療を要する見込みのもの
 - イ 軽傷とは、1 カ月未満で治癒できる見込みのもの
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

1-9 被害報告判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分		判 定 基 準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	決 壊	道路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不可能となったもの及び応急修理が必要なもの。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河 川 海 岸		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点におけ

被害区分		判定基準
		る戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の指示の状況		災害対策基本法第 60 条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

（注）この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(救助の方法、程度、期間 早見表) 「令和4年度災害救助基準」

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を受入れる「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがある。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 ※設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ※供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 (賃貸型応急住宅) 1 規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模。 2 基本額 地域の実情に応じた額(実費)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	(建設型応急住宅) 1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満でも個数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間最高2年以内 5 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 (賃貸型応急住宅) 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。 2 供与期間は、2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の 種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。			
		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 全 流	壊 焼 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
				冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半 半 床 上 浸 水	壊 焼 失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900			12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費として当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内（死体の搜索の場合は10日以内）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者 3 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内				災害発生の日から3か月以内（※）	※災害対策基本法第23条の1第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）			

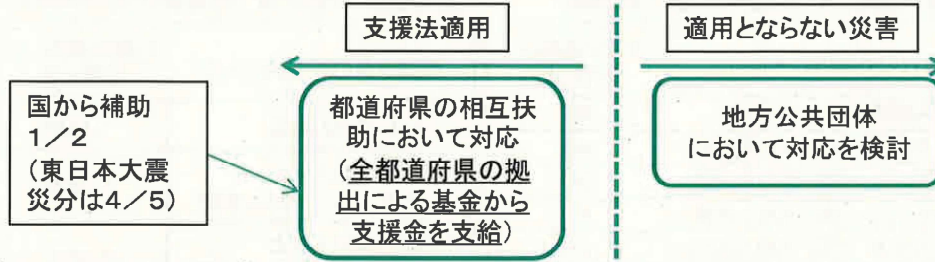
救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800 円以内 小人(12歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の処理 (死体の捜索は被災者の救出を参照)	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第一項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第二項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金の職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1-11 被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

資料２ 応援協定

2-1 災害時における相互応援に関する協定書（友好都市）

※吹上町は、平成１７年１０月１日鴻巣市と合併

埼玉県羽生市、鴻巣市及び福島県金山町、（以下「協定市町」という。）は、相互に理解を深め、今後の友好を願い、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

記

（趣旨）

第１条 この協定は、災害が発生し、協定市町が独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２号）第６７条の規定に基づき協定市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条 前条に規定する応援の内容は次のとおりとする。

- （１）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （３）被災者の救出・医療・防疫・施設の応援復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （４）救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
- （５）被災者を一時収容するための施設の提供
- （６）被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
- （７）前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第３条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したとき、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の手続）

第４条 応援を受けようとする協定市町は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- （３）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （４）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （５）応援の場所及び応援場所への経路

(6) その他応援を必要とする事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請した協定市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町の負担とする。

- 1 応援を受けた協定市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町から要請があった場合には、応援した協定市町は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条の規定により派遣され、応援活動に従事した職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた協定市町が、応援を受ける協定市町への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換等を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有する。

平成9年3月22日

2-2 災害発生時における羽生市と羽生市内郵便局の協力に関する協定

羽生市(以下「甲」という。)と羽生市内郵便局(以下「乙」という。)は、羽生市内において発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、羽生市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る次に掲げる災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うために必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 羽生市 総務部長

乙 日本郵便株式会社 羽生郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附則

平成20年4月1日締結の災害時における郵便事業(株)・羽生市間の協力に関する覚書は、廃止する。

平成28年8月29日

2-3 災害時における相互応援に関する協定書（北埼玉地区）

※南河原村は、平成18年1月1日に行田市と合併

※川里村は、平成13年5月1日町制施行、平成17年10月1日に鴻巣市と合併

※騎西町、北川辺町及び大利根町は、平成22年3月23日に加須市と合併

行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町（以下「協定市町村」という。）の区域において災害が発生し、被災した市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災した市町村からの応援要請に応え、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）被災者の一時収容のための施設の提供
- （7）前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第3条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量
- （5）必要とする職員の職種別人員
- （6）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （7）その他応援を必要とする事項

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

2 応援に要する経費（次号に掲げる経費を除く。）は、応援を受けた協定市町村の負担とする。

職員の派遣に要する経費は、応援した協定市町村の負担とする。

応援した協定市町村は、応援を受けた協定市町村が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町村が要請した場合には、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第5条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成10年5月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年5月8日

2-4 大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、藤岡市、富岡市、羽生市、春日部市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市及び津島市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では、十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成16年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、協定市は、記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成16年9月1日

群馬県藤岡市長	新	井	利	明
群馬県富岡市長	今	井	清	二郎
埼玉県羽生市長	今	成	守	雄
埼玉県春日部市長	三	枝	安	茂
埼玉県富士見市長	浦	野		清
神奈川県藤沢市長	山	本	捷	雄
静岡県藤枝市長	松	野	輝	洋
愛知県江南市長	堀			元
愛知県津島市長	三	輪		優

2-5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、応援するものとする。

前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の職員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあつては、当該村長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。
前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記入押印の上
それぞれ一通を所持する。

平成3年3月29日

2-6 埼玉県下消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

(1) その災害が指定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

(3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

(4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において、連絡会議を開くものとする。

(連絡協議事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。

(2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の補完)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

2-7 消防相互応援協定書（行田市）

第1条 本協定は、消防組織法第21条の規定により羽生市（以下「甲地区」という。）と行田市（以下「乙地区」という。）の消防相互応援について定めるものである。

第2条 本協定は、水火震災時若しくはこれらにより発生する諸事態時に際し、甲地区、乙地区相互間の消防力を活用して災害時における人的及び物的被害を最小限に防圧し、治安維持の完璧を期するをもって目的とする。

第3条 本協定により出動する消防部隊は、甲地区側にあつては羽生市消防署・消防団、乙地区側にあつては行田市消防署・消防団とする。

第4条 相互応援を区分して、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、第2条の目的を達成するため第5条に定める応援地区内に発生した災害を認知し、若しくは、受報した場合に被応援地の要請を俟たずして応援出動することをいう。

3 特別応援とは、前項に定める普通応援以上の応援を必要とする場合において被応援地消防長の要請により第5条の規定にかかわらず出動することをいう。

第5条 普通応援の出動部隊は1隊とし、応援に出動すべき区域及び出動部隊は次のとおりである。

地区別	応援部隊	出動部隊	ポンプの種類及び台数		備 考
			自動車	計	
甲地区側	羽生市	消防署	1台	3台	新 郷 須 影
		第2分団	1台		
		第6分団	1台		
乙地区側	行田市	消防署	1台	4台	須 加 荒 木 長 野
		第6分団	1台		
		第7分団	1台		
		第8分団	1台		

第6条 特別応援の出動部隊数は、応援地の責任者が状況により決定する。

第7条 応援出動部隊は、すべて現場における被応援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第8条 出動部隊の長は、現場到着及び引揚時並びに、消防活動状況等を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

第9条 応援部隊の受けた人的及び物的等の損傷並びに消耗品はそれぞれ応援した側の負担とする。

第10条 本協定に規定した以外の事項にして協定の必要を生じた場合はその都度協議決定する。

第11条 本協定は、昭和39年8月1日から実施する。

上記のとおり協定する。

2-8 消防相互応援協定書（埼玉東部消防組合消防局）

羽生市（以下「甲」という。）と埼玉東部消防組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災（大規模災害、特殊災害を含む。）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む。）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次による区分する。

（1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請を待たずに派遣するものをいう。

（2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定はに定める区域は、甲及び乙相互の相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続）

第5条 甲又は乙は、この協定に基づき応援を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとし、通報連絡先は別表2のとおりとする。

（1）災害の種別及びその概要

（2）必要とする資機材等の種別並びに数量

（3）必要とする活動部隊、職員数及び応援期間

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(職員の派遣及び報告)

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長又は管理者は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において消防職員を派遣するものとする。

2 消防職員が応援出動した場合は、事後に受援側の市長又は管理者へ応援側の活動報告書の写しにより、活動状況を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を行った側の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された消防職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。

2 羽生市・加須地区消防組合消防相互応援協定書（平成22年11月1日締結）は、廃止する。

平成25年4月1日

別表 1

	羽生市への応援区域	埼玉東部消防組合への応援区域
普通応援	●羽生市 境界線付近の羽生市の地域	●加須市 境界線付近の加須市の地域

別表 2

応援要請時の連絡先

甲の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
羽生市	羽生市藤井下組 9 9 0 番地 1	羽生市消防本部 通信指令室	(TEL) 048-565-1919 (FAX) 048-565-1166

乙の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
埼玉東部消防組合	久喜市上早見 3 9 6 番地	消防局指令課	(TEL) 0480-21-0119 (FAX) 0480-23-1542

2-9 救急業務相互応援協定書（行田市）

羽生市（以下「甲」という。）及び行田市（以下「乙」という。）は、消防組織法第21条第2項により、甲及び乙の救急業務の相互応援につき、次のとおり協定を締結する。

（応援）

第1条 甲及び乙は、救急業務を適切かつ迅速に行うため、相互に応援するものとする。

（応援区分）

第2条 応援は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、甲及び乙の境界附近において発生した交通事故その他の災害等により傷病者が発生した場合において、その通報を受けた消防署の救急隊が管轄区域外であっても、その現場を管轄する市の長の要請によることなく出動することをいう。

3 特別応援とは、大規模な交通事故その他の災害により多数の傷病者が発生した場合において、その現場を管轄する市の長の要請により出動することをいう。

（指揮）

第3条 応援部隊の指揮は、普通応援にあつては当該救急隊長が、特別応援にあつては当該事故発生地の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。

（連絡）

第4条 普通応援として救急業務を行ったときは、その業務終了後すみやかに当該地域を管轄する消防署の長に連絡するものとする。

2 特別応援の場合は、応援部隊の長は、現場到着時及び引揚時にその活動状況を最高指揮者に連絡するものとする。

（経費負担）

第5条 応援出動部隊の経費及び事故等により人員、物件等を損傷した時の経費は、応援した側の負担とする。

（追加協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定は、昭和45年3月1日から実施する。

昭和45年3月1日

2-10 東北高速道路管内市（組合）間の消防相互応援協定

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく、東北高速道路における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故の災害発生の際、沿線市（組合）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

（1）救急出場

ア 川口～館林間における各市（組合）の分担区域は別表のとおりとする。

イ 川口～館林間における東北高速道路上に発生した特殊の救急事故等で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊が出場するものとする。

（2）火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当区域から出場し、応援を要請する場合は（1）の救急出場に準じる。

（3）特別応援

川口～館林間の高速道路等において大火災又は大事故が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定し相互円滑なる運用を図るものとする。

第7条 本協定を証するため、協定書を作成し、市（組合）ごとに各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成4年3月21日から施行する。

附則

この協定は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この協定は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この協定は、平成２７年３月２９日から施行する。

平成２７年３月２７日

川口市市長	奥ノ木 信 夫
さいたま市長	清 水 勇 人
蓮田市市長	中 野 和 信
埼玉東部消防組合管理者	田 中 暄 二
羽生市長	河 田 晃 明
館林地区消防組合管理者	安 樂 岡 一 雄

別表

消防（局）本部名	分 担 区 域
川口市消防局	川口ジャンクションから浦和インターまでの下り路線
さいたま市消防局	岩槻インターから川口ジャンクションまでの上り路線及び浦和インターから久喜白岡ジャンクションまでの下り路線
埼玉東部消防組合消防局	加須インターから岩槻インターまでの上り路線及び久喜白岡ジャンクションから羽生インターまでの下り路線
羽生市消防本部	羽生インターから加須インターまでの上り路線及び館林インターまでの下り路線
館林地区消防組合消防本部	館林インターから羽生インターまでの上り路線

2-11 災害時における救援物資の供給協力に関する協定書

※（JAほくさい、羽生正味会、羽生菓子商工組合、LPガス協会北埼玉支部、羽生薬業会、羽生市書店商業組合、埼玉県米穀商業協同組合、羽生市荒物雑貨卸商組合、埼玉県石油協同組合羽生本部羽生班）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、羽生市内に地震・台風その他の災害がは発生し、または発生する恐れのある場合において、被災者に対する救援物資の供給を確保するため、羽生市（以下「甲」という。）と※各位（以下「乙」という。）との間において、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 乙は、災害時に甲の要請に対し、在庫量の範囲内で優先的に応じるものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があったときは、速やかにその要請に応じられる態勢を平常時より確立するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による協力を要請するときは、商品出荷要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により手続きをするものとする。ただし、要請書により要請の手続きをするいとまがないときは、電話等により要請の手続きを行い、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の指定物資を乙の所蔵・保管している場所において甲に引き渡す。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する納入場所に納入する。

（代金の支払）

第5条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金及び所要経費を請求する。

2 物資の代金は災害時直前の価格として、所要経費については甲・乙協議のうえ決定する。

3 甲は、第1項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

(協定の効力)

第7条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

なお、この協定の解除に関しては、甲・乙協議のうえ行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年4月1日

2-12 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

(イオングループ イオン株式会社ジャスコ羽生店)

羽生市（以下「甲」という。）イオングループのイオン株式会社ジャスコ羽生店（以下「乙」とう。）、イオンモール株式会社（以下「丙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合において、甲から乙、丙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙、丙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙に対して協力要請の連絡をするものとする。乙は、甲の要請に基づき、丙と協力して対応する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに対応するとともに乙、丙の対応が乙が一本化して、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、乙、丙が保有または調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。乙は甲の出荷要請を丙に連絡する。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙または丙において搬送するものとし、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙、丙が供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙、丙に対し、30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙、丙は災害時において、乙、丙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(改正または廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙、丙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年10月26日

2-13 協定書一覧

令和 6 年 3 月 1 日現在

(1) 相互応援協定

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時相互応援協定	鴻巣市 福島県金山町	H9.3.22	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入
2	災害時相互応援協定	行田市、加須市	H10.5.8	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供
3	大規模災害時の相互応援協定	春日部市、富士見市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市、愛知県津島市	H16.9.1	支援物資の提供等、職員の派遣等
4	大規模災害時の相互応援協定	富士河口湖町	H25.4.20	支援物資の提供等、ホームページの代理掲載、その他災害時の情報発信協力、職員の派遣等、避難施設の提供
5	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	H30.12.25	原子力災害時の水戸市民の県外広域避難の受入、当市被災時の水戸市からの支援
6	災害時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町	H31.2.4	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入

「消防相互応援協定」、「県と県内市町村間の応援協定」は含まない。

(2) 食料・飲料・生活必需品関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	羽生正味会	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	H3.4.1	保有商品の優先的供給（副食、調味料の調達）
2	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定書	H20.11.14	地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供、飲料水の優先的供給
3	株式会社東洋食品	大規模災害時における炊き出し等に関する協定書	H24.3.30	災害時における炊き出し等による食事の提供
4	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H27.1.1	応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報提供
5	セッツカートン株式会社 J パックス株式会社	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	R2.7.1	災害時における応急生活物資（段ボールベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り等）の供給に関すること
6	株式会社テクノフォームジャパン埼玉工場	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	R2.8.21	災害時における応急生活物資（ジョイントマット等）の供給に関すること
7	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	R2.10.22	災害時における生活物資の供給協力に関すること

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
		する協定書		
8	株式会社ケンゾー	災害発生時における 応急生活物資の供給 に関する協定書	R2.12.22	災害発生時における応急生活 物資の供給に関すること
9	NPO 法人コメリ災害対 策センター	災害時における物資 の供給に関する協定 書	R3.9.1	災害時における物資の供給に 関すること
10	ほくさい農業協同組合	災害発生時における 応急生活物資の供給 に関する協定書	R4.10.19	災害発生時における応急生活 物資の供給に関すること
11	株式会社ベシア	災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定書	R4.10.25	災害時における応急生活物資 の供給に関すること
12	株式会社丸武	災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定書	R5.9.19	災害時における応急生活物資 の供給に関すること
13	株式会社セキ薬品	災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定書	R5.10.25	災害時における応急生活物資 の供給に関すること
14	株式会社ベルク	災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定書	R5.11.16	災害時における応急生活物資 の供給に関すること
15	Burger Big Bang.Pj 株式会社	大規模災害時におけ る炊き出し等に関す る協定書	R6.12.12	災害時における炊き出し等に よる食事の提供

(3) 電気・ガス・水道・燃料関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	社団法人埼玉県エルピ ーガス協会北埼玉支部	災害時における救援 物資の供給協力に関 する協定書	H3.4.1	保有商品の優先的供給（燃料等 の調達）
2	埼玉県電気工事工業組 合	災害時における電気 設備等の復旧に関す る協定書	H21.4.15	公共施設等の電気設備の優先 的供給
3	公益社団法人 日本下 水道管路管理業協会	災害時における埼玉 県内の下水道管路施 設の復旧支援協力に 関する協定	H29.9.20	単独では災害時に下水道管路 施設の被害に対して十分な応 急対応を実施することができ ない場合において、復旧支援を 要請できる。
4	東京電力パワーグリッ ド株式会社 熊谷支社	災害時における停電 復旧の連携等に関す る基本協定	R5.3.1	災害時における電力復旧に係 る応急措置、障害物の除去、保 有施設や駐車場の利用情報の 提供、広報活動
5	トヨタカローラ埼玉株 式会社	災害時の避難所等 における外部給電可能 な車両からの電力供 給等の協力に関する 協定	R7.3.12	災害時の避難所等における外 部給電可能な車両からの電力 供給等の協力に関すること。 店舗及び車両の避難所として の利用に関すること。
6	久喜中央三菱自動車販 売株式会社 三菱自動車工業株式会 社	災害時における電動 車両等の支援に関す る協定書	R7.3.19	災害時における電動車両等の 支援に関すること。

(4) 交通・輸送関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	一般社団法人埼玉県トラック協会北埼玉支部	災害時における物資の輸送に関する協定書	H24. 6. 1	災害時における物資の輸送
2	有限会社県北自動車バス	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関すること
3	株式会社スター交通	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関すること
4	館林観光バス株式会社	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関すること
5	朝日自動車株式会社	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関すること

(5) 避難所・帰宅困難者関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	ジャスコ羽生店、イオンモール羽生株式会社	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19. 10. 26	災害時における保有物資等の供給、駐車場を避難場所として提供
2	埼玉県営繕・公園事務所	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書(羽生水郷公園)	H23. 3. 4	災害時における避難地及び防災施設の活用
3	ルートインジャパン株式会社	大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	H28. 5. 25	大規模災害時における宿泊施設等の確保
4	学校法人 純真学園 埼玉純真短期大学	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R3. 10. 14	災害時における建物等の避難所としての利用に関すること
5	曙ブレーキ工業株式会社	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 10. 12	災害時における建物等の避難所としての利用に関すること
6	ほくさい農業協同組合	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 10. 19	災害時における建物等の避難所としての利用に関すること
7	日清ヨーク株式会社 関東工場	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 11. 25	災害時における建物等の避難所としての利用に関すること
8	金子農機株式会社	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 12. 26	災害時における建物等の避難所としての利用に関すること
9	県立羽生実業高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R5. 9. 20	災害時における県立学校等の使用に関すること
10	県立誠和福祉高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R5. 10. 1	災害時における県立学校等の使用に関すること
11	株式会社ダイナム	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	R5. 11. 6	災害時等における施設利用の協力に関すること
12	県立羽生第一高等学校	災害時における県立	R5. 12. 15	災害時における県立学校等の

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
		学校の使用に関する覚書		使用に関すること
13	県立羽生ふじ高等学園	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R6. 1. 18	災害時における県立学校等の使用に関すること
14	県立羽生高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R6. 10. 1	災害時における県立学校等の使用に関すること

(6) 医療・救護・救助関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	一般社団法人羽生市医師会	災害時の医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の医療救護に関すること
2	羽生市歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の歯科医療救護に関すること
3	羽生市薬剤師会	災害時の医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の医療救護に関すること

(7) 土木・建築・設備関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	羽生市建設業協会	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	H3. 4. 1	保有商品の優先的供給（応急仮設住宅の建築、住宅修理用資材の調達）
2	建設災害防止協力会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	H20. 6. 2	災害時における応急復旧活動
3	埼玉土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	H24. 6. 1	災害時における家屋被害認定調査に対する支援
4	羽生市建設業協会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	H29. 6. 8	災害時における建設資機材・労力等の提供
5	羽生市防災協議会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	R2. 8. 27	災害時における公共公益施設における応急対策業務の協力に関すること
6	株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	R2. 11. 11	災害時におけるレンタル機材の提供に関すること
7	三協フロンティア株式会社	災害時における物資の供給に関する協定書	R3. 9. 1	災害時における物資の供給に関すること
8	羽生市清掃組合	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書	R7. 1. 20	災害時における仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務に関すること

(8) 情報・通信・報道・広報・その他

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H23. 1. 7	災害時における各種情報交換等
2	東電タウンプランニング株式会社	地域貢献型電柱広告に関する協定書	H27. 4. 1	地域に必要な公共的な情報を発信
3	埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	H28. 7. 27	災害発生時における被災者等相談の実施
4	羽生市内郵便局	災害発生時における羽生市と羽生市内郵便局の協力に関する協定	H28. 8. 29	災害時における車両の提供、情報の相互提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等並びにこれらを行うために必要な事項、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱い、その他協力できる事項
5	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29. 8. 18	災害対策本部を設置したときの地図製品等の供給及び利用等に関すること
6	埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	H30. 3. 26	災害時における被災者支援のための業務相談の実施に関すること
7	一般社団法人全国防災共助協会	減災を目的とした防災A Rに関する協定書	H30. 4. 11	スマートフォン等の携帯端末向け防災A Rシステム等を活用した情報伝達に関すること
8	埼玉県北部生コンクリート協同組合	大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定	H30. 7. 5	大規模火災発生時における消火用水の搬送協力に関すること
9	社会福祉法人羽生市社会福祉協議会	羽生市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	R1. 8. 16	災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営に関すること
10	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書	R2. 4. 1	災害に係る情報発信等に関すること
11	有限会社羽生モータースクール 行田ドローンスクール	災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	R3. 4. 19	災害時における無人航空機による協力活動等に関すること
12	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	R3. 12. 7	災害時における支援物資の受入及び配送等に関すること
13	羽生市書店商業組合	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R4. 12. 19	保有商品の優先的供給（文房具、学用品の調達）

資料 3 防災関連施設・設備・資機材等

3-1 現有消防無線

○現有消防無線

設置 機関	施設の 種類	局の区分	台 数	常置場所	電源
消防本部	消防専用 無線電話機	基地局 共通予備方式 6波、6装置	2	○指令室	交流電源 蓄電池 発電設備
		移動局 (車載型無線装 置)	15	○消防本部 指令車 広報車 ○消防署 指揮車 13mブーム付多目的消防ポンプ自動車 化学消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車2・3号車 救助工作車 救急車1・2・3・4号車 ○西分署 水槽付消防ポンプ自動車西1 号車 消防ポンプ自動車西2号車 救急車羽生西1号車	車両用 蓄電池
		移動局 (可搬型無線装 置)	2	○消防署・指令室	充電式専用 電池
		移動局 (携帯型無線装 置)	25	○各車両に積載	充電式専用 電池
		卓上型受令機	4	○消防本部 ○消防署・指令室 ○西分署	交流電源 発電設備
		車載型受令機	12	○消防団車	充電式専用 電池

令和6年11月1日現在

3-2 羽生市防災行政無線子局設備設置場所一覧

○羽生市防災行政無線子局設備 設置場所一覧

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
1	00	羽生市役所屋上	東6丁目
2	01	羽生南小学校	南6丁目
3	02	元町会館	南2丁目
4	03	大天白公園	北2丁目
5	04	西分署	上岩瀬
6	05	西中学校	羽生
7	06	中央公民館	中央2丁目
8	07	中央公園	東9丁目
9	08	栄町公会堂	西4丁目
10	09	旭会館	中央5丁目
11	10	栄町公園	西2丁目
12	11	東2丁目	東2丁目
13	12	南3丁目	南3丁目
14	13	東7丁目	東7丁目
15	14	新郷第一小学校	上新郷
16	15	須影小学校	須影
17	16	長良神社	本川俣
18	17	井泉小学校	藤井上組
19	18	手子林運動場	下手子林
20	19	第4保育所	与兵衛新田
21	20	村君小学校	堤
22	21	清和園	上岩瀬
23	22	新郷第二小学校	下新郷
24	23	南中学校	中岩瀬
25	24	市営駐輪場	中央1丁目
26	25	稲子前公園	東3丁目
27	26	新田公園	西5丁目
28	27	新郷団地集会所	下新郷
29	28	藤木集会所	下新郷
30	29	下新田栄新寺前	下新田
31	30	住吉自衛消防小屋	上新郷

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
32	31	別所集会所	上新郷
33	32	愛宕神社	上新郷
34	33	消防団第2分団	上新郷
35	34	中新田東第9区集会所	上新郷
36	35	中新田上火の見	上新郷
37	36	下川崎集会所	下川崎
38	37	上川崎集会所	上川崎
39	38	白山姫神社	南羽生4丁目
40	39	砂山集会所	砂山
41	40	秀安第1集会所	秀安
42	41	ワークヒルズ羽生	下羽生
43	42	市営南羽生団地	南羽生3丁目
44	43	消防団第3分団	上岩瀬
45	44	白山神社	下岩瀬
46	45	下岩瀬集会所	下岩瀬
47	46	小松神社	小松
48	47	桑崎集会所	桑崎
49	48	上川俣天神様	上川俣
50	49	稲子集会所	稲子
51	50	小須賀集会所	小須賀
52	51	今泉八幡神社	今泉
53	52	発戸地区不燃物置場	発戸
54	53	藤井上組西部公会堂	藤井上組
55	54	千代めん付近児童公園	藤井下組
56	55	尾崎農業研修所	尾崎
57	56	北袋石橋	北袋
58	57	水質浄化センター	大沼2丁目
59	58	新田雷電宮	上手子林
60	59	上手子林稲荷神社	上手子林
61	60	清浄院	下手子林
62	61	下手子林稲荷神社	下手子林
63	62	中手子林天満宮	中手子林
64	63	中手子林農民センター	中手子林
65	64	手子林農協南部支庫	神戸
66	65	三田ヶ谷1区集会所	三田ヶ谷

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
67	66	宝蔵寺2区集荷所	三田ヶ谷
68	67	三田ヶ谷農協	三田ヶ谷
69	68	田舎教師記念碑	弥勒
70	69	弥勒精米所前	弥勒
71	70	無量寺東	喜右エ門新田
72	71	上村君区民前	上村君
73	72	松の木集荷所	下村君
74	73	名集会所	名
75	74	常木集荷所	常木
76	75	西新田集荷所	上新郷
77	76	下川崎バイパス小室宅前	下川崎
78	77	下川崎上集会所	下川崎
79	78	県営住宅須影団地内公園	南羽生3丁目
80	79	前原集会所	今泉
81	80	今泉諏訪神社参道	今泉
82	81	村田宅前今戸川水路敷	発戸
83	82	吉田豆腐店前	尾崎
84	83	千眼寺	南羽生2丁目
85	84	町屋天神様	町屋
86	85	北荻島天満社	北荻島
87	86	恩田宅裏	三田ヶ谷
88	87	巢の子庚申様	三田ヶ谷
89	88	三田ヶ谷ほ場整備事業碑	三田ヶ谷
90	89	谷ヶ浦百合宅前防火水槽	弥勒
91	90	喜右衛門新田愛宕様	喜右エ門新田
92	91	上村君風張稲荷様	上村君
93	92	舘岡宅西防火水槽	上村君
94	93	鷺宮神社	下村君
95	94	常木神社	常木
96	95	小林ヨネ宅南地藏様	羽生
97	96	薬師堂	北1丁目
98	97	栃木東公園	東3丁目
99	98	小松工業団地南公園	小松台
100	99	下羽生集会所	下羽生
101	100	秀安ゲートボール場	秀安

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
102	101	須影公民館	須影
103	102	柿沼八之助宅南防火水槽	上岩瀬
104	103	木村佐吉宅南	中岩瀬
105	104	生明英一宅南防火水槽	藤井上組
106	105	葛西親水公園	本川俣
107	106	川俣公民館	本川俣
108	107	須永政之助宅南防火水槽	上川俣
109	108	山崎被服東防火水槽	中手子林
110	109	日野庚申様	日野手新田
111	110	勤労婦人ホーム	南5丁目
112	111	宮田1号公園	南7丁目
113	112	八幡稲荷様	加羽ヶ崎
114	113	栗田清治宅西防火水槽	下岩瀬
115	114	消防署	藤井下組
116	115	吉田武士宅東防火水槽	藤井下組
117	116	今戸用水路敷	中手子林
118	117	神鳥荻島土地改良記念碑	喜右エ門新田
119	118	大和町公園	北3丁目
120	119	小松道下公園	南2丁目
121	120	羽生高等技術専門校跡地	東1丁目
122	121	天神社	下新郷
123	122	中村米二宅東防火水槽	上川崎
124	123	村山等宅南防火水槽	本川俣
125	124	中村陸三宅西防火水槽	藤井上組
126	125	北袋集会所	北袋
127	126	小松道上公園	西3丁目
128	127	毘沙門	西1丁目
129	128	市民農園	東4丁目
130	129	保健センター	東7丁目
131	130	中岩瀬上集会所	中岩瀬
132	131	白石勝則宅西防火水槽	小松
133	132	下手子林竹田集会所	下手子林
134	133	太陽の公園	南羽生2丁目
135	134	岡戸ミサオ宅北地藏様	町屋
136	135	尾上春夫宅防火水槽	下村君

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
137	136	延命寺東田墓地	堤
138	137	川辺タバコ店東	南3丁目
139	138	山崎辰五郎宅北	小須賀
140	139	西田勘一宅北	稲子
141	140	喜右エ門新田庚申塔	喜右エ門新田
142	141	三田ヶ谷公民館	弥勒
143	142	光の公園	南羽生3丁目
144	143	越沼敏雄宅北東	中手子林
145	144	常木沖集会所	常木
146	145	磯野幸夫宅南防火水槽	小須賀
147	146	羽生市民プラザ	中央3丁目
148	147	宮田2号公園	南7丁目
149	148	宮田3号公園	南8丁目
150	149	下手子林防火水槽	下手子林
151	150	須永義雄宅南	弥勒
152	151	下村君東部集会所	下村君
153	152	東耕地集会所	下新郷
154	153	小松交差点脇	小松
155	154	小子松	下新郷

令和2年11月1日現在

3-3 施設設備及び資機材の現況

1 水防施設設備・資機材一覧

施設設備・資機材名	保有数量	施設設備・資機材名	保有数量
水防倉庫	3	小鎌	60
鋸	36	竹	25
掛矢	84	縄 (m)	6,300
シャベル	240	シート	144
照明器具	12	杉丸太	276
モッコ	24	鉄線	600
斧	24	土のう袋	20,800

令和6年11月1日現在

2 消防施設

(1) 消防車両状況

	普通消防ポンプ車	タンク車	化学車	救助工作車	救急車	その他車両	計
本署	3	0	1	1	4	8	17
西分署	1	1			1		3
消防団	11					1	12
計	15	1	1	1	5	9	32

令和6年11月1日現在

(2) 消防署の現有機械器具状況

① 一般救助器具

機械名	保有数	機械名	保有数
かぎ付き梯子	6	三連梯子	7
ワイヤー梯子	1	空気式救助マット	1
救命索発射銃	2	救助用縛帯	2
平担架	1	バスケット担架	2
スケッド担架	3		

令和6年11月1日現在

② 重量物排除器具等

機械名	保有数	機械名	保有数
油圧ジャッキ	3	可搬ウインチ	2
マンホール救助器具	1	マット型空気ジャッキ	1
大型油圧スプレッダー	1		

令和6年11月1日現在

③ 切断破碎用具

機械名	保有数	機械名	保有数
油圧切断機	1	エンジンカッター	3
酸素溶断機	1	チェーンソー	4
鉄線カッター	7	空気鋸	2
大型油圧切断機	1	万能斧	16
ハンマー	6	携帯用コンクリート破壊器具	1
削岩機	1	ハンマードリル	1
電気鋸	1	ハリガンツール	2

令和6年11月1日現在

④ 測定機械

機械名	保有数	機械名	保有数
可燃性ガス測定器	1	有毒ガス測定器	1
酸素濃度測定器	1	放射線測定器	2

令和6年11月1日現在

⑤ 隊員保護用用具

機械名	保有数	機械名	保有数
空気呼吸器	28	簡易呼吸器	2
防塵マスク	22	送排風機	2
耐電衣一式	3	防塵メガネ	9
携帯警報機	22	防毒マスク	15
化学防護服	11	陽圧式化学防護服	3
耐熱服	2	放射線防護服	3

令和6年11月1日現在

⑥ 水難救助器具

機械名	保有数	機械名	保有数
潜水器具	6	救命胴衣	41
救命浮環	4	浮標	2
救命ボート	2	船外機	2

令和6年11月1日現在

⑦ 高度救助用器具

機械名	保有数	機械名	保有数
画像探索器	1	熱画像直視装置	3

令和6年11月1日現在

⑧ その他

機械名	保有数	機械名	保有数
高圧ガス製造設備	2	総合気象観測装置	1
消防指令台	1		

令和6年11月1日現在

(3) 現有消防水利の状況

地区名	消火栓	有蓋 貯水槽	無蓋 貯水槽	プール	井水	池水	導水溝	計
羽生	431	88 (38)		7	19			545
新郷	85	41 (27)	24	2	26			178
岩瀬	108	58 (38)	26	2	16			210
川俣	50	27 (20)	9	1	6			93
井泉	85	56 (32)	35	2	13	1		192
須影	99	98 (75)	35	1	13			246
手子林	118	67 (38)	32	1	5			223
村君	19	15 (12)	23	1	26			84
三田ヶ谷	29	20 (16)	42	1	25		4	121
計	1,024	470 (296)	226	18	149	1	4	1,892

※()内の数字は耐震性防火水槽

令和6年11月1日現在

(4) 消防センター一覧

No.	名称	所在地
1	羽生第1消防センター	中央4丁目 4297-1・4298-1の一部
2	羽生第2消防センター	中央2丁目 79-1の一部
3	新郷消防センター	上新郷 5956-4
4	岩瀬消防センター	中岩瀬 1324の一部 外9筆
5	川俣消防センター	本川俣 527-2
6	井泉消防センター	藤井上組 148-2
7	須影消防センター	須影 1582-7
8	手子林第1消防センター	下手子林 920-1
9	手子林第2消防センター	中手子林 986-6 外1筆
10	村君消防センター	下村君 1615-1の一部
11	三田ヶ谷消防センター	与兵エ新田 121-1・122・123

令和6年11月1日現在

3-4 防疫用資材の現況

仕様	数量	在庫場所
肩掛・背負式（電動）	13	各地区衛生協力会
肩掛・背負式（人力）	1	〃
その他（電動）	41	〃
その他（動力）	33	〃

※仕様「その他」は、キャスター移動式など「肩掛・背負式」以外を指す。

令和5年4月1日現在

3-5 清掃機材の状況

種別	数量	所在
バキュームカー	13台	市内許可業者 13台
じん芥収集車	12台	市役所環境課 3台、委託業者 9台
深ダンプ	3台	市役所環境課 3台、委託業者 0台（なし）
ホイールローダー	1台	市役所環境課 1台

令和5年12月1日現在

3-6 指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	面積 (ha)	収容 人数	浸水深
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井下組地内	10.69	53,450	3.0～5.0m 未満
2	羽生西公園	小須賀110	2.77	13,850	0.5～3.0m 未満
3	栄町公園	西2-12	0.27	1,350	0.5～3.0m 未満
4	小松道上公園	西3-16	0.41	2,050	3.0～5.0m 未満
5	大和町公園	北3-7	0.45	2,250	3.0～5.0m 未満
6	羽生平和公園	東6-2	0.43	2,150	3.0～5.0m 未満
7	旭町公園	南5-13	0.50	2,500	3.0～5.0m 未満
8	小松道下公園	南2-27	0.15	750	3.0～5.0m 未満
9	元町公園	南2-12	0.23	1,150	3.0～5.0m 未満
10	上新郷公園	上新郷1822・1823-1	0.23	1,150	0.5～3.0m 未満
11	大道公園	西5-8	0.18	900	3.0～5.0m 未満
12	新田公園	西5-17	0.46	2,300	3.0～5.0m 未満
13	新田前公園	西4-8	0.48	2,400	3.0～5.0m 未満
14	宮田1号公園	南7-15-1	0.49	2,450	3.0～5.0m 未満
15	宮田2号公園	南7-20-1	0.22	1,100	3.0～5.0m 未満
16	宮田3号公園	南8-5-1	0.17	850	3.0～5.0m 未満
17	前谷公園	南6-4-1	0.29	1,450	3.0～5.0m 未満
18	城沼公園	東7-8-5	0.29	1,450	3.0～5.0m 未満
19	稲子前公園	東3-45	0.18	900	3.0～5.0m 未満
20	栃木東公園	東3-19	0.19	950	3.0～5.0m 未満
21	栃木西公園	東3-13	0.47	2,350	3.0～5.0m 未満
22	大天白公園	北2-9	0.89	4,450	3.0～5.0m 未満
23	羽生水郷公園	三田ヶ谷、与兵衛新田ほか地内	53.60	268,000	5.0～10.0m 未満
24	羽生スカイスポーツ公園	常木1175	15.27	76,350	5.0～10.0m 未満
25	大沼公園	大沼2-75	1.82	9,100	3.0～5.0m 未満
26	相生町緑地公園	中央1-2	0.02	100	0.5～3.0m 未満
27	小松公園	小松280	0.25	1,250	0.5～3.0m 未満
28	小松東公園	小松台2-705-9	0.96	4,800	5.0～10.0m 未満
29	小松南公園	小松台1-603-39	0.82	4,100	0.5～3.0m 未満
30	小松北公園	小松台1-516-9	0.42	2,100	0.5～3.0m 未満
31	葛西親水公園	本川俣1013-1ほか	0.25	1,250	5.0～10.0m 未満
32	風の公園	南羽生4-12-3	0.30	1,500	0.5～3.0m 未満
33	山の公園	南羽生2-31-13	0.34	1,700	0.5～3.0m 未満
34	空の公園	南羽生1-20-1	0.82	4,100	0.5～3.0m 未満
35	光の公園	南羽生3-18	0.31	1,550	0.5～3.0m 未満

No.	名称	所在地	面積 (ha)	収容 人数	浸水深
36	上新郷町並公園	上新郷 5988-1 ほか	0.14	700	3.0～5.0m 未満
37	太陽の公園	南羽生 2-24-1	0.15	750	0.5～3.0m 未満
38	上川崎公園	川崎 2-267-1 ほか	0.40	2,000	0.5～3.0m 未満
39	下川崎公園	川崎 2-281-30	1.17	5,850	0.5～3.0m 未満
40	岩瀬第8公園	中岩瀬 220 (岩瀬土地区画整理事業 1 2 9 街区)	0.24	1,200	0.5～3.0m 未満
41	本川俣公園	本川俣 540-2	0.45	2,200	3.0～5.0m 未満
42	上岩瀬産業団地公園	上岩瀬 737-3	0.22	1,050	3.0～5.0m 未満
43	羽生北小学校	北 2-1-1	0.91	4,550	3.0～5.0m 未満
44	羽生南小学校	南 6-5-1	1.46	7,300	3.0～5.0m 未満
45	西中学校	羽生 120	1.71	8,550	3.0～5.0m 未満
46	羽生実業高等学校	羽生 323	2.19	10,950	0.5～3.0m 未満
47	羽生高等学校	加羽ヶ崎 303-1	2.14	10,700	3.0～5.0m 未満
48	羽生第一高等学校	下岩瀬 153	2.73	13,650	0.5～3.0m 未満
49	羽生ふじ高等学園	下羽生 320-1	0.47	2,350	3.0～5.0m 未満
50	誠和福祉高等学校	神戸 706	1.97	9,850	0.5～3.0m 未満
51	新郷第一小学校	上新郷 5716	0.91	4,550	0.5～3.0m 未満
52	新郷第二小学校	下新郷 1099	0.93	4,650	0.5～3.0m 未満
53	須影小学校	須影 672	0.96	4,800	0.5～3.0m 未満
54	南中学校	中岩瀬 226	1.55	7,750	0.5～3.0m 未満
55	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	1.42	7,100	0.5～3.0m 未満
56	川俣小学校	本川俣 629	1.21	6,050	3.0～5.0m 未満
57	井泉小学校	藤井上組 270	1.02	5,100	0.5～3.0m 未満
58	東中学校	今泉 1448	1.66	8,300	3.0～5.0m 未満
59	手子林小学校	下手子林 555	1.01	5,050	0.5～3.0m 未満
60	三田ヶ谷小学校	弥勒 87	0.97	4,850	3.0～5.0m 未満
61	村君小学校	堤 107	0.66	3,300	3.0～5.0m 未満
合計				621,250	

令和5年12月1日現在

※収容人数は、面積÷2㎡で計算している。

※指定避難所となっている学校も指定緊急避難場所として位置付けており、面積は屋外運動場部分の面積を記載している。

※No.1（羽生中央公園）、23（羽生水郷公園）、24（羽生スカイスポーツ公園）は広域避難場所としても位置付けられている。

※水害の程度や降雨量等の状況により浸水するおそれがある。

3-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		浸水深	収容地域
				地震	洪水		
1	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058	645 人	88 人	3.0～5.0m 未満	羽生
2	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901	494 人	104 人	3.0～5.0m 未満	羽生
3	西中学校	羽生120	561-0161	816 人	280 人	0.5～3.0m 未満	羽生
4	中央地域活動センター	中央2-8-10	562-1558	148 人	85 人	3.0～5.0m 未満	羽生
5	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150	1,025 人	—	3.0～5.0m 未満	羽生
6	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111	889 人	372 人	0.5～3.0m 未満	羽生
7	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111	213 人	35 人	0.5～3.0m 未満	羽生・須影
8	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551	30 人	30 人	0.5～3.0m 未満	手子林・井泉
9	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341	1,097 人	328 人	0.5～3.0m 未満	羽生・川俣
10	羽生高等学校	加羽ヶ崎303-1	561-0718	567 人	149 人	3.0～5.0m 未満	羽生・須影
11	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511	962 人	308 人	0.5～3.0m 未満	羽生・岩瀬
12	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020	675 人	94 人	3.0～5.0m 未満	羽生・須影
13	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651	815 人	815 人	0.0～0.5m 未満	手子林・須影・南羽生
14	新郷第一小学校	上新郷5716	561-0409	369 人	109 人	0.5～3.0m 未満	新郷
15	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778	229 人	87 人	0.5～3.0m 未満	新郷・須影
16	新郷地域活動センター※	上新郷5630-4	561-1013	40 人	—	0.5～3.0m 未満	新郷
17	須影小学校	須影672	561-0666	399 人	89 人	0.5～3.0m 未満	須影・南羽生
18	須影地域活動センター	須影714	561-0667	41 人	30 人	0.5～3.0m 未満	須影・南羽生
19	南中学校	中岩瀬226	563-0253	686 人	245 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬・須影・羽生・南羽生
20	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803	374 人	91 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬
21	岩瀬地域活動センター	上岩瀬2367	561-5070	40 人	19 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬
22	川俣小学校	本川俣629	561-1006	317 人	—	3.0～5.0m 未満	川俣
23	川俣地域活動センター	本川俣630	562-0321	57 人	—	3.0～5.0m 未満	川俣
24	井泉小学校	藤井上組270	565-2320	421 人	255 人	0.5～3.0m 未満	井泉
25	井泉地域活動センター	藤井上組275	565-1009	42 人	4 人	0.5～3.0m 未満	井泉
26	東中学校	今泉1448	565-3741	657 人	187 人	3.0～5.0m 未満	井泉・手子林・三田ヶ谷
27	手子林小学校	下手子林555	565-1069	429 人	194 人	0.5～3.0m 未満	手子林
28	手子林地域活動センター	下手子林805	565-2668	42 人	4 人	0.5～3.0m 未満	手子林
29	三田ヶ谷小学校	弥勒87	565-0008	289 人	68 人	3.0～5.0m 未満	三田ヶ谷
30	三田ヶ谷地域活動センター	弥勒634-1	565-0040	58 人	19 人	0.5～3.0m 未満	三田ヶ谷
31	村君小学校	堤107	565-0223	235 人	—	3.0～5.0m 未満	村君
32	村君地域活動センター	下村君2227	565-3538	40 人	—	0.5～3.0m 未満	村君

No.	施設名	所在地	電話 番号	収容人員		浸水深	収容地域
				地震	洪水		
計 32 カ所				13,141 人	4,089 人		

令和 6 年 1 1 月 1 日現在

- ※ 収容可能人員は、収容可能有効面積÷4㎡（避難者占有面積×2）である。なお、収容可能有効面積は、建築基準法上の面積ではなく、階段や柱、固定された棚など居住スペースとして利用できない面積を差し引いた面積であり、各施設管理者により調査して把握したもので、避難者動線確保スペースを含む面積である。避難者占有面積・就寝可能な面積（2㎡）とした。
- ※ 収容人員（洪水時）は、想定最大規模降雨による浸水想定に基づき、各施設の使用可能な階の収容人員を記載した。水害の程度や降雨量等の状況に合わせて開設を判断する。収容人数が「一」となっている避難所は、家屋倒壊等はん濫想定区域内にある、または想定浸水深よりも居住スペース等の位置が低いため使用不可。
- ※ 浸水被害が想定されないその他の災害時の収容人員は地震欄を参照する。

3-8 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	連絡先	種別	浸水深
1	あしび寮	砂山210	561-2362	障害者支援施設	0.5～3.0m 未満
2	希望の里	下手子林2410	565-1311	障害者支援施設	0.5～3.0m 未満
3	はくちょう園	上川俣1486-1	563-2051	障害者支援施設	3.0～5.0m 未満
4	むさしの園	上川俣1476	563-0551	障害者支援施設	3.0～5.0m 未満
5	くわの実	下新郷660	563-5088	特別養護老人ホーム	0.5～3.0m 未満
6	くわの実	下新郷660	563-5088	ケアハウス	0.5～3.0m 未満
7	ふれんど	下新郷666	560-5866	児童養護施設	0.5～3.0m 未満
8	清輝苑	下村君1169	565-1165	特別養護老人ホーム	3.0～5.0m 未満
9	シティ・オブ・ホープ	上新郷5555-1	562-5250	ケアハウス	0.5～3.0m 未満
10	薫藤園	秀安351	563-0910	特別養護老人ホーム	3.0～5.0m 未満
11	カノープス・羽生	本川俣1305	563-3322	老人保健施設	3.0～5.0m 未満
12	あいの郷	桑崎196-1	562-3100	老人保健施設	3.0～5.0m 未満
13	あゆみ学園	上岩瀬370	562-1221	児童養護施設	0.5～3.0m 未満
14	清和園	上岩瀬379	561-1150	養護老人ホーム	0.5～3.0m 未満

※災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づくもの（令和元年10月1日現在）

3-9 医療機関一覧

医療病院名	診療科目	所在地	電話番号	浸水深
新井整形外科	整・リハ	藤井上組 1009	563-2326	0.5～3.0m 未満
池沢小児科医院	小	神戸 1269-1	561-5665	0.5～3.0m 未満
池沢神経科病院	精神	下新郷 551	561-2721	0.5～3.0m 未満
いしばし糖尿病内分泌 内科クリニック	糖内・代内・内内・脂内	下手子林 1448	594-9336	0.5～3.0m 未満
いのうえ内科・呼吸器内 科クリニック	内・呼内・アレ	中岩瀬 323-1	598-8733	0.5～3.0m 未満
今成医院	内・消・皮	下川崎 818	561-2317	0.5～3.0m 未満
漆原医院	内・循・消・小・婦・理	下新郷 1035-3	562-1551	0.5～3.0m 未満
太田整形外科クリニック	整・リハ・形・リハ・眼	南 2-20-22	562-6700	0.5～3.0m 未満
柿沼クリニック	内・外・胃・泌・皮	南 4-7-26	561-0241	3.0～5.0m 未満
神山クリニック	内・循・消・小	上手子林 62-2	565-1802	0.5～3.0m 未満
栗原眼科病院	眼	下岩瀬 289	562-0070	0.5～3.0m 未満
こぼり皮膚科クリニック	皮・内・小・アレ	東 6-1-15	560-1655	3.0～5.0m 未満
清水内科クリニック	内・胃	南羽生 3-7-14	562-2501	0.5～3.0m 未満
つばさ訪問ケアクリニック	内・腫内・血内・精	中央 3-2-23	561-0283	0.5～3.0m 未満
出井医院	内・小	下羽生 211-1	561-0411	3.0～5.0m 未満
富田脳外科クリニック	脳・神内・放・麻	南 3-3-11	563-0050	0.5～3.0m 未満
中原整形外科医院	整・リハ・リハ	南 4-2-8	561-0758	0.5～3.0m 未満
なかむら皮膚科クリニッ ク	皮	東 5-17-31 スポーツフィールド'羽 生 2F	562-5454	3.0～5.0m 未満
中村レディースクリニック	産・婦・小	中岩瀬 612	562-3505	0.5～3.0m 未満
萩原医院	内・小・皮	西 4-1-6	561-0976	0.5～3.0m 未満
羽生アイクリニック	眼	川崎 2-281-3 イオンモール羽生1F	560-0164	0.5～3.0m 未満
羽生総合病院	内・呼内・循内・消内・血 内・神・漢・外・呼外・心 血・消外・整・脳・小・産婦・眼・ 耳・リハ・皮・泌・放診・放 治・歯外・麻・病診・臨検・ 救急科・形・精・膠・緩	下岩瀬 446	562-3000	0.5～3.0m 未満
平野医院	内・小・産・婦	中央 4-1-20	561-0672	0.5～3.0m 未満
平野クリニック	内・胃・循・外	東 7-8-6	563-2841	3.0～5.0m 未満
ひらの内科胃腸科	内・胃	藤井上組 858-1	560-1385	0.5～3.0m 未満
メディモ・羽生内科	内・呼内・循・アレ・麻・皮・ 小	川崎 2-281-3 イオンモール羽生1F	580-5558	0.5～3.0m 未満
山田クリニック	内・脳・外・小	上新郷 5939	561-0177	0.5～3.0m 未満
よしだ耳鼻咽喉科	耳	東 5-17-27 ASUKA ビル 3F	560-3387	3.0～5.0m 未満
渡辺医院	内・消	北 1-5-13	561-0021	3.0～5.0m 未満
わたなべ耳鼻咽喉科クリ ニック	耳	藤井下組 146-1	566-3387	3.0～5.0m 未満
渡辺小児科内科医院	小・内	北 3-12-3	561-8230	3.0～5.0m 未満

令和6年11月1日現在

※施設内医療機関を除く

※診療科目の略号

内:内科 消内:消化器内科 呼内:呼吸器内科 循内:循環器内科 血内:血液内科 糖内:糖尿病内科

代内:代謝内科 内内:内分泌内科 脂内:脂質代謝内科 腫内:腫瘍内科 漢:漢方内科 外:外科 消外:消化器外科

呼外:呼吸器外科 心血:心臓血管外科 歯外:歯科口腔外科 小:小児科 精神:精神神経科 精:精神科 神:神経科

呼:呼吸器科 脳:脳神経外科 神内:神経内科 皮:皮膚科 眼:眼科 耳:耳鼻咽喉科 循:循環器科 消:消化器科

胃:胃腸科 産:産科 婦:婦人科 産婦:産婦人科 泌:泌尿器科 整:整形外科 形:形成外科 アレ:アレルギー科

リハ:リハビリテーション科 リウ:リウマチ科 放:放射線科 放診:放射線診断科 放治:放射線治療科

救急:救急総合診療科 病診:病理診断科 臨検:臨床検査科 理:理学療法科 膠:膠原リウマチ科 緩:緩和ケア科

3-10 建設型応急住宅設置予定場所

設置予定場所	敷地有効面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	地区	備考
羽生中央公園	39,010	557	羽生	指定緊急避難場所
羽生西公園	27,688	395	川俣	指定緊急避難場所
大和町公園	2,200	24	羽生	指定緊急避難場所
旭町公園	2,900	32	羽生	指定緊急避難場所
元町公園	1,100	12	羽生	指定緊急避難場所
新田公園	1,680	18	羽生	指定緊急避難場所
新田前公園	3,984	44	羽生	指定緊急避難場所
宮田1号公園	2,861	31	羽生	指定緊急避難場所
栃木西公園	4,106	45	羽生	指定緊急避難場所
小松南公園	4,921	54	岩瀬	指定緊急避難場所
小松北公園	1,428	15	岩瀬	指定緊急避難場所
空の公園	6,560	72	手子林	指定緊急避難場所
太陽の公園	1,217	13	手子林	指定緊急避難場所
光の公園	2,796	31	須影	指定緊急避難場所
上川崎公園	1,290	14	須影	指定緊急避難場所
下川崎公園	4,213	46	須影	指定緊急避難場所
前谷公園	1,268	14	羽生	指定緊急避難場所
城沼公園	1,448	16	羽生	指定緊急避難場所
計18箇所	110,670	1,433	※選定基準に関しては、共通編 第3章 第4節 第2 1(5)〈表—建設型応急住宅設置予定場所及び適地選定の基準〉に記載。	

令和5年12月1日現在

3-11 し尿汲取許可業者一覧

名称	所在地	電話番号
(有)サカイ	中央 5-15-1	561-3364
(有)総合管理センター	北袋 518-1	501-8240
(有)羽生清掃舎	羽生 1248-1	561-8722
(有)羽生サービス	今泉 178-1	565-1712

令和4年9月1日現在

3-12 遺体の収容所及び火葬場

1 遺体の収容所

名称	所在地	電話番号
建福寺	南 1-3-21	561-2209
正光寺	北 2-5-9	561-4336
正覚院	南 3-9-17	561-2228
祥雲寺	上新郷 6019	561-3686
岩松寺	上岩瀬 1753	561-6233
源長寺	藤井上組 1274	561-3826
千手院	本川俣 1028	561-1115
千眼寺	南羽生 2-31-3	561-1286
永明寺	下村君 2278	565-0020
円照寺	弥勒 1536	565-0319
栄新寺	下新田 419	561-1639
観乗院	発戸 2219	565-1930
西福寺	町屋 651	565-2437
清浄院	下手子林 1404	565-2706
真光寺	下羽生 993	561-3882
大光院	下新郷 720	561-1230
大聖院	中央 3-3-30	563-0288
長光寺	今泉 815	565-1350
富徳寺	南羽生 1-29-10	561-3138
法性寺	上新郷 5601	561-2653

令和元 10 月 1 日現在

2 火葬場

名称	所在地	処理能力	電話番号
羽生市斎場	東 3-42-2	1 日 6 体	561-0436

令和 4 年 7 月 1 日現在

3-13 市有車一覧

所管課	普通車		小型車		軽自動車		特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	普通	小型	軽		
秘書広報課				1							1
地域振興課				1		1					2
人権推進課						1					1
財政課	3		2	1	1	2					9
税務課			1		1						2
収納課			1		1						2
社会福祉課					3						3
こども家庭課			1		2	1					4
児童保育課(保育所)						5					5
高齢介護課					8						8
健康づくり推進課					1						1
商工課			1								1
観光プロモーション課	1	1				2					4
農政課					1	3					4
環境課		1		2		5	3				11
まちづくり政策課			1			1					2
建設課				2	1	2		1			6
企業誘致推進課			1								1
下水道課			1			1					2
水道課			1	1		3					5
消防本部	2			1		3	26	1			33
教育総務課						1					1
学校教育課			1								1
〃 (給食センター)					1						1
生涯学習課			1			2					3
〃 (公民館)						9					9
スポーツ振興課						1					1
図書館・郷土資料館					1	2					3
合計	6	2	12	9	21	45	29	2	0	0	126

令和6年11月1日現在

注：総務課、企画課、国保年金課、市民生活課、会計課、議会事務局は車を管理していない。

資料4 災害時に配慮すべき施設等

4-1 危険物施設一覧

	製造所	貯蔵所数								取扱所数						合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	営業用給油取扱所	自家給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	小計	
本署	2	24	20	0	25	0	4	7	82	7	5	0	0	26	38	120
西分署	3	24	11	2	20	0	7	4	71	5	5	0	0	13	23	94

令和6年11月1日現在

4-2 指定文化財一覧

1 国指定

種別	名称	所在	所有者（管理者）	予想災害
天記	宝蔵寺沼ムジナモ自生地	三田ヶ谷	羽生市	水害

令和4年1月1日現在

2 県指定

種別	名称	所在	所有者（管理者）	予想災害
天記	勘兵衛マツ	上新郷	(羽生市)	風水害
天記	中川低地の河畔砂丘群桑崎砂丘	桑崎	桑崎三神社	風水害地震
彫刻	銅造阿彌陀如来立像	さいたま市	永明寺 (県立博物館)	火災水害
〃	木造薬師如来坐像	さいたま市	永明寺 (県立博物館)	火災水害
古文書	川俣関所関係文書・用具	上新郷 (さいたま市)	個人蔵 (一部県立博物館)	火災虫地震水害
旧跡	川俣関所跡	上新郷	(羽生市)	水害地震
〃	川俣締切跡	上新郷	(羽生市)	水害地震
史跡	永明寺古墳	下村君	永明寺ほか	風水害地震

令和6年11月1日現在

3 市指定

種 別	名 称	所 在	所有者（管理者）	予想災害
建造物	小松神社本殿	小松	小松神社	火災地震
書跡	隠元の墨跡	南	建福寺	火災虫害
〃	「天満宮」の額	東	天神社	火災
〃	亀田鵬斉の書	東	個人蔵	火災虫害
〃	薬師尊の額	下村君	永明寺	火災
〃	亀田鵬斉為書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
絵画	富士山の図	上新郷	個人	火災虫害
〃	不得道可夫妻画像	藤井上組	源長寺	火災虫害
〃	雪兆の幟	下村君	個人	火災虫害
〃	亀田鵬斉肖像画	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
古文書	黒沢翁満の書	上新郷	個人	火災虫害
〃	佐藤延昌の箱書	上新郷	個人	火災
〃	徳川斉昭の和歌	上新郷	個人	火災虫害
〃	正覚院古文書 4 点	南	正覚院	火災虫害
〃	平野家古文書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
〃	武田家の高札	藤井上組	源長寺	火災虫害
〃	延命寺朱印状	下村君	延命寺（永明寺）	火災虫害
〃	長光寺朱印状	今泉	長光寺	火災虫害
〃	総願寺不動尊堂側面図	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
〃	正覚院有珍授尊海印信 8 点	南	正覚院	火災虫害
〃	正覚院古文書 4 点	南	正覚院	火災虫害
〃	小菅家文書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
考古資料	釈迦阿弥陀種子板石塔婆	西	毘沙門堂	地震
〃	妙法蓮華経板石塔婆	南	本立寺	地震
〃	小松古墳群 1 号墳出土品	下羽生	羽生市（市立郷土資料館）	風水害地震
〃	永明寺古墳出土品	下羽生	羽生市（市立郷土資料館）	風水害地震
彫刻	木造毘沙門天立像	三田ヶ谷	蓮台寺	火災
〃	須影八幡社彫刻	須影	八幡社	火災
〃	木造阿弥陀如来坐像	今泉	熊野塚	火災
〃	鉄造阿弥陀如来立像	さいたま市	天宗寺（県立博物館）	火災
〃	木造聖観音立像	上新郷	祥雲寺	火災
〃	永明寺石造二王像	下村君	永明寺	火災地震

種 別	名 称	所 在	所有者（管理者）	予想災害
〃	木造十一面観音坐像	下羽生	小松神社（市立郷土資料館）	火災
〃	木造阿弥陀如来坐像	下羽生	小松神社（市立郷土資料館）	火災
〃	木造不動明王坐像	下村君	永明寺	火災
〃	木造恵比須・大黒天像	下村君	個人	火災
〃	木造恵比須・大黒天像 付 新刻料金払済覚	下村君	個人	火災
〃	木造大黒天立像付厨子	下村君	永明寺	火災
〃	木造聖観音菩薩立像	発戸	観乗院	火災
有形民俗文化財	小松神社算額	小松	小松神社	火災
〃	朝鮮使節来朝	小松	小松神社	火災
〃	河川改修図	上新郷	天神社	火災
〃	上新郷西新田の隠居獅子頭	下羽生	羽生市	火災地震
天記	永明寺のイチョウ	下村君	永明寺	風水害
〃	上新郷のシイノキ	上新郷	個人蔵	風水害
〃	上岩瀬のシイノキ	上岩瀬	医王寺	風水害
史跡	田舎教師の墓	南	建福寺	地震
〃	岡田十松建立墓碑	砂山	個人	地震
〃	徳川家康鷹狩の跡	上新郷	（羽生市）	地震
〃	堀田相模守生祠	北	大天白神社	地震
〃	松平大和守生祠	本川俣	長良神社	地震
〃	森玉岡翁墓碣銘の碑	西	毘沙門堂	地震
〃	羽生菅公廟梅樹記の碑	東	天神社	地震
〃	清水誓信墓碑	北	正光寺	地震
〃	羽生城跡	東	天神社	水害地震
〃	葛西用水取入口跡	本川俣	（羽生市）	水害
〃	伝堀越館跡	藤井上組	羽生市	風水害地震
〃	堀越家五輪塔	藤井上組	個人	地震
工芸品	金銅仏ねはん像	下村君	延命寺（永明寺）	火災

令和6年11月1日現在

4-3 要配慮者利用施設関係

○要配慮者利用施設一覧（日中や夜間に要配慮者を預かっている施設）

（１）児童福祉施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
保育所	第一保育所	中央 1-3-23	561-3572	0.5～3.0m 未満
	第三保育所	北 2-5-22	561-1021	3.0～5.0m 未満
	第四保育所	与兵エ新田 119	565-0258	0.5～3.0m 未満
	第六保育所	下新田 113	561-8795	0.5～3.0m 未満
	第七保育所	下岩瀬 731-2	561-9288	0.5～3.0m 未満
保育園	須影保育園	須影 757	561-1029	0.0～0.5m 未満
	いずみ保育園	藤井下組 1013-1	565-2020	3.0～5.0m 未満
認定こども園	きむら認定こども園	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満
	とねの会こども園	上川俣 87	561-6200	0.5～3.0m 未満
	かなくぼこども園キラリ	北荻島 430-1	565-3675	3.0～5.0m 未満
	認定こども園建福寺幼稚園	南 1-3-12	561-2209	0.5～3.0m 未満
児童養護施設	あゆみ学園	上岩瀬 370	562-1211	0.0～0.5m 未満
	ふれんど	下新郷 666	560-5866	0.5～3.0m 未満
乳児院	つぼみ	下新郷 662-1	594-8088	0.5～3.0m 未満
市立学童保育室	羽生南第 1 学童保育室	南 6-2-1	561-3599	0.5～3.0m 未満
	羽生南第 2 学童保育室	南 6-5-1	561-3599	3.0～5.0m 未満
	羽生北第 1 学童保育室	北 2-1-1	563-5013	3.0～5.0m 未満
	羽生北第 2 学童保育室	北 2-1-1	563-5013	3.0～5.0m 未満
	岩瀬第 1 学童保育室	中岩瀬 627-2	563-4365	0.5～3.0m 未満
	岩瀬第 2 学童保育室	中岩瀬 627-2	563-4365	0.5～3.0m 未満
	新郷第 1 学童保育室	上新郷 5716	561-1481	0.5～3.0m 未満
	新郷第 2 学童保育室	下新郷 1099	562-5130	0.5～3.0m 未満
	川俣学童保育室	本川俣 629	561-1070	3.0～5.0m 未満
私立学童クラブ	すかぎ児童クラブ	須影 757-2	561-1029	0.0～0.5m 未満
	南羽生第 1 学童クラブ	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満
	南羽生第 2 学童クラブ	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満
	いずみ学童クラブ	藤井下組 1036-1	565-2020	3.0～5.0m 未満
	いずみ学童クラブ 2	藤井下組 1036-1	565-2020	3.0～5.0m 未満

令和4年7月1日現在

(2) 高齢者関係施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
介護老人 福祉施設	清輝苑 (デｲ含む)	下村君 1169	565-1165	3.0～5.0m 未満
	薫藤園 (デｲ含む)	秀安 351	563-0910	0.5～3.0m 未満
	くわの実 (デｲ含む)	下新郷 660	563-5088	0.5～3.0m 未満
	木犀館	下川崎 1406-4	577-5603	0.5～3.0m 未満
介護老人 保健施設	カノープス・羽生	本川俣 1305	563-3322	3.0～5.0m 未満
	あいの郷 (デｲ含む)	桑崎 196-1	562-3100	0.5～3.0m 未満
有料老人 ホーム	さくら苑 (デｲ含む)	町屋 177-1	594-7131	0.5～3.0m 未満
	ルミエール (デｲ含む)	上岩瀬 1806	580-7560	0.5～3.0m 未満
	ベストライフ羽生	西 4-12-1	560-6100	3.0～5.0m 未満
	ヴィベル羽生 (デｲ含む)	中岩瀬 188	562-2010	0.5～3.0m 未満
	シルバーホームアロ・オハ ナ羽生 (デｲ含む)	西 5-13-7	580-7822	3.0～5.0m 未満
ケアハウス	くわの実	下新郷 660	563-5088	0.5～3.0m 未満
	シティ・オブ・ホープ (デｲ含む)	上新郷 5555-1	562-5250	0.5～3.0m 未満
グループホーム	羽生市もくせいの里	下手子林 691-2	565-1175	0.5～3.0m 未満
	グループホームエフビー 羽生	上新郷 1828-4	562-5551	0.5～3.0m 未満
	須影ほのぼのホーム (デｲ含む)	下川崎 394-1	594-7373	0.5～3.0m 未満
	ルミエール (小規模多機能含む)	上岩瀬 1792-1	580-7564	0.5～3.0m 未満
デイサービスセン ター	デイサービス ニパータ 羽生	東 3-23-7	560-3202	3.0～5.0m 未満
	笑いデイサービスセンタ ー	下新田 41-2	501-2336	0.5～3.0m 未満
	希望の里デイサービスセ ンター	下手子林 2410	565-1311	0.5～3.0m 未満
	ケアステーションあさひ 羽生	東 2-6-4	560-6676	0.5～3.0m 未満
	デイサービスセンター彩 優・羽生南館	南 3-6-20	560-0831	0.5～3.0m 未満
	デイサービス未来 南羽 生	南羽生 1-15-29	561-0828	0.5～3.0m 未満
	GENKI NEXT イオンモ ール羽生店	川崎 2-281-3 休モ ール 1F	560-0395	0.5～3.0m 未満
	デイサービス井泉	藤井上組 97-2	565-2910	0.5～3.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
デイサービスセンター	あずみ苑羽生	中央 3-3-21	560-5803	0.5～3.0m 未満
	デイサービスセンター リハ・トリム	南 8-3-10	577-5115	0.5～3.0m 未満
	カノープス・デイサービス センター	本川俣 1384-1	501-8680	0.5～3.0m 未満
	コンパスウォーク羽生藤井	藤井上組 1341-2	578-5011	3.0～5.0m 未満
	デイサービス未来 元町	南 8-3-16	598-6016	3.0～5.0m 未満
小規模多機能	小規模多機能あったかほ ーむ藤井	藤井上組 357-1	594-6610	0.5～3.0m 未満
サービス付 高齢者向け住宅	ふるさとホーム羽生	東 2-6-4	560-6677	0.5～3.0m 未満
	ル・レーヴ羽生古島	下羽生 1039-1	598-6015	0.5～3.0m 未満
養護老人 ホーム	清和園	上岩瀬 379	561-1150	0.5～3.0m 未満

令和4年4月1日現在

(3) 障がい児・者関係施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
障がい児・者 入所施設	共愛学園 (児童部・成人部)	砂山 210	561-2362	0.5～3.0m 未満
	ときわ寮	砂山 22	561-2362	0.0～0.5m 未満
	あしび寮	砂山 8-1	561-2362	0.5～3.0m 未満
	共愛会職業センター	下川崎 1414	563-1041	0.5～3.0m 未満
	むさしの園	上川俣 1476	563-0551	3.0～5.0m 未満
	はくちょう園	上川俣 1486-1	563-2051	3.0～5.0m 未満
	オベストはくちょう	上川俣 1486-1	563-2616	3.0～5.0m 未満
	希望の里	下手子林 2410	565-1311	0.5～3.0m 未満
障がい者通所 施設	ワークショップ南羽生	須影 745-1	560-1733	0.5～3.0m 未満
	ライフケア かわまた	上川俣 1436-1	598-8632	0.5～3.0m 未満
	ワークピア・はにゅう	上手子林 845	565-4322	0.5～3.0m 未満
	あかりワークス岩瀬	上岩瀬 440-3	580-7707	0.5～3.0m 未満
	色えんぴつ	加羽ヶ崎 281-2	563-1708	0.5～3.0m 未満
	空と雲の家福祉作業所	常木 1104-3	565-1646	0.5～3.0m 未満
	チューリップ	上手子林 467	563-4060	0.5～3.0m 未満
	とんぼ	南 4-1-7	501-5266	0.5～3.0m 未満
	ひまわり	南 4-1-5	577-5596	0.5～3.0m 未満
	ネリア	東 3-4-6	501-2536	3.0～5.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
	D r e a m B a s e	西 3-23-10	578-5008	0.5～3.0m 未満
	なないろ	東 3-6-35	565-4565	3.0～5.0m 未満
障がい児通所施設	児童発達支援センター きらめき園	南 1-7-7	594-7842	0.5～3.0m 未満
	中高生デイサービス みのり園	南 2-14-21	594-7842	0.5～3.0m 未満
	中高生デイサービス いぶき園	砂山 1106-1	594-7842	0.5～3.0m 未満
	子どもデイサービス の のか園	南 7-14-1	594-7842	0.5～3.0m 未満
	縁	南 7-14-4、南 7-14-5	501-5335	0.5～3.0m 未満
	D r e a m B a s e	西 3-23-10	578-5008	0.5～3.0m 未満
	めぶき	上手子林 76-7	577-4681	0.5～3.0m 未満
	くれーる ToNe	上川俣 87	090-1250-4674	0.5～3.0m 未満
グループホーム	共愛会グリーンハイツ	下川崎 1139-2	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第 2 グリーンハイ ツ	砂山 420-3	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第 3 グリーンハイ ツ	南羽生 2-8-13	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第 4 グリーンハイ ツ (A・B棟)	南羽生 4-11-17	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第 5 グリーンハイ ツ	南羽生 2-8-12	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第 6 グリーンハイ ツ (A・B棟)	下岩瀬 301	563-1041	0.5～3.0m 未満
	アイリバーハウス	小須賀 1076-1	598-7592	3.0～5.0m 未満
	アイフラワーハウス	小須賀 1049-1	598-7592	0.5～3.0m 未満
	アイサンサンハウス	小須賀 1056-1	598-7592	3.0～5.0m 未満
	グループホーム海	藤井上組 1382-11	563-1708	3.0～5.0m 未満
	グループホーム空	今泉 762-2	563-1708	0.5～3.0m 未満
	グループホーム音	南羽生 1-17-14	563-1708	0.5～3.0m 未満
	グループホーム 風と花	常木 1107-1	565-1646	0.5～3.0m 未満
	グループホーム ぽぷら	下岩瀬 279-3	501-6982	0.5～3.0m 未満
	グループホーム おりーぶ	上新郷 6727	501-6982	3.0～5.0m 未満
	グループホームあべりあ I	北 2-12-14	501-6982	0.5～3.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
	グループホームあべりあⅡ	北2-12-14	501-6982	0.5～3.0m 未満
	カノン	西1-2-16	562-5810	0.5～3.0m 未満
	アリアⅡ	南羽生2-8-6	562-5810	0.5～3.0m 未満
	ここ	東3-27-45	563-5588	3.0～5.0m 未満
	みやび	東7-6-2	070-3626-3261	3.0～5.0m 未満
	みゆき	中央5-3-11	070-3626-3261	0.5～3.0m 未満
	ゆうが	南8-14-1	070-3626-3261	0.5～3.0m 未満
	シャインⅠ	東7-18-10	562-5810	3.0～5.0m 未満
	シャインⅡ	東7-18-10	562-5810	3.0～5.0m 未満
	マドカⅠ	東3-21-32	562-5810	3.0～5.0m 未満
	マドカⅡ	東3-21-32	562-5810	3.0～5.0m 未満
	輝心	上新郷1828-4	562-5810	0.5～3.0m 未満
	たんたんハウス	南2-1-56	090-2554-6382	0.5～3.0m 未満
	DreamBase A	西3-23-7 1階	578-5008	0.5～3.0m 未満
	DreamBase B	西3-23-7 2階	578-5008	0.5～3.0m 未満
	グループホーム ていーだ	南2-25-4	565-4565	0.5～3.0m 未満
	グループホーム かりー	南7-1-6 第1おかどハイツ 102、103号室	565-4565	0.5～3.0m 未満
	ショーシャルインクルー ホーム羽生東Ⅰ	東2-4-15	580-7130	3.0～5.0m 未満
	ショーシャルインクルー ホーム羽生東Ⅱ	東2-4-15	580-7130	3.0～5.0m 未満
	Uno Piu	西5-4-58	579-5150	0.5～3.0m 未満
	ダリアホーム羽生1階	南4-1-28	563-0030	0.5～3.0m 未満

令和6年11月1日現在

(4) 幼稚園施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
私立 幼稚園	春山幼稚園	稲子37-1	561-1388	0.5～3.0m 未満
	増子幼稚園	東2-4-41	561-0806	0.5～3.0m 未満

令和2年11月1日現在

(5) 医療施設

施設の区分	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	浸水深
病院 診療所	池沢神経科病院	精神	下新郷 551	561-2721	0.5～3.0m 未満
	栗原眼科病院	眼	下岩瀬 289	562-0070	0.5～3.0m 未満
	中村レディースクリニック	産・婦・小	中岩瀬 612	562-3505	0.5～3.0m 未満
	羽生総合病院	内・呼内・循内・ 消内・血内・神・ 漢・外・呼外・ 心血・消外・整・ 脳・小・産婦・ 眼・耳・リハ・ 皮・泌・放診・ 放治・歯外・麻・ 病診・臨検・救 急科・形	下岩瀬 446	562-3000	0.5～3.0m 未満

令和4年8月4日現在

(6) 小・中学校

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
小学校	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058	3.0～5.0m 未満
	新郷第一小学校	上新郷 5716	561-0409	0.5～3.0m 未満
	新郷第二小学校	下新郷 1099	561-0778	0.5～3.0m 未満
	須影小学校	須影 672	561-0666	0.5～3.0m 未満
	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	561-0803	0.5～3.0m 未満
	川俣小学校	本川俣 629	561-1006	3.0～5.0m 未満
	井泉小学校	藤井上組 270	565-2320	0.5～3.0m 未満
	手子林小学校	下手子林 555	565-1069	0.5～3.0m 未満
	三田ヶ谷小学校	弥勒 87	565-0008	3.0～5.0m 未満
	村君小学校	堤 107	565-0223	3.0～5.0m 未満
	羽生南小学校	南 6-5-1	562-1901	3.0～5.0m 未満
中学校	西中学校	羽生 120	561-0161	0.5～3.0m 未満
	南中学校	中岩瀬 226	563-0253	0.5～3.0m 未満
	東中学校	今泉 1448	565-3741	3.0～5.0m 未満

令和4年10月現在

(7) その他の施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
救護施設	羽生園	砂山 91	561-0491	0.5～3.0m 未満

令和2年11月1日現在

はじめに

大規模な地震や風水害などによる災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるため防災関係機関・団体は、総力をあげて災害応急活動に取り組むことになります。しかしながら、大規模な地震などの災害では、同時多発的な火災の発生をはじめ、道路の寸断や建物の倒壊、断水や電力供給のストップなども想定され、また、災害応急活動に従事する者や市役所、消防署、警察署などの公共機関も被災する可能性があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は地震の規模がマグニチュード9.0という気象庁観測史上最大の地震を記録し、この地震により発生した大津波は東北地方から関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。また、その後の福島第一原子力発電所において、放射性物質が漏えいする重大事故が発生し、多くの住民が避難生活を余儀なくされる事態となりました。

本市でも、東日本大震災では家屋の半壊やブロック塀の倒壊などの被害が発生しました。また、昭和22年にはカスリーン台風による利根川堤防の決壊により三田ヶ谷、須影、手子林地区で多くの浸水被害が発生した経験があります。近年では、令和元年東日本台風を始めとする豪雨災害が日本列島に毎年のように被害をもたらしています。しかし、本市では、市内に避難所を開設して多くの住民が避難するという経験がないことから、大規模な災害が発生し、いざ、避難所を開設しようとしたときに、どのように対処すればよいのか困惑することが予想されます。

羽生市地域防災計画では、災害による被害を軽減するために、「自らの生命は自ら守る」という個人の自覚に根ざした“自助”、「自分たちのまちは自分たちで守る」という身近なコミュニティによる“共助”の考え方を具体化し、地域の“協働”による安全・安心なまちづくりに向け、地域の自主防災組織の活動を強化して災害に強いまちづくりを推進することとしています。

災害時の避難については、地震や風水害などの災害種別、規模により、様々な被害状況が予想されることから、避難所の開設場所や運営方法も被害の状況に合わせる必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症等に対する避難所における感染症対策に配慮する必要があります。

そこで、災害時の避難所運営に活用されるよう、また、避難所に集まる全ての方の協力のもとで避難所運営が行われるよう、ここに避難所運営マニュアルを作成しました。

第 1 避難所の考え方

第 1 避難所の考え方

1 羽生市の避難所に関する考え方

(1) 避難所の対象者と役割

避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

避難を必要とする方とは	・災害による家屋の倒壊、焼失、流出、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者 ・延焼拡大等の危険性の迫った地域住民 ・帰宅できない人 ・避難指示等の発令により緊急避難の必要がある方 など
避難所の役割	避難所は、避難を必要とする方が臨時に生活するための拠点となる施設です。

<ワンポイント>	・「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難をする必要はありません。 ・避難先は避難所だけではありません。「安全な親戚・知人宅への避難」や自宅の安全な場所（上の階など）に避難する「屋内安全確保」も避難のひとつです。

(2) 避難所を利用できる期間

避難所は、避難者を“一時的に”受け入れる施設です。

避難所の開設期間	避難所として活用する施設は、施設本来の用途があります。避難者の受入れは、一時的なものであり、自宅に戻ることのできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。 ※避難所の開設期間は「災害発生の日から7日以内」としています（災害救助法施行細則第2条別表第一、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実質弁償の基準第2条第1号）。また、必要に応じて手続き・措置を講じて延長することができます（災害救助法施行令第3条）。

(3) 避難所の機能

避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

必要最低限の生活を支援	災害時に避難所で支援できることには限界があります。避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。 また、できる限り日常の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がいのある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行います。

(4) 避難所運営のあり方

避難所運営にあたっては、自助・共助・公助のそれぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

①「自助」の取り組み	自分自身や家族の身の安全を守る行動や、そのための備蓄等が必要です。特に、避難所には必要なものが揃っているわけではありません。個人で必要なものは自ら準備しておくことが重要です。

○日常からの備えを行う。	・自宅の耐震化や家具の転倒防止を行って被害の軽減に努めます。 ・食料や水（3日間程度）、簡易調理器などの備蓄を行い、食料不足やライフラインの停止に備えます。 ・常用の薬や乳幼児のおむつ・ミルクなど、普段の生活で欠かせない物も準備しておきます。 ・ラジオと電池、携帯電話の簡易充電器など、情報源と電源を準備しておきます。 ・市メール配信サービスへの登録や防災行政無線自動応答電話の使用方法の確認をし、情報収集ができるようにしておきます。 ・マスク、消毒液、体温計など新型コロナウイルス感染症予防に必要な用品を準備しておきます。
○安全に避難する。	・災害時に自宅がどのような被害を受ける可能性があるのかをハザードマップなどで把握しておきます。 ・居住地域の指定緊急避難場所や指定避難所を事前に把握しておきます。 ・居住地域では避難時にどのように行動するのかを事前に把握しておきます。 ・災害時の安否の確認方法を家族で共有しておきます。

<ワンポイント>	・食料や水をすぐに持ち出せるよう準備しておき、 <u>避難の際には避難所へ持参します。</u>

②「共助」の取り組み	住民の安全を共に守る地域活動や、そのための備えが必要です。

○地域で安全、迅速に避難し、住民の安否を確認する。	・指定緊急避難場所や指定避難所を事前に把握し、避難の方法などを決めておきます。 ・避難行動要支援者名簿等を活用し、避難の際に支援が必要

	となる方を把握し、避難支援の方法を決めておきます。 ・災害時の安否の確認方法を地域で決めておきます。 ・市メール配信サービスへの登録や防災行政無線自動応答電話の使用方法の確認をし、情報収集ができるようにしておきます。
○円滑な避難所運営と地域支援を行う。	・避難所運営の役割、運営方法を決めておきます。 ・避難が困難な方への支援について決めておきます。 ・地域の事業所との連携や協力について決めておきます。 ・避難所運営訓練、避難所の施設や資機材の事前確認などを行います。

③「公助」の取り組み	市民の安全を守るための各種活動や備えが必要です。

○円滑な避難所運営と迅速な避難所への支援を行う。	・市や県は、食料や資機材の備蓄、避難所との連絡手段の整備、物や情報の支援体制の整備を行います。 ・市は、避難所担当職員の派遣体制を構築します。 ・市は、自主防災組織等の地域団体や施設との事前協議や、避難所運営訓練などの実施により、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設職員（指定管理施設含む）等の協働による運営体制を整備します。

※避難所担当職員は、避難所ごとに配置しており、主に市災害対策本部の教育総務班及び社会教育班職員並びに避難所近隣在住等の職員です。

2 地域における避難所の位置付け

(1) 指定避難所

指定避難所の位置付け	・市民等が発災直後から避難できる施設です。 ・原則として市災害対策本部からの指令により、避難所担当職員を派遣し開設します。 ・避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設職員（指定管理施設含む）等が協働して運営します。 ・市の支援物資などが直接搬送されます。

○円滑な避難所運営のために	・指定避難所は、発災直後から避難できる施設として指定しており、避難の必要がある方は原則として指定避難所に避難します。 ・自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設管理者（指定管理施設含む）等が事前に協議を行い、避難所運営に関する役割などをあらかじめ決めておきます。

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、二次的な避難施設であり、指定避難所における要配慮者の避難の状況に応じて開設されるものです。（発災直後に避難はできません。）

福祉避難所の位置付け	・指定避難所などへの避難または避難所などでの生活が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者を受入れる二次的な避難施設です。

○福祉避難所利用のための留意点	・福祉避難所は、社会福祉施設などを利用しますが、普段から利用されている方のいる施設ですので、市や運営法人等が災害後の被害状況や利用状況などを確認したうえで、受入れの支援を行います。したがって、原則として発災直後に直接の避難はできません。 ・福祉避難所の開設については、市災害対策本部福祉班が、社会福祉施設と協議して行います。

3 市の避難所運営体制

協働による避難所運営	・避難所は、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等が協働して運営します。このことから、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めます。
○避難所運営本部の立ち上げ	・避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等から構成される「避難所運営本部」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。 ・避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

4 避難所運営に関わる人

「避難者」の役割	・避難所に避難される方です。避難者は、おおむね避難所が設置されている地域の市民ですが、その他の方が避難される場合もあります。 ・避難者は、自主防災組織等の指示のもと、避難所の各種活動を積極的に行います。 ・また、避難所運営本部は、時間の経過とともに自主防災組織等の地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていきます。
「自主防災組織等の地域団体関係者」の役割	・自主防災組織は、市内全ての自治会単位で組織されています。 ・特に避難所開設当初においては、円滑に運営を開始するために、自主防災組織等の地域団体関係者が中心となって運営の各種活動を行います。
「避難所担当職員」（市職員）の役割	・避難所担当職員は、避難所に派遣される市の職員です。市が避難指示等を発令した場合や、市内で災害が発生し避難所の開設指示があった場合に派遣されます。 ・避難所担当職員（市職員）は、開設すべき避難所の安全確認（施設面）、避難所の開設及び避難所運営本部の立ち上げに関わるとともに、避難所と市との情報連絡を行い、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。
「施設職員」の役割	・避難所となる施設の管理者や職員です。 ・避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。

●避難所運営本部の立ち上げ「前は」・・・

避難所運営本部の立ち上げ前の活動	・避難所開設当初は、避難所運営本部の立ち上げが困難なことが予想されます。 ・避難所運営本部を立ち上げるまでには、避難スペースの割り振りや、避難者数の確認などの必要な活動を避難所担当職員（市職員）や自主防災組織等の地域団体関係者が中心に実施し、できるだけ早期に避難所運営本部が立ち上がる体制を整えます。

5 避難所運営に関する事前協議

避難所運営について、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等による事前協議を行います。

- ・避難所の配置状況や避難所運営体制などは、避難所によって様々であり、指定避難所ごとに必要な協議を行います。
- ・指定管理施設が管理している指定避難所については、開設手順、費用負担、利用範囲等について事前協議を行い、それぞれの役割を事前に確認し共有します。

事前協議事項	・休日、夜間の鍵の管理体制について ・鍵の開錠方法や施設の安全確認方法について ・災害の状況により緊急に開設する必要が発生した場合の開設について（市職員以外が開設する場合） ・施設内の利用範囲、利用方法、ルールについて ・避難者の収容方法等の初期対応について など

第2 避難所の開設

第2 避難所の開設

1 避難の流れ

災害の状況にもよりますが、原則的な避難の流れは以下のとおりです。

指定緊急避難場所への集合	・避難は、原則として徒歩で行います。 ・発災時には、まず近くの指定緊急避難場所に集まります。（市内には、公園や小中学校等の校庭など59か所の指定緊急避難場所があります。）
安否確認、救出等の必要な措置の実施	・指定緊急避難場所では、自主防災組織等の地域団体関係者を中心に、地区内の住民の安否確認、被害状況把握、避難行動要支援者の救出等必要な措置を実施します。
避難所への移動	・災害により家屋の倒壊等で自宅に帰ることができない住民は、指定された避難所に移動します。

（水害のおそれがある場合）

洪水など水害のおそれがある場合には、その状況に応じて小中学校等の建物を一時的な避難場所として利用します。

その後、家屋の倒壊、焼失、流出、浸水、ライフラインの途絶等により自宅に帰ることができない住民がいる場合は避難所を開設します。

2 避難所の開設

＜避難所開設の流れ＞

(1) 施設の開錠・開門

- ・ 市災害対策本部が避難所開設の要否を判断
- ・ 派遣された避難所担当職員（市職員）、または施設職員（指定管理施設含む）が開錠（施設ごとに定めておく）

(2) 避難所開設準備

- ・ 開設方針の確認
- ・ 開設準備への協力要請
- ・ 避難者の安全確保
- ・ 施設の安全確認
- ・ 避難所としての利用範囲等の確認
- ・ 機材・物資の確保
- ・ 避難所運営用設備・備品等の確認
- ・ 受付の設置、ルールの特示
- ・ 避難所看板の設置

(3) 避難者の受入れ

- ・ 受付
- ・ 避難所内の割り当て・誘導

(4) 市災害対策本部への報告

- ・ 開設報告（第一報）
- ・ 2～3時間ごとの報告

(1) 施設の開錠・開門

- ・避難所施設の開錠・開門は、原則として避難所担当職員（市職員）または施設職員（指定管理施設含む）が行います。

(2) 避難所開設準備の流れ

- ・避難所開設準備は、避難所担当職員（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）及び避難者等が協力して開始します。

- ① 避難所の開設は、別紙「避難所施設の安全確認チェックリスト」に基づき施設の安全を確認したのちに開設します。

避難所開設の指令	・避難所の開設は原則として、市災害対策本部からの避難所開設の指令により、市職員が施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て行います。 ・ただし、災害状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設に勤務する職員が開設します。

※ 市地域防災計画では、避難所の開設は原則として市職員が行うことを定めています。

※ 休日・夜間においては、事前協議に基づき施設職員（指定管理施設含む）も同時に参集し、開錠します。

※ 避難所担当職員（市職員）は、避難所ごとに配置しており、主に市災害対策本部の教育総務班及び社会教育班職員並びに避難所近隣在住等の職員です。

- ② 避難者の建物内への立入は、避難所担当職員（市職員）または施設職員（指定管理施設含む）が施設の安全を確認してから行います。

ア 避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱のもとになるので、避難者は、とりあえず施設の敷地内（例：校庭）に留まり、市職員等の到着及び指示のもと建物内へ立入ることとします。

イ ただし、気候条件によっては、市職員の到着がなくても建物内（玄関ホールや体育館等）へ避難を開始し、その後市職員の指示を受けます。

- ③ 避難所の敷地内で待機する場合には、以下のことを心がけます。

ア 校庭等では、自主防災組織等の地域団体関係者の指示により、居住地区ごとにまとまって集まります。

イ 避難者が数十人集まったら、初期の避難所運営の組織作りを始めます。

ウ 指定避難所となっている施設が使用中の場合（例：授業中の学校など）には、混乱防止に努め、施設職員（指定管理施設含む）等の案内を待ちます。

＜避難所開設準備チェックリスト＞

項 目	内 容
1 開設方針の確認	☐ 市災害対策本部から開設指令が出たか。 ☐ 避難指示等が発令されているか。 ☐ 住民等が開設を求めているか。
2 開設準備への協力要請	☐ 避難者に対して初期の運営協力を呼びかける。
3 避難者及び被災者の安全確保	☐ 開設準備中は校庭等で待機を呼びかける。 (⇒資料編 3「避難者への呼びかけ文例」を参照) ☐ 自家用車は原則、乗り入れを禁止する。 ☐ 避難所周辺の被災状況に応じ、被災者の救出活動を支援する。
4 施設の安全確認	☐ 建物が危険でないか、目視により点検する。 (⇒資料編 4「避難所施設安全確認チェックリスト」を参照) ☐ 施設が危険であると判断できる場合は、市災害対策本部に連絡し、他の避難所へ移動するなど必要な対応を検討する。 ☐ 火災等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の状況を確認し、防止措置を実施する。 ・落下、転倒しそうなものは撤去する。 ・ガス漏れがないか確認する。など ☐ 危険箇所には貼り紙をしたり、ロープを張る。 ☐ ライフラインの使用の可否を点検する。(非常用電源を含む)
5 避難所としての利用範囲等の確認	☐ 管理運営、救助活動、避難生活を送るスペースを屋内外で順次確保する。 ・避難所施設データベース※で示された場所を基本とする。 ☐ 避難所の利用範囲を確定し、使用禁止範囲には「使用禁止」の貼り紙を貼る。
6 機材・物資の確保	☐ 備蓄保管場所を確認する。 ☐ 水、食料を確保する。 ☐ 寝具、暖をとる器具等を確保する。
7 避難所運営用の設備・備品等の確認	☐ 設備(電話、放送、無線設備)等の使用の可否を確認する。
8 受付の設置、ルールの明示	☐ 受付の設置(避難所入口付近) ・机、いす、筆記具等を準備する。 ☐ 受付付近に避難所の利用心得等を明示する。 ・「避難所生活の心得」の貼付。 (⇒資料編 5「避難所生活の心得」参照)
9 避難所看板の設置	☐ 避難所入口に避難所看板(貼り紙)を設置する。

※避難所施設データベース

市の指定避難所となっている学校等の施設について、避難施設の面積及び避難者受入れ可能諸室の有効建物面積や収容人数、避難施設の運営に必要な諸室(避難者の受入れを抑制)の面積、保有設備等について、施設管理者に調査したもの。(平成27年9月実施)

（３）避難者の受入れ

- 施設の安全が確認され、避難所開設準備が整ったときは、避難者を施設内へ誘導します。
その際、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者を優先して誘導します。
- 可能であれば「避難者カード（様式１）」を、校庭等待機場所で作成し、居住地域ごとなどにまとめて受付へ提出します。
- 校庭等待機場所での作成が困難な場合には、避難後に、避難所受付などで記入し自治会・班ごとなどにまとめて提出します。

＜受付チェックリスト＞

項 目	内 容
1 受付	☐ 「避難者カード（様式編 様式１）」を自治会・班ごとなどにまとめて提出する。
2 避難所内の割り当て・誘導	☐ 居住場所の確保は早い者勝ちでないことを周知する。 ☐ 要介護者、傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者を優先する。 ☐ 避難所施設データベースを基本として使用範囲を有効に利用する。使用範囲をこえる場合は施設職員の承諾を得ることとする。 ☐ 原則として世帯を一つの単位とし、居住地域ごとにまとめるように誘導する。 ☐ 市内に居住していない避難者は、まとめて編成する。（帰宅困難者含む） ☐ 「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に基づいた感染症対策に配慮する。

（４）避難所開設の報告

- 避難所を開設したら、避難所開設状況報告書（様式編 様式３）により、避難所担当職員（市職員）は速やかに市災害対策本部へ報告します。
- 以後、２～３時間ごとに報告を繰り返します。
- 在宅避難や車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る避難者（以下「避難所外避難者」という。）についても、避難所外避難者名簿を作成し把握に努める。

＜避難所外避難者の把握方法の例＞

- 食料等の配布を求めて避難所に来所した際に名簿記載
- 自治会、民生委員やボランティア等との連携による戸別訪問
- 市町村のホームページ等に名簿のひな型を掲載した上で防災行政無線、SNS、回覧板、メール等により提出を呼びかける 等

第3 避難所の運営

1 避難所運営組織の編成

(1) 立ち上げ当初の避難所運営

本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、自主防災組織等の地域団体関係者が、住民の調整役として陣頭指揮をとり、避難所担当職員（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）などと連携して避難所の運営にあたります。その際、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に心がけます。

(2) 居住グループの編成及び居住区画の設定

① 地区を基本単位に居住グループを編成

居住グループは、避難者が被災前に居住していた自治会の「班」を基本単位とし、避難者の中から選出されたリーダーは、班内の避難者数の確認などを中心となって行うとともに、居住グループ内の意見をまとめる代表者となります。

② 居住グループの目安は最大40人程度

リーダーの目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住グループの最大人数は40人程度と考えられます。必要に応じて居住グループを細かく分けます。

③ 居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。従前、住んでいた地区を考慮し、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

また、介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成します。

加えて、盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成します。

④ 観光客や滞在者等（帰宅困難者）への対応

観光、仕事、買い物などで、地域住民以外も避難所に避難してくる可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて、年齢や性別等を考慮して居住グループを編成します。

(3) 部屋（区画）割り

① 避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。（不足する場合には屋外にテントを設置し居住空間を確保することもあります。）

体育館や講堂、教室、会議室などの利用が考えられますが、本来の使用目的等の再開を考慮しながら居住する空間を設定します。

避難所施設データベースを基本として、施設職員、市職員の指示に従って利用することとします。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に基づき避難者どうしの適切な距離の確保などを行います。

② 避難行動要支援者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の避難行動をとる際に支援を要する人々（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、難病患者など）を優先して室内に避難させます。

車椅子利用者、視覚障がい者には、避難所入口付近を割り当てる配慮や、冷暖房設備がある部屋は、施設職員の指示のもと、一時的な避難行動要支援者のニーズに応じて割り当てるなどの配慮が必要になります。

市が別に福祉避難所を設置した場合は、避難行動要支援者の状態などに応じて優先順位をつけ移送します。

③ 女性への配慮

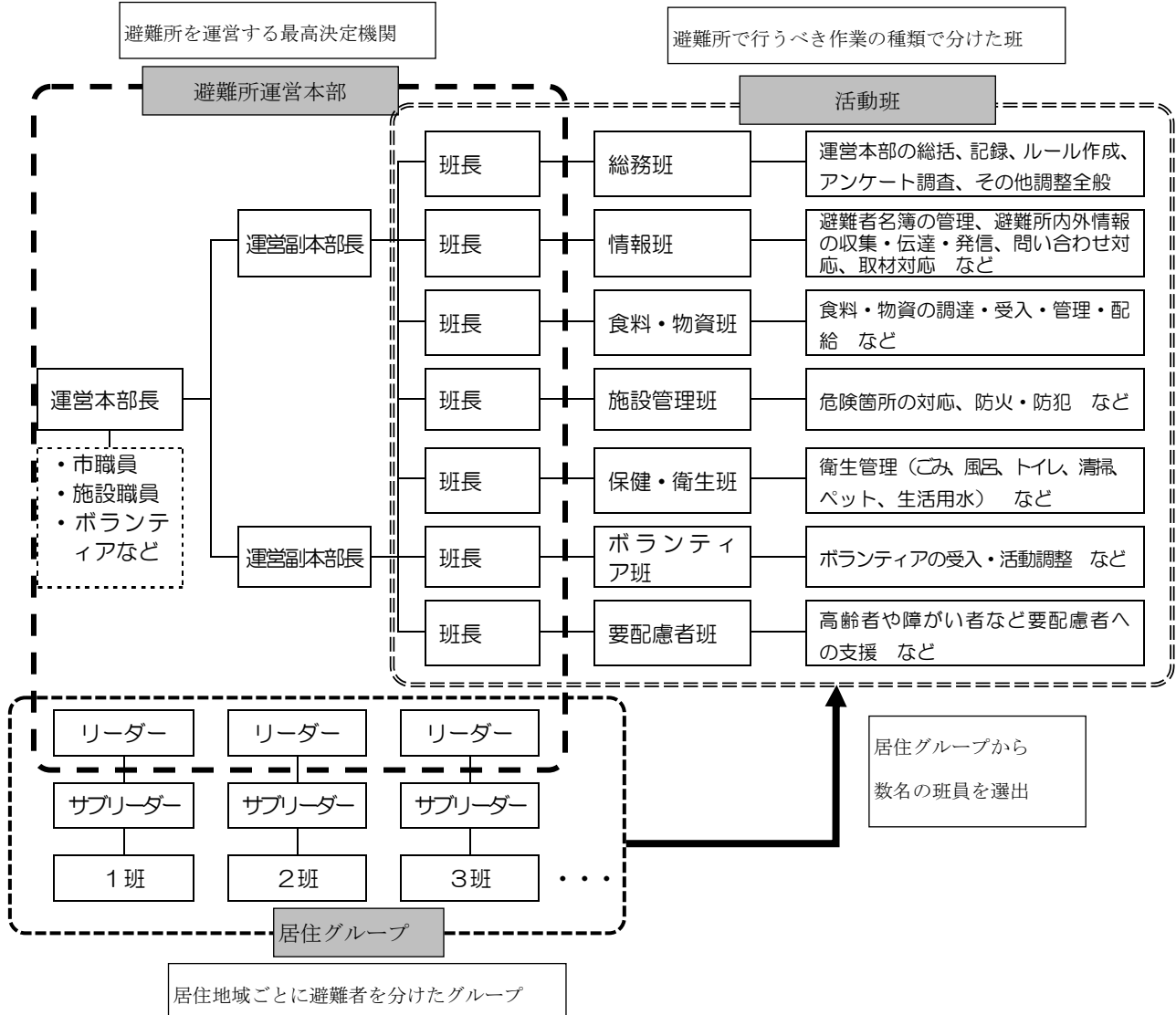
女性専用の着替えスペースや授乳スペース、物干し場等を設けるなど、女性に配慮した避難所スペースの確保を行います。また、女性のニーズに対応するために避難所運営本部や相談窓口に女性を参加させます。

(4) 自主運営組織の編成

① 避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、下図のような地域住民による自治を基本とします。

市職員や施設職員（指定管理施設含む）、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。



※活動班は作業の種類で分けた班であり、居住グループは居住地域で分けたグループであるため両方を兼ねて所属する方もあります。

② 運営本部を中心とした避難所運営

避難所の運営組織は、「避難所運営本部」、「活動班」、「居住グループ」で構成します。

ア 運営本部の構成

避難所運営本部は、運営本部長（1名）、運営副本部長（2名）のほか、市職員、施設職員（指定管理施設含む）、活動班の班長、居住グループのリーダーで構成します。

また、女性に配慮した避難所運営を行うために複数の女性を参加させます。

イ 運営本部の役割

避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として、避難所生活の運営全般に関わります。

ウ 運営本部の活動

避難所運営本部は、主に次のような活動を行います。

- ・ 避難所内のルールの決定及びその変更と徹底
- ・ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ・ 市や関係機関との連絡調整

③ 避難所運営のための活動班の設置

一部の特定の人に重い負担がかからないようにいくつかの活動班を編成し、協力して避難所運営を行います。ただし、避難所の規模や作業量によっては、活動班を統合するなど、弾力的な避難所運営を行います。

④ 居住グループのリーダー職の補佐（サブリーダー）の選任

避難生活が長期化してくると、居住グループのリーダー職に就いていた人が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、リーダーを補佐する人（サブリーダー）を選任しておきます。

（５）避難所運営本部会議

① 定期的に避難所運営本部会議を開催

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。

② 避難所運営本部会議の参加者

避難所運営本部会議には、随時、市職員や施設職員（指定管理施設含む）もオブザーバーとして参加します。また、ボランティアの中でも、一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

③ 避難所運営本部会議の開催頻度

発災直後の避難所運営本部会議の開催頻度は、１日２回、朝食後及び夕食前に開催します。

朝の会議は前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食前に行います。

時間が経過し、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略しても構いませんが、特に連絡事項がない場合でも、最低１日１回は会議を開催し、問題点の有無を確認します。

（６）避難所運営の役割分担

避難所における役割分担は、居住地域ごとで避難者をいくつかに分けた《居住グループ》と、避難所全体で行うべき作業をその種別で分けた《活動班》の２つに分類されます。

① 居住グループ

リーダー、リーダーを補佐するサブリーダー、活動班員を選出します。

リーダーは、居住グループの総括的な監督を行うとともに、グループ内の意見等を取りまとめて、避難所運営本部へ提出する役割を担います。

② 居住グループ単位で行う仕事

避難所全体の活動のなかで、居住グループを単位として、当番で行わなければならない仕事があります。

（例）

- ・トイレなど公共部分の清掃
- ・炊き出しの実施
- ・生活水の確保 など

このほかにも、避難所運営本部会議で決定した当番作業などは、グループ単位で協力して行います。

③ 活動班の編成

居住グループから選出された数名の班員で構成し、それぞれの活動班に班長を置きます。

避難所の規模や作業量によって、活動班は統合することも可能です。

２ 活動班の役割

（１）総務班の仕事

① 避難所運営本部の総括

ア 避難所運営本部会議の事務局

避難所運営本部会議の段取りや各活動班相互の調整を行います。

イ 市災害対策本部との調整

市災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。

連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、運営本部長や各活動班の班長と協議し、あとで避難所運営本部会議に報告するなど臨機応変な対応をします。

② 避難所運営の記録

ア 避難所の記録簿を作成

避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を記録として残します。

＜記録する内容＞（⇒様式編 様式12「避難所記録用紙」参照）

- ・日付（曜日）、天気
- ・居住グループ別の就寝者数
- ・居住グループ別食事数（朝・昼・晩）
- ・前日未入所者数、新規入所者数、退所者数、本日未入所者数

- ・避難所での主な出来事
- ・避難者からの意見、要望
- ・市災害対策本部からの伝達事項・市災害対策本部への要望
- ・避難所運営本部会議での内容 など

イ 写真等の保存

被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を残すようにします。

パソコンなど電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。ただし、データ等の管理には十分に注意します。（個人が特定されないように撮影したり、事前に許可をいただいたり配慮します。）

③ 避難所生活の心得の作成（⇒資料編 5「避難所生活の心得」参照）

避難所運営本部会議で決定された避難所生活で必要となる基本的な心得をとりまとめ、ルール化して避難者に周知します。

④ その他

避難所の今後の見通しなどを検討するうえでの資料とするため、避難者に対してアンケート調査を行います。

＜調査項目の例＞

- ア 自宅の被災状況
- イ 今後の住宅確保の見通し
- ウ 仮設住宅の応募状況 など

（２）情報班の仕事

① 避難者名簿の管理

避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

② 入所者・退所者の管理

ア 入所者がいたら

- ・新しい入所者に避難者カードを渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所生活の心得について、新しい入所者に説明する。

イ 退所者がいたら

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

③ 外泊者の管理（⇒様式編 様式5「外泊届用紙」参照）

- ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・各居住グループのリーダー・サブリーダーを通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

④ 関係機関からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

⑤ 他の避難所との情報交換

避難所の混雑を防ぐため、避難者の受け入れ状況について、地域内の避難所同士で情

報交換する。

- ⑥ 市災害対策本部への情報伝達
 - ・避難所の状況を定期的に報告する。
 - ・避難所運営本部会議の要望を伝達する。
- ⑦ 避難所内への情報伝達
 - ・掲示板を作成する。
 - ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載または張り紙を用いることとし、併せて、館内放送や口頭で知らせる。
 - ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
 - ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。
- ⑧ 問い合わせへの対応
 - ・安否確認に対応する。
 - ・避難者への伝言を掲示する。
- ⑨ 来客者への対応

避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
- ⑩ 取材への対応
 - ・取材に当たっての注意事項を伝える。（⇒様式編 「取材をされる方へ」を参照）
 - ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。
(⇒様式編 様式4「取材者用受付用紙」を参照)
 - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には、必ず情報班の班員が立ち会う。
- ⑪ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
 - ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
 - ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は情報班で保管する。
- ⑫ 困りごと相談

生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

（３）食料・物資班の仕事

- ① 食料・物資の調達
 - ・必要な食料・物資を市災害対策本部に要請する。（⇒様式編 様式8「食料・物資依頼書」参照）
 - ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。
- ② 食料・物資の受入
 - ・食料・物資受入簿を作成する。（⇒様式編 様式6「食料・物資受入簿」参照）
 - ・食料・物資の受入のための専用のスペースを設ける。
 - ・食料・物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

③ 食料及び物資の管理・配給

ア 食料及び物資の管理

- ・食料・物資管理簿を作成する。（⇒様式編 様式7「食料・物資管理簿」参照）
- ・食料及び物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料及び物資の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料及び物資は市災害対策本部に返却する。

イ 食料及び物資の配給

- ・食料及び物資は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・食料及び物資は、要配慮者に優先して配給する。

（４）施設管理班の仕事

① 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、被災建築物応急危険度判定士等による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

② 防火・防犯

- ・火気取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気取扱いに注意を呼びかける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

（５）保健・衛生班の仕事

① 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・健康相談を行う窓口を設ける。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・発熱者や濃厚接触者を専用スペースに移動させ、医療機関へ連絡する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- ・医師保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。

② トイレ

- ・使用可能状況を調べる。
- ・トイレ用水を確保する。
- ・仮設トイレを設置する。
- ・介助者同伴の方やLGBTにも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。

③ 衛生管理

- ・「手洗い」を徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・新型コロナウイルス感染予防に配慮し、消毒等を実施させる。
- ・風邪など感染症の防止に努める。

④ 生活水の管理

- ・生活水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

⑤ 清掃

ア 共用部分の清掃

居住グループを単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

イ 居室部分の清掃

避難者による居室の清掃を実施させる。

⑥ ゴミ

- ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- ・ゴミが分別しやすいようにゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。

⑦ ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。（⇒様式編 様式9「ペット飼育者名簿」）
- ・敷地内の屋外にペットハウス（テントなど）を設け、飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

（６）ボランティア班の仕事

- ・ボランティア受付簿を作成する。（⇒様式編 様式11「避難所ボランティア受付簿」）
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

（７）要配慮者班の仕事

① 要配慮者用の相談窓口を設置

- ・要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置する。
- ・女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど配慮する。
- ・外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を仰ぐ。

② 要配慮者等の避難状況を把握

市がまとめた避難行動要支援者名簿と避難者名簿とを照合し、確認できない避難行動要支援者がいる場合は、自治会長や自主防災組織の代表者、民生委員・児童委員と連携して所在を確認する。

③ 要配慮者等の状況・ニーズを把握

要配慮者は、支援を要する内容が一人ひとり異なることから、それぞれの状況やニーズを把握する。

避難所で対応できないニーズについては、必要な支援を市災害対策本部へ報告し対応を要請する。

④ 福祉避難所等への移送

市が福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、受入を要請する。また、状態により病院への緊急入院の必要についても検討する。

資料編

1 指定避難所一覧

(開錠者、AED 設置の有無 有の場合○、備蓄保管場所の有無 有の場合○)

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		収容地域	開錠者	AED	備蓄保管場所
				地震	洪水				
1	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058	645 人	88 人	羽生		○	○
2	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901	494 人	104 人	羽生		○	○
3	西中学校	羽生120	561-0161	816 人	280 人	羽生		○	○
4	中央地域活動センター	中央2-8-10	562-1558	148 人	85 人	羽生		○	○
5	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150	1,025 人	—	羽生		○	○
6	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111	889 人	372 人	羽生		○	○
7	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111	213 人	35 人	羽生・須影		○	○
8	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551	30 人	30 人	手子林・井泉		○	○
9	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341	1,097 人	328 人	羽生・川俣		○	市役所・消防本部等に一括保管
10	羽生高等学校	加羽ヶ崎303	561-0718	567 人	149 人	羽生・須影		○	
11	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511	962 人	308 人	羽生・岩瀬		○	
12	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020	675 人	94 人	羽生・須影		○	
13	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651	815 人	815 人	手子林・須影・南羽生		○	
14	新郷第一小学校	上新郷5716	561-0409	369 人	109 人	新郷		○	○
15	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778	229 人	87 人	新郷・須影		○	○
16	新郷地域活動センター※	上新郷5630-4	561-1013	40 人	—	新郷		○	○
17	須影小学校	須影672	561-0666	399 人	89 人	須影・南羽生		○	○
18	須影地域活動センター	須影714	561-0667	41 人	30 人	須影・南羽生		○	○
19	南中学校	中岩瀬226	563-0253	686 人	245 人	岩瀬・須影・羽生・南羽生		○	○
20	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803	374 人	91 人	岩瀬		○	○
21	岩瀬地域活動センター	上岩瀬2367	561-5070	40 人	19 人	岩瀬		○	○
22	川俣小学校	本川俣629	561-1006	317 人	—	川俣		○	○
23	川俣地域活動センター	本川俣630	562-0321	57 人	—	川俣		○	○
24	井泉小学校	藤井上組270	565-2320	421 人	255 人	井泉		○	○
25	井泉地域活動センター	藤井上組275	565-1009	42 人	4 人	井泉		○	○
26	東中学校	今泉1448	565-3741	657 人	187 人	井泉・手子林・三田ヶ谷		○	○
27	手子林小学校	下手子林555	565-1069	429 人	194 人	手子林		○	○

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		収容地域	開設者	AED	備蓄保管場所
				地震	洪水				
28	手子林地域活動センター	下手子林 805	565-2668	42 人	4 人	手子林		○	○
29	三田ヶ谷小学校	弥勒 87	565-0008	289 人	68 人	三田ヶ谷		○	○
30	三田ヶ谷地域活動センター	弥勒 634-1	565-0040	58 人	19 人	三田ヶ谷		○	○
31	村君小学校	堤 107	565-0223	235 人	—	村君		○	○
32	村君地域活動センター	下村君 2227	565-3538	40 人	—	村君		○	○
計 32 ヲ所				13,141 人	4,089 人				

※ 新郷公民館は、水害以外の災害の場合に避難所となる

2 指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井上組地内	10.69
2	羽生西公園	小須賀 110	2.53
3	栄町公園	西 2-12	0.27
4	小松道上公園	西 3-16	0.41
5	大和町公園	北 3-7	0.45
6	羽生平和公園	東 6-2	0.43
7	旭町公園	南 5-13	0.50
8	小松道下公園	南 2-27	0.15
9	元町公園	南 2-12	0.23
10	上新郷公園	上新郷 1822・1823-1	0.23
11	大道公園	西 5-8	0.18
12	新田公園	西 5-17	0.46
13	新田前公園	西 4-8	0.48
14	宮田 1 号公園	南 7-15-1	0.49
15	宮田 2 号公園	南 7-20-1	0.22
16	宮田 3 号公園	南 8-5-1	0.17
17	前谷公園	南 6-4-1	0.29
18	城沼公園	東 7-8-5	0.29
19	稲子前公園	東 3-45	0.18
20	栃木東公園	東 3-19	0.19
21	栃木西公園	東 3-13	0.47
22	大天白公園	北 2-9	0.89
23	羽生水郷公園	三田ヶ谷地内	53.60
24	羽生スカイスポーツ公園	常木 1175	15.27
25	大沼公園	大沼 2-75	1.82
26	相生町緑地公園	中央 1-1537-3	0.02

No.	名称	所在地	面積 (ha)
27	小松公園	小松 280	0.25
28	小松東公園	小松台 2-705-9	0.96
29	小松南公園	小松台 1-603-39	0.82
30	小松北公園	小松台 1-516-9	0.42
31	葛西親水公園	本川俣 1013-1	0.25
32	風の公園	南羽生 4-12-3	0.30
33	山の公園	南羽生 2-31-13	0.34
34	空の公園	南羽生 1-20-1	0.82
35	光の公園	南羽生 3-18	0.31
36	上新郷町並公園	上新郷 5988-1	0.14
37	太陽の公園	南羽生 2-24-1	0.15
38	上川崎公園	川崎 2-267-1	0.40
39	下川崎公園	川崎 2-281-30	1.17
40	岩瀬第8公園	中岩瀬220 (岩瀬土地区画整理事業129街区)	0.24
41	本川俣公園	本川俣 540-2	0.45
42	上岩瀬産業団地公園	上岩瀬 737-3	0.22
43	羽生北小学校	北 2-1-1	0.91
44	羽生南小学校	南 6-5-1	1.46
45	西中学校	羽生 120	1.71
46	羽生実業高等学校	羽生 323	2.19
47	羽生高等学校	加羽ヶ崎 303	2.14
48	羽生第一高等学校	下岩瀬 153	2.73
49	羽生ふじ高等学園	下羽生 320-1	0.47
50	誠和福祉高等学校	神戸 706	1.97
51	新郷第一小学校	上新郷 5716	0.91
52	新郷第二小学校	下新郷 1099	0.93
53	須影小学校	須影 672	0.96
54	南中学校	中岩瀬 226	1.55
55	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	1.42
56	川俣小学校	本川俣 629	1.21
57	井泉小学校	藤井上組 270	1.02
58	東中学校	今泉 1448	1.66
59	手子林小学校	下手子林 555	1.01
60	三田ヶ谷小学校	弥勒 87	0.97
61	村君小学校	堤 107	0.66

指定避難所となっている学校も指定緊急避難場所として位置付けており、面積は屋外運動場部分の面積を記載している。

No. 1 (羽生中央公園)、23 (羽生水郷公園)、24 (羽生スカイスポーツ公園) は広域避難場所としても位置付けられている。

3 避難者への呼びかけ文例

① 開設準備中の呼びかけ文例

- ただいま避難所の開設準備を進めております。施設の安全が確認され次第、みなさんを施設内に案内しますので、しばらく校庭で待機してください。
- 現在わかっている情報は、市内で震度__の揺れが観測されたということだけです。
- 市内の被害状況はまだはっきりとはわかっていません。
- 市では、災害対策本部が設置され、関係機関と共に対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。
- 皆さんの中で避難所の開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、__のところまでお越しください。
- 負傷された方、体調がすぐれない方がいらっしゃいましたら、__のところまでお越しください。 以上です。

② 受付時の呼びかけ文例

- ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
- 避難者カードをもらってから入室してください。
- 避難者カードは、早急に記入し、提出してください。
- 避難所における居住場所は、自治会を中心に集まってもらいます。
- 居住場所の確保は、早い者勝ちではありません。最初に座った位置が、最終的な居住位置ではありません。施設内に入った後も、必要に応じ、随時、居住位置を変更させていただきます。全員の皆様のご理解ご協力をお願いします。
- お年寄りや障がいのある方、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに安全に避難していただきます。
- まず、身体に障がいがある世帯、介護が必要な方の世帯、負傷した方がいる世帯から受付に来てください。次に、乳幼児がいる世帯の方が受付してください。
- その後最初に、__自治会の世帯の皆様から受付に来てください。（以下、自治会・班の順に誘導・案内する）

4 避難所施設安全確認チェックリスト

避難所名	
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者名	

点検項目		判断結果
建物 周囲 や 建物 全体	1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はないか。	A：危険性はない B：傾いている感じがする C：倒れ込みそうである
	2 建物周辺に地すべり、地割れ、噴砂・液状化などの問題は生じていないか。	A：問題はない B：わずかだが生じている C：ひどく生じている
	3 建物が沈下したか、または、建物周囲の地面が沈下するという問題は生じていないか。	A：問題はない B：わずかだが生じている C：ひどく生じている
	4 建物は傾斜していないか。	A：傾斜していない B：傾斜しているような感じがする C：明らかに傾斜している
	5 外部の柱や壁にひび割れはないか。	A：ひび割れはない、または、髪の毛程度のひび割れがある B：比較的大きなひび割れがある C：大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	6 外壁タイルやモルタルなどが落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている、または、落下している
建物 内部	7 床が壊れていないか。	A：壊れていない B：少し傾いている、下がっている C：大きく傾斜している、下がっている
	8 内部のコンクリートの柱や壁にひび割れはないか。	A：ひび割れはない、または、髪の毛程度のひび割れがある B：比較的大きなひび割れがある C：大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	9 窓ガラスや窓枠は落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている C：落下している
	10 建具やドアは壊れていないか。	A：壊れていない B：建具・ドアが動かない C：建具・ドアが壊れている
	11 天井や照明器具は落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている C：落下している
12 その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が傾いている。水漏れがある。家具が倒れているなど。)		

＜判断結果の集計＞

A	B	C

＜判断結果の判断基準＞

判定	集計結果	対応
○	Aのみの場合	危険箇所に注意し、施設を使用します。
△	Bが一つでもある場合	「要注意」です。施設内へは立ち入らず、市へ連絡。 市は、被災建築物応急危険度判定士による判定を行い、判定結果に基づき、応急的な補強を行うなど必要な措置を講じます。
×	Cが一つでもある場合	「危険」です。施設内へは立ち入らず、市へ連絡。 避難者は、他の避難所に移動するなど、必要な対応をとってください。

＜留意事項＞

- (1) 2人以上で目視により点検してください。
- (2) 点検項目の1～6までは建物外部の状況です。点検実施者の安全を第一とし、一つでもBまたはCと判断された場合は建物に入る必要はありません。点検項目の7～11の建物内部の状況の点検も不要です。
- (3) 危険と認められる場所には貼り紙などをして立入禁止としてください。
- (4) 余震等により損傷の程度が進行したと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を確認してください。
- (5) このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものです。避難所を開設した後であっても、市へ連絡してできるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

5 避難所生活の心得

避難所生活の心得（例示）

この避難所の生活ルールは次のとおりです。ルールを守って皆さんで助け合いましょう。

〔避難者名簿〕

- ・避難者は、世帯単位で避難者カードに記入してください。
- ・避難所を退所するときは、情報班に転出先等を連絡してください。

〔生活時間〕

- ・起床時間： 6：30
- ・消灯時間： 21：30
- ・食事時間： 朝食8：00 昼食12：00 夕食18：00

〔食料・物資〕

- ・原則として全員に提供できるまでは、配布しません。不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
- ・配布は、居住グループ単位で行います。
- ・ミルク・おむつなどは、必要な方に配布します。
- ・在宅の被災者にも配布します。

〔生活空間の利用方法〕

- ・居住空間は、世帯単位で区切って使用し、世帯のスペースとして使用します。
- ・居住空間は、土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は、共有空間や屋外とします。
- ・職員室・事務室、保健室、調理室など個人情報や危険物がある部屋は、使用を禁止します。
- ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従ってください。
- ・避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- ・犬、猫などの動物類を居室に入れることは禁止です。指定の飼育場所に移動してください。

〔プライバシーの確保〕

- ・世帯の居住空間は、その世帯の占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにします。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

〔清掃〕

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは、居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。

- 避難者全員で使用する共用部分については、全員が協力して清掃します。
- トイレは、毎日、9時と15時の2回、避難者が交替で清掃します。

[洗濯]

- 洗濯は世帯や個人で行います。
- 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、独占せず公平に使用します。

[ゴミ処理]

- 世帯ごとに発生したゴミは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。
- 共同作業で発生したゴミは、その作業を担当した人が責任をもって捨てます。
- ゴミは、必ず分別して捨てます。

[火災防止]

- 屋内での喫煙は、厳禁とします。
- 喫煙は、定められたスペースでのみ可能とします。
- 屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを定め、責任者を決めて火元管理を行います。
- たき火等裸火の使用は、禁止します。

[携帯電話の使用]

- 居住空間での携帯電話の通話は、禁止します。
- 通話は、屋外や定められたスペースのみで可能とします。
- 居住空間ではマナーモードに設定し、他者への迷惑にならないようにします。

[避難所運営組織]

- この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、避難所担当者（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）などからなる避難所運営本部を組織します。
- 避難所運営本部会議を、毎日、10時と16時に開催します。
- 避難所運営本部に、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、要配慮者班の活動班を設置します。

[避難所閉鎖]

- 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）

★その他、新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜、運営本部会議で検討を行います。

様式編

情報班

1 避難者カード（様式1）

避難者カード

※同居家族全員の情報をご記入ください。

避難所名		受付者	
自宅住所		電話番号	
自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊・被害なし	自治会名	
避難日時		退所日時	
退所後住所		退所後電話	
緊急連絡先	①氏名 電話	②氏名 電話	

氏名（年齢）	性別	避難の状況	健康等	備考
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している（場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している（場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している（場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している（場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	

避難物資の受取方法 （避難所外避難の 場合記入）	・避難所で受け取ることができる ・自宅での受け取りを希望する（理由： ） ・駐車場所での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ）

① このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。
ただし、プライバシー保護の観点からご本人が閲覧を認めている場合に限りです。

② このカードの閲覧希望の可否を下記に記入してください。（どちらかに○印）

1 閲覧してもよい	2 閲覧してほしくない

③ なお、市役所（市災害対策本部）へは閲覧の可否にかかわらず災害応急対策上必要となるため、情報を提供します。

④ 備考欄には、持病、障がい、服用薬、担当ケアマネ名や緊急を要する場合の病院・施設への搬送希望などを記入してください。

健康管理チェックシート

※職員確認欄：

●入所時の問診事項

番号	項目内容
1	過去に新型コロナウイルスの陽性反応が出たことがありますか。
2	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中ですか。
3	2週間以内に新型コロナウイルス感染者との接触はありましたか。
4	2週間以内に新型コロナウイルスの流行地域に行きましたか。
5	現在高熱はありますか。
6	数日以内に高熱がありましたか。
7	強いだるさがありますか。
8	咳や頭痛、のどの痛みはありますか。
9	においや味を感じにくいですか。
10	その他、心配な症状はありますか。

氏名	※上記の項目の中で、該当するもの全てに○をつけてください。
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 該当なし
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 該当なし
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 該当なし
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 該当なし
	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 該当なし

避難所開設状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、市災害対策本部（〇〇〇－〇〇〇〇）までファックスしてください。
ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を（〇〇〇－△△△△）まで電話で連絡してください。

※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難理由	緊急安全確保・避難指示・ 高齢者等避難・自主避難

市災害対策本部受信者

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX — — ・ 電話番号 — — その他 _____		

避難 所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人（男性 人・女性 人）
		世帯
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通

緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）

参集した避難所担当職員（市職員）

参集した施設職員（指定管理施設含む）

4 取材者用受付用紙（様式4）

情報班

取 材 者 用 受 付 用 紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください〉

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
取材班の代表者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・TEL）		
同行者	氏 名	所 属	
取材目的	※放送、記事発表などの予定：		
避難所側付添者		〈名刺添付場所〉	
氏名			
特記事項			

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

◆避難所内では身分を明らかにしてください。

・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者証」を携帯してください。

◆避難者のプライバシーの保護にご協力ください。

・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。

・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。

・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には必ず、係員の許可をとってください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも慎んでください。

◆取材に関する問い合わせは、避難所運営本部総務班へお願いします。

・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。

本日の取材内容に関する放送や記事発表の予定に変更が生じた場合には下記連絡先まで連絡をお願いします。

また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇小学校避難所

〒348-△△△△ 羽生市〇〇町△丁目△-△

電話 — — FAX — —

5 外泊届用紙（様式5）

情報班

外 泊 届 用 紙

(ふりがな)		居住グループ
氏 名		班
外 泊 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（計 日間）	
同 行 者		
緊急の場合の連絡先（希望者のみ）		

6 食料・物資受入簿（様式6）

食料・物資班

食料・物資受入簿

避難所名（ ）

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				

食料・物資班

避難所名 ()

資-120

8 食料・物資依頼書（様式8）

食料・物資班

食 料 ・ 物 資 依 頼 書

作成日時 月 日 午前・午後 時 分

作成者（ ）

避難所名		担当者名		担当者連絡先
優先 順位	品目	仕様(サイズなど)	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

9 ペット飼育者名簿（様式9）

保健衛生班

ペ ッ ト 飼 育 者 名 簿

	飼 育 者 (住所・氏名)	動物の種類	ペットの名前	性別	体格	毛色	そ の 他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、必ず、指定された場所で、つないで飼うか、檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 必ず、屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、一時預かり可能なペットホテルや犬猫病院などに相談するか、保健・衛生班を通じ、市役所に相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部まで届け出てください。

1 1 避難所ボランティア受付簿（様式 1 1）

ボランティア班

避難所ボランティア受付簿

避難所名		受付年月日	年 月 日 時 分

NO	氏名	住所	電話番号	性別	活動内容	活動終了時刻
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

12 避難所記録用紙（様式12）

総務班

避難所記録用紙

月 日 ()					天 気		
居住 グループ	就寝者数	食事数			前日未入所者数		
		朝	昼	晩	新規入所者数		
1班					退所者数		
2班					本日未入所者数		
3班					献 立	朝	
4班							
5班							
6班						昼	
7班							
8班							
9班						晩	
10班							
合計							
避難所運営本部会議（連絡事項）		避難所での主な出来事					
		避難者からの意見・要望					
（検討事項）		市災害対策本部からの伝達事項					
		市災害対策本部への要望					

避難所の運営に関する指針

(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)

令和2年6月

羽生市

新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインについて

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されました。また、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。5月25日に緊急事態宣言は全面解除されましたが、感染拡大の第2波は予断を許さない状況です。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉・密集・密接）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要です。

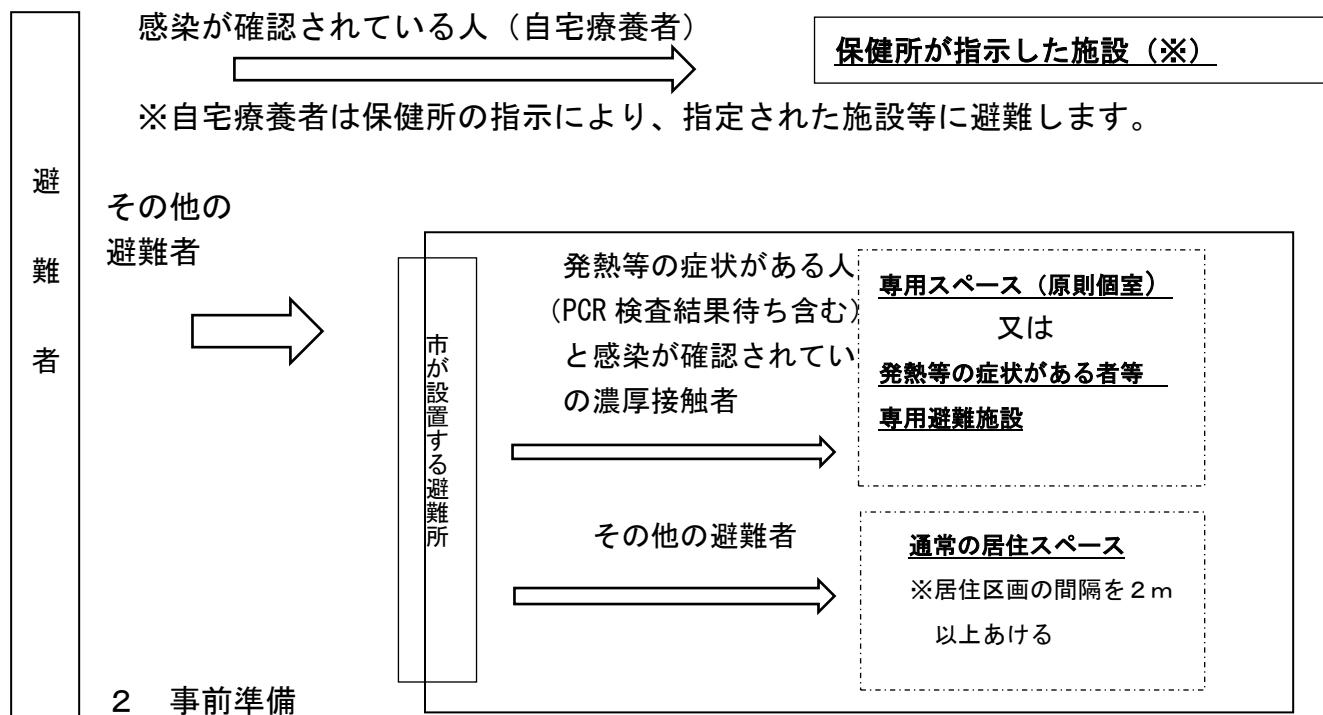
羽生市では、避難所運営の具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所運営マニュアルの別冊として「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」を作成しました。

なお、他の感染症につきましても、このガイドラインを参考とし、対応を行うものとします。

1 避難所における感染者等に対する避難スペースの確保等

避難所での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染が確認されている者（自宅療養者含む。）、発熱等の症状のある者及び濃厚接触者については、それら以外の者とは別に避難スペースを確保する。

<参考：避難所における感染者等に対する避難スペース確保等選定フロー図>



2 事前準備

（1）十分なスペース

スを確保するための避難所の確保・開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、過去の災害等を参考に、発生する災害や避難者数等を想定し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所（指定避難所敷地内の指定区画以外の施設を含む。）を開設するなどできる限り多くの避難所を確保する。

① 指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保

- ・発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※1 体育館が避難所となる学校施設では空き教室等の活用を検討する。

※2 居住スペースでは、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。

- ・状況に応じて県有施設等の利用も検討する。
- ・臨時避難所の選定・確保に当たっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する。
- ・臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自治会等の役員等と必要事項（開設基準、利用する施設の範囲や用途、利用できる設備や資機材の確認等）を協議する。
- ・臨時避難所を開設する場合を想定して、必要となる職員、物資等を確保する。

② 臨時避難所への支援体制の整備

- ・ 指定避難所から適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

- ① 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるよう、参考資料 1-1 から 1-4 を参考にする等により、世帯間で概ね 2 m 間隔のレイアウトを検討する。
- ② 発熱、咳等の症状が出た者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

【参考 ゾーニングの基本】

- ① 清潔な区域とウイルスによって汚染されている区域(汚染区域)を明確に区分する。
- ② 区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ③ 発熱等の症状がある者とその他の者の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。

(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

- ① 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する(参考資料 2)。また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。
- ② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
 - a: 基本的な感染症対策用: マスク、消毒液、ポンプ式ハンドソープ、ペーパータオル、ティッシュ など
 - b: 避難者等の健康管理用: 非接触型体温計 など
 - c: 避難所運営スタッフの防護用: 使い捨て手袋、使い捨てガウンなど
 - d: その他資材: パーテーション、ビニールシート、簡易トイレなど

(4) 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- ① 医療関係者等と、発熱、咳等(以下「発熱等」という。)の症状が出た者の対応方法を事前に協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- ② 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話をを行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を管轄の保健所と協議する。
- ④ 避難所内に掲示する 3 密回避、手洗い、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(5) 発熱等の症状のある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者のための専用スペースの確保

- ① 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者(以下「発熱者等」という)のために、専用スペースを確保する。可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。

※1 体育館が避難所となる学校施設では空き教室等の活用を検討する

※2 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。

- ② 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ③ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及びテント等によりスペースを区切る。なお、パーティションやビニールシート等を利用する場合は2 m以上の高さで空間を仕切る。ただし、2 m以上の高さのパーティション等の確保が困難な場合は、少なくとも、座位で口元より高いパーティションを用意する。
- ④ 避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難施設の開設を検討する。
- ⑤ 発熱者等の専用スペースやトイレは、参考資料1-2を参考にするとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(6) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

- ① 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等(以下「自宅療養者」という)には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は当該保健所に連絡するように周知する。
- ② 自宅療養者は、管轄する保健所の指示により、指定された場所へ避難する。

(7) 住民への周知

広報誌及びホームページ、メール配信サービス、LINE等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

- ・ 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- ・ 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ・ 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、内履き(スリッパ等)及び衛生用品(タオル、歯ブラシ)等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- ・ 避難時に発熱等の症状がある者、濃厚接触者は避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- ・ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。
- ・ 必要に応じて、発熱等の症状がある者及び濃厚接触者が避難すべき、専用スペースのある避難所施設(又は発熱者等専用の避難所)の名称も伝えること。

(8) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を実施する。

3 災害時の対応

(1) 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線、ホームページ、メール配信サービス、LINE、避難情報等電話一斉配信サービス等で次の事項を周知する。

- ① 前記2(7)記載の住民への周知内容。
- ② 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等

(2) 避難所における感染症対策

- ① 避難所や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープと水で手洗いする(食事前、トイレ使用后、発熱等の症状がある者の世話、ごみ処理後等)とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ② 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ③ アルコール消毒液は、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ⑤ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤等を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特にトイレやドアノブ、電源スイッチ、蛇口など人が触れることが多い場所については重点的に清掃及び消毒を行うこと。
- ⑥ 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。
※居住スペースでは、個人(又は家族)ごとに2m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。
 - ・ 咳やくしゃみ等による飛沫は、1～2m程度飛ぶと言われている。
 - ・ そのため、本ガイドラインでは発熱者等をやむを得ず同室にする場合は、2m以上の高さのパーティション等により空間を区切ることとする。
 - ・ ただし、2m以上の高さのパーティション等の確保が困難な場合は、少なくとも、座位で口元より高いパーティションを用意すること。
- ⑦ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑧ 避難所内は内履きと外履き(土足)エリアに分け、集合スペースへは外履きで入らない。
- ⑨ 避難所内(入口、掲示板、洗面所及びトイレ等)には、3密回避、咳エチケット、手洗い等を呼びかけるポスター等を掲示する。
- ⑩ 各世帯で出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。ごみ収集の際は、感染防止に十分に配慮したうえで行う。
- ⑪ 避難者名簿には、滞在区画(体育館、空き教室等)を記録する。

＜食事の際に気を付けること＞

- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ・ 食べ物は消毒をした配膳箱やビニール袋に入れ、居住スペースや部屋毎の所定の場所に置く。
- ・ 避難者各自で順番に食事をとりに行く（手渡しをしない）
- ・ 原則使い捨ての食器を使用する。

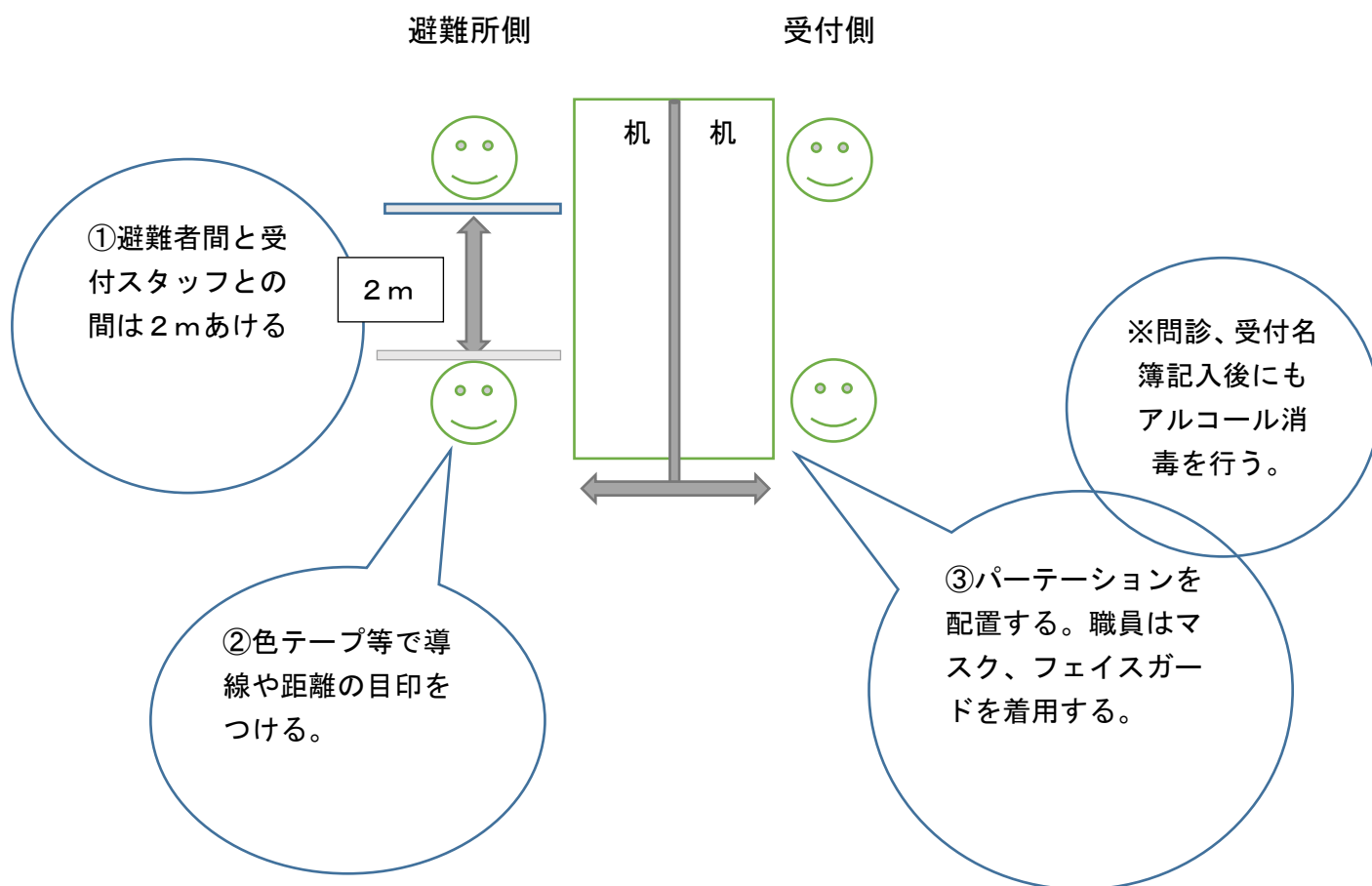
（３）避難者の健康状態の確認

- ① 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。
- ② 健康状態の確認の結果、発熱者等は専用のスペースに誘導する。
- ③ 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- ④ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）。

＜避難所受付のイメージ＞

- 1 避難者へのマスク着用、アルコール消毒、検温チェックを行う
- 2 問診(健康チェックリスト(入所時用))及び避難者受付名簿の記入
- 3 居住スペースへの案内
 - ①問診等で疑いなし 一般スペース(体育館等)
 - ②問診等で疑いあり 専用スペース等(空き教室等)

【受付スペース設置例】



(4) 発熱者等の対応

- ① 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し、必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- ② 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- ③ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うためのスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

- ① 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。
- ② 当該感染者退去後は、居住していたスペース、トイレ、資材等の消毒及び十分な換気を行う。
- ③ 清掃、消毒の際は、手袋、マスク、目の防護服(フェイスシールド等)、長袖ガウンを着用する。

(6) 車中泊(車中避難)等への対応

- ① 避難所等に避難をせず車中泊を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知すること。
※気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知すること。
- ② 車中泊により避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行うこと。

第1章 総則

第1節 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。そのため、本市における応援職員や必要な物資等を迅速かつ的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「羽生市受援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

羽生市地域防災計画や、内閣府が作成した市町村のための人的応援受入れに関する受援計画作成の手引き、埼玉県が作成した市町村受援計画作成の手引、他県で作成した市町村受援計画作成モデル等に基づき策定し、本計画は羽生市地域防災計画の下位計画として位置づけるとともに、羽生市業務継続計画を補完するものとする。

第2節 受援体制整備の必要性

災害時、被災市では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し多くの人的資源や物的資源が必要となるが、行政機能が低下している被災市では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（以下「受援体制」という。）を整備することが不可欠となる。

被災市では、国や他の地方公共団体、民間企業、ボランティアなど応援団体が多種多様に渡るため、全体像が把握しきれず混乱が生じる場合もあり、また、応援職員等の力を十分に活かすことができなかった事例が見られ、早急な受援体制の整備が求められている。

第3節 応援を受入れる上での心構えやポイント

災害時の短期応援における要請や受入れに係る心構えやポイントは次のとおりである。

○ 躊躇ない応援要請

近年の災害時における応援職員等の派遣申請の実態としては、被害状況が見通せず要請する業務内容とその必要人員数や必要物資数が定まらないために積極的に要請を行わないあるいは要請に遅れが生じるといった事例がみられる。災害対応に必要な職員や物資等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく「躊躇ない応援の要請」を行うことが重要である。

○ 災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測・計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整の実施、業務の統制・管理などのマネジメント業務が不可欠であるが、災害対応の経験や知見が無い職員のみでこれらを行うことは困難である。災害対応ノウハウのある都道府県職員や総括支援チームの派遣をいち早く要請し、助言・指導を受けながら対応することが重要である。

○ 応援職員等の受入れと管理・配置調整

応援職員等が行う業務を明確化しておき、応援職員等が到着後速やかに各業務に配置できるようにする。

また、時間の経過や災害状況の変化などに伴い、適宜配置の調整を行っていくことが重要である。

○ 業務を任せきりにしない（自らの判断による災害対応の実施）

受援対象業務は応援職員等の意見・助言を尊重しつつ取り組むが、応援終了後は被災市職員が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしないことが重要である。

業務の意思決定者は原則、被災市である。応援職員等が撤収するまでに、業務の引継ぎによって知見の継承をしておくことが重要である。

○ 応援には終わりがあ

短期応援の職員等にいつまでも頼ることなく、被災地の行政職員や事業者等で対応できるよう体制を整えていく努力も求められる。応援期間の終了時期を見据えて業務の見通しを立てていくことが重要である。

第2章 人的応援の受入れ

第1節 応援の種類

災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

1 国等による支援

国の職員等により、各省庁の所管事務に応じたリエゾン派遣のほか、下表のとおりあらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

応援部隊と活動内容

No	名 称	活動内容	関係機関
1	自衛隊（災害派遣部隊）	・ 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・ 人員や物資の輸送 ・ 給水	防衛省
2	警察災害派遣隊	・ 検視、死体見分及び身元確認の支援 ・ 緊急交通路の確保	警察庁
3	緊急消防援助隊	・ 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・ 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	消防庁
4	緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）	・ 被災状況の迅速な把握 ・ 被害の発生及び拡大の防止 ・ 被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・ 気象解説による市の防災対応を支援 （気象庁防災対応支援チーム（JETT））	国土交通省

5	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定	国土交通省
6	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定	国土交通省
7	災害派遣医療チーム (DMAT)	・急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送	厚生労働省
8	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援	厚生労働省
9	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	・一次仮設置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援	環境省

2 地方公共団体等による支援

地方公共団体による支援については、埼玉県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等（下表）に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

また、民間企業等との応援協定に基づく支援【羽生市地域防災計画 資料編 資2-13 協定書一覧（2）～（8） 参照】については、自治体では手の届かないサービスや資機材等を有しており、発災時には民間企業等に対する応援要請が不可欠となる。本市は、民間事業者との間で様々な種類の協定を、下表のとおり締結しており、災害時の応急対策を円滑に遂行するため、市は協定書に基づき、協力要請をする。

なお、協力要請等は、第4節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ（P7～P9）を準用し行う。

相互応援に関する自治体間協定

No	相互応援協定名	協定締結先	協定内容
1	災害時相互応援協定	鴻巣市 福島県金山町	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入
2	災害時相互応援協定	行田市 加須市	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供
3	大規模災害時の相互応援協定	春日部市、富士見市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市、愛知県津島市	支援物資の提供等、職員の派遣等

4	大規模災害時の相互応援協定	山梨県富士河口湖町	支援物資の提供等、ホームページの代理掲載、その他災害時の情報発信協力、職員の派遣等、避難施設の提供
5	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	原子力災害時の水戸市民の県外広域避難の受入。当市被災時の水戸市からの支援
6	災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入

3 その他協議会等による支援

過去に災害により被災した自治体への本市の職員派遣実績をもとに、本市が被災した際の協議会等からの支援については、下表のとおりとする。

その他協議会等による支援

No	応援業務	機 関
1	応急給水	日本水道協会
2	災害廃棄物受入れ支援	埼玉県清掃行政研究協議会

第2節 受援体制の整備

本市における各受援担当者及び埼玉県の連絡窓口、国等の応援部隊の要請方法等については、それぞれ下表のとおりとする。

羽生市の各受援担当者

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職	連絡先(内線)
受援担当者 庁内全体の	(渉外情報班) 総合受援窓口	責任者	企画課 課長	381
		受援担当者	企画課 企画政策係 係長	382
			企画課 情報政策係 係長	384
各業務の受援担当者	(統括班) 災害マネジメント	責任者	地域振興課 課長	221
		受援担当者	地域振興課 地域振興係 係長	224
			地域振興課 地域振興係	223
	(教育総務班) 避難所運営	責任者	教育総務課 課長	302
		受援担当者	教育総務課 総務係 係長	304
			教育総務課 総務係	303
	(社会教育班) 避難所運営	責任者	生涯学習課 課長	311
		受援担当者	生涯学習課 生涯学習係 係長	313
			生涯学習課 生涯学習係	312

	(建築班) 応急危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長	260
		受援 担当者	まちづくり政策課 建築係 係長	262
			まちづくり政策課 建築係	261
	(建築班) 被災宅地危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長	260
		受援 担当者	まちづくり政策課 開発指導係 係長	263
			まちづくり政策課 開発指導係	264
	(物資調達班) 支援物資に係る業務	責任者	商工課 課長	556
		受援 担当者	商工課 商工振興係 係長	556
			商工課 商工振興係	556
	(衛生班) 災害廃棄物対策	責任者	環境課 課長	291
		受援 担当者	環境課 清掃係 係長	293
			環境課 清掃係	292
	(調査班) 被災家屋調査	責任者	税務課 課長	110
		受援 担当者	税務課 資産税係 係長	122
			税務課 資産税係	121
	(水道班) 応急給水業務	責任者	水道課 課長	553
		受援 担当者	水道課 工務係 係長	553
			水道課 工務係	553
	(福祉班) 要配慮者等への支援	責任者	社会福祉課 課長	151
		受援 担当者	社会福祉課 地域福祉係 係長	157
			社会福祉課 地域福祉係	179
	(総務班) 被派遣職員の人事	責任者	総務課 課長	230
		受援 担当者	総務課 職員係 係長	233
			総務課 職員係	324
	(社会福祉協議会) ボランティアセンターの運営	責任者	社会福祉協議会 事務局長	540
		受援 担当者	社会福祉協議会 企画総務係 係長	541
			社会福祉協議会 企画総務係	541

埼玉県の連絡窓口

分類	担当部署	連絡先
埼玉県	統括部 市町村班	048-830-8181
	行田支部 利根地域振興センター	048-555-1110

国等の応援部隊の要請方法一覧

No	名 称	関係機関	派遣要請先
1	自衛隊（災害派遣部隊）	防衛省	市から県へ派遣要請を依頼する。
2	警察災害派遣隊	警察庁	市から県及び羽生警察署へ派遣要請を依頼する。
3	緊急消防援助隊	消防庁	市から県へ派遣要請を依頼する。
4	緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
5	気象庁防災対応支援チーム （JETT）	国土交通省	市から熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。
6	全国被災建築物応急危険度判定 協議会	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
7	被災宅地危険度判定連絡協議会	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
8	災害派遣医療チーム （DMAT）	厚生労働省	県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
9	災害派遣精神医療チーム （DPAT）	厚生労働省	県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
10	災害廃棄物処理支援ネットワー ク （D. Waste-Net）	環境省	市から県へ派遣要請を行う。

活動拠点の想定施設

国・県の活動拠点	・ 自衛隊	羽生中央公園・羽生市体育館 羽生市消防本部
	・ 緊急消防援助隊	羽生市消防本部
	・ 埼玉 SMART	羽生市消防本部
地方公共団体	・ 応援協定団体	羽生市産業文化ホール
公共的団体及びボランティア		羽生市民プラザ

第3節 受援担当者の役割

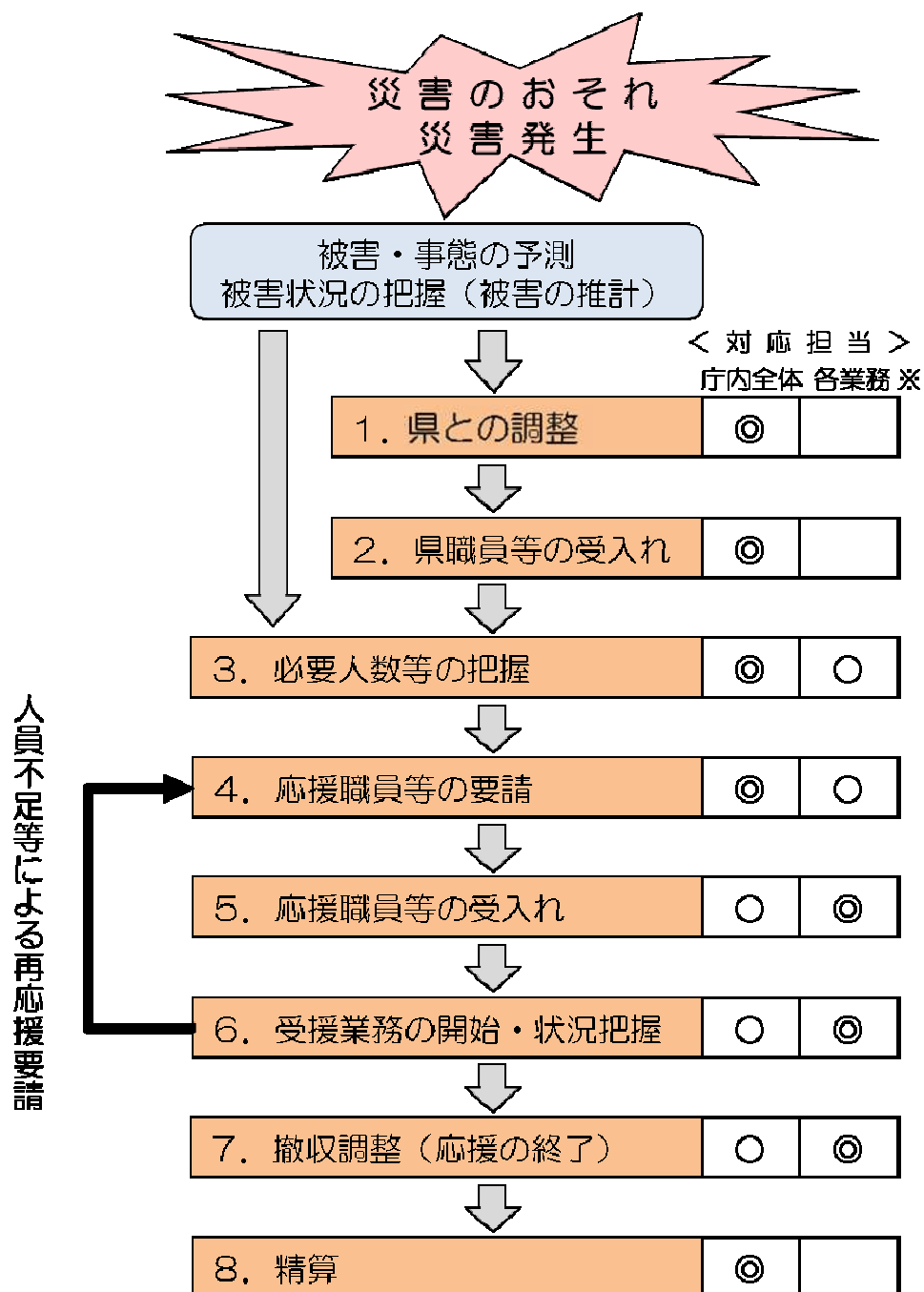
庁内全体の受援担当者及び各業務の受援担当者それぞれの主な役割は、下表のとおりとする。

各受援担当者の主な役割

	主な役割
庁内全体の 受援担当者 （渉外情報班）	・ 埼玉県や応援職員等派遣機関、相互応援協定に関する自治体等へ応援職員等の受入れの調整 ・ 各業務の受援担当者と応援職員等の受入れ調整 ・ 各業務の人的応援のとりまとめ ・ 受援に関する庁内全体の調整会議の運営
各業務の 受援担当者	・ 渉外情報班との応援職員等の受入れの調整 ・ 各業務における応援職員等の受入れ状況の把握及びサポート等

第4節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは、下記のとおりとする。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示すものとする。



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

1. 県との調整【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、埼玉県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、都道府県と調整の上、それらに関して知見のある埼玉県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

※県は、受援ニーズの把握や災害マネジメント支援のため、以下のとおり県職員等を派遣する。

①市町村情報連絡員（係）

市町村情報連絡員（係）は、震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に派遣され、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。

休日・夜間は、市町村庁舎の近隣に居住するあらかじめ指定された職員が市町村情報連絡員として派遣される。平日勤務時間内は県支部職員が市町村情報連絡係として派遣される。

②彩の国災害派遣チーム先遣隊

「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき派遣される「彩の国災害派遣チーム」の第一隊。

（彩の国災害派遣チームの詳細については第4章第1節「彩の国災害派遣チームの概要」を参照）

先遣隊は被災状況や受援ニーズの把握を行う。

③彩の国災害マネジメント支援員

災害マネジメント支援員は、被災市町村の要請に基づき派遣され、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備などの管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整などにより災害マネジメントを支援する。

候補者は、県地域振興センター地域防災幹や、市町村に役付きで派遣された経験を有する者など。

2. 県職員等の受入れ【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

3. 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。
- 各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

4. 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。
- 庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、埼玉県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

5. 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者と情報共有する。
- 応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明（※）する。

※ 説明事項の例

①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な資源の確保方法
⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- 庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

8. 精算【庁内全体】

- 埼玉県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第5節 彩の国災害派遣チームの概要

被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、埼玉県及び県内市町村が人的相互応援を実施する。

応援の際には、県・市町村合同で「彩の国災害派遣チーム」が編成される。

※国や関係機関によりルールのある職種の派遣や、3か月程度以上の中・長期間の派遣は彩の国災害派遣チームの対象外とする。

項 目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、 対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	<u>対象とする</u>
中・長期派遣	—		原則、 対象としない

彩の国災害派遣チームの役割分担は、下表のとおりとする。

No	隊 名	1隊人数	主な活動場所	業務内容
①	リーダー	1人	市町村庁舎	派遣チームの統括
②	サブリーダー	1人	市町村庁舎	リーダーの補佐、不在時の代理
③	現地受援隊 ※④から⑪のニーズが不明な段階は、「先遣隊」の名称とする。	4人	市町村庁舎	市町村災害対策本部がある庁舎で、受援市町村や県受援支部との連絡調整を行う。また、リーダーを補佐し各隊の統括や後方支援を行う。現地受援連絡所や現地受援本部を設置した場合は、その運営員となる。
④	災対本部支援隊	4人	市町村庁舎	市町村災害対策本部事務局や防災部局で、災害対策の助言や災害情報の収集、対応等の支援を行う。
⑤	避難所支援隊	4人	避難所	避難所や一時滞在施設等で運営支援を行う。
⑥	物資搬出入支援隊	4人	物資拠点	救援物資の搬出入、仕分、管理、保管等の支援を行う。
⑦	住家被害認定支援隊	4人	被災住家	住家の被害認定の支援を行う。
⑧	罹災証明支援隊	4人	市町村庁舎	罹災証明交付の支援を行う。
⑨	窓口業務支援隊	4人	市町村庁舎	各種相談、被災者生活再建支援金や県・市町村被災者生活再建支援金等の受付の支援を行う。
⑩	ボランティア支援隊	4人	ボランティアセンター	社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター運営の支援を行う。
⑪	その他必要な隊	4人	その他	その他の必要な支援を行う。

※ 人数は目安であり、業務内容に応じて増減又は第1物資搬出入支援隊、第2物資搬入支援隊のように同一隊を増強して対応する。

1 次要請（県支部へ応援要請）

想定：局地災害

- ① 被災市町村（受援市町村）は所管の県支部（県受援支部）へ人的要請する。ただし、東京湾北部地震等の大規模地震や被災により市町村機能が低下した場合は、市町村の要請によらず、県統括部の指示で被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。
- ② 県受援支部は県統括部へ報告する。県統括部は職員派遣の可否を総合的に判断し、県受援支部へ指示する。
- ③ 県受援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ人的要請する。
- ④ 応援市町村、県応援地域機関は受援市町村へ職員を派遣する。

2 次要請（県統括部へ応援要請）

想定：広域災害

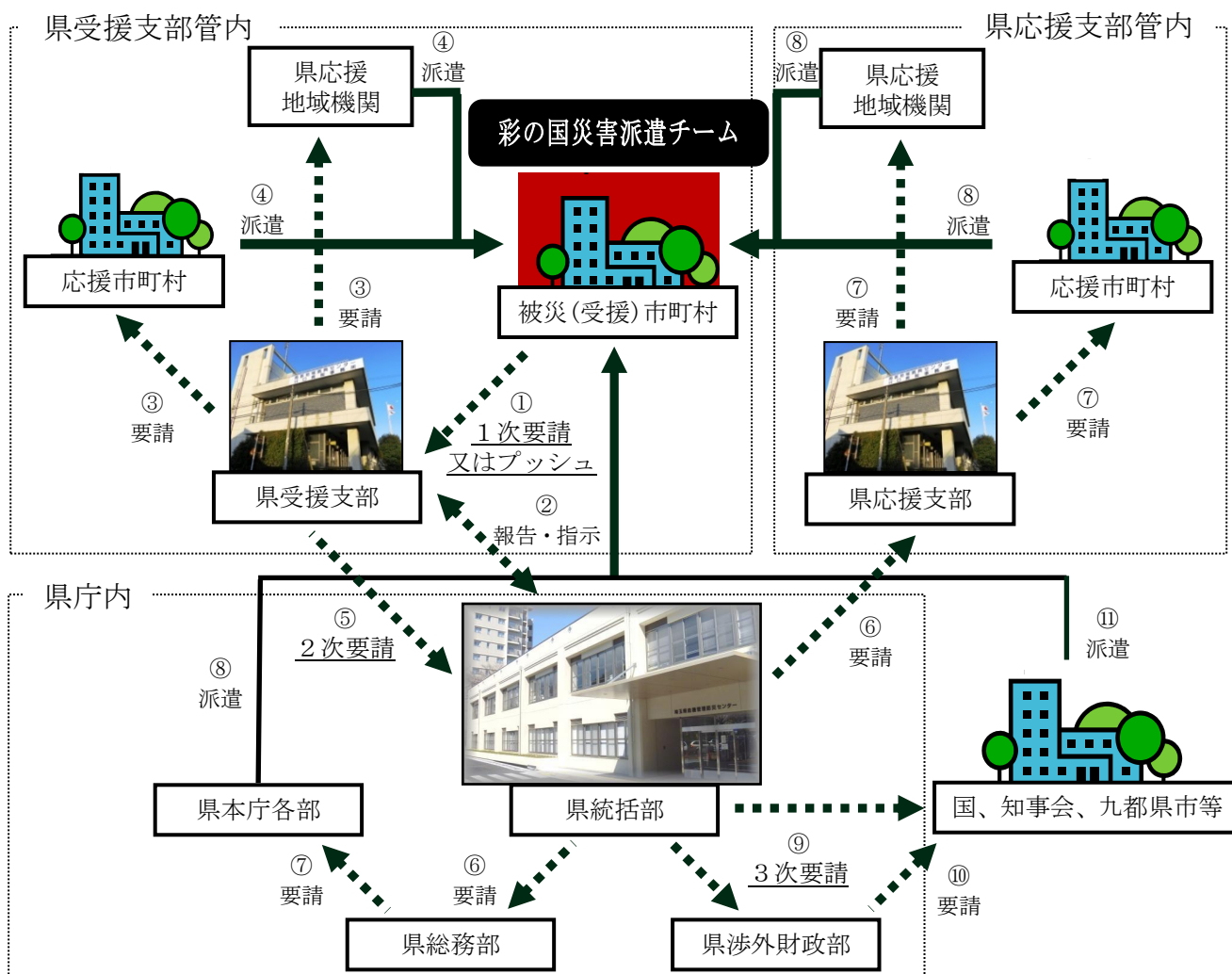
- ⑤ ④の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県受援支部は県統括部へ人的要請する。
- ⑥ 県統括部は県受援支部以外の県支部（県応援支部）、県総務部へ人的要請する。
- ⑦ 県応援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ、県総務部は県本庁各部へ人的要請する。
- ⑧ 応援市町村、県応援地域機関、県本庁各部は受援市町村へ職員を派遣する。

3 次要請（県外へ応援要請）

想定：甚大な広域災害

- ⑨ ⑧の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県統括部は県渉外財政部又は国へ人的要請する。
- ⑩ 県渉外財政部は知事会、九都県市等へ人的要請する。
- ⑪ 国、知事会、九都県市等は受援市町村へ職員を派遣する。

※ 被災で県支部機能が低下等した場合は、県統括部が県支部の全部又は一部の事務を行う。



第6節 埼玉県への職員派遣要請の流れ

十分かつ迅速に応急対策等を実施することが困難な場合、渉外情報班は県行田支部へ職員派遣を要請する。

要請にあたり、

- ・埼玉県・市町村人的相互応援マニュアル様式（以下、様式）1「職員派遣要請リスト」
- ・埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱「埼玉県・市町村人的相互応援派遣要請依頼書」を作成する。

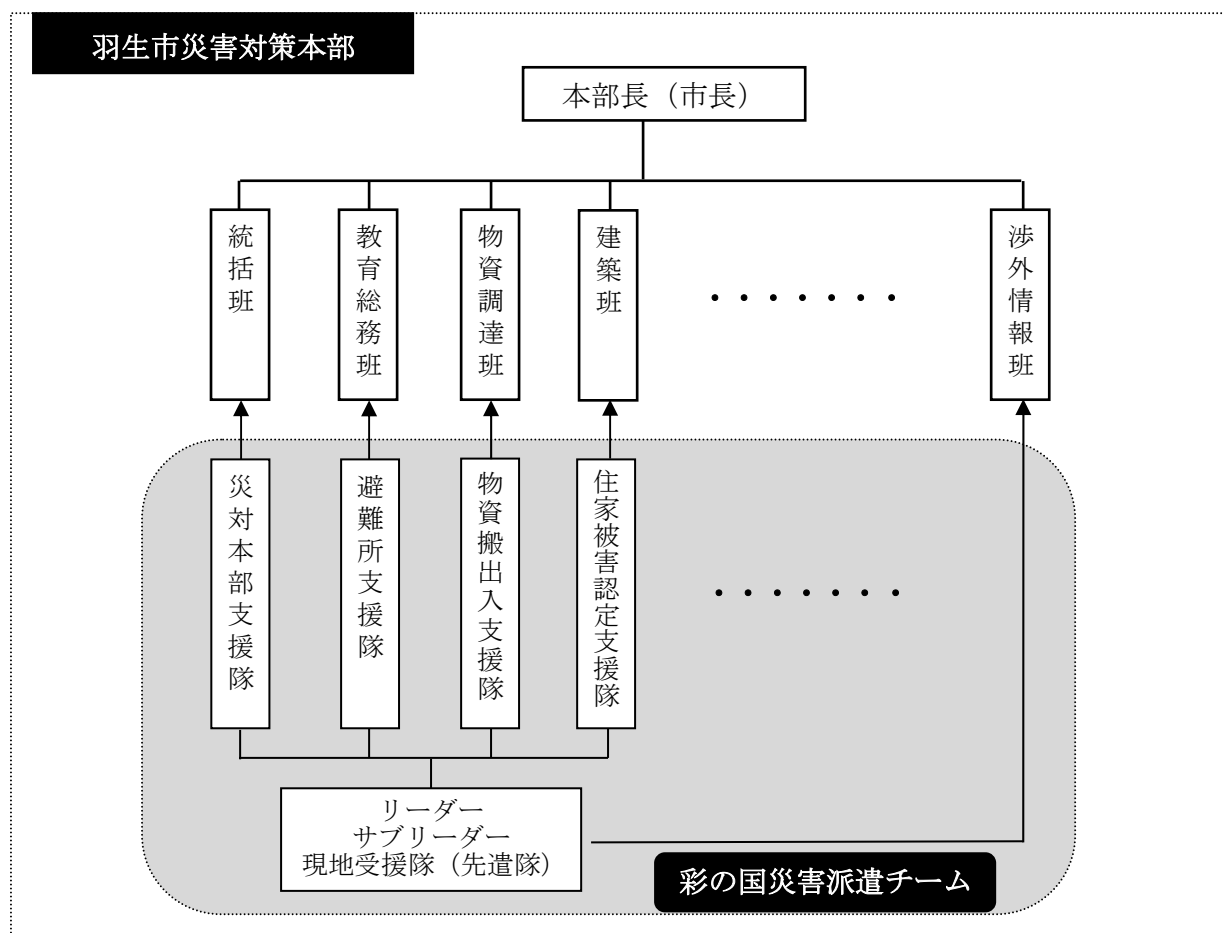
〔※被災により市町村機能が低下した場合は、県は市町村の要請によらず、被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。その場合、職員派遣要請リストは県が作成する。〕

彩の国災害派遣チームの編成が決定されると、県行田支部から、

- ・「職員派遣配分リスト」
- ・「彩の国災害派遣チーム編成表」
- ・「派遣指示書」

が送付されるので、隊の構成、人数を把握し、執務スペースの確保等受け入れの準備を行う。

派遣チーム各隊は、活動場所への到着後、羽生市の各業務を担当する班の指揮下に入り支援する。リーダー、サブリーダー、現地受援隊は羽生市の渉外情報班の指揮下に入りつつ、各隊と派遣元団体との後方支援等の連絡調整の間に入る。



第7節 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は人的相互応援実施マニュアルに定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

㊦東京湾北部地震、㊧茨城県南部地震、㊨元禄型関東地震、㊩立川断層帯地震
羽生市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、埼玉県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。
以降の流れは「第6節 埼玉県への職員派遣要請の流れ」と同様とする。

第8節 応急対策職員派遣制度について

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

応援職員の派遣は、目的により以下の2チームに分けられる。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チーム）

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。
- ・第1段階支援においては、被災地域ブロック（関東ブロックは東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）内の都道府県（管内市町村含む）、又は指定都市が対口支援団体となり応援職員を派遣する。
- ・第1段階支援だけでは対応が困難な場合、第2段階支援として全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（総括支援チーム）

- ・総務省の名簿に登録された「災害マネジメント総括支援員」及びその補助である「災害マネジメント支援員」等で構成する「総括支援チーム」を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整を行う。
- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

羽生市から県へ人的応援を要請し、県が県内自治体だけでは応援を実施することが困難と判断した際には、県から関係機関へ応援対策職員派遣制度に基づく応援を要請する。

第3章 物的応援の受入れ

第1節 物的応援の基本的な考え方

1 物的応援の考え方及び枠組み

災害発生後3日目までは、1.5日分を本市が、1.5日分を県が備蓄するという埼玉県「地域防災計画」に基づき、それぞれが備蓄している物資を被災者へ供給することで対応することとする。

一方、それぞれが保有している備蓄物資が不足する場合においては、必要な物資を調達し、被災者へ供給するものとする。

主な供給の枠組みは、

- ①協定企業等からの提供による供給
- ②相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給
- ③県への要請による供給

のとおり分類する。

なお、原則として本市が①、②の枠組みで供給を試み、それでは対応できない場合は③の枠組みで県へ要請するものとする。

また、政府の緊急災害対策本部（以下「国緊急本部」という。）により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援（以下「政府のプッシュ型支援」という。）が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

第2節 物的応援受入れに関する体制

本市における物的応援受入れ関係部署は、下表のとおりとする。

物的応援受入れ関係部署

(班名) 業務名	担当部署	連絡先(内線)
(物資調達班) 物資の調達に関すること	商工課	556
	観光プロモーション課	559
(財政班) 燃料の供給要請	財政課	375
(土木班) 緊急物資輸送路の確保	建設課	255

第3節 地域内輸送拠点の開設・運営

1 基本的事項

発災時に外部から輸送される物資等の円滑な受入れ及び適切な管理を行うため、物資集積拠点を定め、物資調達班が現地で開設・運営を行う。選定の際には、候補となる施設や施設周辺の被害状況の情報収集を行う。

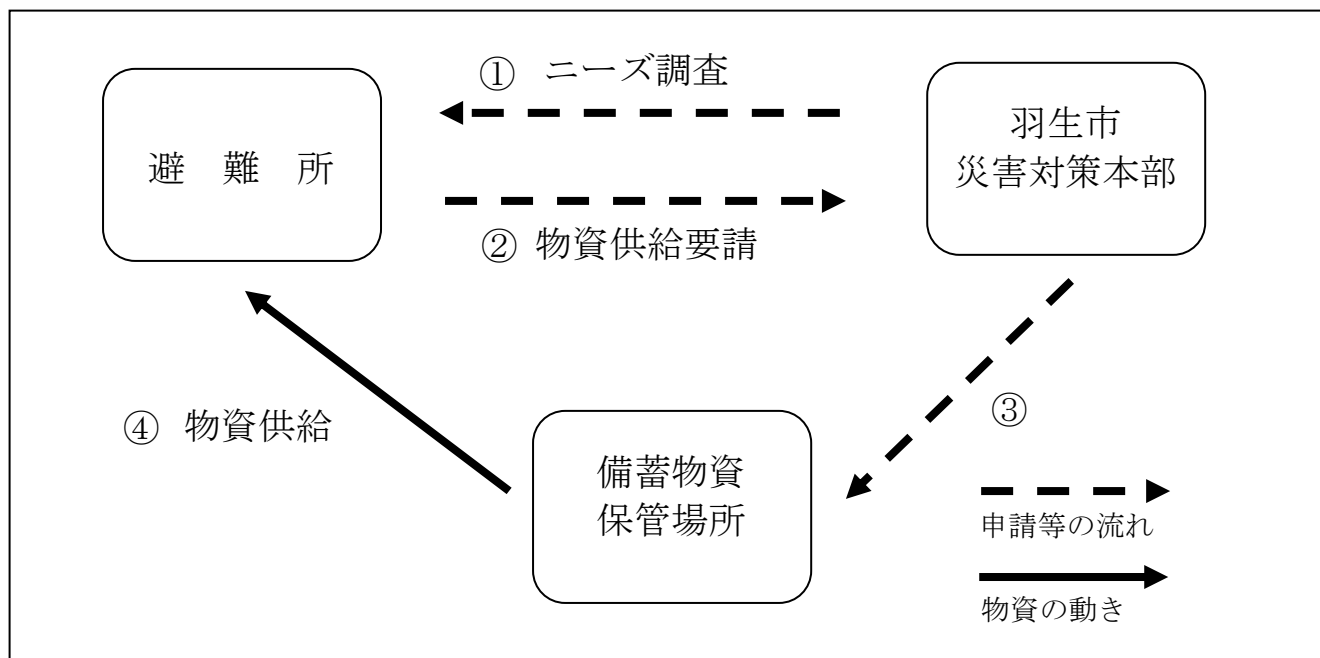
2 物資の受入れ概要図

①本市が所有する備蓄物資の供給（備蓄物資の供給フロー図）

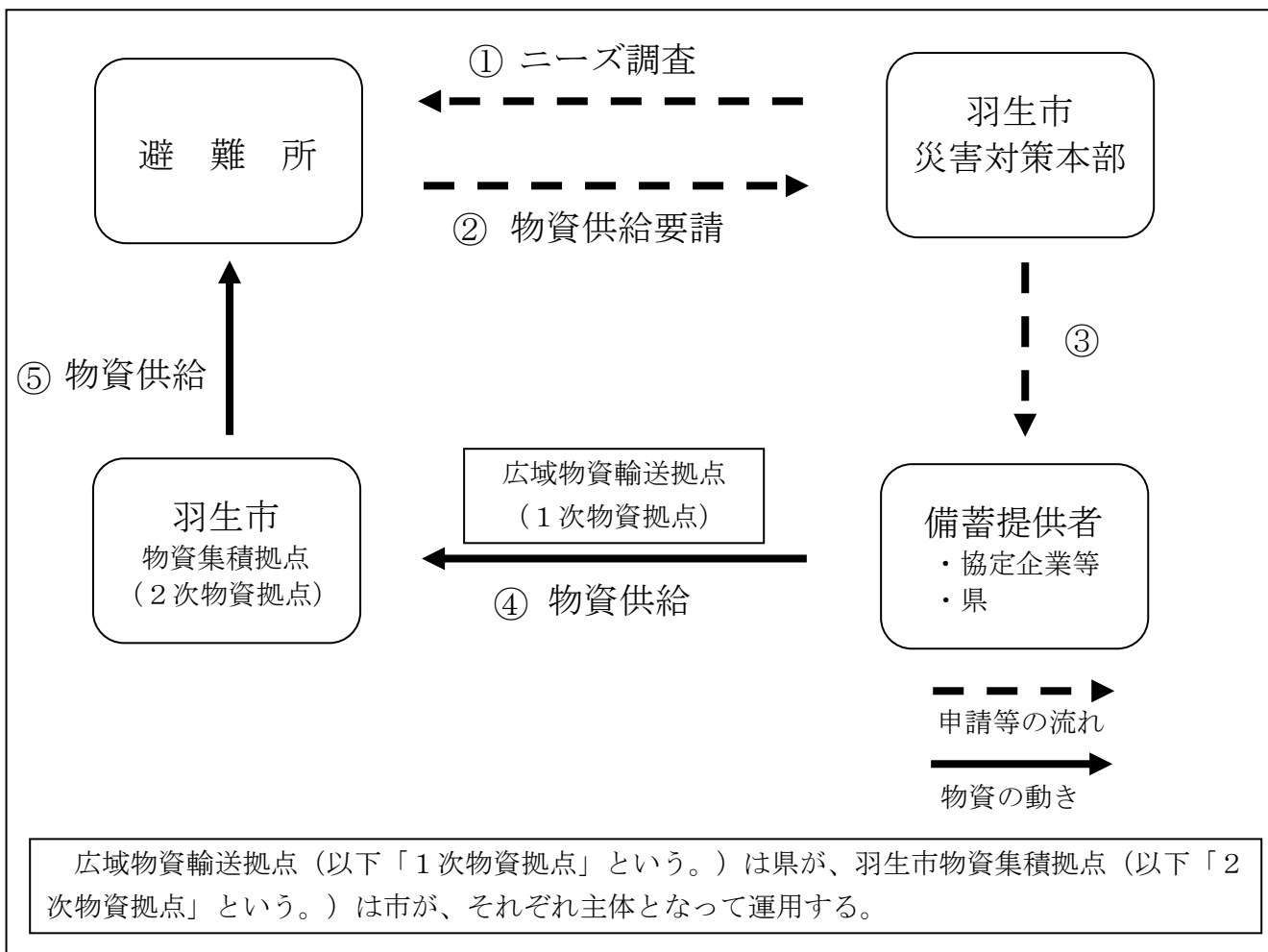
②本市から他機関への要請に基づく供給（備蓄物資以外の物資供給フロー図）

なお、本計画においては、「②本市から他機関への要請に基づく供給」について主に整理することとする。

備蓄物資の供給フロー



備蓄物資以外の物資供給フロー



3 2次物資集積拠点の選定

2次物資集積拠点は、2次集積場所として、広域物資拠点（1次集積場所）から割り振られた物資のほか、協定を結んだ自治体や事業者からの物資が集められる。2次物資集積拠点は、下表のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

2次物資集積拠点 候補施設

施設名	所在地	区 分	備 考
羽生市産業文化ホール	下羽生876	公共施設	
羽生市体育館	東9-1-1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所	川崎1-371-8	民間施設	協定に基づくもの

※候補地は、随時増やすことを検討する。

※候補施設は、施設の被災状況等により開設されない場合がある。

4 2次物資集積拠点の運営

2次物資集積拠点の運営は、**物資調達班**が行う。また、本市では、物流事業者と物資の輸送のほか、2次物資集積拠点の運営について協定を締結している。事業者の被災状況を確認の上、可能な限り要請を行い、効率的な拠点の運営を行う。拠点での役割分担は、下表のとおりとする。

拠点での役割分担

担 当	業務内容
拠点総括	・ 2次物資集積拠点の運営総括 ・ 対応方針の決定
情報管理	・ 市災害対策本部との連絡調整
物資等の出入管理	・ 物資等の受入れ ・ 受入れた物資等の振り分け ・ 在庫の把握、管理
警備	・ 拠点の警備 ・ 車両誘導

第4節 物資の輸送体制

1 基本的事項

物資調達班は、要請を受けた避難所等に迅速かつ的確に物資を輸送するため、輸送手段の確保や適切な輸送ルートを選定する。

1) 輸送手段の確保

本市と協定を締結している下記の物流事業者に協力を要請する。

また、発災直後のほか、小口等の個別で対応可能な案件は、機動性の高い公用車での輸送を実施する。

本市と協定を締結している物流事業者

- | |
|----------------------------------|
| ・ (社)埼玉県トラック協会北埼玉支部
・ 佐川急便(株) |
|----------------------------------|

2) 輸送ルートの選定

災害時に道路や橋は、被害を受け、通行止めとなることや、障害物除去、応急復旧、交通規制等が行われ、渋滞が発生することを念頭に入れ、選定を行う。

また、道路状況等をできる限り把握し、輸送車に情報提供を行う。

3) 良好な輸送環境の確保

迅速・的確に物資輸送を行うため、以下の点に留意する。

ア) 燃料

財政班は、燃料需要を取りまとめ、市の契約している燃料事業者に対し、物資輸送車両及び緊急通行車両に対する燃料の優先供給を要請する。

イ) 道路

道路状況が渋滞等により輸送に著しく支障を来す場合、土木班は、羽生警察署に協力要請し、必要な交通規制及び警察車両による先導を要請し、輸送ルートを確認する。

ウ) その他

道路状況を記した輸送先の地図を用意する。

2 物資の受入れ・仕分け

物資調達班は、2次物資集積拠点に物資の到着を連絡し、受入れを要請する。また、2次物資集積拠点に配置された人員は、避難所の収容人数や収容者のニーズを可能な限り考慮し、物資を仕分ける。仕分けの際は、梱包の外部に分かりやすいよう下表の梱包への記載事項を記入する。

梱包への記載事項

- | |
|-------------------|
| 1. 中身の内容 |
| 2. 数量 |
| 3. 賞味期限（消費期限） |
| 4. 提供を受けた団体名及び連絡先 |
| 5. 確認した日付 |
| 6. その他必要と判断した情報 |

3 物資の輸送実行

物資配分、輸送手段や輸送ルートの決定に基づき、関係機関へ要請し輸送を実行する。実行後、物資調達班は、輸送状況の管理等を行う。

4 輸送車両

物資輸送に使用可能な車両は、下表のとおりとする。

物資輸送に使用可能な車両一覧

車 種	ナンバー	所有課	備 考
トヨタ ノア	1229	財政課	
スズキ エブリィ（白）	5090	財政課	軽バン
スズキ エブリィ（シルバー）	5091	財政課	軽バン
トヨタ（プロボックス）	5387	商工課	
トヨタ ハイエース	4024	観光プロモーション課	貨物

三菱（ミニキャブバン）	1321	観光プロモーション課	軽バン
スズキ（キャリートラック）	2498	観光プロモーション課	軽トラ
トヨタ ハイエース	5687	観光プロモーション課	乗用車

第5節 物資供給の手順

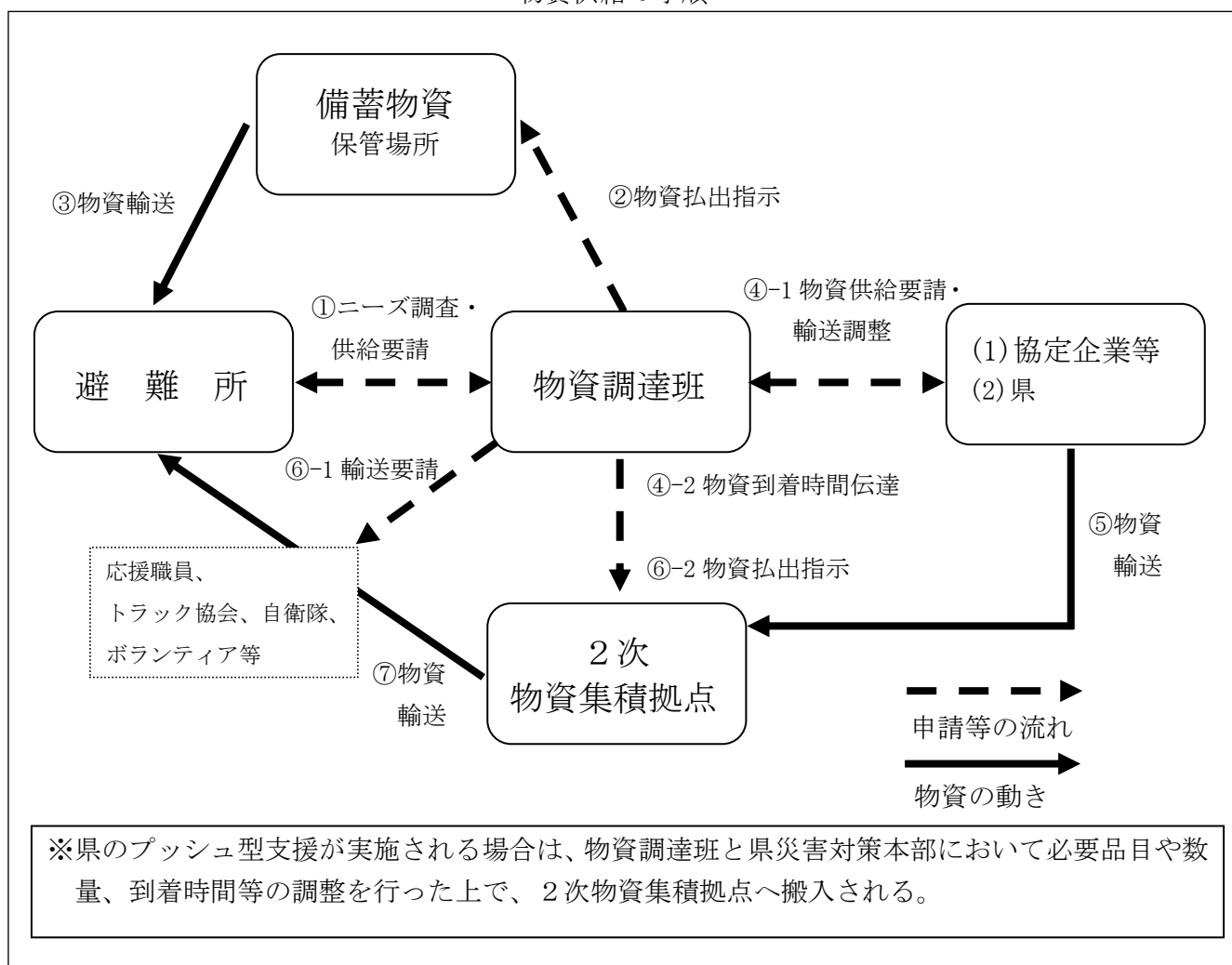
物資供給の手順は、下記のとおりである。

避難所から物資調達班への要請や物資調達班から県への要請、備蓄物資保管場所への物資払出指示や2次物資拠点への物資搬入時間及び払出指示は、原則として内閣府が整備している物資調達・輸送調整等支援システム（以下「国システム」という。）を用いて行うこととする。

なお、協定企業等やトラック協会への要請など、国システムによる管理が及ばない業務は市単独で行う。

また、国システムが使用不能となった場合には、物資供給業務を個別に実施することとする。

物資供給の手順



第6節 物資の取扱い

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報することとする。

一方、企業や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れるものとする。

2 2次物資拠点での救援物資の取扱い

2次物資拠点において円滑に物資を仕分けし、払出しを行うためには適切な物資の保管が重要であるため、物資拠点管理係は受け入れた救援物資を種類、品目毎に固めて保管し、拠点内は常に整理された状態に保つことに留意するものとする。

また、物資の配置図を作成し、拠点内に貼り出し、拠点内で作業する者全員が必要な物資の保管場所を常に把握できる体制を整えるものとする。

第4章 ボランティアの応援受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの支援を得ることが必要である。このため、市は羽生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の円滑化を図るものとする。

1 災害支援ボランティア活動内容

○ボランティア活動の種類

区分	活動内容
一般 ボランティア	① 救援物資の運搬、整理、仕分け、配分
	② 避難所の運営補助（炊き出し等）
	③ 清掃、防疫
	④ 要配慮者等の介護、生活支援
	⑤ 広報資料の作成
	⑥ その他危険のない軽作業
専門 ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） …救急救護、心のケア、乳幼児保育
	② 福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士等）
	③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤ 通訳（外国語通訳）
	⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）

	⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
	⑨ ボランティアコーディネート業務

○砂防ボランティア

- ① 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- ② 土砂災害に関する知識の普及活動
- ③ 土砂災害時の被災者の援助活動
- ④ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

2 災害ボランティアセンターの設置と運営

○災害ボランティアセンターの設置

羽生市社会福祉協議会は、市の決定に基づき、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点施設や資機材等を提供する。

○災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、羽生市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受入・受付
- ⑤ ボランティア活動情報の集約・管理
- ⑥ 市災害対策本部との連絡調整
- ⑦ その他ボランティア活動に関すること。

○災害ボランティアセンターとの調整

市は、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員（福祉班）を配置し、市災害対策本部とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集、提供活動等を行う。

また、羽生市災害対策本部規程に基づき、必要に応じてボランティアセンター関係者を本部付として委嘱する。

3 ボランティア関係機関とのネットワーク化

ボランティアを円滑に受け入れるため日頃からボランティア関係機関とのネットワーク化の促進に努める。

また、市民に対し、県の災害ボランティア登録制度について、ポスター、広報誌等により周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

第5章 受援計画の実行性の確保

受援計画の実行性を確保するためには、作成した計画をもとに職員に対する研修等を定期的に実施し、計画の検証と改善を行うものとする。

資料 7 各種様式集

7-1 発生速報

発生速報

支部
羽生市

年 月 日 発信 時 分		発信者			受信者		
1	被害発生	自 至	年 年	月 月	日 日	時 時	分 分
2	被害場所						
3	被害程度						
4	被害に対する措置						
5	その他必要事項						

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

7-2 経過速報

○経過速報

支部
羽生市

				発信者				受信者					
被害の種別							発生地域						
被害日時		自		月		日		至		月		日	
報告区分													
区 分				被 害		区 分				被 害			
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流出・埋没		ha			
	行方不明者		人					冠 水		ha			
	負傷者	重傷	人					畑	流出・埋没		ha		
		軽傷	人						冠 水		ha		
住家被害	全 壊 (焼) (流失)		棟			道路被害	決 壊		箇所				
			世帯				冠 水		箇所				
			半 壊 (焼)	棟			その他被害	文教施設		箇所			
	世帯			病 院		箇所							
	人			橋りょう		箇所							
	一部破壊	棟			河 川			箇所					
		世帯			砂 防			箇所					
		人			清掃施設			箇所					
	床上浸水	棟			崖くずれ			箇所					
		世帯			鉄道不通			箇所					
		人			被害船舶			隻					
		人			水 道			戸					
	床下浸水	棟			電 話			回線					
		世帯			電 気			戸					
		人			ガ ス			戸					
		人			ブロック塀等			箇所					
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟				罹災世帯数		世帯			
			半壊(焼)	棟				罹災者数		人			
		その他	全壊(焼)	棟			火災発生	建物		件			
			半壊(焼)	棟				危険物		件			
災害に対してとられた措置 (1)災害対策本部の設置状況 (2)市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3)応援要請又は職員派遣の状況 (4)災害救助法適用の状況 (5)避難指示の状況 市町村数 地区数 人 人 (6)消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)													

7-3 被害状況調

○被害状況調（確定報告）

羽生市

被害の種別		発生地域	
被害日時	月 日 至 月 日		
報告区分	確定		

区 分			被 害	区 分			被 害
人的被害	死 者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha
	行方不明者		人			冠 水	ha
	負傷者	重傷	人		畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人			冠 水	ha
住家被害	全 壊		棟	道路被害	決 壊		箇所
			世帯		冠 水		箇所
			人	その他被害	文教施設		箇所
	半 壊		棟		病 院		箇所
			世帯		橋りょう		箇所
			人		河 川		箇所
	一部破壊		棟		砂 防		箇所
			世帯		清掃施設		箇所
			人		崖くずれ		箇所
	床上浸水		棟		鉄道不通		箇所
			世帯		被害船舶		隻
			人		水 道		戸
	床下浸水		棟		電 話		回線
			世帯		電 気		戸
			人		ガ ス		戸
			人		ブロック塀等		箇所
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟	罹災者数		人	
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建 物		件
		半壊(焼)	棟		危険物		件
					その他		件

区 分		被 害	災害対策本部 市町村	名称							
公立文教施設	千円			設置	月	日	時				
農林水産業施設	千円			解散	月	日	時				
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害 市町村数		団体									
その他	農業被害	千円						災害対策本部 市町村数	計 団体		
	林業被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計 団体						
その他	千円		消防職員出動延人数		人						
被害総額		千円		消防団員出動延人数		人					
備考	その他（避難の指示・自主避難等の状況）										

7-4 緊急消防援助隊の応援要請のための連絡事項（要請要綱）

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第	報			
年	月	日	時	分

（消防庁長官又は都道府県知事）殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年	月	日	時	分	頃
災 害 発 生 場 所	都道 府県					市区 町村
応 援 等 要 請 日 時	年	月	日	時	分	
出動を希望する区域・活動内容						
災 害 の 状 況						
	原子力施設等		被 害			
	石油コンビナート等		被 害			

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊	後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
消火小隊	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
救助小隊	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊	
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊			その他（ ）	
その他参考となるべき事項（必要資機材等）					

・必要な応援部隊 ※必要な隊（部隊）に○を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指 揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航 空 部 隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
その他参考となるべき事項（必要資機材等）				

＜連絡責任者＞

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

7-5 自衛隊派遣要請依頼書

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 市長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出（連絡先）県危機管理防災部危機管理課

○自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

羽生市長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣要請を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
- 5 連絡担当者
災害対策本部 職 氏名
(電話番号)
被災現場 職 氏名
(携帯電話番号)

7-6 避難者カード

避難者カード

※同居家族全員の情報をご記入ください。

避難所名			受付者		
自宅住所			電話番号		
自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊・被害なし		自治会名		
避難日時			退所日時		
退所後住所			退所後電話		
緊急連絡先	①氏名 電話		②氏名 電話		

氏名（年齢）	性別	避難の状況	健康等	備考
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	

① このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。

ただし、プライバシー保護の観点からご本人が閲覧を認めている場合に限りです。

② このカードの閲覧希望の可否を下記に記入してください。（どちらかに○印）

1 閲覧してもよい	2 閲覧してほしくない

③ なお、市役所（市災害対策本部）へは閲覧の可否にかかわらず災害応急対策上必要となるため、情報を提供します。

④ 備考欄には、持病、障がい、服用薬、担当ケアマネ名や緊急を要する場合の病院・施設への搬送希望などを記入してください。

7-7 罹災証明書申請書

り災証明申請書

年 月 日

羽生市長 様

下記のとおり、り災証明書の発行を申請します。

申請者	住所
	氏名
	印
事業所	住所
	事業所名

証明の種類	り災証明書			
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通

※この欄には申請者は記入しないで下さい。

主管部課名	部 課 係				担当名				
摘要									
備考									
供覧	課長	係長	担当	担当	関係部課				

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	
被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部破損)
浸水区分・被害状況	建物外壁の破損

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

証第 号

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 (印)

7-9 ペット同行避難状況調査票

同行避難状況調査票

令和 年 月 日

市町村	
所属課	
担当者名	
電話	

避難所にペット同行避難者がいる場合にご提出をお願いします。

1 ペット同行避難者のいる避難所の状況(現時点でわかる範囲で構いません)

	避難所名称	所在地	世帯数 (同行避難)	ペットの種類と数	支援が必要な資材
1				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()
2				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()
3				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()

2 備考欄(特記すべき事項又は要望等ありましたら御記入ください)

備考	

提出及び問い合わせ先 埼玉県保健医療部生活衛生課

(提出先) a3600-02@pref.saitama.lg.jp

(問合せ) 048-830-3612(繋がらない場合、上のメールアドレスまで)

7-10 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能即報 (チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい□ いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか

はい□ いいえ□

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

はい□ いいえ□

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)

はい□ いいえ□

の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい□ いいえ□

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい□ いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい□ いいえ□

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい□ いいえ□

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい□ いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような

はい□ いいえ□

損壊が生じているか

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい□ いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか

はい□ いいえ□

(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。